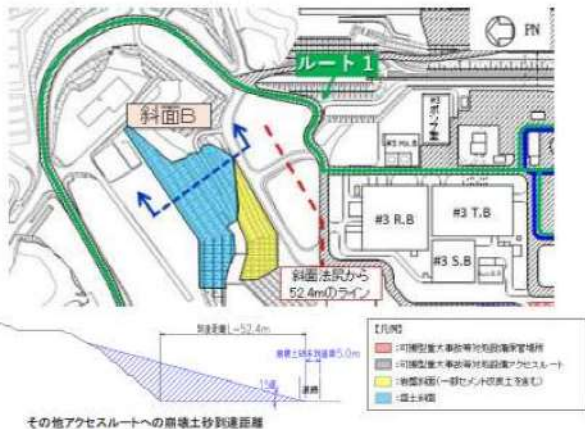
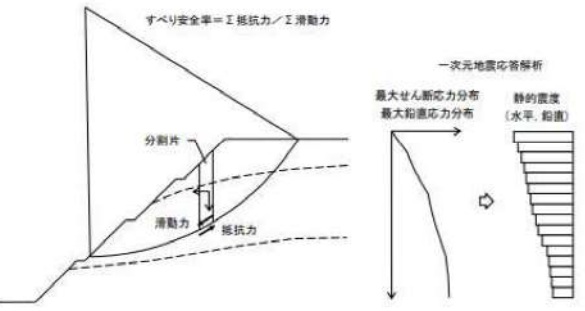


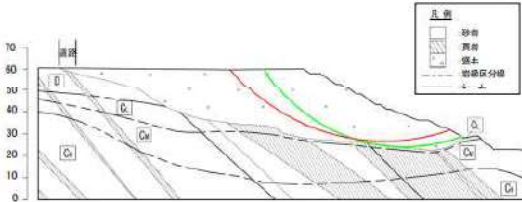
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第46図 崩壊土砂の影響範囲</p> <p>(2) 静的震度を用いた分割法による評価</p> <p>a. 評価方法</p> <p>道路土工（切土工・斜面安定工指針）に基づき、分割法による安定計算を行い、すべり安全率を算定する（第47図）。</p> <p>各分割片におけるすべり面の抵抗力は、岩級及び岩種の分布状況をもとに各岩種・岩級に応じた強度により算定し、滑動力は土塊重量及び地震時慣性力を考慮して算定する。地震時慣性力は原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）に基づき、斜面位置での基準地震動 <math>S_s</math> に対する一次元地震応答解析により得られたせん断応力分布と鉛直応力分布をもとに静的震度として考慮する。なお、水平震度と鉛直震度については、保守的に全時刻を通しての最大値を組み合わせる。</p>  <p>第47図 静的震度を用いた分割法による安定計算の概要</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

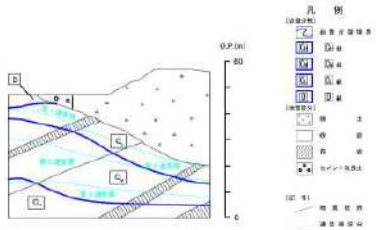
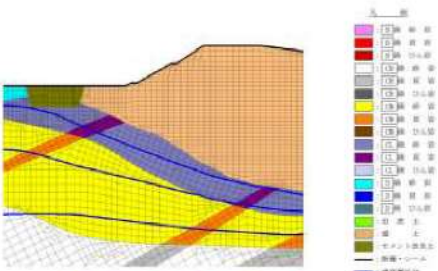
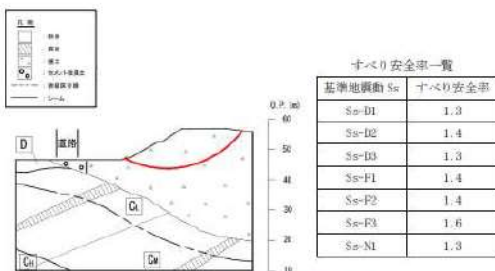
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 解析手法の妥当性</p> <p>周辺斜面の安定性評価については、第33図のフローのとおり静的震度を用いた分割法と二次元有限要素法解析とを使い分ける。</p> <p>ここでは、静的震度を用いた分割法による安定性評価の妥当性を、斜面Bにおける安全率の比較により確認する。</p> <p>c. 評価結果</p> <p>評価結果を第48図に示す。それぞれの評価方法における最小すべり安全率を比較した結果、静的震度を用いた分割法の方が保守的である。以上より、アクセスルートの周辺斜面に対して用いる、静的震度を用いた分割法による評価は、妥当な結果であると考えられる。</p> <p>なお、斜面Bについては二次元有限要素法による評価により、評価基準値であるすべり安全率 1.0 以上を満足していることから、安定性を確認している。</p> <table border="1" data-bbox="174 624 633 695"> <thead> <tr> <th>すべり線</th> <th>評価方法</th> <th>最小すべり安全率</th> <th>基準地震動 Ss</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>— (緑)</td> <td>静的震度を用いた分割法</td> <td>0.98</td> <td>Ss-D1</td> </tr> <tr> <td>— (赤)</td> <td>二次元有限要素法</td> <td>1.09</td> <td>Ss-D1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第48図 最小すべり安全率の比較結果</p> <p>(3) 斜面Cの二次元有限要素法解析による評価</p> <p>斜面Cは静的震度を用いた分割法による評価により、すべり安全率 1.0 以上を確保しているものの、裕度が小さい (<math>F_s=1.09</math>) ことから、より精緻な二次元有限要素法解析による安定性評価を実施する。</p> <p>a. 評価方法</p> <p>基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を実施し、算定されるすべり安全率が 1.0 を上回っていることを確認する。地質断面図を第49図に、解析メッシュ図を第50図に示す。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「SOILPLUSSTATICVer. 10.002」を、地震応答解析には解析コード「SuperFLUSHVer. 6.1」を、すべり計算には解析コード「SFCALCVer. 5.2」を使用する。</p>	すべり線	評価方法	最小すべり安全率	基準地震動 Ss	— (緑)	静的震度を用いた分割法	0.98	Ss-D1	— (赤)	二次元有限要素法	1.09	Ss-D1			
すべり線	評価方法	最小すべり安全率	基準地震動 Ss												
— (緑)	静的震度を用いた分割法	0.98	Ss-D1												
— (赤)	二次元有限要素法	1.09	Ss-D1												




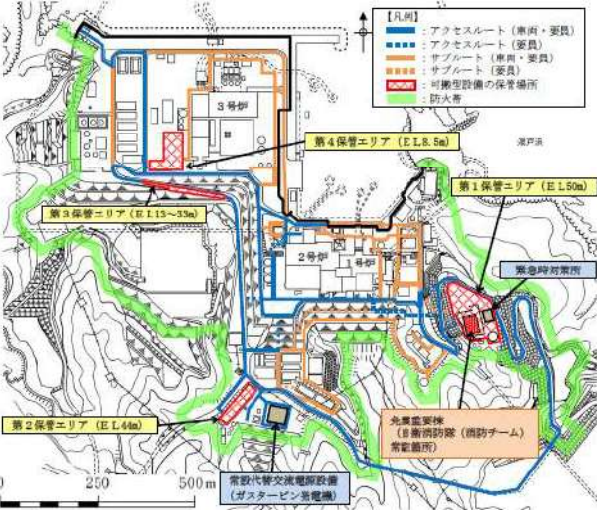
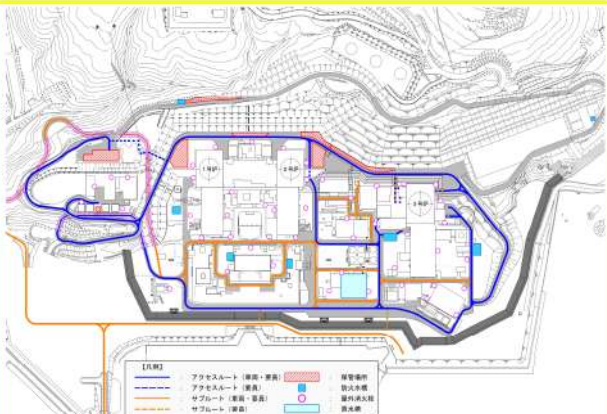
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第49図 斜面Cの地質断面図</p>	 <p>第50図 斜面Cの解析メッシュ図</p>																		
<p>b. 評価結果</p> <p>斜面Cのすべり安定性評価結果を第51図に示す。すべり安全率は1.0以上であり、斜面の安定性を確認している。</p>  <table border="1" data-bbox="436 1125 616 1316"> <thead> <tr> <th>基準地変動 Sa</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Sa-D1</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>Sa-DE</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Sa-B3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>Sa-F1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Sa-P2</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Sa-F2</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>Sa-N1</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>第51図 すべり安定性評価結果</p>	基準地変動 Sa	すべり安全率	Sa-D1	1.3	Sa-DE	1.4	Sa-B3	1.3	Sa-F1	1.4	Sa-P2	1.4	Sa-F2	1.6	Sa-N1	1.3			
基準地変動 Sa	すべり安全率																		
Sa-D1	1.3																		
Sa-DE	1.4																		
Sa-B3	1.3																		
Sa-F1	1.4																		
Sa-P2	1.4																		
Sa-F2	1.6																		
Sa-N1	1.3																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(18)</p> <p>消火活動及び事故拡大防止対策等について</p> <p>1. 化学消防自動車の出動の可否について                      発電所内の初期消火活動のため、発電所構内に初期消火要員（10名）が24時間常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 化学消防自動車の健全性                      耐震性が確保された第3保管エリア及び第4保管エリアに化学消防自動車を1台ずつ配備する。                      なお、消防自動車は地震で転倒しないが、竜巻対策として固縛し、凍結対策として消防自動車内蔵凍結防止ヒータを用いる。</p> <p>消火用の水源としては、防火水槽、耐震性防火水槽、屋外消火栓等を使用する。（第1図参照）</p>  <p>第1図 防火水槽等の配置</p> <p>(2) 初期消火要員の出動性                      初期消火要員のうち化学消防自動車による初期消火活動を実施する6名は耐震性が確認されている事務本館及び事務建屋（別紙(11)参照）に常駐していることから地震時においても出動することが可能である。</p>	<p>別紙(7)</p> <p>自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について</p> <p>1. 自衛消防隊（消防チーム）の出動の可否について                      発電所内の初期消火活動のため、発電所内の免震重要棟に自衛消防隊（消防チーム）が常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 自衛消防隊（消防チーム）のアクセスルートについて                      火災が発生した場合のアクセスルートについては、第1図に示すとおり、免震重要棟、第1保管エリア及び第4保管エリアから消防活動実施場所へのアクセスルートを確保している。                      なお、車両でのアクセスルートの通行に影響がある場合には、緊急時対策要員によるアクセスルートの復旧を行うとともに、自衛消防隊（消防チーム）は徒歩でのアクセスにより現場付近まで到着後、対応可能な手段により消火活動を行う。</p>  <p>第1図 自衛消防隊（消防チーム）のアクセスルート</p>	<p>別紙(17)</p> <p>消火活動及び事故拡大防止対策等について</p> <p>1. 化学消防自動車等の出動の可否について                      発電所内の初期消火活動のため、発電所構内に初期消火要員（11名）が24時間常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 化学消防自動車等の健全性                      耐震性が確保された51m倉庫・車庫エリアに化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を各1台配備する。                      なお、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は地震で転倒しないが、竜巻対策として固縛し、凍結対策として消防自動車内蔵凍結防止ヒータを用いる。                      消火用の水源としては、原水槽、防火水槽及び屋外消火栓を使用する。（第1図参照）</p>  <p>第1図 防火水槽等の配置</p> <p>(2) 初期消火要員の出動性                      初期消火要員のうち化学消防自動車等による初期消火活動を実施する専属消防隊員5名は耐震性が確認されている51m倉庫・車庫及び総合管理事務所（別紙(10)参照）に常駐していることから地震時においても出動することが可能である。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・島根は消防隊のアクセスルートについて記載。泊は女川と同様、消防自動車の健全性について記載。                      【女川】記載表現、設備名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・島根は消防車両について記載。泊は女川同様、要員の出動について記載。                      【女川】記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>(2) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動について</p> <p>火災が発生した場合の初期消火活動用として、第1表に示すとおり、免震重要棟近傍の第1保管エリア及び第4保管エリアに消防車両と泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>また、初期消火活動において消火が困難な場合は、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第1表 消防車両等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="712 459 1317 641"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1保管エリア</th> <th colspan="2">第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化学消防自動車</td> <td>: 1台</td> <td>・化学消防自動車</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>: 1台</td> <td>・小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・小型放水砲</td> <td>: 1台</td> <td>・小型放水砲</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>: 1,500L</td> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>: 1,500L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>: 2,000L</td> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>: 2,000L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤運搬車</td> <td>: 1台</td> <td>・泡消火薬剤運搬車</td> <td>: 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. タンクローリによる燃料給油時の火災防止</p> <p>タンクローリによる燃料給油時の火災防止策として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静電気放電による火災防止策として、タンクローリは接地を取る。</li> <li>・万一油が漏えいした場合に備えて、油吸着シート及び消火器を周囲に配備する。</li> <li>・タンクローリから軽油タンクへの接続は接合金具及び電気的導通性のある耐油ホースを用いる。</li> </ul>	第1保管エリア		第4保管エリア		・化学消防自動車	: 1台	・化学消防自動車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型放水砲	: 1台	・小型放水砲	: 1台	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤運搬車	: 1台	・泡消火薬剤運搬車	: 1台	<p>(3) 火災発生時の消火活動について</p> <p>火災が発生した場合の初期消火要員による初期消火活動用として、第1表に示すとおり消防車両と泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>また、災害対策要員による初期消火活動用として、第2表に示すとおり小型放水砲、可搬型大型送水ポンプ車及び泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>初期消火活動において消火が困難な場合は、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第1表 消防車両等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="1344 469 1948 622"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化学消防自動車</td> <td>1台</td> <td rowspan="5">51m倉庫・車庫エリア</td> </tr> <tr> <td>・水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・大規模火災用消防自動車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>7,200L</td> </tr> <tr> <td>・資機材運搬車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2表 小型放水砲等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="1344 702 1948 877"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>6台</td> <td>51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア</td> </tr> <tr> <td>・小型放水砲</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">構内保管場所</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>6,000L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤コンテナ式運搬車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	保管場所	・化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	・水槽付消防ポンプ自動車	1台	・大規模火災用消防自動車	1台	・泡消火薬剤（3%）	7,200L	・資機材運搬車	1台	設備名	配備数	保管場所	・可搬型大型送水ポンプ車	6台	51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア	・小型放水砲	2台	構内保管場所	・泡消火薬剤（1%）	6,000L	・泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台	<p>【島根】記載箇所の相違          ・泊は「4. 可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止」に記載。</p>
第1保管エリア		第4保管エリア																																																								
・化学消防自動車	: 1台	・化学消防自動車	: 1台																																																							
・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台																																																							
・小型放水砲	: 1台	・小型放水砲	: 1台																																																							
・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L																																																							
・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L																																																							
・泡消火薬剤運搬車	: 1台	・泡消火薬剤運搬車	: 1台																																																							
設備名	配備数	保管場所																																																								
・化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア																																																								
・水槽付消防ポンプ自動車	1台																																																									
・大規模火災用消防自動車	1台																																																									
・泡消火薬剤（3%）	7,200L																																																									
・資機材運搬車	1台																																																									
設備名	配備数	保管場所																																																								
・可搬型大型送水ポンプ車	6台	51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア																																																								
・小型放水砲	2台	構内保管場所																																																								
・泡消火薬剤（1%）	6,000L																																																									
・泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>2. 軽油タンクの消火方法について</p> <p>第3表のとおり、アクセスルートまで隔離距離が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度<sup>※1</sup>」である1.6kW/m<sup>2</sup>以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>軽油タンクが地震により損傷し、防油堤内で火災が発生した場合は化学消防自動車による初期消火活動を実施するが、初期消火活動にて消火が困難な場合には、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図るとともに、大容量送水ポンプ、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による消火活動を実施する。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>		<p>2. 3号炉補助ボイラー燃料タンクの消火方法について</p> <p>第2図のとおり、漏えいした重油が防油堤内に全量貯蔵されている状態において火災が発生した場合において、アクセスルートからの隔離距離を確保できるよう、防油堤の縮小を予定している。</p> <p>第6表のとおり、アクセスルートまで隔離距離が確保することが可能であり、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度<sup>※1</sup>」である1.6kW/m<sup>2</sup>以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンクが地震により損傷し、防油堤内で火災が発生した場合は化学消防自動車等による初期消火活動を実施するが、初期消火活動にて消火が困難な場合には、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図るとともに、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲、泡消火薬剤による消火活動を実施する。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <div data-bbox="1339 820 1953 1197" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>堰（内側）：(24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2))</td> <td>堰（内側）：20.9m×23.1m</td> </tr> <tr> <td>堰面積：23.4m×25.6m =599.04m<sup>2</sup></td> <td>堰面積：20.9m×23.1m =482.79m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>第2図 3号炉補助ボイラー燃料タンク防油堤外形図</p>	変更前	変更後			堰（内側）：(24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2))	堰（内側）：20.9m×23.1m	堰面積：23.4m×25.6m =599.04m <sup>2</sup>	堰面積：20.9m×23.1m =482.79m <sup>2</sup>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・火災想定施設の相違                  【女川】設計方針の相違                  ・3号補助ボイラー燃料タンク防油堤は、防油堤の縮小によりアクセスルートからの隔離距離を確保する予定。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・火災想定施設及び消火活動用の設備の相違</p>
変更前	変更後										
堰（内側）：(24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2))	堰（内側）：20.9m×23.1m										
堰面積：23.4m×25.6m =599.04m <sup>2</sup>	堰面積：20.9m×23.1m =482.79m <sup>2</sup>										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>3. 主要変圧器の火災について</p> <p>地震により主要変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合でも、第3表のとおり、アクセスルートまで離隔距離が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度<sup>※1</sup>」である1.6kW/m<sup>2</sup>以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の集油マスに流入した後地下の漏油受槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。(別添-1参照)</p> <p>各排油貯槽は当該変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を確保している。</p> <p>※1 出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>第1表 主要変圧器保有油量及び漏油受槽受入量</p> <table border="1" data-bbox="78 694 683 917"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体油量 [kL]</th> <th>貯槽</th> <th>受入量 [kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号主変圧器</td> <td>100</td> <td rowspan="2">防油槽</td> <td rowspan="2">176.8</td> </tr> <tr> <td>1号起動変圧器</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>2号主変圧器</td> <td>138</td> <td rowspan="2">排油貯槽</td> <td rowspan="2">294</td> </tr> <tr> <td>2号起動変圧器</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>3号主変圧器</td> <td>138</td> <td>排油貯槽</td> <td>257.4</td> </tr> <tr> <td>3号起動変圧器A/B</td> <td>80</td> <td>排油貯槽</td> <td>124.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、主要な変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、初期消火要員による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。また、各主要変圧器は別添-2に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	変圧器	本体油量 [kL]	貯槽	受入量 [kL]	1号主変圧器	100	防油槽	176.8	1号起動変圧器	48	2号主変圧器	138	排油貯槽	294	2号起動変圧器	66	3号主変圧器	138	排油貯槽	257.4	3号起動変圧器A/B	80	排油貯槽	124.4	<p>別紙(6)</p> <p>可燃物施設の火災について</p> <p>1. 変圧器の火災について</p> <p>(1) 変圧器の絶縁油の漏えいについて</p> <p>地震により2、3号炉の変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合、第1図に示すとおり、防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の排油溜めに流入する。また、各排油溜めは、各変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を有している。</p> <p>よって、地震により2、3号炉の変圧器が損傷した場合においても火災が発生する可能性は少ない。</p>	<p>3. 主要変圧器の火災について</p> <p>地震により主要変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合でも、第6表のとおり、アクセスルートに必要な道路幅が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度<sup>※1</sup>」である1.6kW/m<sup>2</sup>以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の排油水槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。(別添-1参照)</p> <p>各排油水槽は当該変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を確保している。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>第3表 主要変圧器保有油量及び排油水槽受入量</p> <table border="1" data-bbox="1377 694 1915 965"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体油量 [kL]</th> <th>水槽</th> <th>受入量 [kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉主変圧器</td> <td>86.0</td> <td rowspan="3">排油水槽</td> <td rowspan="3">282.0</td> </tr> <tr> <td>1号炉所内変圧器</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>1号炉起動変圧器</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>2号炉主変圧器</td> <td>77.0</td> <td rowspan="3">排油水槽</td> <td rowspan="3">282.0</td> </tr> <tr> <td>2号炉所内変圧器</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>2号炉起動変圧器</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>1、2号炉予備変圧器</td> <td>15.9</td> <td>排油水槽</td> <td>128.0</td> </tr> <tr> <td>3号炉主/所内変圧器</td> <td>107.8</td> <td>排油水槽</td> <td>252.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、主要な変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、初期消火要員による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。また、各主要変圧器は別添-2に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	変圧器	本体油量 [kL]	水槽	受入量 [kL]	1号炉主変圧器	86.0	排油水槽	282.0	1号炉所内変圧器	30.3	1号炉起動変圧器	22.0	2号炉主変圧器	77.0	排油水槽	282.0	2号炉所内変圧器	30.3	2号炉起動変圧器	22.0	1、2号炉予備変圧器	15.9	排油水槽	128.0	3号炉主/所内変圧器	107.8	排油水槽	252.0	<p>【島根】記載箇所の相違              ・泊は女川ベースの資料構成で作成</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・島根は変圧器火災が発生する可能性が少ないことを記載。泊は女川同様、火災が発生してもアクセスルートへ影響がないことを記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違              ・ブランドの相違に伴う表の内容の相違</p>
変圧器	本体油量 [kL]	貯槽	受入量 [kL]																																																				
1号主変圧器	100	防油槽	176.8																																																				
1号起動変圧器	48																																																						
2号主変圧器	138	排油貯槽	294																																																				
2号起動変圧器	66																																																						
3号主変圧器	138	排油貯槽	257.4																																																				
3号起動変圧器A/B	80	排油貯槽	124.4																																																				
変圧器	本体油量 [kL]	水槽	受入量 [kL]																																																				
1号炉主変圧器	86.0	排油水槽	282.0																																																				
1号炉所内変圧器	30.3																																																						
1号炉起動変圧器	22.0																																																						
2号炉主変圧器	77.0	排油水槽	282.0																																																				
2号炉所内変圧器	30.3																																																						
2号炉起動変圧器	22.0																																																						
1、2号炉予備変圧器	15.9	排油水槽	128.0																																																				
3号炉主/所内変圧器	107.8	排油水槽	252.0																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

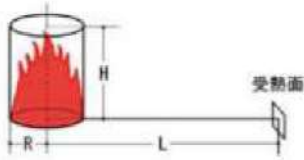
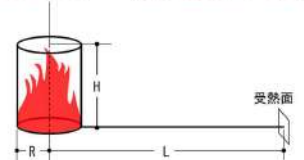
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. タンクローリによる燃料給油時の火災防止                      タンクローリによる燃料給油時の火災防止として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリは接地を取り、作業に伴う静電気の発生を防止する。</li> <li>・万一軽油が漏えいした場合を想定し、油拭き取り用ウェス及び消火器を周囲に配備する。</li> <li>・タンクローリから軽油タンク及び大容量電源装置用燃料タンクへの接続はねじ式であり、油の漏えいを予防している。</li> </ul>		<p>4. 可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止                      可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止策として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静電気放電による火災防止策として、可搬型タンクローリは接地を取る。</li> <li>・万一油が漏えいした場合に備えて、油吸着シート及び消火器を周囲に配備する。</li> <li>・可搬型タンクローリから代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への接続はカブラ式であり、油の漏えいを予防している。</li> </ul>	<p>【島根】記載箇所の相違                      【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>軽油タンク及び各主要変圧器等にて、火災が発生した場合の迂回路の有効性を確認するため「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を元に火災の影響範囲を算定した。</p> <p>算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p> <p>(1) 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火災モデル*として設定し、火災源からの受熱側が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数φを算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left( \frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right)$ <p>ただし、<math>m = \frac{H}{R} \approx 3</math>、<math>n = \frac{L}{R}</math>、<math>A = (1+n)^2 + m^2</math>、<math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>※油火災において任意の位置における放射熱（強度）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さを燃焼半径の3倍とした円筒火災モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径Rは次の式から算出する。</p> $R = \sqrt{S/\pi} \quad [m]$ <p>R：燃焼半径[m]、S：防油堤面積又は変圧器投影面積[m<sup>2</sup>]</p>  <p>第2図 円筒火災モデルと受熱面</p>		<p>5. 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンク及び各主要変圧器等にて、火災が発生した場合のアクセスルートへの影響を確認するため「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を元に火災の影響範囲を算定した。</p> <p>算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p> <p>(1) 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火災モデル*として設定し、火災源からの受熱側が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数φを算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left( \frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right)$ <p><math>m = \frac{H}{R} \approx 3</math>、<math>n = \frac{L}{R}</math>、<math>A = (1+n)^2 + m^2</math>、<math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p>※：油火災において任意の位置における放射熱（強度）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火災の高さを燃焼半径の3倍とした円筒火災モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径Rは次の式から算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R：燃焼半径（m）、S：防油堤面積又は燃焼面積（m<sup>2</sup>）</p>  <p>第3図 円筒火災モデルと受熱面</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

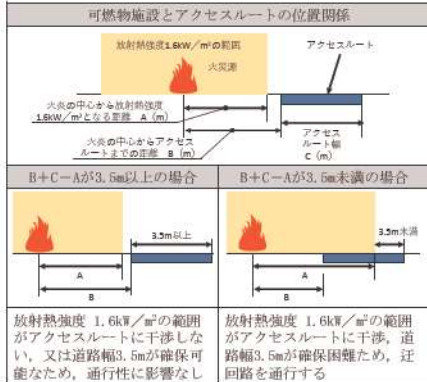
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>(2) 放射熱強度の算出                      火災源の放射発散度 <math>R_f</math> と形態係数 <math>\phi</math> より受熱側の放射熱強度 <math>E</math> を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p><math>E</math>：放射熱強度 (<math>W/m^2</math>)， <math>R_f</math>：放射発散度 (<math>W/m^2</math>)， <math>\phi</math>：形態係数</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを越えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。                      放射発散度の低減率 <math>r</math> と燃焼容器直径 <math>D</math> の関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、<math>r=0.3</math> 程度を下限とする。</p> <p>第2表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="85 582 665 793"> <thead> <tr> <th>可燃物</th> <th>放射発散度 (<math>W/m^2</math>)</th> <th>可燃物</th> <th>放射発散度 (<math>W/m^2</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カフジ原油</td> <td><math>41 \times 10^3</math> (<math>35 \times 10^3</math>)</td> <td>メタノール</td> <td><math>9.8 \times 10^3</math> (<math>8.4 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td><math>58 \times 10^3</math> (<math>50 \times 10^3</math>)</td> <td>エタノール</td> <td><math>12 \times 10^3</math> (<math>10 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td><math>50 \times 10^3</math> (<math>43 \times 10^3</math>)</td> <td>LNG (メタン)</td> <td><math>76 \times 10^3</math> (<math>65 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td><math>42 \times 10^3</math> (<math>36 \times 10^3</math>)</td> <td>エチレン</td> <td><math>134 \times 10^3</math> (<math>115 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td><math>23 \times 10^3</math> (<math>20 \times 10^3</math>)</td> <td>プロパン</td> <td><math>74 \times 10^3</math> (<math>64 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td><math>62 \times 10^3</math> (<math>53 \times 10^3</math>)</td> <td>プロピレン</td> <td><math>73 \times 10^3</math> (<math>53 \times 10^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td><math>85 \times 10^3</math> (<math>73 \times 10^3</math>)</td> <td>n-ブタン</td> <td><math>83 \times 10^3</math> (<math>71 \times 10^3</math>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位は <math>W/m^2</math>、括弧内は <math>kcal/m^2 \cdot h</math>)</p>	可燃物	放射発散度 ( $W/m^2$ )	可燃物	放射発散度 ( $W/m^2$ )	カフジ原油	$41 \times 10^3$ ( $35 \times 10^3$ )	メタノール	$9.8 \times 10^3$ ( $8.4 \times 10^3$ )	ガソリン・ナフサ	$58 \times 10^3$ ( $50 \times 10^3$ )	エタノール	$12 \times 10^3$ ( $10 \times 10^3$ )	灯油	$50 \times 10^3$ ( $43 \times 10^3$ )	LNG (メタン)	$76 \times 10^3$ ( $65 \times 10^3$ )	軽油	$42 \times 10^3$ ( $36 \times 10^3$ )	エチレン	$134 \times 10^3$ ( $115 \times 10^3$ )	重油	$23 \times 10^3$ ( $20 \times 10^3$ )	プロパン	$74 \times 10^3$ ( $64 \times 10^3$ )	ベンゼン	$62 \times 10^3$ ( $53 \times 10^3$ )	プロピレン	$73 \times 10^3$ ( $53 \times 10^3$ )	n-ヘキサン	$85 \times 10^3$ ( $73 \times 10^3$ )	n-ブタン	$83 \times 10^3$ ( $71 \times 10^3$ )		<p>(2) 放射熱強度の算出                      火災源の放射発散度 <math>R_f</math> と形態係数 <math>\phi</math> より受熱側の放射熱強度 <math>E</math> を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p><math>E</math>：放射熱強度 [<math>W/m^2</math>]， <math>R_f</math>：放射発散度 [<math>W/m^2</math>]， <math>\phi</math>：形態係数</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを越えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。                      放射発散度の低減率 <math>r</math> と燃焼容器直径 <math>D</math> の関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、<math>r=0.3</math> 程度を下限とする。</p> <p>第4表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="1344 582 1953 849"> <thead> <tr> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (<math>kW/m^2</math>)</th> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (<math>kW/m^2</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カフジ原油</td> <td>41</td> <td>メタノール</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58</td> <td>エタノール</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42</td> <td>エチレン</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23</td> <td>プロパン</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62</td> <td>プロピレン</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85</td> <td>n-ブタン</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>	可燃性液体	放射発散度 ( $kW/m^2$ )	可燃性液体	放射発散度 ( $kW/m^2$ )	カフジ原油	41	メタノール	9.8	ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12	灯油	50	LNG (メタン)	76	軽油	42	エチレン	134	重油	23	プロパン	74	ベンゼン	62	プロピレン	73	n-ヘキサン	85	n-ブタン	83	
可燃物	放射発散度 ( $W/m^2$ )	可燃物	放射発散度 ( $W/m^2$ )																																																																
カフジ原油	$41 \times 10^3$ ( $35 \times 10^3$ )	メタノール	$9.8 \times 10^3$ ( $8.4 \times 10^3$ )																																																																
ガソリン・ナフサ	$58 \times 10^3$ ( $50 \times 10^3$ )	エタノール	$12 \times 10^3$ ( $10 \times 10^3$ )																																																																
灯油	$50 \times 10^3$ ( $43 \times 10^3$ )	LNG (メタン)	$76 \times 10^3$ ( $65 \times 10^3$ )																																																																
軽油	$42 \times 10^3$ ( $36 \times 10^3$ )	エチレン	$134 \times 10^3$ ( $115 \times 10^3$ )																																																																
重油	$23 \times 10^3$ ( $20 \times 10^3$ )	プロパン	$74 \times 10^3$ ( $64 \times 10^3$ )																																																																
ベンゼン	$62 \times 10^3$ ( $53 \times 10^3$ )	プロピレン	$73 \times 10^3$ ( $53 \times 10^3$ )																																																																
n-ヘキサン	$85 \times 10^3$ ( $73 \times 10^3$ )	n-ブタン	$83 \times 10^3$ ( $71 \times 10^3$ )																																																																
可燃性液体	放射発散度 ( $kW/m^2$ )	可燃性液体	放射発散度 ( $kW/m^2$ )																																																																
カフジ原油	41	メタノール	9.8																																																																
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12																																																																
灯油	50	LNG (メタン)	76																																																																
軽油	42	エチレン	134																																																																
重油	23	プロパン	74																																																																
ベンゼン	62	プロピレン	73																																																																
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83																																																																





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p>(3) 離隔距離と放射熱強度の関係</p> <p>各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> 以下となる距離を第3表及び第3図に示す。</p>		<p>(3) 離隔距離と放射熱強度の関係</p> <p>可燃物施設火災時の影響評価は、石油コンビナートの防災アセスメント指針を元に「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> を採用する。各可燃物施設火災時の影響評価方法を第5表、各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度を第6表及び第4図に示す。</p> <p>第5表 可燃物施設火災時の影響評価方法</p>  <p>第6表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1339 906 1948 1444"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>放射熱強度が <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> となる火災の中心からの距離 (m) : A</th> <th>火災の中心からアクセスルートまでの距離 (m) : B</th> <th>アクセスルート幅 (m) : C</th> <th>判定値 : B+C-A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号炉主変圧器*</td><td>17.1</td><td>116.7</td><td>8</td><td>107.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉所内変圧器*</td><td>15.5</td><td>101.7</td><td>8</td><td>94.2 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉起動変圧器*</td><td>12.9</td><td>101.5</td><td>8</td><td>96.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉主変圧器*</td><td>17.1</td><td>19.5</td><td>12</td><td>14.4 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉所内変圧器*</td><td>12.9</td><td>22.5</td><td>12</td><td>21.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉起動変圧器*</td><td>15.5</td><td>10.0</td><td>12</td><td>6.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1, 2号炉予備変圧器*</td><td>12.4</td><td>83.7</td><td>12</td><td>83.3 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>36</td><td>35.5</td><td>8</td><td>7.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉主/所内変圧器*</td><td>18.0</td><td>46.7</td><td>10</td><td>37.8 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>26.7</td><td>18.3</td><td>14</td><td>5.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉非常用変圧器*</td><td>11.9</td><td>122.9</td><td>8</td><td>119.0 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉油計量タンク</td><td>19</td><td>38.4</td><td>7</td><td>26.4 (影響なし)</td></tr> </tbody> </table>	評価対象	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火災の中心からの距離 (m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離 (m) : B	アクセスルート幅 (m) : C	判定値 : B+C-A	1号炉主変圧器*	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)	1号炉所内変圧器*	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)	1号炉起動変圧器*	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)	2号炉主変圧器*	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)	2号炉所内変圧器*	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)	2号炉起動変圧器*	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)	1, 2号炉予備変圧器*	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)	1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)	3号炉主/所内変圧器*	18.0	46.7	10	37.8 (影響なし)	3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.7	18.3	14	5.6 (影響なし)	3号炉非常用変圧器*	11.9	122.9	8	119.0 (影響なし)	1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊は評価方法を明記している。</p>
評価対象	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火災の中心からの距離 (m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離 (m) : B	アクセスルート幅 (m) : C	判定値 : B+C-A																																																																
1号炉主変圧器*	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)																																																																
1号炉所内変圧器*	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)																																																																
1号炉起動変圧器*	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)																																																																
2号炉主変圧器*	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)																																																																
2号炉所内変圧器*	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)																																																																
2号炉起動変圧器*	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)																																																																
1, 2号炉予備変圧器*	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)																																																																
1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)																																																																
3号炉主/所内変圧器*	18.0	46.7	10	37.8 (影響なし)																																																																
3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.7	18.3	14	5.6 (影響なし)																																																																
3号炉非常用変圧器*	11.9	122.9	8	119.0 (影響なし)																																																																
1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)																																																																
<p>第3表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="100 901 622 1404"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>火災中心からの距離</th> <th>ルート1又はルート2までの離隔距離<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号軽油貯蔵タンク</td><td>約36m</td><td>約241m</td></tr> <tr><td>大容量電源装置</td><td>約24m</td><td>約64m</td></tr> <tr><td>1号主変圧器</td><td>約18m<sup>※2</sup></td><td>約151m</td></tr> <tr><td>1号起動変圧器</td><td>約16m<sup>※2</sup></td><td>約163m</td></tr> <tr><td>1号所内変圧器</td><td>約12m<sup>※2</sup></td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号主変圧器</td><td>約19m<sup>※2</sup></td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号起動変圧器</td><td>約17m<sup>※2</sup></td><td>約123m</td></tr> <tr><td>2号所内変圧器</td><td>約12m<sup>※2</sup></td><td>約127m</td></tr> <tr><td>2号励磁電源変圧器</td><td>約10m<sup>※2</sup></td><td>約128m</td></tr> <tr><td>2号補助ボイラー用変圧器</td><td>約13m<sup>※2</sup></td><td>約74m</td></tr> <tr><td>2号PLR-VVVF入力変圧器</td><td>約9m<sup>※2</sup></td><td>約21m</td></tr> <tr><td>3号主変圧器</td><td>約19m<sup>※2</sup></td><td>約28m</td></tr> <tr><td>3号起動変圧器</td><td>約15m<sup>※2</sup></td><td>約37m</td></tr> <tr><td>3号所内変圧器</td><td>約12m<sup>※2</sup></td><td>約33m</td></tr> <tr><td>3号励磁電源変圧器</td><td>約10m<sup>※2</sup></td><td>約19m</td></tr> <tr><td>3号補助ボイラー用変圧器</td><td>約10m<sup>※2</sup></td><td>約60m</td></tr> <tr><td>3号PLR-VVVF入力変圧器</td><td>約9m<sup>※2</sup></td><td>約18m</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 火災中心からの距離                  ※2 絶縁油の放射発散度は重油の値を使用して算出</p>	評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離 <sup>※1</sup>	1号軽油貯蔵タンク	約36m	約241m	大容量電源装置	約24m	約64m	1号主変圧器	約18m <sup>※2</sup>	約151m	1号起動変圧器	約16m <sup>※2</sup>	約163m	1号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約140m	2号主変圧器	約19m <sup>※2</sup>	約140m	2号起動変圧器	約17m <sup>※2</sup>	約123m	2号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約127m	2号励磁電源変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約128m	2号補助ボイラー用変圧器	約13m <sup>※2</sup>	約74m	2号PLR-VVVF入力変圧器	約9m <sup>※2</sup>	約21m	3号主変圧器	約19m <sup>※2</sup>	約28m	3号起動変圧器	約15m <sup>※2</sup>	約37m	3号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約33m	3号励磁電源変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約19m	3号補助ボイラー用変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約60m	3号PLR-VVVF入力変圧器	約9m <sup>※2</sup>	約18m		<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違に伴う評価結果の相違。</p>												
評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離 <sup>※1</sup>																																																																		
1号軽油貯蔵タンク	約36m	約241m																																																																		
大容量電源装置	約24m	約64m																																																																		
1号主変圧器	約18m <sup>※2</sup>	約151m																																																																		
1号起動変圧器	約16m <sup>※2</sup>	約163m																																																																		
1号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約140m																																																																		
2号主変圧器	約19m <sup>※2</sup>	約140m																																																																		
2号起動変圧器	約17m <sup>※2</sup>	約123m																																																																		
2号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約127m																																																																		
2号励磁電源変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約128m																																																																		
2号補助ボイラー用変圧器	約13m <sup>※2</sup>	約74m																																																																		
2号PLR-VVVF入力変圧器	約9m <sup>※2</sup>	約21m																																																																		
3号主変圧器	約19m <sup>※2</sup>	約28m																																																																		
3号起動変圧器	約15m <sup>※2</sup>	約37m																																																																		
3号所内変圧器	約12m <sup>※2</sup>	約33m																																																																		
3号励磁電源変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約19m																																																																		
3号補助ボイラー用変圧器	約10m <sup>※2</sup>	約60m																																																																		
3号PLR-VVVF入力変圧器	約9m <sup>※2</sup>	約18m																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="123 606 645 630">第3図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p>		 <p data-bbox="1377 606 1915 630">第4図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p> <p data-bbox="1332 646 1915 678">[Redacted] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1971 606 2161 718">【女川】記載表現の相違・プラントの相違の相違による火災想定施設の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第4表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)

表 5.17 放射熱の影響

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m <sup>2</sup> )	(kcal/m <sup>2</sup> h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 <b>現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</b>	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	<b>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</b>	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)

- \*1) 理科年表
- \*2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
- \*3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
- \*4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射熱限界について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
- \*5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第7表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)


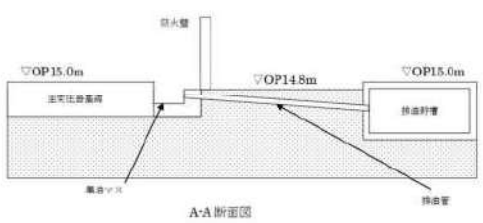
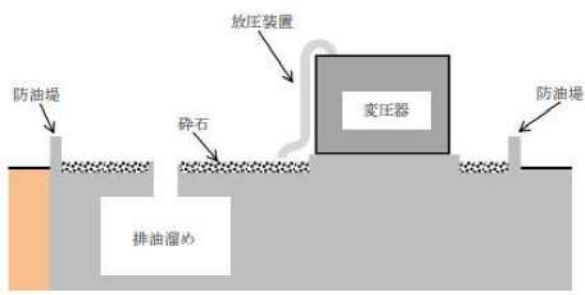

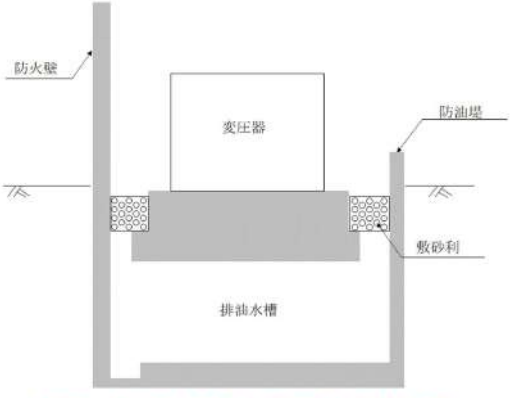
放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m <sup>2</sup> )	(kcal/m <sup>2</sup> h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 <b>現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</b>	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	<b>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</b>	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)

- \*1) 理科年表
- \*2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
- \*3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
- \*4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射熱限界について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
- \*5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

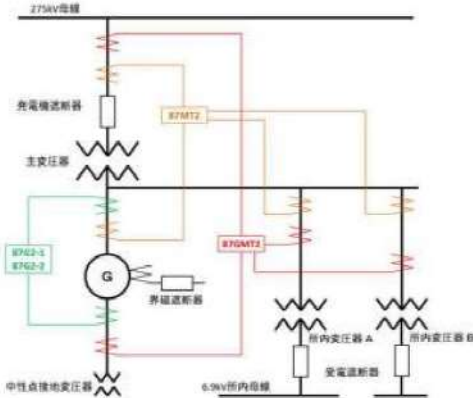
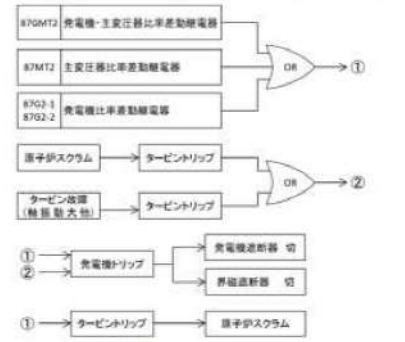
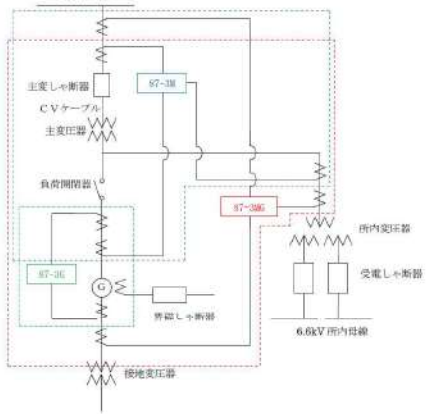
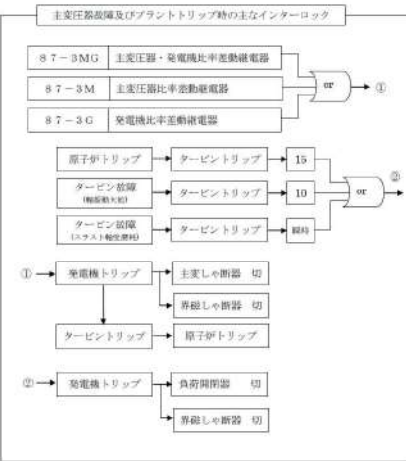
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器、起動用変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏えいした場合、防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の集油マスに流入した後、排油貯槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。</p>  	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>  <p style="text-align: center;">第1図 変圧器下部構造（防油堤及び排油溜め）</p>	<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器等が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏えいした場合、防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の排油水槽に流入するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。変圧器外観を第1図、変圧器下部構造を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 変圧器外観</p>  <p style="text-align: center;">第2図 変圧器下部構造（防油堤及び排油水槽）</p>	<p>【女川】記載内容の相違・設備の相違。                  【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による変圧器下部構造の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

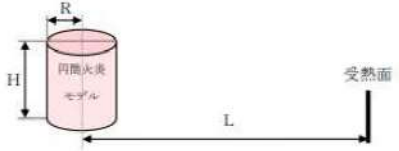
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添-2</p> <p>主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	<p>(2) 変圧器火災の事故拡大防止対策について</p> <p>中越沖地震において、柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器での火災は、地盤の沈下による相対変位が主な原因であった。</p> <p>島根原子力発電所の2、3号炉の変圧器は、基礎が岩盤又は地盤改良土に設置されていることから地盤の沈下による相対変位は想定されないため、火災が発生する可能性は少ない。</p> <p>1号炉起動変圧器及び予備変圧器は、絶縁母線フレキシブル導体部の絶縁処理による火災の発生防止対策を実施している。</p> <p>また、各変圧器は参考資料-1に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	<p style="text-align: right;">別添-2</p> <p>主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>第1図 主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(3) 変圧器火災の評価方法について                      変圧器火災の評価は、第2図のフローに従い行う。</p> <p>第2図 変圧器の火災評価</p> <p>上述したとおり、地震により変圧器が損傷した場合においても火災が発生する可能性は非常に少ないと考えているが、今回の屋外のアクセスルートへの影響については、保守的に簡易評価を採用する。</p> <p>2. 屋外のアクセスルート周辺における変圧器の火災評価                      (1) 変圧器の保有油量及び排油溜め受入量                      第1表にアクセスルート周辺にある変圧器の保有油量及び排油溜め受入量を記す。</p> <p>第1表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある変圧器保有油量及び排油溜め受入量</p> <table border="1" data-bbox="721 997 1312 1228"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体貯油量 (kL)</th> <th>排油溜め容積 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器</td> <td>46</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器</td> <td>77</td> <td rowspan="2">約 317</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器</td> <td>24</td> <td rowspan="3">約 432</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出                      各変圧器について、火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。                      算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p>	変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m <sup>3</sup> )	予備変圧器	10	-	1号炉 起動変圧器	46	-	2号炉 主変圧器	77	約 317	2号炉 所内変圧器	20	2号炉 起動変圧器	24	約 432	3号炉 補助変圧器	37	3号炉 主変圧器	141	3号炉 所内変圧器	21			<p>【島根】記載内容の相違                      ・島根は変圧器火災の評価方法を明確化している。</p> <p>【島根】記載箇所の相違                      ・泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m <sup>3</sup> )																									
予備変圧器	10	-																									
1号炉 起動変圧器	46	-																									
2号炉 主変圧器	77	約 317																									
2号炉 所内変圧器	20																										
2号炉 起動変圧器	24	約 432																									
3号炉 補助変圧器	37																										
3号炉 主変圧器	141																										
3号炉 所内変圧器	21																										

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火炎モデルと仮定し、火災源からの受熱面が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数<math>\Phi</math>を算出する。</p> $\Phi(L) = \frac{1}{m} \left[ 1 - \frac{m}{\sqrt{n^2+1}} \right] + \frac{m}{\pi} \left[ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \right] \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] \left[ 1 - \frac{1}{n} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right]$ $m = \frac{H}{R} = 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$ <p>ただし、H:火炎高さ[m]、R:火炎底面半径[m]、L:離隔距離[m]</p> <p>油火災において任意の位置における放射熱強度を計算により求めるには、囲いと同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍(m=H/R=3)の円筒火炎モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径は以下の式から算出する。(第3図)</p> $R = S/\pi$ <p>R:燃焼半径[m]、S:燃料タンク防油堤面積[m<sup>2</sup>]</p>  <p>第3図 円筒火炎モデルと受熱面の関係                  出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>b. 放射熱強度の算出</p> <p>火災源の放射発散度<math>R_f</math>と形態係数<math>\Phi</math>から、受熱面の放射熱強度Eを算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi$ <p>E:放射熱強度[W/m<sup>2</sup>]、<math>R_f</math>:放射発散度[W/m<sup>2</sup>]、<math>\Phi</math>:形態係数[-] (第2表)</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。</p> <p>放射発散度の低減率<math>r</math>と燃焼容器直径Dの関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、<math>r=0.3</math>程度を下限とする。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</li> </ul>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p style="text-align: center;">第2表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="801 199 1218 384"> <thead> <tr> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m<sup>2</sup>)</th> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カブジ原油</td> <td>41</td> <td>メタノール</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58</td> <td>エタノール</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42</td> <td>エチレン</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23</td> <td>プロパン</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62</td> <td>プロピレン</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85</td> <td>n-ブタン</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>c. 離隔距離と放射熱強度との関係                  「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に記載の放射熱強度とその影響を以下の第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 放射熱の影響</p> <table border="1" data-bbox="725 644 1312 1104"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射熱強度</th> <th rowspan="2">状況および説明</th> <th rowspan="2">出典</th> </tr> <tr> <th>(kW/m<sup>2</sup>)</th> <th>(kcal/m<sup>2</sup>h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9</td> <td>800</td> <td>太陽(真夏)放射熱強度</td> <td>*1)</td> </tr> <tr> <td>1.3</td> <td>1,080</td> <td>人が長時間暴露されても安全な強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>1,400</td> <td>長時間さらされても苦痛を感じない強度</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>2.3</td> <td>2,000</td> <td>露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 <b>現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</b></td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>2.4</td> <td>2,050</td> <td>地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界</td> <td>*4)</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>3,400</td> <td>20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>4.6</td> <td>4,000</td> <td>10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>8.1</td> <td>7,000</td> <td>10~20秒で大傷となる強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>8,200</td> <td>8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>11.6</td> <td>10,000</td> <td><b>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</b></td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>11.6~</td> <td>10,000~</td> <td>約15分間に木材繊維などが発火する強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>12.5</td> <td>10,800</td> <td>木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>25.0</td> <td>21,500</td> <td>長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>37.5</td> <td>32,300</td> <td>プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度</td> <td>*5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1) 産科年表                  *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)                  *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)                  *4) 長谷見雄二、東川希志依：火災時における人間の耐放射熱限界について、日本火災学会論文集、Vol.31、No.1(1981)                  *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)</p> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>	可燃性液体	放射発散度 (kW/m <sup>2</sup> )	可燃性液体	放射発散度 (kW/m <sup>2</sup> )	カブジ原油	41	メタノール	9.8	ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12	灯油	50	LNG (メタン)	76	軽油	42	エチレン	134	重油	23	プロパン	74	ベンゼン	62	プロピレン	73	n-ヘキサン	85	n-ブタン	83	放射熱強度		状況および説明	出典	(kW/m <sup>2</sup> )	(kcal/m <sup>2</sup> h)	0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)	1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)	1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)	2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 <b>現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</b>	*3)	2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)	4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)	4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)	8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)	9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)	11.6	10,000	<b>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</b>	*3)	11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)	12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)	25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)	37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)		<p>【島根】記載箇所の相違                  ・泊は女川と同様に、                  「a. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
可燃性液体	放射発散度 (kW/m <sup>2</sup> )	可燃性液体	放射発散度 (kW/m <sup>2</sup> )																																																																																														
カブジ原油	41	メタノール	9.8																																																																																														
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12																																																																																														
灯油	50	LNG (メタン)	76																																																																																														
軽油	42	エチレン	134																																																																																														
重油	23	プロパン	74																																																																																														
ベンゼン	62	プロピレン	73																																																																																														
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83																																																																																														
放射熱強度		状況および説明	出典																																																																																														
(kW/m <sup>2</sup> )	(kcal/m <sup>2</sup> h)																																																																																																
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)																																																																																														
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)																																																																																														
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)																																																																																														
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 <b>現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</b>	*3)																																																																																														
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)																																																																																														
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)																																																																																														
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)																																																																																														
8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)																																																																																														
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)																																																																																														
11.6	10,000	<b>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</b>	*3)																																																																																														
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)																																																																																														
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)																																																																																														
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)																																																																																														
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)																																																																																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> を採用する。</p> <p>各可燃物施設からの放射熱強度を第4表に示す。</p> <p>アクセスルートは各可燃物施設から十分な隔離距離を有しており、アクセスルートでの作業、通行に影響はない。</p> <p>第4表 各施設からの放射熱強度（防油堤全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="721 357 1317 644"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器*</td> <td>約 12</td> <td>約 58</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器*</td> <td>約 17</td> <td>約 97</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器*</td> <td>約 22</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器*</td> <td>約 21</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器*</td> <td>約 20</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器*</td> <td>約 21</td> <td>約 65</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器*</td> <td>約 23</td> <td>約 82</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器*</td> <td>約 20</td> <td>約 107</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p>(3) 変圧器火災の同時発災</p> <p>2、3号炉の変圧器は第4図のとおりそれぞれ隣接して設置されていることから、それぞれの変圧器について同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響についても、同様に火災の影響範囲を算定し評価した。</p> <p>なお、それぞれの変圧器の間にはコンクリート壁があるため、アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが、壁はないものとし、各変圧器を一体にまとめた大きな火災源であると仮定して評価するため、同時火災の影響評価方法としては保守性を有しており妥当であると考えます。</p> <p>各可燃物施設からアクセスルートまでの隔離距離と放射熱強度が、「長時間さらされても苦痛を感じない程度」である <math>1.6\text{kW}/\text{m}^2</math> 以下となる距離の算定結果を第5表に示す。それぞれの可燃物施設の火災の重量を考慮しても、十分な隔離距離を有し作業・通行に影響のない場所をアクセスルートとして選定している。</p>	変圧器	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)	予備変圧器*	約 12	約 58	1号炉 起動変圧器*	約 17	約 97	2号炉 主変圧器*	約 22	約 37	2号炉 所内変圧器*	約 21	約 37	2号炉 起動変圧器*	約 20	約 37	3号炉 補助変圧器*	約 21	約 65	3号炉 主変圧器*	約 23	約 82	3号炉 所内変圧器*	約 20	約 107		<p>【島根】記載箇所の相違                  ・泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所の相違                  ・泊は女川と同様に、「補足資料(2)「火災の重量による熱影響評価について」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)																												
予備変圧器*	約 12	約 58																												
1号炉 起動変圧器*	約 17	約 97																												
2号炉 主変圧器*	約 22	約 37																												
2号炉 所内変圧器*	約 21	約 37																												
2号炉 起動変圧器*	約 20	約 37																												
3号炉 補助変圧器*	約 21	約 65																												
3号炉 主変圧器*	約 23	約 82																												
3号炉 所内変圧器*	約 20	約 107																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<div data-bbox="734 167 1301 619" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="922 635 1113 657" style="text-align: center;">第4図 変圧器配置図</p> <p data-bbox="775 721 1261 774" style="text-align: center;">第5表 同時火災発生時における各変圧器の離隔距離と放射熱強度の関係</p> <table border="1" data-bbox="757 775 1276 976"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が1.0kW/m<sup>2</sup>となる火災の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1</td> <td>約32</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1</td> <td>約32</td> <td>約65</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="745 979 1173 997">※1：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p data-bbox="745 1002 1261 1042">※2：各施設のうちアクセスルートに一番近い2号炉主変圧器及び3号炉補助変圧器の防油堤からの距離を記載</p> <div data-bbox="891 1070 1296 1106" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div> <p data-bbox="712 1158 1090 1181">(4) 変圧器火災発生時の消火活動について</p> <p data-bbox="728 1187 1328 1326">変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。</p>	変圧器	放射熱強度が1.0kW/m <sup>2</sup> となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2	2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1	約32	約37	3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1	約32	約65		<p data-bbox="1980 140 2157 308">【島根】記載箇所の相違                  ・泊は女川同様、補足資料(2)「火災の重畳による熱影響評価について」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が1.0kW/m <sup>2</sup> となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2										
2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1	約32	約37										
3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1	約32	約65										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

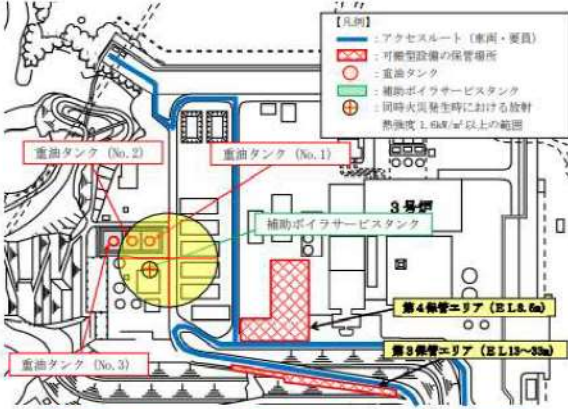

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>3. 重油タンク等の火災について</p> <p>重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3), 補助ボイラサービスタンク, OFケーブルタンクの評価は, 第2図のフローに従い行い, 簡易評価を行う。</p> <p>なお, 重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3) は第5図のとおり隣接して設置されており, 溢水防止壁も共通であることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。</p> <p>OFケーブルタンクは複数のタンク (MTr: 6槽, STr: 3槽) で構成されているが, 第6図のとおり隣接して設置されていることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。なお, OFケーブルタンクの周囲にはコンクリート壁があるため, アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが, 壁はないものとし評価する。</p> <p>4. アクセスルート周辺における重油タンク等の火災評価</p> <p>(1) 重油タンク等の保有油量</p> <p>第6表にアクセスルート周辺にある重油タンク等の保有油量を記す。</p> <p>第6表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある各タンク保有油量</p> <table border="1" data-bbox="797 746 1249 975"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>保有油量 (kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No. 1)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 2)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 3)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (MTr)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (STr)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため, 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。算出方法は変圧器と同様とする。</p> <p>重油タンク等からの放射熱強度を第7表に示す。</p> <p>アクセスルートは重油タンク等から十分な離隔距離を有しており, アクセスルートでの作業, 通行に影響はない。</p>	タンク	保有油量 (kL)	重油タンク (No. 1)	900	重油タンク (No. 2)	900	重油タンク (No. 3)	900	補助ボイラサービスタンク	2.0	OFケーブルタンク (MTr)	1.5	OFケーブルタンク (STr)	0.6		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は女川と同様に, 「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</li> </ul>
タンク	保有油量 (kL)																
重油タンク (No. 1)	900																
重油タンク (No. 2)	900																
重油タンク (No. 3)	900																
補助ボイラサービスタンク	2.0																
OFケーブルタンク (MTr)	1.5																
OFケーブルタンク (STr)	0.6																



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>第7表 各施設からの放射熱強度（防油堤又は溢水防止壁全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="734 199 1299 414"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m<sup>2</sup>となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No.1)</td> <td rowspan="3">約61</td> <td rowspan="3">約82<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.2)</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.3)</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>約7</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク</td> <td>約13</td> <td>約14<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重油タンクのうちアクセスルートに一番近い重油タンク (No.1) の溢水防止壁からの距離を記載                  ※2：OFケーブルタンクのうちアクセスルートに一番近いMTR用の防油堤からの距離を記載</p>  <p>第5図 重油タンク、補助ボイラサービスタンク配置図</p>  <p>第6図 OFケーブルタンク配置図</p>	タンク	放射熱強度が1.6kW/m <sup>2</sup> となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)	重油タンク (No.1)	約61	約82 <sup>※1</sup>	重油タンク (No.2)	重油タンク (No.3)	補助ボイラサービスタンク	約7	約66	OFケーブルタンク	約13	約14 <sup>※2</sup>		<p>【島根】記載箇所の相違                  ・泊は女川と同様に、「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
タンク	放射熱強度が1.6kW/m <sup>2</sup> となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)															
重油タンク (No.1)	約61	約82 <sup>※1</sup>															
重油タンク (No.2)																	
重油タンク (No.3)																	
補助ボイラサービスタンク	約7	約66															
OFケーブルタンク	約13	約14 <sup>※2</sup>															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 重油タンク等火災発生時の消火活動について</p> <p>重油タンク（No.1, No.2, No.3）には泡消火設備が設置されているが、泡消火設備の損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートの影響の大きい個所から消火活動を実施する。</p> <p>5. OFケーブルの火災による影響について</p> <p>OFケーブルが敷設されているダクトの構内配置を第7図に示す。OFケーブルの火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉西側のOFケーブルダクトは厚さ250mmのコンクリート構造で構成されていること。</li> <li>・基準地震動Ssの転倒防止対策を実施していること。</li> <li>・2号炉西側の法面部以外のケーブルダクトは地中設置であること。</li> </ul> <p>なお、OFケーブルの絶縁油が漏えいした場合には、圧力継電器の作動により異常を早期に検出できる設計としている。</p> <p>また、ケーブルダクト内にて火災が発生した場合、発電所に常駐している自衛消防隊により、消火活動を実施することができる。</p> <div data-bbox="734 778 1294 1236" style="border: 1px solid black; height: 287px; width: 250px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第7図 OFケーブルダクト配置図</p> <div data-bbox="898 1305 1308 1339" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 183px;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>		<p>【島根】記載内容の相違                      ・泊にはOFケーブルがない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. 重油配管の火災による影響について</p> <p>重油配管の火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <p>重油配管が敷設されている構内配置を第8図に示す。</p> <p>重油配管のうち地上敷設箇所については、基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。</p> <p>重油配管のうち地中ダクト内敷設箇所については、一部のアクセスルート（車両・要員）と交差しているが、交差部周辺のダクトは厚さ約20cmのコンクリートで構成されているとともに、4.(4)⑦地中埋設構造物の損壊における評価のとおりに損壊しないことから、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>なお、地震時には遮断弁の作動により重油配管からの重油の漏えいを防止することが可能である。</p> <div data-bbox="719 566 1317 1021" data-label="Diagram"> </div> <p>第8図 重油配管ダクト配置図</p>		<p>【島根】記載内容の相違              ・泊には地上に出ている油配管はない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻き線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は、発電機を停止するため瞬時に主発電機しゃ断器及び主発電機界磁しゃ断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p> <p style="text-align: center;">主変圧器故障及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>		<p>【島根】記載箇所の相違              ・泊は女川同様、別添-2              「主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策」に同様の内容を記載。</p>













赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (10)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験                  ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す<b>車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備</b>を検証する。                  ・検証の結果、車両の重量が最も大きい<b>移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備</b>について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、<b>機能確認試験を実施し、機能が健全であることを確認した。</b></p> <p style="text-align: center;">段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (20)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験                  ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す<b>可搬型設備</b>を検証する。                  ・検証の結果、車両の重量が最も大きい<b>可搬型代替電源車を含む可搬型設備</b>について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、<b>走行確認及び外観確認を実施し、問題ないことを確認した。</b></p> <p style="text-align: center;">段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違                  ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違</p> <p>【島根】対応方針の相違                  ・段差通行後の健全性確認方法の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬式窒素供給装置</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(1/2)</p> <p>○第1ペントフィルタ出口水素濃度</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリー</p>  <p>○ホース延長・回収車（送水車用）</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違</p>













赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイールローダにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。</li> <li>・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。</li> <li>・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。</li> </ul> <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧後の写真を第3図及び第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。</li> <li>・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。</li> <li>・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。</li> </ul> <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧前後の写真を第3図に、段差復旧後の走行性能検証の状況を第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違</li> </ul> <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は段差復旧後の状況についても記載</li> </ul> <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は段差復旧後の状況についても記載</li> </ul>

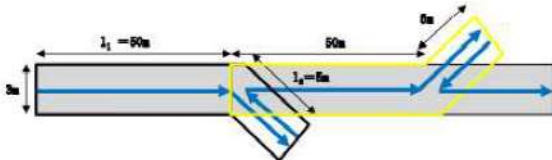
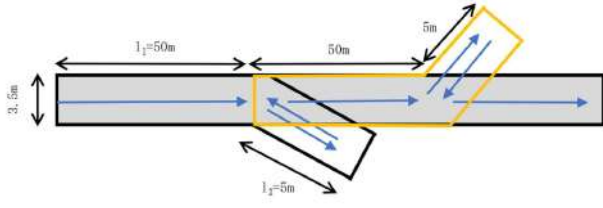
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(1/2)</p> <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリー</p>  <p>○ホース延長・回収車(送水車用)</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・                  配備している可搬型                  設備の相違に伴う図                  の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

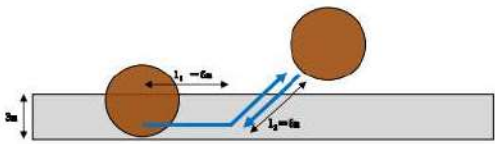
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (12)</p> <p>がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>島根原子力発電所に保管されているホイールローダによるがれき撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大けん引力：16 t</li> <li>バケット容量：3.4m<sup>3</sup></li> <li>バケット幅：約 3.0m (292cm)</li> <li>走行速度（1速）：前進 0～6.6km/h、後進 0～7.1km/h</li> </ul> <p>【がれき撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5t 未満のがれきは 50m 区間毎に道路外へ押し出すことを想定</li> <li>5t 未満のがれき撤去時の移動速度は、ホイールローダの1速のカタログ値の平均的な速度から 3.3km/h（前進）（=55m/分）、3.5km/h（後進）（=58.3m/分）と設定し、サイクルタイムを算定</li> </ul>  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図（5t 未満のがれき）</p> <p>サイクルタイム <math>C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g</math>  <math>= 55 \div 55 + 0.1 + 5.0 \div 58.3 + 0.1 \approx 1.3</math> 分/50m  <u>1 km あたりの撤去時間=26 分</u></p> <p>C<sub>m</sub>：サイクルタイム（分）              l：平均押し出し距離（m）              V<sub>1</sub>：前進速度（m/分）              V<sub>2</sub>：後退速度（m/分）              t<sub>g</sub>：ギア切替えに要する時間（分）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (21)</p> <p>がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>泊発電所に保管されているホイールローダによるがれき及び土砂撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大押し出し可能重量：4.5t （がれき撤去試験より 4.5t 押し出せることを確認済み）</li> <li>バケット容量：1.6m<sup>3</sup></li> <li>バケット幅：約 3.5m (337cm)</li> <li>走行速度（1速）：前進 10km/h、後進 10km/h（補足資料(5)参照）</li> </ul> <p>【がれき撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大 4.5 t のがれきは 50m 区間ごとに道路外へ押し出すことを想定</li> <li>がれき撤去時の移動速度は、1速の走行速度（前進 10km/h、後進 10km/h）の平均 5.0km/h（前進）（=83.3m/分）、5.0km/h（後進）（=83.3m/分）と設定し、サイクルタイムを算定</li> </ul>  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図</p> <p>サイクルタイム <math>C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g</math>  <math>= 55 \div 83.3 + 0.1 + 5.0 \div 83.3 + 0.1 \approx 0.9</math> 分/50m  <u>1km 当たりの撤去時間=18 分</u></p> <p>C<sub>m</sub>：サイクルタイム（分）              l：平均押し出し距離（m）              V<sub>1</sub>：前進速度（m/min）              V<sub>2</sub>：後退速度（m/min）              t<sub>g</sub>：ギア切替えに要する時間（分）</p>	<p>【島根】対応方針の相違              ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・復旧用重機の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・泊は、走行速度について検証を実施し、補足資料を作成</p> <p>【島根】記載表現の相違              【島根】記載内容の相違              ・想定するがれきの相違              ・復旧用重機の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・復旧用重機の相違に伴う伴う評価結果の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

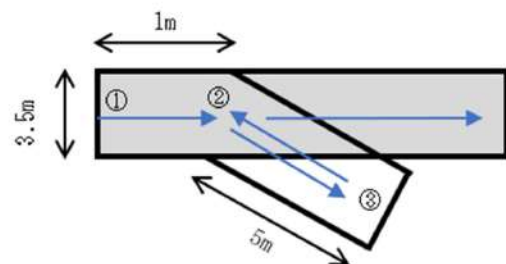


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・5t以上のがれきは100m区間に1箇所と仮定して道路外へ押し出すことを想定</p> <p>・移動速度は対象が重量物であることを考慮して1速の（前進0～6.6、後進0～7.1km/h）の平均3.3km/h（前進）、3.5km/h（後進）の20%程度、0.6km/h（=10m/分）（前進）、0.7km/h（=11.6m/分）（後退）と設定し、サイクルタイムを算定</p>  <p>第2図 撤去方法イメージ図（5t以上のがれき）</p> <p>サイクルタイム <math>Cm = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_0 + l_2 \div V_2 + t_0</math>  <math>= 10 \div 10 + 0.1 + 5.0 \div 11.6 + 0.1 \approx 1.7</math> 分/箇所  <u>1kmあたり（10箇所）の撤去時間=17分</u></p> <p>上記の撤去時間を合成して、がれきの撤去速度は1kmあたり43分、1.3km/hと想定した。</p>		<p>【島根】対応方針の相違                  ・想定するがれきの相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p><b>【土砂撤去の作業量の算出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルート上に流入した土砂を押土、集積し、道路脇に撤去する。</li> <li>・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押土、集積し、次に道路脇③の方向に撤去する。</li> <li>・1回の押土、集積で移動する長さLは、                  パケット容量1.6m<sup>3</sup>/流入箇所土砂平均断面積2.04m<sup>2</sup>（※）×1m（※）：別紙(23)参照</li> <li>・1サイクル当たりの移動距離は、                  A：押し出し（①→②→③）：6m                  B：後進（③→②）：5m</li> </ul>  <p>第2図 土砂撤去のサイクル図</p> <p>○土砂撤去作業量算定結果                  当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量53m<sup>3</sup>/hを採用した。作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す。</p>	<p><b>【島根】</b> 対応方針の相違                  ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		<p style="text-align: center;"><b>第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">参考図書</th> <th style="width: 25%;">ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版</th> <th style="width: 25%;">土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版</th> <th style="width: 35%;">道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和81年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書に提示されている重 機の規格（バケット容 量）</td> <td>3.1m<sup>3</sup>級～10.3m<sup>3</sup>級</td> <td>1.8m<sup>3</sup>級～2.1m<sup>3</sup>級</td> <td>1.0m<sup>3</sup>級～2.1m<sup>3</sup>級</td> </tr> <tr> <td>作業量</td> <td>53m<sup>3</sup>/h</td> <td>53m<sup>3</sup>/h</td> <td>87m<sup>3</sup>/h</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">ホイールローダの作業量の採用値：53m<sup>3</sup>/h</p> <p style="text-align: center;"><b>第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">ダム工事積算の解説</th> <th style="width: 30%;">土木工事積算基準</th> <th style="width: 30%;">道路土工 施工指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業量 Q</td> <td>Q=600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m<sup>3</sup>/h) a：1サイクル当たりの作業量 (m<sup>3</sup>) b：土留機効率 c：作業効率 d：サイクルタイム (sec)</td> <td>Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m<sup>3</sup>/h) a：バケット容積 (m<sup>3</sup>) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)</td> <td>Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m<sup>3</sup>/h) a：バケット容積 (m<sup>3</sup>) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)</td> </tr> <tr> <td>バケット容積 a</td> <td>3.1m<sup>3</sup>/h</td> <td>5.0m<sup>3</sup>/h</td> <td>6.0m<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>バケット係数 b</td> <td>掘削機種の別種別を設定 【採用値：1.00】</td> <td>—</td> <td>【採用値：1.00】</td> </tr> <tr> <td>バケット係数 c</td> <td>設定されていないが、掘削式より選定 【採用値：0.820】</td> <td>—</td> <td>【採用値：0.900】</td> </tr> <tr> <td>1サイクル当たりの 作業量 a</td> <td>3.1m<sup>3</sup>/h</td> <td>5.0m<sup>3</sup>/h</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土留機効率 b</td> <td>—</td> <td>【採用値：0.550】</td> <td>【採用値：0.500】</td> </tr> <tr> <td>土留機効率 c</td> <td>掘削土留（設定した土留）を作業の目安としており、土留機別種別はなし 【採用値：1.00】</td> <td>—</td> <td>【採用値：1.00】</td> </tr> <tr> <td>作業効率 d</td> <td>掘削機種の別種別を考慮し、土留（普通土・砂質土）に応じて掘削機種の別種別を採用 【採用値：0.82】</td> <td>【採用値：0.82】</td> <td>【採用値：0.82】</td> </tr> <tr> <td>サイクルタイム Qa</td> <td>ホイール型を採用 【採用値：40sec】</td> <td>【採用値：40sec】</td> <td>【採用値：30.0sec】</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">ダム工事積算の解説</th> <th style="width: 30%;">土木工事積算基準</th> <th style="width: 30%;">道路土工 施工指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクルタイム Qa算定式</td> <td>別項同様に、土質にかかわらずローラ製とホイール型により決定</td> <td>Qa=4.1×t<sub>1</sub>×t<sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t<sub>1</sub>：すくい上げ時間 (sec) t<sub>2</sub>：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)</td> <td>Qa=4.1×t<sub>1</sub>×t<sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t<sub>1</sub>：すくい上げ時間 (sec) t<sub>2</sub>：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)</td> </tr> <tr> <td>サイクルタイム Qa</td> <td>40sec</td> <td>—</td> <td>30.0sec</td> </tr> <tr> <td>運動距離 l</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>片道運動距離：第2回 土留機別のサイクルタイムの押出し距離より 【採用値：6m】</td> </tr> <tr> <td>足回り係数 n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>ホイール形を採用 【採用値：1.00/sec】</td> </tr> <tr> <td>すくい上げ時間 t<sub>1</sub></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2号発電所の土留機を作業において、すくい上げ動作は想定されていないため、t<sub>1</sub>のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】</td> </tr> <tr> <td>積込みほか時間 t<sub>2</sub></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>運搬量への積込みはないが、キアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：0sec】</td> </tr> </tbody> </table>	参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和81年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)	図書に提示されている重 機の規格（バケット容 量）	3.1m <sup>3</sup> 級～10.3m <sup>3</sup> 級	1.8m <sup>3</sup> 級～2.1m <sup>3</sup> 級	1.0m <sup>3</sup> 級～2.1m <sup>3</sup> 級	作業量	53m <sup>3</sup> /h	53m <sup>3</sup> /h	87m <sup>3</sup> /h	項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針	作業量 Q	Q=600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：1サイクル当たりの作業量 (m <sup>3</sup> ) b：土留機効率 c：作業効率 d：サイクルタイム (sec)	Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：バケット容積 (m <sup>3</sup> ) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)	Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：バケット容積 (m <sup>3</sup> ) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)	バケット容積 a	3.1m <sup>3</sup> /h	5.0m <sup>3</sup> /h	6.0m <sup>3</sup> /h	バケット係数 b	掘削機種の別種別を設定 【採用値：1.00】	—	【採用値：1.00】	バケット係数 c	設定されていないが、掘削式より選定 【採用値：0.820】	—	【採用値：0.900】	1サイクル当たりの 作業量 a	3.1m <sup>3</sup> /h	5.0m <sup>3</sup> /h	—	土留機効率 b	—	【採用値：0.550】	【採用値：0.500】	土留機効率 c	掘削土留（設定した土留）を作業の目安としており、土留機別種別はなし 【採用値：1.00】	—	【採用値：1.00】	作業効率 d	掘削機種の別種別を考慮し、土留（普通土・砂質土）に応じて掘削機種の別種別を採用 【採用値：0.82】	【採用値：0.82】	【採用値：0.82】	サイクルタイム Qa	ホイール型を採用 【採用値：40sec】	【採用値：40sec】	【採用値：30.0sec】	項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針	サイクルタイム Qa算定式	別項同様に、土質にかかわらずローラ製とホイール型により決定	Qa=4.1×t <sub>1</sub> ×t <sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t <sub>1</sub> ：すくい上げ時間 (sec) t <sub>2</sub> ：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)	Qa=4.1×t <sub>1</sub> ×t <sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t <sub>1</sub> ：すくい上げ時間 (sec) t <sub>2</sub> ：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)	サイクルタイム Qa	40sec	—	30.0sec	運動距離 l	—	—	片道運動距離：第2回 土留機別のサイクルタイムの押出し距離より 【採用値：6m】	足回り係数 n	—	—	ホイール形を採用 【採用値：1.00/sec】	すくい上げ時間 t <sub>1</sub>	—	—	2号発電所の土留機を作業において、すくい上げ動作は想定されていないため、t <sub>1</sub> のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】	積込みほか時間 t <sub>2</sub>	—	—	運搬量への積込みはないが、キアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：0sec】	<p>【島根】対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去について作業量時間を算出</p>
参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和81年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)																																																																																
図書に提示されている重 機の規格（バケット容 量）	3.1m <sup>3</sup> 級～10.3m <sup>3</sup> 級	1.8m <sup>3</sup> 級～2.1m <sup>3</sup> 級	1.0m <sup>3</sup> 級～2.1m <sup>3</sup> 級																																																																																
作業量	53m <sup>3</sup> /h	53m <sup>3</sup> /h	87m <sup>3</sup> /h																																																																																
項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針																																																																																
作業量 Q	Q=600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：1サイクル当たりの作業量 (m <sup>3</sup> ) b：土留機効率 c：作業効率 d：サイクルタイム (sec)	Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：バケット容積 (m <sup>3</sup> ) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)	Q=1,600×a×b×c×d ここに Q：掘削相当土り作業量 (m <sup>3</sup> /h) a：バケット容積 (m <sup>3</sup> ) b：バケット係数 c：土留機効率 d：作業効率 Qa：サイクルタイム (sec)																																																																																
バケット容積 a	3.1m <sup>3</sup> /h	5.0m <sup>3</sup> /h	6.0m <sup>3</sup> /h																																																																																
バケット係数 b	掘削機種の別種別を設定 【採用値：1.00】	—	【採用値：1.00】																																																																																
バケット係数 c	設定されていないが、掘削式より選定 【採用値：0.820】	—	【採用値：0.900】																																																																																
1サイクル当たりの 作業量 a	3.1m <sup>3</sup> /h	5.0m <sup>3</sup> /h	—																																																																																
土留機効率 b	—	【採用値：0.550】	【採用値：0.500】																																																																																
土留機効率 c	掘削土留（設定した土留）を作業の目安としており、土留機別種別はなし 【採用値：1.00】	—	【採用値：1.00】																																																																																
作業効率 d	掘削機種の別種別を考慮し、土留（普通土・砂質土）に応じて掘削機種の別種別を採用 【採用値：0.82】	【採用値：0.82】	【採用値：0.82】																																																																																
サイクルタイム Qa	ホイール型を採用 【採用値：40sec】	【採用値：40sec】	【採用値：30.0sec】																																																																																
項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針																																																																																
サイクルタイム Qa算定式	別項同様に、土質にかかわらずローラ製とホイール型により決定	Qa=4.1×t <sub>1</sub> ×t <sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t <sub>1</sub> ：すくい上げ時間 (sec) t <sub>2</sub> ：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)	Qa=4.1×t <sub>1</sub> ×t <sub>2</sub> ここにQa：トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n：トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) l：片道運動距離 (m) t <sub>1</sub> ：すくい上げ時間 (sec) t <sub>2</sub> ：積込み、キアの入替え、給取りなどに要する時間 (sec)																																																																																
サイクルタイム Qa	40sec	—	30.0sec																																																																																
運動距離 l	—	—	片道運動距離：第2回 土留機別のサイクルタイムの押出し距離より 【採用値：6m】																																																																																
足回り係数 n	—	—	ホイール形を採用 【採用値：1.00/sec】																																																																																
すくい上げ時間 t <sub>1</sub>	—	—	2号発電所の土留機を作業において、すくい上げ動作は想定されていないため、t <sub>1</sub> のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】																																																																																
積込みほか時間 t <sub>2</sub>	—	—	運搬量への積込みはないが、キアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：0sec】																																																																																

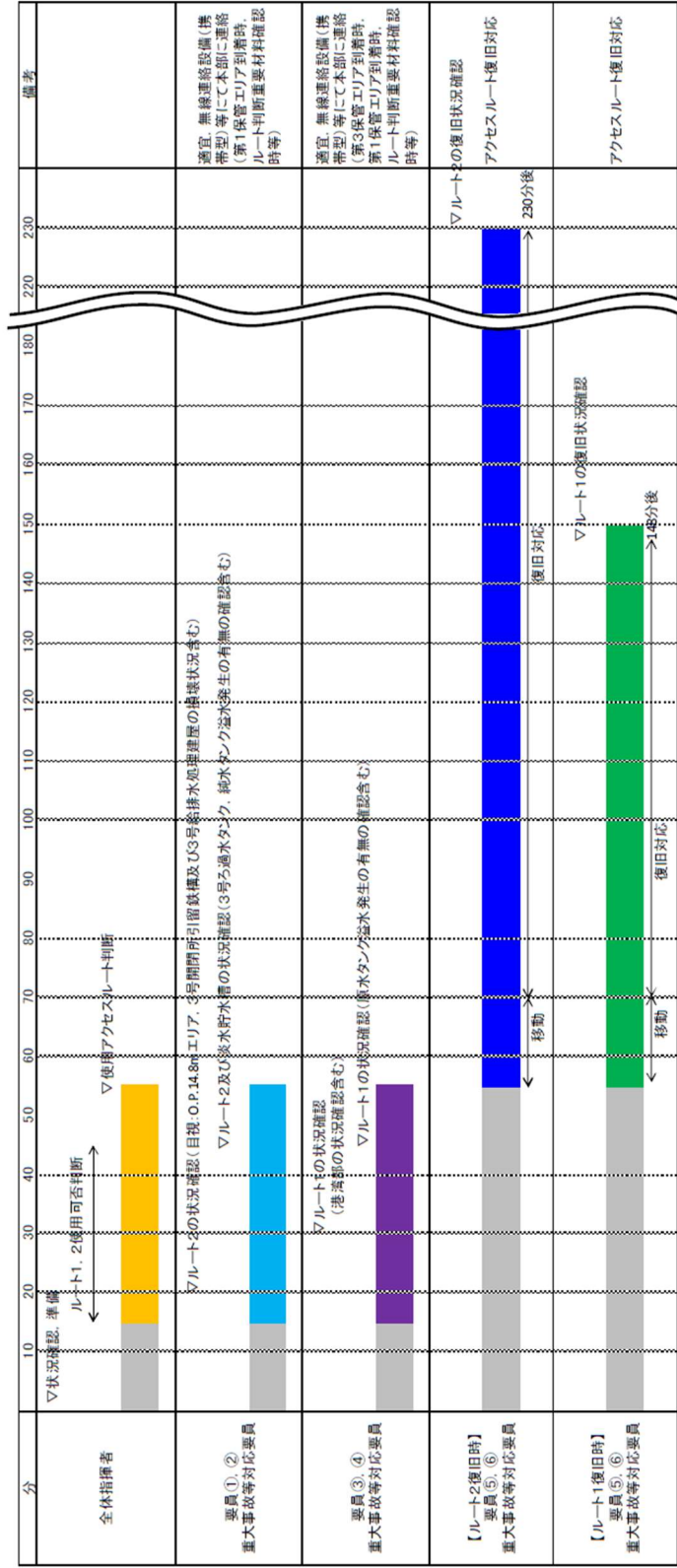
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲

女川原子力発電所2号炉

別紙(24)

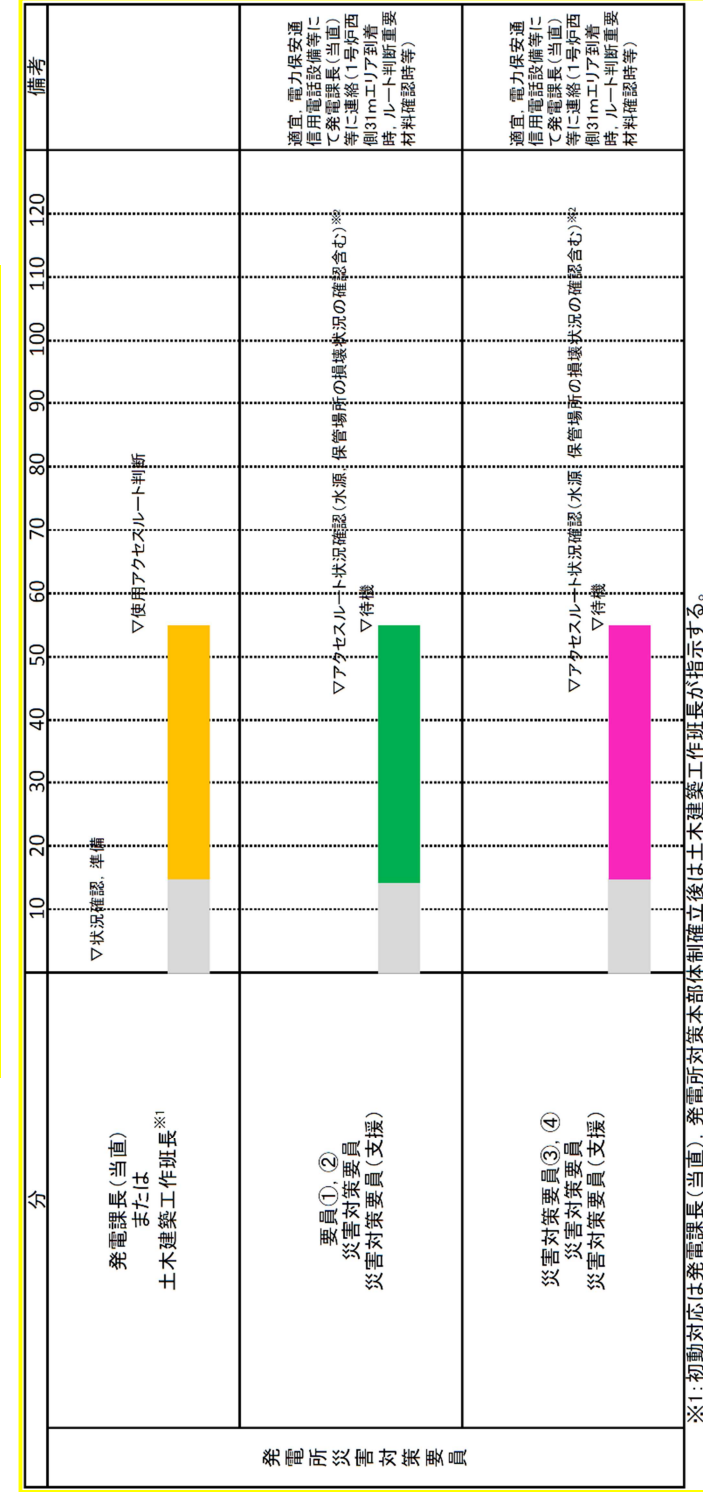


島根原子力発電所2号炉

該当箇所なし

泊発電所3号炉

別紙(24)



※1: 初動対応は発電課長(当直)、発電所対策本部体制確立後は土木建築工作班長が指示する。  
 ※2: 確認ルートの距離約1.8km(第1図の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(6))から確認に要する時間を算出。

相違理由

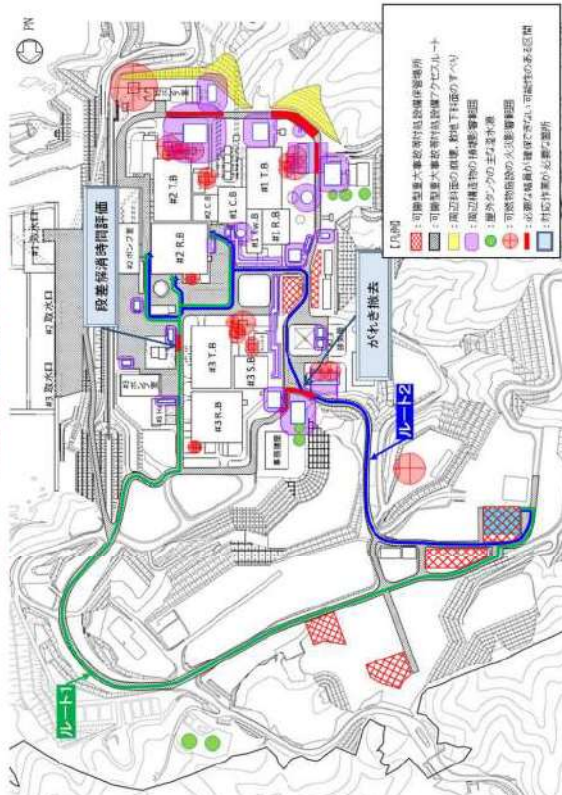
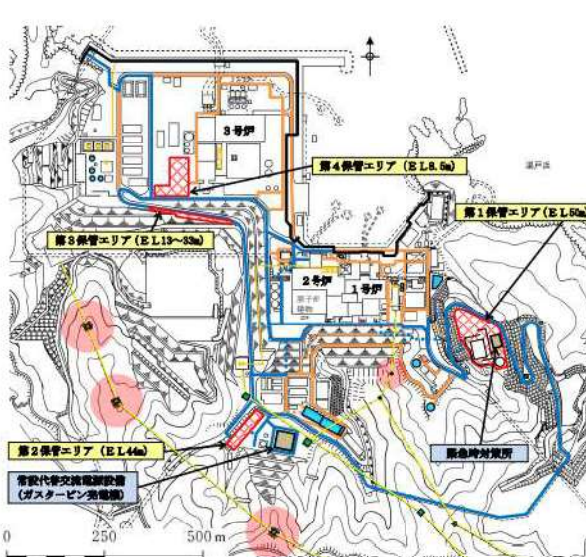
- 【女川】記載表現の相違
- 【女川】記載内容の相違
- 泊は、復旧作業が無い。
- 要員名称、要員数、通信設備、及び復旧時間の相違。
- 泊は、島根と同様に、初動と体制確立後で指示者が異なる。
- 泊は、状況確認の所要時間について算出根拠を記載。





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(25)	島根原子力発電所2号炉 別紙(19)	泊発電所3号炉 別紙(25)	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 280px;">アクセスルートにおける地震後の被害想定</p> 	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; bottom: 10px;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】                      記載表現の相違                      ・プラントの相違による被害状況の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧後における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路の復旧については、大型車両が通行できる道幅（約3.7m）を復旧することとしている。道路復旧後の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【アクセスルート復旧後から6時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ）</li> <li>・熱交換器ユニット：1（往路のみ）</li> <li>・可搬型窒素ガス供給装置：1（往路のみ）</li> <li>・ホース延長回収車（2台）：5往復</li> <li>・タンクローリ：1（往路のみ）</li> </ul> <p>【アクセスルート復旧後6時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ）</li> <li>・ホース延長回収車：4往復</li> <li>・タンクローリ：1往復</li> <li>・タンクローリ：2往復</li> </ul> <p>以上の結果により、車両の通行量はアクセスルート復旧後6時間までで、5往復程度であることを確認した。                      アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。                      一部段差復旧箇所やがれき発生箇所等、復旧された道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路については、重大事故等時においても、大型車両が通行できる道幅（約3.5m）を確保することとしている。重大事故等時の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【重大事故等時から7時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ）</li> <li>・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復</li> <li>・可搬型タンクローリ（1台）：1往復</li> </ul> <p>【重大事故等時7時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ）</li> <li>・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復</li> <li>・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復</li> <li>・可搬型タンクローリ（1台）：1往復</li> <li>・可搬型タンクローリ（1台）：1往復</li> </ul> <p>以上の結果により、車両の通行量は重大事故等時から15時間までで8往復程度であることを確認した。                      アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。                      アクセスルートトンネルや一部がれき発生箇所等の道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p>【女川】設計方針の相違                      ・泊は、アクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載（以下、赤字箇所について同様）。</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・必要道路幅の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・車両及び通行量の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・車両通行量の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・片側通行箇所の相違及び通信設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

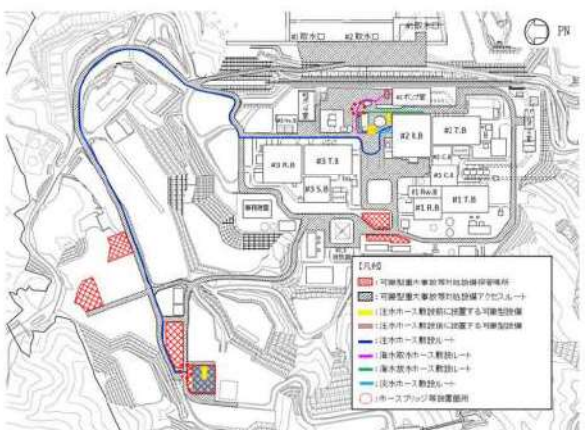
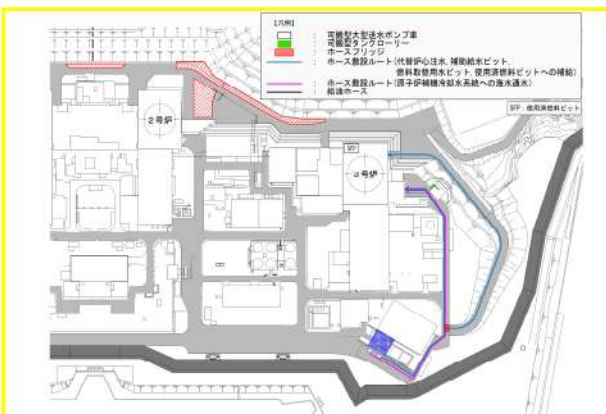
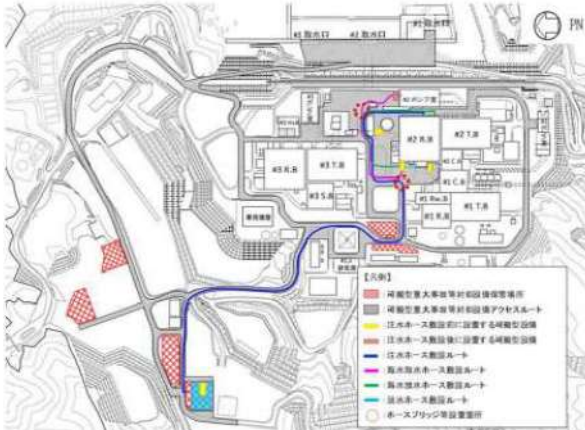
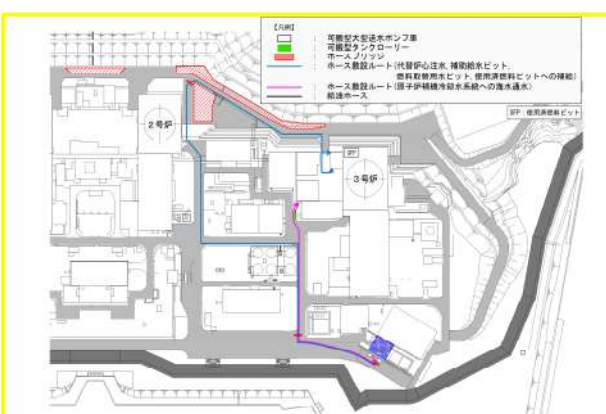
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(28)</p> <p style="text-align: center;">機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応のホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ（300Aホース用）等を配備することで、すべての車両が通行可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第1図～第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>【300Aホース用ホースブリッジ】</p> <p>【車両通行状況(例)】</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙(20)</p> <p style="text-align: center;">資材設置後の作業成立性</p> <p>重大事故等対処設備である大量送水車、大型送水ポンプ車を用いて、輪谷貯水槽（西1／西2）及び低圧原子炉代替注水槽への補給、燃料プール等への注水を行う。</p> <p>大量送水車の配置場所は輪谷貯水槽（西1／西2）近傍及び原子炉建物近傍、大型送水ポンプ車の配置場所は海水取水箇所近傍となり、ホース敷設ルートは輪谷貯水槽（西1／西2）から原子炉建物近傍まで、海水取水箇所から原子炉建物近傍及び輪谷貯水槽（西1／西2）までとなる。</p> <p>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</p> <p>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p style="text-align: center;">第1図 ホースブリッジ</p>	<p style="text-align: right;">別紙(28)</p> <p style="text-align: center;">機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応の可搬型ホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ等を配備することで、すべての車両が通行可能である（第1図参照）。また、第1表に示すとおり、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（全交流動力電源喪失）を選択した場合においても、可搬型設備の配置及び可搬型ホースの敷設が可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第2図及び第3図に、作業の成立性の配置条件を第1表に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <p>第1図 ホースブリッジの設置状況</p> </div>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 機材設置後の作業成立性（ルート1）</p>		 <p>第2図 3号炉原子炉建屋東側を經由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	
 <p>第2図 機材設置後の作業成立性（ルート2）</p>		 <p>第3図 3号炉原子炉建屋西側を經由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違によるホースブリッジの設置箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

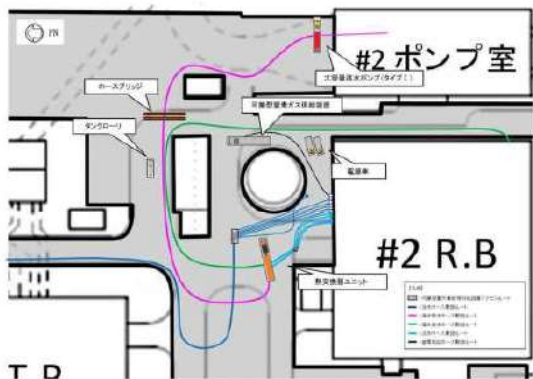
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）

第1表 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
配置する可搬型設備*	大容量送水ポンプ（タイプ1）：2台（注水設備1台、除熱設備1台） 熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 電源車（緊急時対策用）：1台 可搬型窒素ガス供給装置：1台 タンクローリー：1台
注水ルート	ルート1
接続口使用箇所	原子炉建屋北面接続口
海水取水箇所	2号炉海水ポンプ室
ホース敷設前に設置する可搬型設備	熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 可搬型窒素ガス供給装置：1台

※ 注水設備用の大容量送水ポンプ（タイプ1）は淡水貯水槽、電源車（緊急時対策用）は緊急時対策用に設置するため「第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）」には記載していない。

第1表 機材設置後の作業成立性（3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	全交流動力電源喪失
配置する可搬型設備	可搬型大型送水ポンプ車：2台 可搬型タンクローリー：2台
注水ルート	3号炉原子炉建屋西側を経由したルート
接続口使用箇所	可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口
海水取水箇所	3号炉取水ビットスクリーン室
可搬型ホース敷設前に設置する可搬型設備	なし

【女川】記載内容の相違  
 ・女川は原子炉建屋周辺の機材設置後の可搬型設備の配置を拡大図で明確化している。  
 ・泊は第1図及び第2図に第1表に記載している可搬型設備を示している。

【女川】記載内容の相違  
 ・プラントの相違による表の内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項                  屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震による内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</li> <li>原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項                  屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震随伴内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項                  屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器<sup>*1</sup>、地震による内部溢水<sup>*2</sup>を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違                  ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定したうえで、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照                  ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>2. 屋内アクセスルートの成立性                  技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。                  また、移動経路については、第1図「<b>屋内アクセスルート図</b>」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の<b>屋内</b>アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係                  重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>重大事故等対応要員</b>は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、<b>必要な措置を講じる</b>。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照                  ※2：内部溢水については、別紙(18)「<b>屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価</b>」参照</p> <p>2. アクセスルートの成立性                  技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。                  また、移動経路については、<b>本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」</b>に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、<b>本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」</b>のアクセスルートに記載のある数字と<b>関連づけ</b>がなされている。</p> <p>なお、<b>第2表</b>に、第1図中の操作対象<b>箇所</b>における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係                  重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。<b>そこで</b>、重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>緊急時対策要員（現場要員）</b>の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、<b>適切な防護具を着用した上でアクセスする</b>。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「<b>屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について</b>」参照                  ※2：内部溢水については、別紙(34)「<b>屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について</b>」参照</p> <p>2. アクセスルートの成立性                  技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。                  また、移動経路については、第1図「<b>屋内のアクセスルート図</b>」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の<b>アクセスルートに記載のある数字</b>と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象<b>場所</b>における操作対象機器及び操作項目等を<b>第2表</b>に示す。</p> <p>3. <b>屋外のアクセスルートとの関係</b>                  重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。<b>なお</b>、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、<b>発電所災害対策要員</b>は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違                  ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び対応要員の名称の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート*	屋外アクセスルート**
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未監視にするための手順等	代替制御権挿入機能による制御権緊急挿入	○		
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	○		
	自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止	○		
	ほう酸水注入	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	中央制御室からの高圧代替注水系起動	○		
	現場手動操作による高圧代替注水系起動	○	【中央制御室→(①→③)→(③階段G④)→(④階段A⑤)→(⑤階段J⑥)→(⑥-3)→(⑥階段J⑦)→(⑦-1)→(⑦階段J⑧)→(⑧-1)→(⑧-2)】	
	現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動	○	【中央制御室→(①→③)→(③階段G④)→(④階段A⑤)→(⑤-1)→(⑤-2)→(⑤階段J⑥)→(⑥階段A⑦)→(⑦-1)→(⑦-2)→(⑦-3)→(⑦階段J⑧)→(⑧-6)→(⑧階段J⑨)→(⑨-4)→(⑨階段J⑩)→(⑩-30)】	
	ほう酸水注入系許容量タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入	○		
	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水	○		
	高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外のアクセスルート*
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未監視にするための手順等	代替制御権挿入機能による制御権緊急挿入	○		
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		
	原子炉隔離時冷却系による高圧代替注水系起動	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート**
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未監視にするための手順等	手動による原子炉緊急停止	○		
	原子炉出力抑制（自動）	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	1 減圧抑制系のフィードバック制御による発電用原子炉の冷却	○		
	減圧抑制系によるタービン駆動給水ポンプの起動	○		
	代替注水系設備による発電用給水ポンプへの給水	○		
	現場手動操作による主蒸気減圧弁の機械回復	※1		
	加圧蒸気水位及び蒸気発生器水位の監視又は測定	1.15		
	加圧蒸気水位（原子炉水位）の制御	1.4		
	高気圧発生水位の制御	1.2 1.3		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	1.2 1.3		

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違

・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→(①階段L③)→(③-4)→(③-5)→(③-4)】	
高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保	・系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段G①)→(④-1)→(④-2)→(④階段G③)→(③階段F④)→(④-4)→(④-3)】	○		
	・高圧窒素ガスボンベ切替えA系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④-55)】	○		
	・高圧窒素ガスボンベ取替えL系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④-55)→(④-56)→(④-56)】	○		

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	A-RHR注水系統(22-50)の場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-1)→(②階段F②)→(②階段A②)→(②-4)】 B-RHR注水系統(22-50)の場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-1)→(②階段F②)→(②階段A②)→(②-4)】 C-RHR注水系統(22-50)の場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-1)→(②階段F②)→(②階段A②)→(②-4)】 LPCS注水系統(22-50)の場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-1)→(②階段F②)→(②-4)】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替後の使用不可な場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-4)】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替後の使用不可な場合 【中央制御室→(①階段F②)→(②-4)→(②-4)】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア	

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本文中におけるアクセスルートは設置による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震発生時内部火災及び地震発生時内部洪水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	電動補助給水ポンプ又はタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	○		
	現場手動操作によるタービン電動補助給水ポンプの起動	○		
	代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの稼働回復	○	【代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電、参照】	
	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の稼働回復	○	【中央制御室→(①階段H④)→(①階段S③)→(③-1)】	
	加圧器逃がし弁稼働作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の稼働回復	○	【中央制御室→(①)→(①-1)】	
	加圧器逃がし弁稼働作用バッチャによる加圧器逃がし弁の稼働回復	○	電源設備 【中央制御室→(①階段A⑤)→(①)→(①-15)】 ケーブル及び加圧器逃がし弁稼働作用バッチャ稼働 【中央制御室→(①階段A⑤)→(①)→(①-16)】	
炉心損傷時における高圧容器排気出口格納容器排気直接加熱を防止する手順	○			
蒸気発生器信頼管破損高圧減圧機能の対応手順	○	【中央制御室→(①階段H④)→(①階段S③)→(③-2)】		
インターフェイスシステムLOA発生時の対応手順	○	【中央制御室→(①階段A⑤)→(①)→(①-3)】		
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	充てんポンプによる炉心注水	○		
	B-格納容器スプレイポンプ(RHR-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	○	【中央制御室→(①階段A⑤)→(①階段M⑦)→(①)→(①-7)】	

※1：屋外のアクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違  
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。





泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電機原子炉を冷却するための手順等	原子炉運転中の低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)→(5)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系B系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)→(5)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉停止中の低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水	○		
原子炉停止中の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)→(5)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセス ルート	屋外のアクセス ルート※1
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 全炉心電源喪失発生時→格納容器内スプレイ系スプレイ配管使用の場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 全炉心電源喪失発生時→格納容器内スプレイ系スプレイ配管使用の場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
1.7 原子炉格納容器の過圧復旧を防止するための手順等	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		緊急時対策所→第4保管エリア
不活性ガス（窒素ガス）による冷却の確保	○		緊急時対策所→第4保管エリア	

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手順におけるアクセスルートは、地震による大型航空機の衝突その他の地震による影響を考慮した場合には使用しないルートとして設定する。なお、地震発生が地震ではないことから、転倒物、地震発生時内訳人員及び地震発生時内訳水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセス ルート	屋外のアクセス ルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電機原子炉を冷却するための手順等	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
1.5 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		
	格納容器内スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内のスプレイ（保水・保熱） 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】 非常用コントロールセンターの機能が使用不可な場合 【中央制御室→(1)階段F(4)→(4)→(5)】	○		

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違  
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保（B系）	○	【中央制御室→(①)階段L④→(④)-33→(④)-44→(④)-32→(④)-33→(④)-34→(④)-35】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）による補機冷却水確保	○		
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④)-67】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションポンプの除熱	○		
	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）によるサブプレッションポンプの除熱	○		
	残留熱除去系（サブプレッションポンプ冷却モード）によるサブプレッションポンプの除熱	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ（屋内接続口の使用） <sup>※2</sup>	○	原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→(①)階段L④→(④)-52→(④)-53】  原子炉建屋付属機操作室 【(④)-52→(④)階段L①→(①)-③→(③)階段F④→(④)-54】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。  
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属機（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起回事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート <sup>※1</sup>
1.13 重大事象等の発生に必要な水供給手順等	輪回付水機（図1）及び輪回付水機（図2）を水源とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	輪回付水機（図1）及び輪回付水機（図2）を水源とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	輪回付水機（図1）及び輪回付水機（図2）を水源とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器内へのスプレイ	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器内へのスプレイ	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器内へのスプレイ	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.14 電源の確保に関する手順等	格納容器代替冷却系電源復旧による給電 M/C系及びM/D系受電	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器代替冷却系電源復旧による給電 M/C系及びM/D系受電	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート <sup>※1</sup>
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防ぐための手順等	可搬型大型送水ポンプ車A保管接続口（東側）を使用する場合 系統構成及び可搬型計測装置取り付け	○	【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型大型送水ポンプ車A保管接続口（西側）を使用する場合 系統構成及び可搬型計測装置取り付け	○	【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】  【中央制御室→(①)階段A⑤→(⑤)-7→(⑤)階段E⑤→(⑤)-4→(⑤)階段E⑤→(⑤)-2→(⑤)階段E⑤→(⑤)-9→(⑤)階段E⑤→(⑤)-11】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・設備及び手順等の相違



















赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (14/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.14 電源の確保に関する手順等	タンクローリから各機器への給油	/	/	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	非常用交流電源設備による給電	○	/	/
	非常用直流電源設備による給電	○	/	/
1.15 事故時の計装に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○	/	/
	代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○	/	/
	可搬型計測器による計測又は監視	○	【[④-52]→(④)階段L①】→中央制御室	/
	パラメータの記録	/	/	/
1.16 原子制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運転手順	○	/	/
	中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→(①)階段L④】→[④-51]→(④)階段L⑤→[⑤-7】	/
	中央制御室の原明を確保する手順	○	/	/
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	/	/
	中央制御室待避所の原明を確保する手順	○	/	/
	中央制御室待避所の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	/	/
	データ表示装置（待避所）によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○	/	/

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (14/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート <sup>※1</sup>
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電	○	受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤)階段A⑤】→[⑤-20]→[⑤-19】 受電操作 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-20】 可搬型代替電源車の移動 【中央制御室→(⑤)階段B②】→屋外A】	屋外A→[⑤]等制御室3階エリア、2号炉東側3階エリア
	充電機操作（充電器側の受電操作）	/	蓄電池室排気ファン起動及び充電器の受電 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-22]→[⑤-22】 コネクタ差替え 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-22】 ダンパ開操作 【中央制御室→(⑤)階段A④】→[⑤-15】	/
	蓄電池（非常用）による直流電源からの給電	○	不要な直流負荷切離し操作（SBO発生8.5時間以内） 【中央制御室→[⑤-18】】 不要な直流負荷切離し操作（SBO発生8.5時間以内） 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-24】	/
	長續着電池による代替電源（直流）からの給電	○	/	/
可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	○	受電準備 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-25】 受電操作 【中央制御室→(⑤)階段A⑤】→[⑤-26]→[⑤-27】 発電機移動 【中央制御室→(⑤)階段B②】→屋外A】 発電機起動、受電操作 ・可搬型直流電源接続盤（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑤)階段G⑥】→(⑤)階段A③→[⑤-26】 ・可搬型直流電源接続盤（西側）に接続する場合 【屋外A→(⑤)階段B⑤】→(⑤)階段A③→[⑤-26】	屋外A→[⑤]等制御室3階エリア、又は2号炉東側3階エリア、又は2号炉東側3階エリア又は屋外E

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・設備及び手順等の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (15/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート <sup>※1</sup>
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）		【中央制御室→(①→⑤)→(③)階段G(④)→(④)階段B(②)→(②)→(①)→(①-2)】	
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定			
	海上モニタリング			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定			緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート <sup>※1</sup>
1.14 電圧の確保に関する手順等	代替屋内電気設備による交差の給電（代替非常用発電機）		系統構成 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-2⑤)→(⑤)階段A(③)→(⑤-14)】 代替非常用発電機起動及び代替屋内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段B(②)→(⑤)屋外A→(⑤)階段B(②)→(⑤-2⑤)→(⑤)階段A(③)→(⑤-14)→(⑤)階段B(②)→(⑤-16)】	屋外A→代替非常用発電機→屋外A
			系統構成及び代替屋内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-16)→(⑤)階段B(②)→(⑤-18)→(⑤)階段B(②)→(⑤-14)→(⑤)階段B(②)→(⑤-16)】	
	代替屋内電気設備による交差の給電（可搬型代替発電機）		系統構成 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-2⑤)→(⑤)階段A(③)→(⑤-14)】 代替屋内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-2⑤)→(⑤)階段A(③)→(⑤-14)】 系統構成及び代替屋内電気設備対象負荷の切替・給電 ・可搬型代替電源機起動（東側）に接続する場合 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-16)→(⑤)階段B(②)→(⑤-10)→(⑤)屋外A→(⑤)屋外のアクセスルート→(⑤)屋外B→(⑤)階段G(④)→(⑤-14)】 ・可搬型代替電源機起動（西側）に接続する場合 【中央制御室→(⑤)階段A(③)→(⑤-16)→(⑤)階段B(②)→(⑤-10)→(⑤)屋外A→(⑤)屋外のアクセスルート→(⑤)屋外A→(⑤)階段B(②)→(⑤-14)→(⑤)階段B(②)→(⑤-16)】	屋外A→1号伊東側31mエリア又は2号伊東側31mエリア 屋外A又は屋外B
可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等の燃料補給				緊急時対策所→伊東側31mエリア又は2号伊東側31mエリア <sup>※1</sup>

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違  
 ・設備及び手順等の相違



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/19)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアクセスルート</th> <th>屋外のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.16 原子炉閉鎖中の居住性確保に関する手順等</td> <td>非常用電源等設置装置の運転手順等（交流動力電源が確保されている場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用電源等設置装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室を制御する場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(8)階段A①→(10)-14】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(10)-17→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の検査及び一般化検査の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(10)-21→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>【機材A→(10)階段B①→(10)-19→(10)-20】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合）</td> <td></td> <td>1.10 【本所警報による原子炉停炉等の措置を防止するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合の操作手順）参照】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は事故代替電源が喪失した場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(8)階段A①→(10)階段B②→(10)-4】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同相モニタリングポイントによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.17 検査測定等に関する手順等</td> <td>放射能測定装置による本中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上モニタリング測定</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所 格納所 →1号炉再稼働31mグリッド又は2号炉東側31mエリア①</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	業文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート	1.16 原子炉閉鎖中の居住性確保に関する手順等	非常用電源等設置装置の運転手順等（交流動力電源が確保されている場合）	○			非常用電源等設置装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室を制御する場合）	○	【中央制御室→(8)階段A①→(10)-14】		中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→(10)-17→中央制御室】		中央制御室内の検査及び一般化検査の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→(10)-21→中央制御室】		モニタリングエリアの設置及び運用手順		【機材A→(10)階段B①→(10)-19→(10)-20】		放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合）		1.10 【本所警報による原子炉停炉等の措置を防止するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合の操作手順）参照】		放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は事故代替電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(8)階段A①→(10)階段B②→(10)-4】		同相モニタリングポイントによる放射線量の測定及び代替測定				放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定				放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定				1.17 検査測定等に関する手順等	放射能測定装置による本中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				同上モニタリング測定			緊急時対策所 格納所 →1号炉再稼働31mグリッド又は2号炉東側31mエリア①					<p>【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備及び手順等の相違</li> <li>・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</li> </ul>
業文	対応手順	操作・作業場所																																																																			
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート																																																																	
1.16 原子炉閉鎖中の居住性確保に関する手順等	非常用電源等設置装置の運転手順等（交流動力電源が確保されている場合）	○																																																																			
	非常用電源等設置装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室を制御する場合）	○	【中央制御室→(8)階段A①→(10)-14】																																																																		
	中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→(10)-17→中央制御室】																																																																		
	中央制御室内の検査及び一般化検査の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→(10)-21→中央制御室】																																																																		
	モニタリングエリアの設置及び運用手順		【機材A→(10)階段B①→(10)-19→(10)-20】																																																																		
	放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合）		1.10 【本所警報による原子炉停炉等の措置を防止するための手順等（交流動力電源及び事故代替電源が確保されている場合の操作手順）参照】																																																																		
	放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は事故代替電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(8)階段A①→(10)階段B②→(10)-4】																																																																		
	同相モニタリングポイントによる放射線量の測定及び代替測定																																																																				
	放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定																																																																				
	放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
1.17 検査測定等に関する手順等	放射能測定装置による本中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
	同上モニタリング測定			緊急時対策所 格納所 →1号炉再稼働31mグリッド又は2号炉東側31mエリア①																																																																	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(18/19)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1955 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアクセスルート</th> <th>屋外のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可燃型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可燃型気象観測設備による緊急時対策所付設の気象観測項目の測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>可燃型空気浄化装置運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可燃性スミアモニタ設置手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可燃型空気浄化装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所排気収集設備によるフロントパライズ等の監視手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>通信連絡に関わる手順等</td> <td>1.10 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>モニタリングモニタの設置及び運用手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所自備用 →緊急時対策所自備用</td> </tr> <tr> <td>可燃型空気浄化装置の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から居室場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート	1.17 監視測定等に関する手順等	可燃型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/	可燃型気象観測設備による緊急時対策所付設の気象観測項目の測定	/	/	/	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可燃型空気浄化装置運転手順	/	/	緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋	空気供給装置による空気供給準備手順	/	/	緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋	緊急時対策所内の酸濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/	緊急時対策所可燃性スミアモニタ設置手順	/	/	/	空気供給装置への切替準備手順	/	/	/	空気供給装置への切替手順	/	/	/	可燃型空気浄化装置への切替手順	/	/	/	緊急時対策所排気収集設備によるフロントパライズ等の監視手順	/	/	/	通信連絡に関わる手順等	1.10 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照	/	/	/	モニタリングモニタの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所自備用 →緊急時対策所自備用	可燃型空気浄化装置の切替手順	/	/	/	<p>【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備及び手順等の相違</li> <li>・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</li> </ul>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート																																																														
1.17 監視測定等に関する手順等	可燃型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/																																																														
	可燃型気象観測設備による緊急時対策所付設の気象観測項目の測定	/	/	/																																																														
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可燃型空気浄化装置運転手順	/	/	緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋																																																														
	空気供給装置による空気供給準備手順	/	/	緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋 緊急時対策所自備用 →指図用空調上屋																																																														
	緊急時対策所内の酸濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/																																																														
	緊急時対策所可燃性スミアモニタ設置手順	/	/	/																																																														
	空気供給装置への切替準備手順	/	/	/																																																														
	空気供給装置への切替手順	/	/	/																																																														
	可燃型空気浄化装置への切替手順	/	/	/																																																														
	緊急時対策所排気収集設備によるフロントパライズ等の監視手順	/	/	/																																																														
	通信連絡に関わる手順等	1.10 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照	/	/	/																																																													
	モニタリングモニタの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所自備用 →緊急時対策所自備用																																																														
	可燃型空気浄化装置の切替手順	/	/	/																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(19/19)</p> <table border="1" data-bbox="1344 223 1957 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアksesルート</th> <th>屋外のアksesルート<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">L.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の待機運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の運転再開手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L.19 通信連絡に関する手順等</td> <td>発電所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外のアksesルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアksesルート	屋外のアksesルート <sup>※1</sup>	L.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所	緊急時対策所用発電機の運転再開手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所	L.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/	発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・設備及び手順等の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																							
		中央	屋内のアksesルート	屋外のアksesルート <sup>※1</sup>																																					
L.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所																																					
	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所																																					
	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所																																					
	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所																																					
	緊急時対策所用発電機の運転再開手順	/	/	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所																																					
L.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/																																					
	発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 213 577 1102" style="border: 1px solid black; height: 557px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="593 432 622 812" style="text-align: center;">                     第1図 屋内アクセスルート ルート図①                 </div> <div data-bbox="640 213 674 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="719 213 1272 1054" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1285 229 1314 1010" style="text-align: center;">                     第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(1/11)                 </div> <div data-bbox="936 1075 1314 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1357 213 1888 1126" style="border: 1px solid black; height: 572px; width: 237px;"></div> <div data-bbox="1906 467 1935 903" style="text-align: center;">                     第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(4/11)                 </div> <div data-bbox="1350 1171 1926 1193" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランドごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 212 591 1118" style="border: 1px solid black; height: 568px; width: 226px;"></div> <div data-bbox="607 491 629 868" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図②</div> <div data-bbox="651 212 687 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 212 1274 1102" style="border: 1px solid black; height: 558px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1290 256 1312 1035" style="text-align: center;">第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(2/11)</div> <div data-bbox="943 1118 1323 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1357 212 1895 1110" style="border: 1px solid black; height: 563px; width: 240px;"></div> <div data-bbox="1910 416 1933 850" style="text-align: center;">第1図 ②屋内アクセスルート ルート図(2/11)</div> <div data-bbox="1357 1169 1928 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラント <span style="background-color: yellow;">こと</span> にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない <span style="background-color: yellow;">。</span></li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 213 591 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="600 448 633 831" style="text-align: center;">                     第1図 屋内アクセスルート ルート図③                 </div> <div data-bbox="645 213 685 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="716 213 1276 1091" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 248 1319 1031" style="text-align: center;">                     第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(3/11)                 </div> <div data-bbox="940 1107 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1361 233 1890 1091" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1899 424 1933 863" style="text-align: center;">                     第1図 ③屋内アクセスルート ルート図(3/11)                 </div> <div data-bbox="1348 1155 1921 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラント <span style="background-color: yellow;">ごと</span> にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない <span style="background-color: yellow;">■</span></li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 204 595 1010" style="border: 1px solid black; height: 505px; width: 231px;"></div> <div data-bbox="607 399 636 778" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図④</div> <div data-bbox="651 204 687 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 212 1279 1098" style="border: 1px solid black; height: 555px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1290 268 1319 1046" style="text-align: center;">第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(4/11)</div> <div data-bbox="943 1110 1319 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1375 207 1865 1046" style="border: 1px solid black; height: 526px; width: 219px;"></div> <div data-bbox="1877 395 1906 833" style="text-align: center;">第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(4/11)</div> <div data-bbox="1352 1110 1928 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラント(2)にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 207 600 1045" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="611 427 642 810" style="text-align: center;">                     第1図 屋内アクセスルート ルート図⑤                 </div> <div data-bbox="656 244 687 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="721 199 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 252 1314 1037" style="text-align: center;">                     第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(5/11)                 </div> <div data-bbox="943 1094 1314 1117" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1361 231 1899 1117" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1910 467 1942 911" style="text-align: center;">                     第1図 ⑤屋内アクセスルート ルート図(5/11)                 </div> <div data-bbox="1352 1174 1926 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランド色等にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 215 600 1061" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="611 416 642 798" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図⑥</div> <div data-bbox="658 252 685 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 215 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1283 261 1314 1045" style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(6/11)</div> <div data-bbox="943 1109 1319 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1368 215 1899 1085" style="border: 1px solid black; height: 545px; width: 237px;"></div> <div data-bbox="1910 438 1942 877" style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内アクセスルート ルート図(6/11)</div> <div data-bbox="1350 1166 1921 1193" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランド色にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 217 602 1067" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="607 454 640 834" style="text-align: center;">                     第1図 屋内アクセスルート ルート図⑦                 </div> <div data-bbox="654 217 689 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="716 210 1274 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 253 1317 1038" style="text-align: center;">                     第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(7/11)                 </div> <div data-bbox="940 1114 1319 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1352 225 1888 1114" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1906 443 1939 884" style="text-align: center;">                     第1図 ⑦屋内アクセスルート ルート図(7/11)                 </div> <div data-bbox="1352 1169 1928 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラント <span style="background-color: yellow;">ごと</span> にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない <span style="background-color: yellow;">■</span></li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

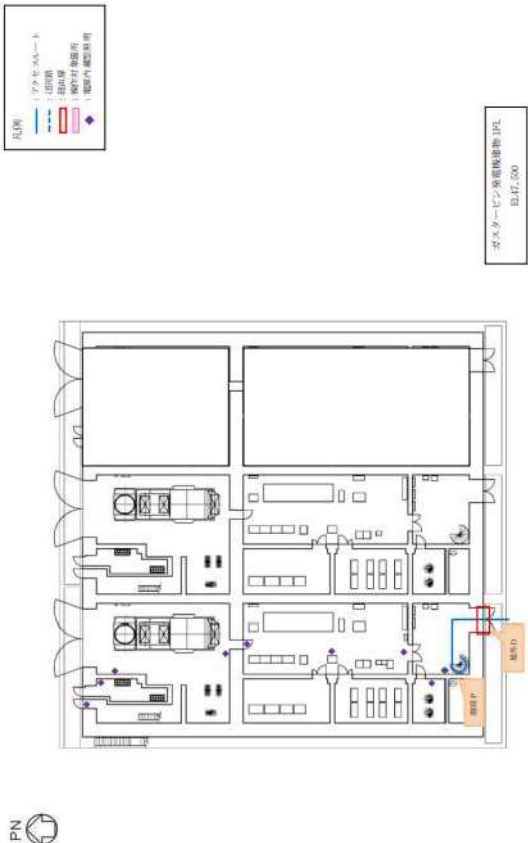
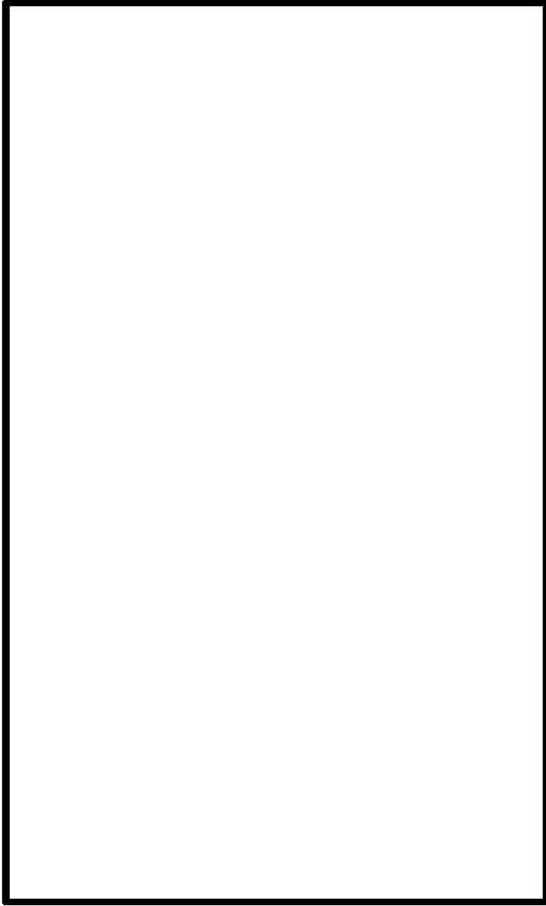
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 212 1274 1094" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 248 1314 1031" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(8/11)                 </div> <div data-bbox="943 1110 1319 1129" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; font-size: small;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1357 240 1890 1094" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1906 464 1935 900" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     第1図 ⑧屋内アクセスルート ルート図(8/11)                 </div> <div data-bbox="1346 1206 1921 1233" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; font-size: small;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラント <span style="background-color: yellow;">ごせ</span> にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない <span style="background-color: yellow;">■</span></li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

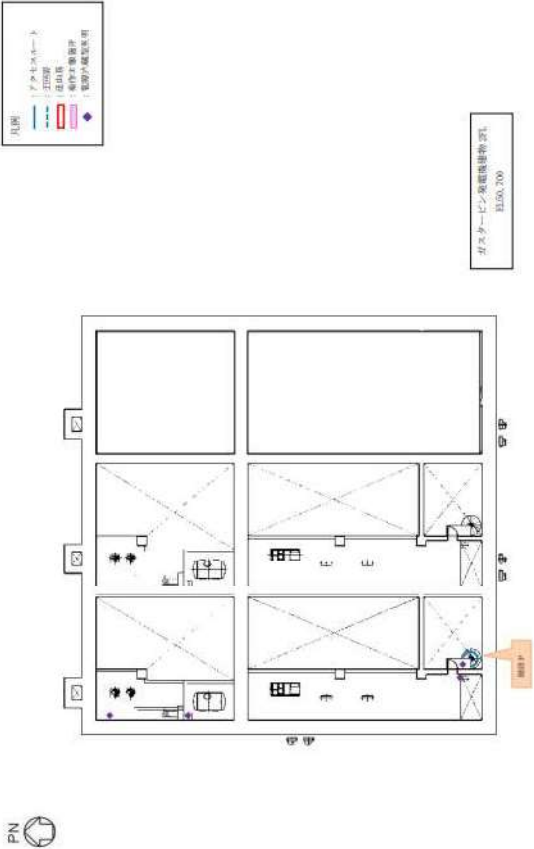
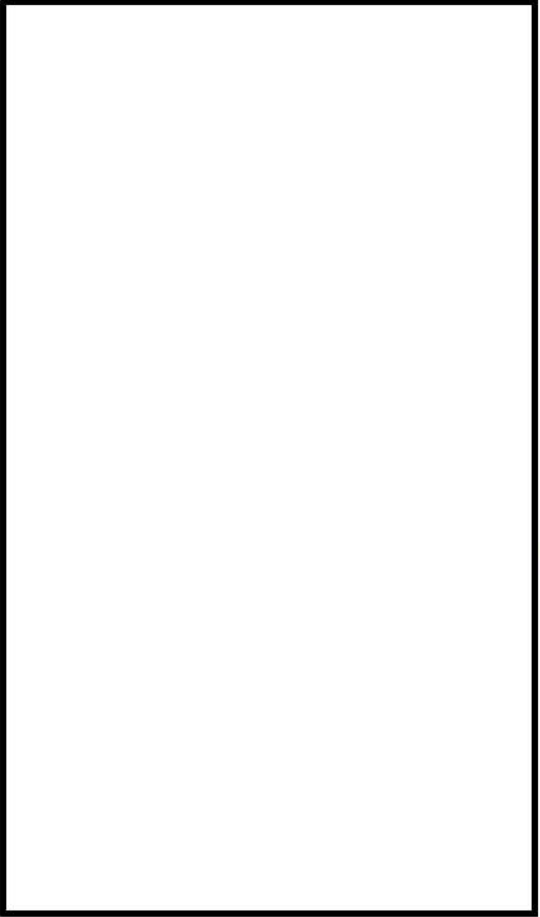
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ⑨島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(9/11)</p>	 <p>第1図 ⑩屋内アクセスルート ルート図(9/11)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランド(5)にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない(5)</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

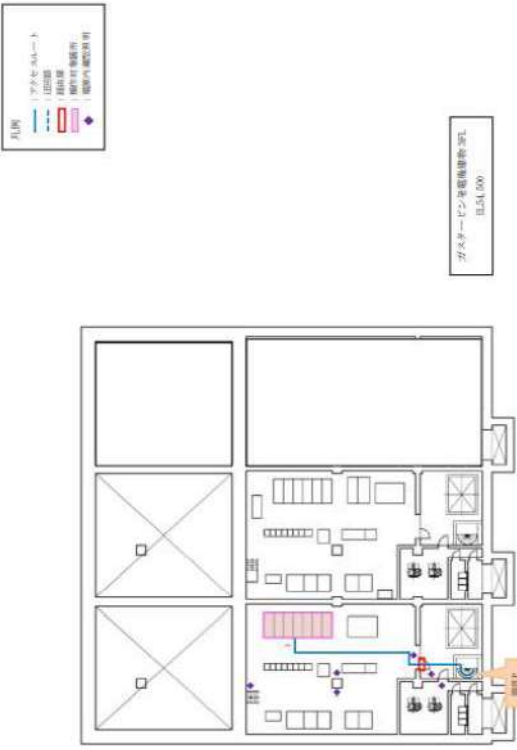
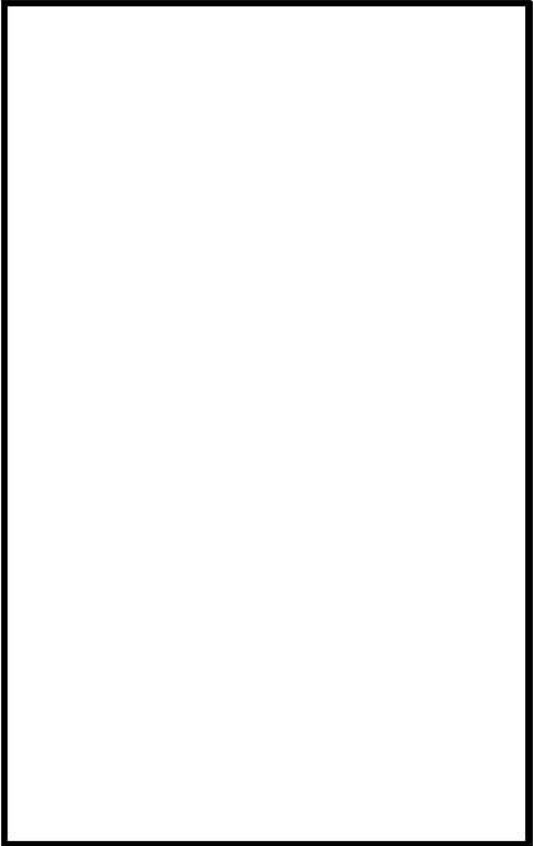
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ⑩島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(10/11)</p>	 <p>第1図 ⑩屋内アクセスルート ルート図(10/11)</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランド色等にアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(111/111)</p> <p>ガスシールド室 1154.000</p> <p>凡例              ①アクセスルート              ②設備              ③扉              ④設備内搬送機</p> <p>PN</p>	 <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート区(111/111)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりブランドごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(2/3)

第2表 操作対象機器一覧(2/2)

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(2/12)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
	26	FCVS ベントライン隔離弁(B)
	27	D/W ベント用出入口隔離弁
	28	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷供給側連絡弁(A)
	29	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷戻り側連絡弁(A)
	30	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(A)
	31	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(A)
	32	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷供給側連絡弁(B)
	33	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷戻り側連絡弁(B)
	34	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(B)
	35	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(B)
	36	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷供給側連絡弁(C)
	37	RCW 代替冷却水 ⅡR 他負荷戻り側連絡弁(C)
	38	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(C)
	39	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(C)
	40	原子炉建屋大物搬入口開放
④	41	原子炉建屋扉開放
	42	R/B MCC 2D-5
	43	原子炉補機代替冷却水系 A 系ベント弁
	44	原子炉補機代替冷却水系 B 系ベント弁
	45	扉開放
	46	125V 直流主母線盤 2A-1
	47	125V 直流主母線盤 2B-1
	48	D/G(B) 制御盤
	49	D/G(A) 制御盤
	50	RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁
	51	高圧空気ボンベユニット接続止め弁
	52	扉開放
	53	ホース敷設用貫通孔
	54	注水系屋内接続口
	55	高圧窒素ガス供給系(A) 高圧窒素ガスポンペ
	56	高圧窒素ガス供給系(B) 高圧窒素ガスポンペ
	57	扉開放

①-1	燃料棒炉監視カメラ用冷却機	①-2	MCC 非常用ガス処理入口隔離弁、MCC 非常用ガス処理入口隔離弁/レイバース弁/送排機/排機
①-3	SA 電源切替機 A	①-4	SA 電源切替機 B
①-5	RCW A/FPC 熱交換器入口弁(V214-390) RCW B/FPC 熱交換器入口弁(V214-380)	①-6	SA2C/C
①-1	可搬型スプレイノズル・ホース設置箇所	①-2	可搬型スプレイノズル・ホース設置箇所
①-3	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置	①-4	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置
①-1	緊急用メタクラ		

ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目
	6	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	・可搬型ホース敷設、接続 ・可搬型スプレイノズル設置
	7	可搬型水位計運搬、設置	・使用済燃料ピット水位（可搬型） ・使用済燃料ピット水位（可搬型）付属品収納箱 ・ワイヤ接続 ・ケーブル接続 ・使用済燃料ピット水位（可搬型）設置場所
④	8	監視カメラ空冷装置準備、接続	・S F P 監視装置電源調整 ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置設置箇所 ・ホース接続 ・S F P 監視カメラ空冷装置空冷装置出入口弁 ・ケーブル接続 ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置
	9	可搬型エリアモニタ運搬、設置	・S F P 監視装置電源調整 ・可搬型エリアモニタ機器収納箱 ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所 ・ケーブル接続 ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・配線接続
	10	代替所内電気設備による交直の給電（代替非常用発電機、可搬型代替発電機） 半組構成	・SA 用代替電源中継機絶縁 2
	1	現場で駆動中にいるタービン駆動給水ポンプの起動、系統構成	・補助給水ピットタービン駆動給水ポンプ出入口弁 ・タービン駆動給水ポンプ駆動蒸気 B 主蒸気ライン弁弁 ・タービン駆動給水ポンプ駆動蒸気 C 主蒸気ライン弁弁
	2	主給水隔離弁の現場手動閉止（隔離弁の電鎖が回復していない場合）	・A-主給水隔離弁 ・B-主給水隔離弁 ・C-主給水隔離弁
	3	格納容器隔離弁の現場手動閉止（隔離弁の電鎖が回復していない場合）	・A、B-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・A-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・B-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・C、D-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・C-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・D-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁
	4	格納容器エアロック閉止	・通気エアロック
	5	代替格納容器スプレイポンプによる代替冷却水 起動準備	・代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取扱用ポンプ出口ロケット弁
	6	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ起動準備	・代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取扱用ポンプ出口ロケット弁

【女川及び島根】記載表現の相違  
 ・泊は、操作内容を記載することで、各段階で実施する作業概要が分かるように記載している。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/3)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤	1	RCIC 蒸気供給ライン分離弁
	2	HPCS 注入隔離弁
	3	S/C ベント用出口隔離弁
	4	R/B MCC 2C-1
	5	R/B MCC 2C-2
	6	R/B MCC 2C-3
	7	R/B MCC 2C-4
	8	R/B MCC 2C-5
	9	P/C 4-2C
	10	P/C 4-2D
	11	R/B MCC 2D-1
	12	R/B MCC 2D-2
	13	R/B MCC 2D-3
	14	R/B MCC 2D-4
	15	125V 直流分電盤 2A-1
	16	C/B MCC 2C-1
	17	125V 直流主母線盤 2A
	18	C/B MCC 2C-2
	19	C/B MCC 2D-1
	20	C/B MCC 2D-2
	21	125V 直流主母線盤 2B
	22	125V 直流分電盤 2B-1
	23	HPAC 蒸気供給ライン分離弁
⑥	1	HPAC 注入弁
	2	HPAC タービン止め弁
	3	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力計
	4	250V 充電器盤
	5	250V 直流受電パワーセンタ
	6	RCIC 注入弁
	7	高圧空気ポンベユニット接続端止め弁
⑦	1	FPMDW ポンプ吸込弁
	2	原子炉隔離時冷却ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力計
	3	RCIC タービン止め弁
	4	RCIC 真空タンクドレン弁
	5	RCIC 冷却水ライン止め弁

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/12)

ルート図	対象機器	操作内容	操作対象機器及び操作項目
④	7	可搬型大型送水ポンプ車による A-真圧注入ポンプ排水過水（排水冷却）への循環冷却水（排水） 過水 系統構成	・格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器循環冷却水入口弁
	8	可搬型大型送水ポンプ車を用いた C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器循環冷却水入口弁
	9	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 起動準備	・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット ・ <b>ケーブル接続</b> ・格納容器サンプル取りライン止め弁 ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策) ・格納容器蒸気ガスサンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ・格納容器蒸気ガスサンプルライン隔離弁操作用減圧バルブ ・可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置 ・格納容器蒸気ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策) ・ <b>ケーブル接続</b> ・ <b>CV 水素濃度計測装置</b> ・格納容器蒸気サンプル取出しライン止め弁 ・格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器入口弁 ・格納容器専ら蒸気ガスサンプル採取管パイプ弁 ・格納容器専ら蒸気ガスサンプルリング戻りライン止め弁 ・V-RM-002 制御用空気供給弁 ・V-RM-002 窒素ガス供給弁 (SA 対策) ・ <b>格納容器専ら蒸気ガスサンプル採取装置</b> ・格納容器専ら蒸気ガスサンプルリング圧縮装置入口圧力制御弁用ミニチュア弁
	10	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット 起動	・可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置
	11	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ排水ライン止め弁	・排水屋外排出ライン用可搬型ホース ・ <b>ケーブル接続</b> ・格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器循環冷却水入口弁 ・格納容器専ら蒸気ガスサンプル冷却器循環冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策) ・ <b>CV 水素濃度計測装置</b> ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策)
	12	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定 起動準備	・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット ・ <b>ケーブル接続</b> ・ <b>CV 水素濃度計測装置</b> ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットドレンライン止め弁 (SA 対策)
	13	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 起動	・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット

【女川及び島根】記載表現の相違  
 ・泊は、操作内容を記載することで、各段階で実施する作業概要が分かるように記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 236 1391 268">シート 図</th> <th data-bbox="1391 236 1435 268">対象 場所</th> <th data-bbox="1435 236 1592 268">操作内容</th> <th data-bbox="1592 236 1955 268">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>中央制御室空調装置ダレンダ制御</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>蓄電池室換気システム駆動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>資機材</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機、可搬型代替電源車）系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>SA用代替電源車稼働確認</li> <li>SA用電動機操作ケーブル収納</li> <li>格納容器電源車通過確認</li> <li>SA用電動機操作盤</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>格納容器隔離弁の閉止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料移送管仕切弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 監視準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>V-RM-015 格納用空気供給弁</li> <li>ガス検知</li> <li>V-RM-015 窒素ガス供給弁（SA用側）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁</li> <li>B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>格納容器隔離弁の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水入口止め弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	シート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目			中央制御室空調装置ダレンダ制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> </ul>		10	蓄電池室換気システム駆動	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> </ul>		10	代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機、可搬型代替電源車）系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>SA用代替電源車稼働確認</li> <li>SA用電動機操作ケーブル収納</li> <li>格納容器電源車通過確認</li> <li>SA用電動機操作盤</li> </ul>		17	格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料移送管仕切弁</li> </ul>		1	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 監視準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>V-RM-015 格納用空気供給弁</li> <li>ガス検知</li> <li>V-RM-015 窒素ガス供給弁（SA用側）</li> </ul>		2	1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁</li> <li>B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> </ul>		3	格納容器隔離弁の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水入口止め弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> </ul>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
シート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																
		中央制御室空調装置ダレンダ制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室給気ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室給気ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</li> <li>B-中央制御室排気風量調節ダンパ</li> <li>B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</li> </ul>																																
	10	蓄電池室換気システム駆動	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>A-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ用ミニチュア弁</li> <li>B-安全機械間部室外気取入ダンパ</li> </ul>																																
	10	代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機、可搬型代替電源車）系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>SA用代替電源車稼働確認</li> <li>SA用電動機操作ケーブル収納</li> <li>格納容器電源車通過確認</li> <li>SA用電動機操作盤</li> </ul>																																
	17	格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料移送管仕切弁</li> </ul>																																
	1	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 監視準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>V-RM-015 格納用空気供給弁</li> <li>ガス検知</li> <li>V-RM-015 窒素ガス供給弁（SA用側）</li> </ul>																																
	2	1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁</li> <li>B-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>A-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> <li>C-1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁</li> </ul>																																
	3	格納容器隔離弁の復帰手動閉止（隔離弁の電圧が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水入口止め弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>1次冷却材ポンプ管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> <li>冷却水注入配管管線冷却水出口 C/V 外側隔離弁</li> </ul>																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(5/12)

シート 順	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目
④	4	格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内気圧補給ラインC/V外側隔離弁
⑤	1	加圧器送水弁操作用可換型 窒素ガスボンベによる加圧器 送水弁の機能回復 開放準 備	・加圧器送水弁操作用可換型窒素ガスボンベ ・A-原子炉格納容器内側用空気供給弁 ・ <b>ホース接続</b> ・B-原子炉格納容器内側用空気供給弁 ・加圧器送水弁操作用配管バルブ ・A-制御用空気C/V外側隔離弁、V弁 ・B-制御用空気C/V外側隔離弁、V弁
	2	海水を用いた可換型大型送水 ポンプ車による代替冷却排水 系統構成	・R/B 英国可換型ポンプ車後継用ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピット-燃料取替用ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対 策)
	3	海水を用いた補助給水ピット への給水系統 系統構成	・R/B 英国可換型ポンプ車後継用ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピット給水ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピットフローライン給水止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピット-燃料取替用ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対 策)
	4	海水を用いた燃料取替用ピ ットへの給水 系統構成	・補助給水ピット-燃料取替用ピット給水連絡ライン止め弁 (SA 対 策) ・R/B 英国可換型ポンプ車後継用ライン止め弁 (SA 対策)
	5	燃料取替用ピットから補助 給水ピットへの水循環弁 (代 替格納容器スプレイポンプに よる代替冷却排水又は代替格 納容器スプレイ) 系統構成	・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ピット側入口止め弁
	6	格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内側用空気供給ラインC/V外側隔離弁
	7	可換型大型送水ポンプ車によ るA-高圧注入ポンプ排水過 水(海水冷却)への循環冷却水 (海水) 過水 系統構成	・A-サンプル冷却器循環冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器循環冷却水入口弁
	8	C、D-格納容器再循環ユニ ットによる格納容器内自然対 流冷却 系統構成	・可換型温度計装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)
	9	可換型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器再循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却 系統構成	・A-サンプル冷却器循環冷却水入口弁 ・D-サンプル冷却器循環冷却水入口弁 ・可換型温度計装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) ・A-ディーゼルの電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素水の回収出 口クローズ
	10	可換型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器再循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却 海水過水	・C、D-格納容器再循環ユニット循環冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策) ・C、D-格納容器再循環ユニット循環冷却水排水ライン取り弁 (SA 対策)
	11	可換型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器再循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却 可換型温度計装 置取付け (海水側)	・可換型温度計装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) (海水側) 取付箇所

【女川及び島根】記載表  
 現の相違  
 ・泊は、操作内容を記載  
 することで、各階層で  
 実施する作業概要が分  
 かるように記載してい  
 る。



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(6/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 225 1391 256">ルート 図</th> <th data-bbox="1391 225 1585 256">作業 場所</th> <th data-bbox="1585 225 1955 256">操作内容</th> <th data-bbox="1955 225 2168 256">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油移送ポンプ出口A目側逆絡弁</li> <li>・燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・ホース敷設</li> <li>・B-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・B-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9V-06-323 接続口</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車) 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・B-アニュラス空気浄化ファン電源切替器盤</li> <li>・SA用電動弁操作ケーブル収納箱</li> <li>・格納容器電源装置電源箱</li> <li>・SA用電動弁操作盤</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>可搬型計測器接続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型計測器</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルI)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・シビアアクシデント監視盤</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>携行型送風装置による連絡手続の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・携行型送風装置</li> <li>・携行型送風装置収納箱</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>可搬型照明(SA)の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>不要な直流電源自発切離し</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチ)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチB)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチA)</li> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチA)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>チェンジングエリアの設置準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・可搬型照明(SA)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>チェンジングエリアの設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェンジングエリア</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>酸素濃度及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>代替原子炉補機冷却水ライン接続口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替原子炉補機冷却水ライン接続口</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>23</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油移送装置電源箱接続口</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	作業 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		12	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油移送ポンプ出口A目側逆絡弁</li> <li>・燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・ホース敷設</li> <li>・B-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・B-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> </ul>		13	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9V-06-323 接続口</li> </ul>		14	代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・B-アニュラス空気浄化ファン電源切替器盤</li> <li>・SA用電動弁操作ケーブル収納箱</li> <li>・格納容器電源装置電源箱</li> <li>・SA用電動弁操作盤</li> </ul>		15	可搬型計測器接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型計測器</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルI)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・シビアアクシデント監視盤</li> </ul>		16	携行型送風装置による連絡手続の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・携行型送風装置</li> <li>・携行型送風装置収納箱</li> </ul>		17	可搬型照明(SA)の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> </ul>		18	不要な直流電源自発切離し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチ)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチB)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチA)</li> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチA)</li> </ul>		19	チェンジングエリアの設置準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・可搬型照明(SA)</li> </ul>		20	チェンジングエリアの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェンジングエリア</li> </ul>		21	酸素濃度及び二酸化炭素の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計</li> </ul>		22	代替原子炉補機冷却水ライン接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替原子炉補機冷却水ライン接続口</li> </ul>		23	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油移送装置電源箱接続口</li> </ul>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	作業 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																																				
	12	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタンク第二酸化炭素消火設備放出ロッド盤</li> <li>・B-燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・A-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> <li>・A-燃料油移送ポンプ出口A目側逆絡弁</li> <li>・燃料油移送ポンプ出口目側逆絡弁</li> <li>・ホース敷設</li> <li>・B-燃料油サービスタンク入口弁</li> <li>・B-燃料油サービスタンク出口目側逆絡弁</li> </ul>																																																				
	13	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9V-06-323 接続口</li> </ul>																																																				
	14	代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車) 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・B-アニュラス空気浄化ファン電源切替器盤</li> <li>・SA用電動弁操作ケーブル収納箱</li> <li>・格納容器電源装置電源箱</li> <li>・SA用電動弁操作盤</li> </ul>																																																				
	15	可搬型計測器接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型計測器</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルI)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIII)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・シビアアクシデント監視盤</li> </ul>																																																				
	16	携行型送風装置による連絡手続の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・携行型送風装置</li> <li>・携行型送風装置収納箱</li> </ul>																																																				
	17	可搬型照明(SA)の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> </ul>																																																				
	18	不要な直流電源自発切離し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチ)</li> <li>・原子炉安全保護盤(チャンネルIV)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチB)</li> <li>・安全系FDFプロセッサ(トレンチA)</li> <li>・安全系統材料側監視盤(トレンチA)</li> </ul>																																																				
	19	チェンジングエリアの設置準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材</li> <li>・可搬型照明(SA)</li> </ul>																																																				
	20	チェンジングエリアの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェンジングエリア</li> </ul>																																																				
	21	酸素濃度及び二酸化炭素の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計</li> </ul>																																																				
	22	代替原子炉補機冷却水ライン接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替原子炉補機冷却水ライン接続口</li> </ul>																																																				
	23	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給 ホース接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油移送装置電源箱接続口</li> </ul>																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(7/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート</th> <th style="width: 5%;">対象場所</th> <th style="width: 40%;">操作内容</th> <th style="width: 50%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>復旧手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの起動 系統構成</td> <td>・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>B-充てんポンプ/自己冷却による代替炉心注水 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんポンプ入口バントライン止め弁</li> <li>・異機付</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口バント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口ラインバント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁 (SA対策)</li> <li>・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプエニフローライン止め弁</li> <li>・充てんライン流量制御弁前弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 駆動準備</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>源水を用いた可搬型大型送水ポンプ系による代替炉心注水 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>燃料取替用水ベットの補助給水ベットの水準切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉）</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	1		復旧手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの起動 系統構成	・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	2		C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所	3		C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所	4		可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所	5		B-充てんポンプ/自己冷却による代替炉心注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんポンプ入口バントライン止め弁</li> <li>・異機付</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口バント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口ラインバント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁 (SA対策)</li> <li>・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプエニフローライン止め弁</li> <li>・充てんライン流量制御弁前弁</li> </ul>	6		代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 駆動準備	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	7		B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	8		源水を用いた可搬型大型送水ポンプ系による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	9		B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	10		燃料取替用水ベットの補助給水ベットの水準切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	11		代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉）	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																																
1		復旧手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの起動 系統構成	・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B																																																
2		C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所																																																
3		C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所																																																
4		可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所																																																
5		B-充てんポンプ/自己冷却による代替炉心注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんポンプ入口バントライン止め弁</li> <li>・異機付</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水入口バント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水出口ラインバント弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁 (SA対策)</li> <li>・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁 (SA対策)</li> <li>・B-充てんポンプエニフローライン止め弁</li> <li>・充てんライン流量制御弁前弁</li> </ul>																																																
6		代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 駆動準備	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																
7		B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																
8		源水を用いた可搬型大型送水ポンプ系による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																
9		B-格納容器スプレイポンプ（RFRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																
10		燃料取替用水ベットの補助給水ベットの水準切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																
11		代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉）	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁 (SA対策)																																																

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																			
		<p style="text-align: center;">第 2 表 操作対象機器及び操作項目一覧(8/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 区</th> <th>対象 箇所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">⑧</td> <td>1</td> <td>増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ入口弁</li> <li>設備材</li> <li>専用工具設置</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ電動機ドレン弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン 加供給電磁弁パイパス弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ軸受油圧制御弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ蒸気加熱弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>タービン駆補助給水ポンプ作動状況確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電動補助給水ポンプ作動状況確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>B-電動補助給水ポンプ</li> <li>A-電動補助給水ポンプ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>海水を用いた可変型大型送水ポンプ車による代替が心注水系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口可変型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水排水(海水冷却)への給機冷却水(海水) 送水 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器冷却器ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>A-ディーゼル発電機空二酸化炭素排気炉冷却ロック錠</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる代替が心注水 駆動準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ駆動準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 区	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	1	増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ入口弁</li> <li>設備材</li> <li>専用工具設置</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ電動機ドレン弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン 加供給電磁弁パイパス弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ軸受油圧制御弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン</li> </ul>	2	増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ蒸気加熱弁</li> </ul>	3	タービン駆補助給水ポンプ作動状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ</li> </ul>	4	電動補助給水ポンプ作動状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-電動補助給水ポンプ</li> <li>A-電動補助給水ポンプ</li> </ul>	5	海水を用いた可変型大型送水ポンプ車による代替が心注水系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口可変型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策)</li> </ul>	6	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水排水(海水冷却)への給機冷却水(海水) 送水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> </ul>	7	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器冷却器ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>A-ディーゼル発電機空二酸化炭素排気炉冷却ロック錠</li> </ul>	8	可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口</li> </ul>	9	代替格納容器スプレイポンプによる代替が心注水 駆動準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> </ul>	10	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ駆動準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> </ul>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 区	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																			
⑧	1	増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ入口弁</li> <li>設備材</li> <li>専用工具設置</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ電動機ドレン弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン 加供給電磁弁パイパス弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ軸受油圧制御弁</li> <li>タービン駆補助給水ポンプ駆動速度制御ピストン</li> </ul>																																			
	2	増速手動操作によるタービン駆補助給水ポンプの起動・停止操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ蒸気加熱弁</li> </ul>																																			
	3	タービン駆補助給水ポンプ作動状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆補助給水ポンプ</li> </ul>																																			
	4	電動補助給水ポンプ作動状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-電動補助給水ポンプ</li> <li>A-電動補助給水ポンプ</li> </ul>																																			
	5	海水を用いた可変型大型送水ポンプ車による代替が心注水系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口可変型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA対策)</li> </ul>																																			
	6	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水排水(海水冷却)への給機冷却水(海水) 送水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> </ul>																																			
	7	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器冷却器ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁</li> <li>A-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁</li> <li>B-充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁</li> <li>C-充てんポンプ、電動機補機冷却水出口弁</li> <li>A-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>B-新機用空気圧縮装置補機冷却水入口弁</li> <li>A-ディーゼル発電機空二酸化炭素排気炉冷却ロック錠</li> </ul>																																			
	8	可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口	<ul style="list-style-type: none"> <li>可変型大型送水ポンプ車 10a 接続口</li> </ul>																																			
	9	代替格納容器スプレイポンプによる代替が心注水 駆動準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁</li> </ul>																																			
	10	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ駆動準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</li> <li>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</li> </ul>																																			



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(9/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 区</th> <th>対象 機器</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉又は原子炉から格納容器）</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ起動</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ操作盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>B-1充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 系統構成</td> <td>・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>燃料取扱用水ピットから補助給水ピットへの水戻り切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント元弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 電源回復</td> <td>・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 ケーブル及び加圧器過熱弁操作用バッテリー接続</td> <td>・加圧器過熱弁操作用可搬型バッテリー ・ケーブル接続 ・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧準備</td> <td>・B-メータタラ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧</td> <td>・B-メータタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	ルート 区	対象 機器	操作内容	操作対象機器及び操作項目		11	代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉又は原子炉から格納容器）	・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁		12	代替格納容器スプレイポンプ起動	・代替格納容器スプレイポンプ操作盤		13	B-1充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 系統構成	・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁		14	燃料取扱用水ピットから補助給水ピットへの水戻り切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成	・代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント元弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁		15	加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 電源回復	・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1		16	加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 ケーブル及び加圧器過熱弁操作用バッテリー接続	・加圧器過熱弁操作用可搬型バッテリー ・ケーブル接続 ・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1		17	代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧準備	・B-メータタラ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ		18	代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧	・B-メータタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ	<p>【女川及び島根】記載表現の相違          ・泊は、操作内容を記載することで、各段階で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 区	対象 機器	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																				
	11	代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替（格納容器から原子炉又は原子炉から格納容器）	・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁																																				
	12	代替格納容器スプレイポンプ起動	・代替格納容器スプレイポンプ操作盤																																				
	13	B-1充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 系統構成	・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 ・B-1充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁																																				
	14	燃料取扱用水ピットから補助給水ピットへの水戻り切替（代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ） 系統構成	・代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント元弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口バント弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用取り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口から注水用取り弁																																				
	15	加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 電源回復	・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1																																				
	16	加圧器過熱弁操作用バッテリーによる加圧器過熱弁の機能回復 ケーブル及び加圧器過熱弁操作用バッテリー接続	・加圧器過熱弁操作用可搬型バッテリー ・ケーブル接続 ・ソレノイド分電盤トレンA1 ・ソレノイド分電盤トレンB1																																				
	17	代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧準備	・B-メータタラ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ																																				
	18	代替非常用発電機による代替電機（交流）からの給電 非常用低線電圧	・B-メータタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メータタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(10/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>対象</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">③</td> <td>19</td> <td>可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電準備</td> <td>・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B-メタタラ ・A-メタタラ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電復電</td> <td>・B-メタタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>代替格納容器スプレイポンプへの給電操作(フロントライン系統断流時)</td> <td>・B-メタタラ ・A-メタタラ</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>発電機排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え、起動</td> <td>・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>充電器復旧</td> <td>・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>不整な直流電源負荷切断</td> <td>・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用電源、可搬型代替電源車) 系統構成</td> <td>・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B1-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B-計装用インバータ交流電源制御盤 ・D-計装用インバータ交流電源制御盤</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電準備</td> <td>・B1-可搬型発電機 ・A-可搬型変換器 ・B1-可搬型交流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B1-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電</td> <td>・B1-可搬型発電機 ・B-充電器 ・A-可搬型変換器 ・A-充電器</td> </tr> </tbody> </table>	ルート	対象	操作内容	操作対象機器及び操作項目	③	19	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電準備	・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B-メタタラ ・A-メタタラ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ	20	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電復電	・B-メタタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ	21	代替格納容器スプレイポンプへの給電操作(フロントライン系統断流時)	・B-メタタラ ・A-メタタラ	22	発電機排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え、起動	・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ	23	充電器復旧	・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ	24	不整な直流電源負荷切断	・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤	25	代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用電源、可搬型代替電源車) 系統構成	・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B1-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B-計装用インバータ交流電源制御盤 ・D-計装用インバータ交流電源制御盤	26	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電準備	・B1-可搬型発電機 ・A-可搬型変換器 ・B1-可搬型交流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B1-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続	27	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電	・B1-可搬型発電機 ・B-充電器 ・A-可搬型変換器 ・A-充電器	<p>【女川及び島根】記載表現の相違              ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート	対象	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																
③	19	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電準備	・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B-メタタラ ・A-メタタラ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ																																
	20	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用停電復電	・B-メタタラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタタラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ																																
	21	代替格納容器スプレイポンプへの給電操作(フロントライン系統断流時)	・B-メタタラ ・A-メタタラ																																
	22	発電機排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え、起動	・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ																																
	23	充電器復旧	・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ																																
	24	不整な直流電源負荷切断	・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤																																
	25	代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用電源、可搬型代替電源車) 系統構成	・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B1-計装用インバータ交流電源制御盤 ・B-計装用インバータ交流電源制御盤 ・D-計装用インバータ交流電源制御盤																																
	26	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電準備	・B1-可搬型発電機 ・A-可搬型変換器 ・B1-可搬型交流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B1-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続																																
	27	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電	・B1-可搬型発電機 ・B-充電器 ・A-可搬型変換器 ・A-充電器																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(11/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>対象機器</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">⑧</td> <td>28</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成</td> <td>                     ・A-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤                      ・B-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤                      ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ                      ・A1-原子炉コントロールセンタ                      ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ                      ・B1-原子炉コントロールセンタ                 </td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止</td> <td>                     ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ                      ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ                 </td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>移行型過熱装置による過熱手段の確保</td> <td>・移行型過熱装置チェック盤</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>収容器内の余熱除去系運転操作</td> <td>                     ・余熱除去ポンプ入口手動起用空気シリンダ                      ・余熱除去ポンプ入口手動起用空気スイッチ                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑨</td> <td>1</td> <td>可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成</td> <td>                     ・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁                      ・C、D-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁                      ・原子炉循環冷却水モータBライン戻り弁                      ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁                      ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁                      ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁                      ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁                 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>                     ・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁                      ・原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁                      ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁                      ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁                      ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁                      ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁                 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成</td> <td>                     ・A-燃料油移送ポンプ出口弁                      ・A-燃料油移送ポンプ入口弁                      ・B-燃料油移送ポンプ出口弁                      ・B-燃料油移送ポンプ入口弁                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="5">⑩</td> <td>1</td> <td>可変型大型送水ポンプ車B母管接続口</td> <td>・可変型大型送水ポンプ車B母管接続口</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可変型大型送水ポンプ車A母管接続口</td> <td>・可変型大型送水ポンプ車A母管接続口</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成</td> <td>                     ・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                      ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                 </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>                     ・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                      ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                 </td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 連水操作</td> <td>                     ・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                      ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)                 </td> </tr> </tbody> </table>	ルート	対象機器	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	28	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	・A-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	30	移行型過熱装置による過熱手段の確保	・移行型過熱装置チェック盤	31	収容器内の余熱除去系運転操作	・余熱除去ポンプ入口手動起用空気シリンダ ・余熱除去ポンプ入口手動起用空気スイッチ	⑨	1	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成	・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉循環冷却水モータBライン戻り弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁 ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁	2	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁 ・原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁 ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁	3	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	・A-燃料油移送ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁	⑩	1	可変型大型送水ポンプ車B母管接続口	・可変型大型送水ポンプ車B母管接続口	2	可変型大型送水ポンプ車A母管接続口	・可変型大型送水ポンプ車A母管接続口	3	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)	4	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)	5	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 連水操作	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)	<p>【女川及び島根】記載表現の相違          ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート	対象機器	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																											
⑧	28	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	・A-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機第二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ																																											
	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ																																											
	30	移行型過熱装置による過熱手段の確保	・移行型過熱装置チェック盤																																											
	31	収容器内の余熱除去系運転操作	・余熱除去ポンプ入口手動起用空気シリンダ ・余熱除去ポンプ入口手動起用空気スイッチ																																											
⑨	1	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成	・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉循環冷却水モータBライン戻り弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁 ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁																																											
	2	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉循環冷却水モータBライン入口止め弁 ・原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン戻り弁 ・A、B-原子炉循環冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉循環冷却水供給管止め弁 ・原子炉循環冷却水モータAライン入口止め弁																																											
	3	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可変型タンクローリーによる燃料補給 系統構成	・A-燃料油移送ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁																																											
⑩	1	可変型大型送水ポンプ車B母管接続口	・可変型大型送水ポンプ車B母管接続口																																											
	2	可変型大型送水ポンプ車A母管接続口	・可変型大型送水ポンプ車A母管接続口																																											
	3	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 系統構成	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)																																											
	4	可変型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)																																											
	5	可変型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水連水(海水冷却)への循環冷却水(海水)連水 連水操作	・D-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策) ・A-原子炉循環冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁 (S4対策)																																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(12/12)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ルート ①</th> <th>対象 場所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量</li> <li>・A-高圧注入ポンプ及び除き母管補機冷却水流量</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	ルート ①	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	1		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量</li> <li>・A-高圧注入ポンプ及び除き母管補機冷却水流量</li> </ul>	2		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> </ul>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違                  ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート ①	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目												
1		可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量</li> <li>・A-高圧注入ポンプ及び除き母管補機冷却水流量</li> </ul>												
2		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> <li>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</li> <li>・A-高圧注入ポンプ、前冷却器補機冷却水出口弁</li> </ul>												



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、使用済燃料プール、原子炉ウエル及び蒸気乾燥器／気水分離器ビット（以下「DSビット」という。）のスロッシングを想定する。操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動S<sub>s</sub>に対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の単一想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S<sub>s</sub>による溢水を考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震に伴う内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。                      評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、燃料プールのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力によって破損が生じるおそれのある機器も抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S<sub>s</sub>を考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、使用済燃料ビットのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動に対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動による溢水を考慮して評価する。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現及び名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部のカーブ高さ（約13cm）程度に抑えられることを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートの溢水水位は、上層階に関しては床開口部からの排水により、カーブ高さ（約8cm）程度に抑えられることを想定する。</p> <p>【大飯3，4号炉まとめ資料より転載】</p> <p>【中間階】                      その区画の下階への溢水経路となる開口部のうち最大となる開口部入口高さを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては下階への溢水経路となる床開口部のうち最大となる床開口部の堰高さを想定する。</p>	<p>【島根】                      記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】評価方針の相違</p> <p>・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待して、床開口部の堰高さを溢水水位として設定している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの流下に期待していることから、下階への伝播経路が複数ある場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。                      （評価方法については、大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部のカーブ高さ以下の滞留水については床ファンネルからの排水により時間経過に伴い、最地下階のドレンサンクへ排水される。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるものとして水位を算出する。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】</p> <p>【下階への伝播経路がないエリア】                  下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と床面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際はカーブ高さ以下の滞留水については、時間経過に伴い床目皿からの排水により全量排水されることが期待できる。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】                  内部溢水評価での溢水水位は、床開口部及び目皿からの排出を考慮しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は現実的に床開口部入口高さでの水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートエリアとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートの溢水源となる系統を第3-1表～第3-4表に示す。</p>	<p>最地下階においては下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と滞留面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部の堰高さ以下の滞留水については床目皿からの排水により時間経過に伴い、最地下階のサンプタンクへ排水されるが、床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入に期待しない。</p> <p>第9条溢水による損傷の防止等における溢水水位は、床開口部及び床目皿からの排水に期待しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は、現実的に床開口部の堰高さを溢水水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違                  ・泊は、最地下階の溢水水位の算出方法を具体的に記載している。                  （大飯と同様）</p> <p>【女川及び島根】評価方針の相違                  ・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの流下に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの流下に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの流下に期待していることから、下階への伝播経路が複数ある場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。                  （第9条と評価方法が異なることについては、大飯と同様）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【アクセスルートとして使用するエリアの抽出】              ・抽出されたエリア              ・原子炉建屋              ・制御建屋              ・タービン建屋</p> <p>※1 建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深及び水圧でドアが開かなくなる水深などから30cm以下と想定している。本評価では水深30cm以下であれば通行可能と判断する。              「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 浸水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる設備】              ・原子炉建屋              ・制御建屋              ・タービン建屋              ・廃棄物処理建屋</p> <p>【地震時の溢水源の抽出】              ・燃料プール              ・配管 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位              ・下階への伝播経路の有無により、伝播経路となる開口部入口高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2              No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出              【抽出されたエリア】              ・原子炉建屋              ・制御建屋              ・タービン建屋              ・廃棄物処理建屋</p> <p>※1 建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定している。床開口部の開口高さ(約8cm)であればアクセス可能と判断する。              「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 浸水水位によりアクセス可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる機器】              ・燃料プール              ・配管 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位              ・下階への伝播経路の有無により、伝播経路となる開口部入口高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位はアクセス可能な水位か※1</p> <p>Yes → アクセス可※2              No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出              【抽出されたエリア】              ・原子炉建屋              ・原子炉補助建屋              ・ディーゼル発電機建屋</p> <p>※1: 建屋の浸水時における歩行困難水深を70cm<sup>1)</sup>、水圧でドアが開かなくなる水深を30cm<sup>1)</sup>とする知見を踏まえ、本評価では、水深20cm以下であれば通行可能と判断し、水深が21cm以上でかつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上で判断する。</p> <p>1) 「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2: 溢水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる設備】              ・使用済燃料ピット(スロッシング)              ・ほう酸回収装置 他</p> <p>地震時の溢水源の抽出</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位              ・下階の伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部の高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2              No → 対応策検討</p>	<p>【女川及び島根】              判断基準の相違              ・泊の最地下階のアクセスルートは扉を経由せずに操作場所までアクセス可能なため、通行可否の判断基準を一律20cm以下とはせずに21cm以上でかつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認したうえでアクセス性を判断することとしている。</p>
<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	<p>第1図 地震随伴の内部溢水評価フロー図</p>	<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発生した溢水量がカーブ高さ以上の場合は床開口部より下階へ排水される。</p> <p>床開口部のカーブ高さ以下の溢水量は床ファンネルから最地下階のドレンサンプへ排水される。</p> <p>開口部に壁等を設置している場合は、下階へ排水されない。</p> <p>各階で発生した溢水量は床開口部から下階へ排水される。開口部のカーブ高さは約8cmである。</p> <p>水漏れにより防護すべき設備には溢水は流入しない。</p> <p>最地下階には上層階からの溢水が全て集まる。</p> <p>最地下階には上層階からの溢水が全て集まる。</p> <p>防護すべき設備は水漏れにより溢水は流入しない。</p> <p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>開口部に壁等を設置している場合は、下階へ排水されない。</p> <p>各階で発生した溢水量は床開口部から下階へ排水される。開口部のカーブ高さは約8cmである。</p> <p>水漏れにより防護すべき設備には溢水は流入しない。</p> <p>最地下階には上層階からの溢水が全て集まる。</p> <p>第2図 水位評価概要図</p>	<p>発生した溢水量が堰高さ以上の場合は床開口部より下階へ排水される。</p> <p>複数の伝播経路がある場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。</p> <p>止水に期待できる設備により溢水は流入しない。</p> <p>最地下階は、伝播経路上にある溢水源の全溢水量と滞留面積から水位を算出する。</p> <p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>【女川及び島根】          評価方針の相違          ・泊は、床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入には期待していない。（評価方法については、大飯と同様）          ・泊は、第9条と評価方法が異なるため、伝播経路上の床開口部のうち最大堰高さを溢水水位として設定することを明確化した。（評価方法については、大飯と同様）</p>
<p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】</p>			
<p>複数の伝播経路がある場合は、保守的に最大の開口部入口高さを水位とする</p> <p>最下階は、溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）を基に水位を算出する</p> <p>溢水量=①+②+③</p> <p>水位評価概要図</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

0.F.	原子炉建屋 原子炉棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 廃棄物棟 (管理区域)	原子炉建屋 行萬棟 (管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3320	①							
2790	○							
2490								
2360								
2250	○	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	—	—				
1950						○		
1800	②③④⑤	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	②③④⑤	○	①②③④	②③④⑤	②③④⑤	
1070	②③④							
900						②③④⑤		
760								
600	②③④	①③	—	—				
150						②③④⑤		
80	○							
-810	○							

【凡例】  
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力 1.1~1.19 で通行するフロア  
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア  
 — 通行しないフロア ■ 懸置ごとの対象外フロア

No	事故シナリオ	作業番号*	No	事故シナリオ	作業番号*
1	高圧・低圧注水機能喪失	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用する場合）	④
2	高圧注水・減圧機能喪失	—	13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用できない場合）	⑤
3	全交流動力電源喪失（長期用）	②	14	高圧容器放出口/格納容器閉鎖空気加熱	⑥
4	全交流動力電源喪失（TKC）	③	15	原子炉圧力容器外の除熱燃料-冷却材相互作用	⑦
5	全交流動力電源喪失（TKB）	④	16	水素燃焼	⑧
6	全交流動力電源喪失（TBF）	⑤	17	留蔵中心・コンクリート相互作用	⑨
7	留蔵熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	⑥	18	想定事故1	⑩
8	留蔵熱除去機能喪失（格納熱除去系が故障した場合）	⑦	19	想定事故2	⑪
9	原子炉停止機能喪失	—	20	留蔵熱除去機能喪失	⑫
10	LOCA時注水機能喪失	⑧	21	主交流動力電源喪失	⑬
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑨	22	原子炉冷却材の流出	—
			23	反応度の暴投入	—

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

島根原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	①				
34.900	③④⑤	②③⑤⑥			
30.500	③④⑤	②③④⑤⑥			
23.800	②③④⑤⑥	①②③④⑤⑥⑦			
22.100					
16.900			①②③④ ⑤⑦⑧⑨	③⑤⑥	①②③④ ⑤⑦⑧⑨
15.300	②③④⑤⑥	①②③④ ⑤⑦⑧⑨			
12.800					○
12.300				②③⑤⑥	
8.800	③	③⑦⑧⑨	○	—	○
2.800		③⑧			
1.300	○				

【凡例】  
 ○ (数字なし)： 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力 1.1~1.19 でアクセスするフロア  
 ○ (数字あり)： 有効性評価でアクセスするフロア  
 「—」： アクセスしないフロア  
 ■： 建物に存在しないフロア

No	事故対象シナリオ	No	事故対象シナリオ
1	高圧・低圧注水機能喪失	13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用しない場合）
2	高圧注水・減圧機能喪失	14	高圧容器放出口/格納容器閉鎖空気加熱
3	全交流動力電源喪失（長期用）	15	原子炉圧力容器外の除熱燃料-冷却材相互作用
4	全交流動力電源喪失（TBU）	16	水素燃焼
5	全交流動力電源喪失（TBD）	17	留蔵中心・コンクリート相互作用
6	全交流動力電源喪失（TBF）	18	想定事故1
7	留蔵熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	19	想定事故2
8	留蔵熱除去機能喪失（格納熱除去系が故障した場合）	20	留蔵熱除去機能喪失（停止時）
9	原子炉停止機能喪失	21	全交流動力電源喪失（停止時）
10	LOCA時注水機能喪失	22	原子炉冷却材の流出（停止時）
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	23	反応度の暴投入（停止時）
12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用する場合）		

泊発電所3号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
45.0a			①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨		
40.3a		①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩		①②③④⑤⑥	
36.3a			①②③		
33.1a	—	①②③④ ⑤⑥⑦	①②③		
29.3a			①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨		
28.7a			①②③④		
28.0a	①②③④⑤⑥	—		⑧⑨⑩	
24.8a	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫	
17.8a(中間床)	—	—		②③④⑤ ⑥⑦⑧	
17.8a	①②③④⑤⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	
10.3a(中間床)	—	①②③④⑤⑥⑦⑧	①②③④		
10.3a	①②③④⑤⑥⑦⑧ ⑨⑩⑪⑫	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	—	①②③④⑤⑥
6.2a					○
2.8a(中間床)	—	—			
2.8a		①②③④⑤⑥			
2.3a(中間床)			①②③④⑤⑥		
2.3a			①②③④⑤⑥		
-1.7a		①②③④⑤⑥			

【凡例】  
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力 1.1~1.19 で通行するフロア  
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア  
 — 通行しないフロア ■ 懸置ごとの対象外フロア

No.	事故シナリオ	作業番号*	No.	事故シナリオ	作業番号*
1	2次冷却系からの特種冷却機能喪失	—	11	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	④
2	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時）非常用所内交流電源が喪失し、原子炉建屋・格納容器の喪失及びRPSシールドLOCAが発生する事故	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	⑤
3	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時）非常用所内交流電源が喪失し、原子炉建屋・格納容器の喪失する事故	②	13	高圧容器放出口/格納容器閉鎖空気加熱	⑥
4	原子炉建屋・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	③	14	原子炉圧力容器外の除熱燃料-冷却材相互作用	⑦
5	留蔵熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	④	15	水素燃焼	⑧
6	原子炉停止機能喪失	—	16	留蔵中心・コンクリート相互作用	⑨
7	BOC注水機能喪失	—	17	想定事故1	⑩
8	BOC再循環機能喪失	⑤	18	想定事故2	⑪
9	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑥	19	留蔵熱除去機能喪失（停止時）	⑫
10	格納容器バイパス（蒸気発生器管理機能喪失）	⑦	20	全交流動力電源喪失（停止時）	⑬
			21	原子炉冷却材の流出	⑭
			22	反応度の暴投入	⑮

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.P.	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3200	カーブ高さ							
27800	溢水なし							
24800							—	
23500						溢水なし		
22500	溢水なし	溢水なし	—	—				
19600						溢水なし		
15000	カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ	溢水なし	溢水なし	溢水なし	カーブ高さ	
10700	溢水なし							
8000						溢水なし		
7600							—	—
8000	カーブ高さ	溢水なし	—					
1500						溢水なし		
800							—	—
-800	カーブ高さ	—	—					
-8100	◇	—	—					

【凡例】  
 「カーブ高さ」：床開口部のカーブ高さ（約13cm）  
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 —：通行しないフロア  
 ◇：水深20cm以上となる場合があるエリア  
 ■：建屋ごとの対象外フロア

島根原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	カーブ高さ				
34.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
30.500	—	溢水なし			
29.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
22.100				溢水なし	
16.900			カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ
15.300	カーブ高さ	カーブ高さ			
12.800					カーブ高さ
12.300				溢水なし	
8.800	溢水なし	カーブ高さ	—		カーブ高さ
2.800		約9cm			
1.300	約95cm				

【凡例】  
 「カーブ高さ」：下層階へ排水する開口部高さ（約8cm）  
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 「—」：アクセスしないフロア  
 ■：建屋に存在しないフロアレベル

泊発電所3号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

T.P.	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
43.6m					
40.3m		溢水なし		溢水なし	
36.3m			溢水なし		
33.1m		溢水なし		溢水なし	堰高さ（約5m）
29.3m			溢水なし		
28.7m				溢水なし	
28.6m	溢水なし	—			
24.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
17.8m(中間床)	—			堰高さ（約10cm）	
17.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
10.3m(中間床)	—	溢水なし		溢水なし	
10.3m	溢水なし	堰高さ（約10cm）	溢水なし	—	溢水なし
6.3m					溢水なし
2.8m(中間床)		—			
2.8m		堰高さ（約5cm）			
2.3m(中間床)				溢水なし	
2.3m				約1cm	
-1.7m		◇			

【凡例】  
 堰高さ：床開口部の堰高さ  
 溢水なし：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 —：通行しないフロア  
 ◇：水深20cm以上となる場合があるエリア  
 ■：建屋ごとの対象外フロア

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に  
 第9条「溢水による損傷の防止等」で  
 実施する没水影響評価の結果を反映するため。）

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・有効性評価及び各プラ  
 ントの設備及び対応手  
 段の相違。



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部のカーブ高さ（約13cm）であることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床ファンネルによる排水が期待できるため通行は容易である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画において使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットからのスロッシングを考慮した場合、溢水量は212m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約83cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以上となることから、通行できないと考えられる。</p> <p>しかしながら、原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画への通行が必要となる作業は高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系の系統構成であり、本作業が必要となる場合には、原子炉ウェル及びDSピットには水が張られていないことから、溢水源は使用済燃料プールのみによるスロッシングによる溢水量80m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約13cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以下となるため、長靴（靴丈約28cm）を装備することで十分に通行可能な水位である。</p> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p>	<p>原子炉建物最上階には、燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置しており、溢水水位は「約19cm」である。</p> <p>建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cmと設定しており、作業用長靴（長さ約40cm）を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿による排水が期待できるためアクセスは容易になる。</p> <p>原子炉建物（管理区域）の最終貯留区画であるトラス室については、アクセス及び操作が必要となるが、トラス室の歩廊は床面から約7.5mの高さに設置しており、溢水水位約95cmに対し十分に高い位置にあるためアクセスは可能である。なお、その他の原子炉建物最地下階のアクセスが必要となる区画の溢水はない。</p>	<p>原子炉建屋（非管理区域）及び原子炉補助建屋（管理区域）の最地下階を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部のうち最大堰高さ（約10cm）であり、原子炉建屋（非管理区域）内の最地下階のアクセスルートにおける溢水水位は約1cmであることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿より排水されるため通行は容易である。</p> <p>原子炉補助建屋（管理区域）の最地下階において使用済燃料ピットからのスロッシング等を考慮した場合、溢水量は136.6m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約21cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深21cm以上となることから、個別に確認を実施する。</p> <p>原子炉補助建屋（管理区域）内の最地下階における通行が必要となる作業は、「原子炉補助冷却水系への海水通水のための系統構成」であるが、以下に示すとおり、アクセス性及び操作性に影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水深70cm未満であるため、胴長靴（靴丈約130cm）を装備することで、十分に通行可能な水位である</li> <li>最地下階の通行時に経由する扉が無い</li> <li>最地下階での操作は弁操作のみであり、最も低い位置に取り付けられた弁であっても床面から約110cmの高さにあるため没水しない</li> </ul> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】          (上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)</p>	<p>【島根】設備の相違          ・泊は、使用済燃料ピットのスロッシング時に落水を想定した評価を実施している。</p> <p>【女川及び島根】          溢水水位及び装備品の相違          【島根】長靴仕様の相違</p> <p>【女川及び島根】名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】          溢水評価結果の相違          ・泊は、最地下階の溢水水位が21cm以上となるため、扉の通行の可否など個別に評価したうえでアクセス可能であることを確認することとしている。</p> <p>【島根】記載内容の相違          ・泊は、溢水影響範囲を記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋原子炉棟）

フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.33200 (地上3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッピング	212	65*	約13	無	有
0.F.15000 (地上1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッピング	212	65*	約13	無	有
0.F.6000 (地下1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッピング	212	65*	約13	無	有
0.F.-800 (地下2階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッピング	212	65*	約13	無	有
0.F.-8100 (地下3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッピング	212	65*	約83	無	有

※ 保安規定で定める運転上の制限値（ただし、通常時は〜40℃程度）

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度*1 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.15000 (地上1階)	放射性ドレン移送系	33	66	約13	無	有
	機器ドレン系	1,232	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	616	148		無	有
	スチームドレン系	99	66		無	無
	廃スラッジ系	979	66		無	有
	濃縮濃液系	88	66		無	有
	固化系*2	44	95		無	有
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調補機非常用冷却水系	55	66		防食剤	無
	換気空調補機非常用冷却水系 (Sクラス)	33	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	121*3	85		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系 (Sクラス含有)*4	209	85		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	22	204		無	無
	雨内漏水系	33	85		防食剤	無
	消火用水系	180	40		無	無

※1 各系統の最高使用温度  
 ※2 休止設備であり現在保有水はないが、保有水があるものとして評価する  
 ※3 BCF (A) 及び BCF (B) の常用系保有水量の合計  
 ※4 常用系と非常用系の保有水量合計（保有水量が多いBCF (A) で評価）

第3-1表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物（管理区域）」

フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 42.800m (4階)	空調換気設備冷却水系	38	約40	約19	防錆剤	無
	復水輸送系	1	約40		無	有
	補給水系	8	約40		無	無
	消火系	57	約40		無	無
E.L. 34.800m (3階)	燃料プールスロッピング	130	約40	約8	無	有
	原子炉補機冷却水系	58	約44		防錆剤	無
	燃料プール冷却系	16	約52		無	有
E.L. 23.800m (2階)	復水輸送系	2	約40	約8	無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	104	約95以上		無	有
E.L. 15.300m (1階)	原子炉補機冷却水系	167	約44	約8	防錆剤	無
	復水輸送系	28	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	復水給水系	163	約95以上		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	205	約44		防錆剤	無
	復水輸送系	30	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
燃料プール補給水系	1	約40	無	有		
E.L. 1.300m (地下2階)	制御棒駆動系	12	約59	約95	無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	224	約44		防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・機器)	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (機器ドレン)	182	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・床)	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
復水輸送系	34	約40	無	有		
補給水系	32	約40	無	無		
燃料プール補給水系	1	約40	無	有		

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度*1 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
0.F.33.20	使用済燃料ビットスロッピング	28	約30	約5	無	有
	使用済燃料ビットスロッピング	28	約30		無	有
	樹脂タンク	0.5	約27*2		無	無
	施設貯蔵ビットの中性ソーダ計量タンク	0.3	約27*2		有	無
	施設蒸発装置	18.6	約27*2〜約105*3		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27*2〜約105*3		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27*2		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20〜90*3		有	有
	使用済燃料ビットスロッピング	28	約30		無	有
	樹脂タンク	0.5	約27*2		無	無
0.F.17.00	施設貯蔵ビットの中性ソーダ計量タンク	0.3	約27*2	約5	有	無
	施設蒸発装置	18.6	約27*2〜約105*3		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27*2〜約105*3		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27*2		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20〜約90*3		有	有
	冷却材貯蔵用脱塩処理、冷却材ポンプオン脱塩塔、冷却材貯蔵用入口フィルタ、冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27*2		有	無

※1：通常運転時の温度  
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした  
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（非管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
0.F.33.20	薬液混合タンク	0.1	約27*1	約1	有	無

※1：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源（タービン建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
0.F.15000 (地上1階)	放射線ドレン移送系	11	86	約13	無	有
	機器ドレン系	22	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	22	148		無	有
	スチームドレン系	22	66		無	無
	廃スラッジ系	55	66		無	有
	復水系、給水系	649	180		無	有
	給水加熱器ドレン系	330	302		無	有
	復水ろ過装置	132	66		無	有
	復水原液装置	209	66		無	有
	高圧油圧系	11	70		無	有
	タービン潤滑油系	198	79		無	有
	固定子巻線冷却水系	22	74		無	有
	循環水系	1,200	41		無	無
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調機械用冷却水系	110	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	66	66		防食剤	無
	タービン補機冷却水系	231	66		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	19	204		無	無
所内排水系	33	66	防食剤	無		
排水用系	180	40	無	無		

※：各系統の最高使用温度

第3-2表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 34.800m (3階)	原子炉補機冷却水系	58	約44	約8	防錆剤	無
E.L. 23.800m (2階)	原子炉補機冷却水系	182	約44	約8	防錆剤	無
	消火系	69	約40		無	無
E.L. 15.300m (1階)	消火系	60	約40	約8	無	無
E.L. 8.800m (地下1階)	原子炉補機冷却水系	223	約44	約8	防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (非放射線ドレン移送系)	1	約40		無	無
	補給水系	32	約40		無	無
	消火系	69	約40		無	無
E.L. 8.800m (地下2階)	液体廃棄物処理系 (非放射線ドレン移送系)	1	約40	約9	無	無

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））  
(1/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包 の有無	放射能 の有無
0.F.24.30	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約6	無	有
	燃焼タンク	0.5	約27 <sup>※1</sup>		無	無
	原液貯蔵ピット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	原液蒸発装置	18.6	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～90 <sup>※3</sup>		有	有
	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30		無	有
	燃焼タンク	0.5	約27 <sup>※1</sup>		無	無
	原液貯蔵ピット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 <sup>※1</sup>		有	無
0.F.17.30	原液蒸発装置	18.6	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	約5	無	有
	原液蒸留水処理塔				無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有
	冷却材混床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30		無	有
	燃焼タンク	0.5	約27 <sup>※1</sup>		無	無
	原液貯蔵ピット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 <sup>※1</sup>		有	無
0.F.10.30	原液蒸発装置	18.6	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	約10	無	有
	原液蒸留水処理塔				無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	前27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有
	冷却材混床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	ほう酸回収装置	16.1	前27 <sup>※1</sup> ～約108 <sup>※2</sup>		無	有
	亜鉛注入装置	0.2	約27 <sup>※1</sup>		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
腐ガス除去装置	0.3	約27 <sup>※1</sup>	無	有		

※1：通常運転時の温度  
 ※2：通常運転時に装置の機器は設計外気温27℃とした  
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

追而【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に  
 第9条「溢水による損傷の防止等」で  
 実施する没水影響評価の結果を反映するため。)

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の  
 相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 16,900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無

第3-4表 アクセスルートの溢水源「制御室建物」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 16,900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無
E.L. 12,800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無
E.L. 8,900m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無
	所内上水系	8	約40	約8	無	無

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））(2/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 <sup>※1</sup> (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
E.P.-2.7m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有
	粗箱タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>		無	無
	廃酸貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	廃酸蒸発装置、 廃酸蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有
	冷却材節年式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>		無	有
	車給注入装置	0.2	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		有	無
	廃ガス除塵装置	0.3	約27 <sup>※2</sup>		無	有
	廃酸ドレンタンク、 廃酸ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 <sup>※2</sup>		有	有
E.P.-1.7m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約21	無	有
	粗箱タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>		無	無
	廃酸貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	廃酸蒸発装置、 廃酸蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有
	冷却材節年式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>		無	有
	車給注入装置	0.2	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
	廃ガス除塵装置	0.3	約27 <sup>※2</sup>		無	有
	廃酸ドレンタンク、 廃酸ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 <sup>※2</sup>		有	有

※1：通常運転時の温度  
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27°Cとした  
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

：地震による影響評価結果に係る部分は別途説明する

追記【他本文の審査状況の反映】  
 (上記の【破線四角部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する投水影響評価の結果を反映するため。)


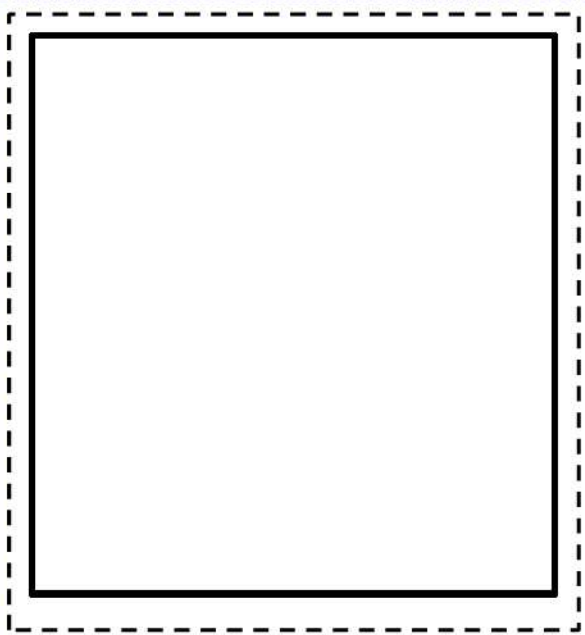
【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="181 836 591 858">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 879 687 914" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="320 885 663 903">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1451 836 1861 858">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 930 1944 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1458 936 1935 959">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1469 983 1852 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p data-bbox="1491 995 1830 1082">                     追而【他条文の審査状況の反映】                      （上記の【破換部分】は、基準地震動の確定後に                      第9条「溢水による損傷の防止等」で                      実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）                 </p> </div> <div data-bbox="1359 1118 1935 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1451 1125 1928 1147">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2159 421">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

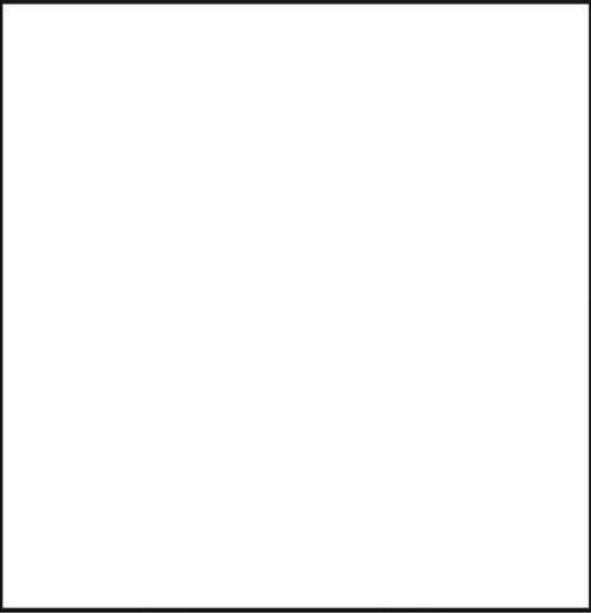

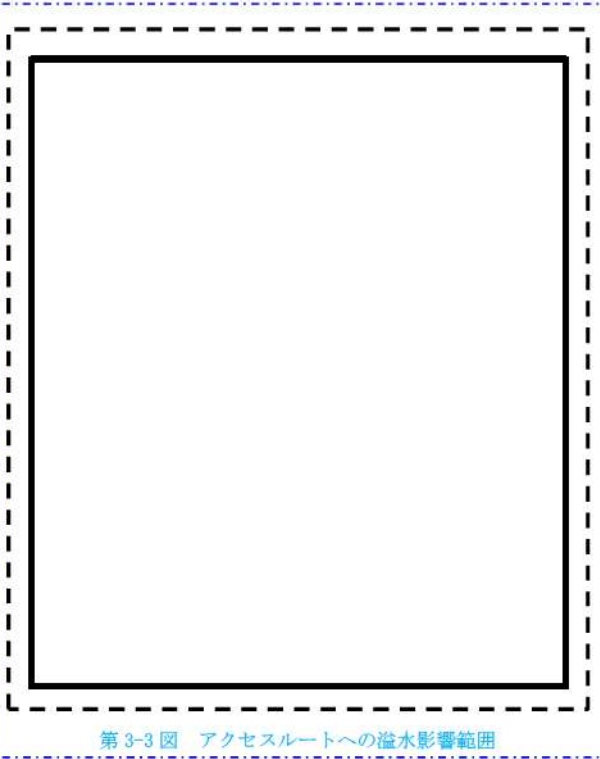
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 204 685 826" style="border: 1px solid black; height: 390px; width: 265px;"></div> <p data-bbox="181 834 591 858">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 882 685 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 890 651 911">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1346 188 1955 818" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1384 220 1906 786" style="border: 1px solid black; height: 355px; width: 233px;"></div> <p data-bbox="1451 834 1850 858">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 922 1939 962" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1451 930 1921 951">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1469 978 1850 1094" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p data-bbox="1491 994 1827 1078">                     追而【他条文の審査状況の反映】                      （上記の【破線囲部分】は、基準地震動の確定後に                      第9条「溢水による損傷の防止等」で                      実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）                 </p> </div> <div data-bbox="1361 1110 1939 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1451 1114 1928 1134">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 196 2159 419">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

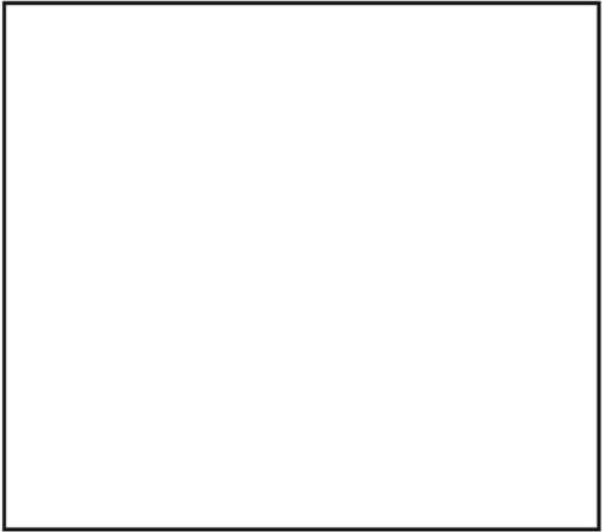
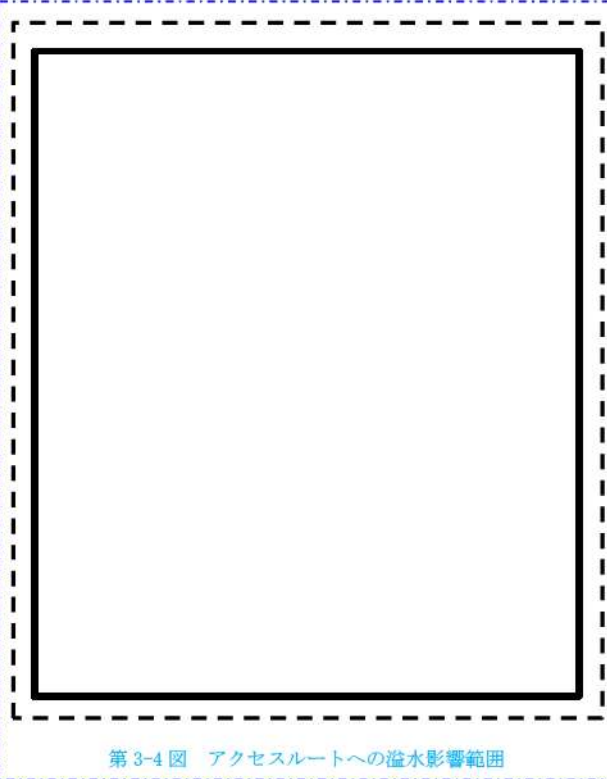
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="183 922 593 948">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 976 687 1015" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="318 986 665 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1451 922 1861 948">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 999 1928 1037" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> <p data-bbox="1451 1008 1928 1029">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1458 1054 1845 1169" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p data-bbox="1541 1070 1765 1091">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1487 1094 1827 1158">(上記の【破線囲部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div> <div data-bbox="1346 1198 1917 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1435 1206 1917 1227">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1980 201 2159 309">【女川】記載内容の相違                  ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p data-bbox="1980 320 2159 429">【島根】記載内容の相違                  ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

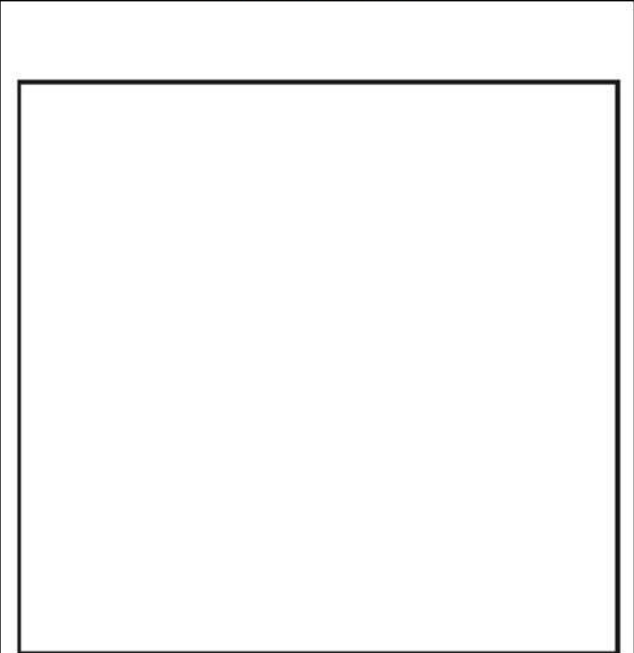
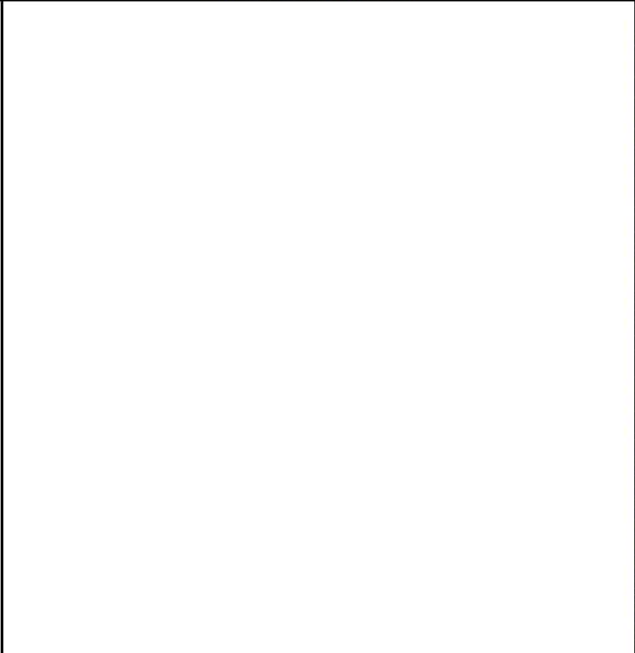
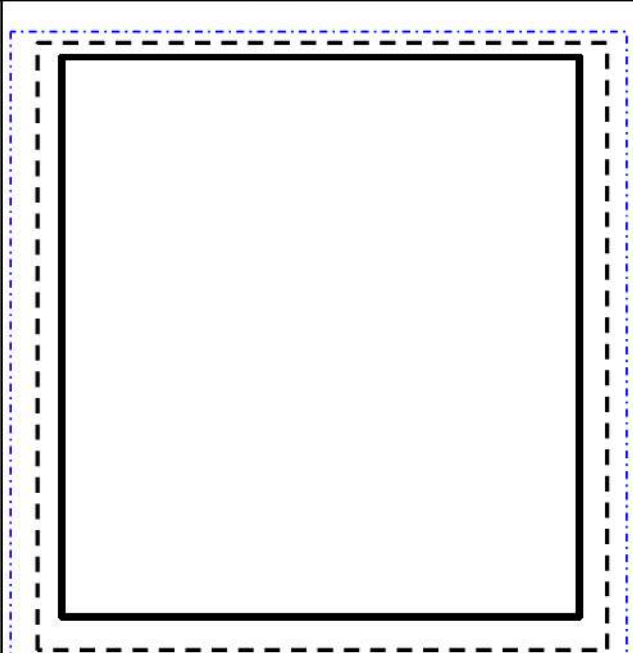
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="181 954 591 976">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="297 995 685 1034" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="320 1007 663 1026">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1451 954 1861 976">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 1034 1935 1072" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1375 1045 1921 1064">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1456 1098 1841 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1480 1109 1816 1198">                     追而【他条文の審査状況の反映】                      （上記の「破線部分」は、基準地震動の確定後に                      第9条「溢水による損傷の防止等」で                      実施する没水影響評価の結果を反映するため。）                 </p> </div> <div data-bbox="1357 1232 1930 1264" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1370 1241 1917 1260">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1980 201 2159 424">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

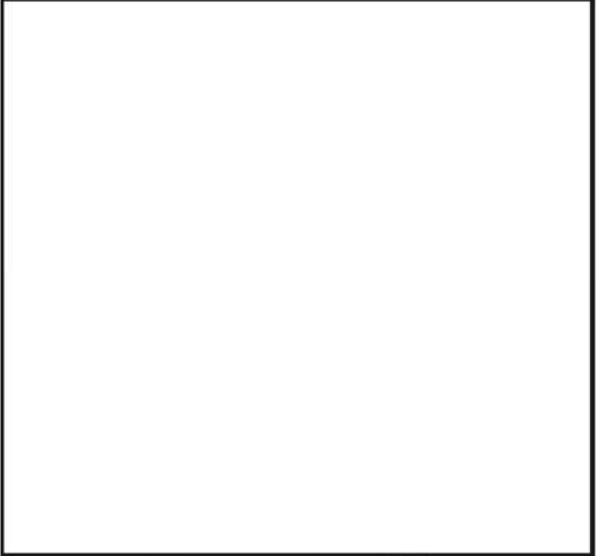
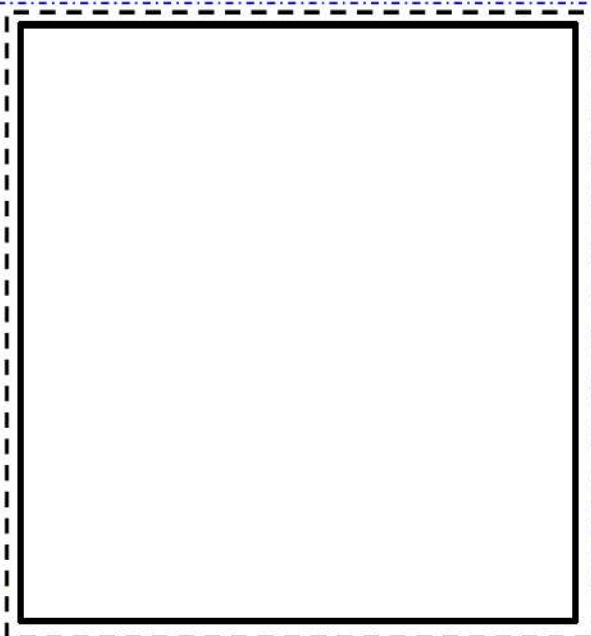
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="183 837 593 861">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="286 893 683 933" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="309 901 660 925">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1444 837 1854 861">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 909 1937 949" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1377 917 1921 941">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1456 965 1848 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p data-bbox="1478 973 1825 1061">追記【他条文の審査状況の反映】                  (上記の「破線囲部分」は、基準地震動の確定後に                  第9条「溢水による損傷の防止等」で                  実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div> <div data-bbox="1366 1109 1937 1141" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1388 1117 1915 1133">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1982 199 2161 422">【女川】記載内容の相違                  ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                  【島根】記載内容の相違                  ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="179 865 591 890">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 922 687 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1444 865 1856 890">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 954 1937 994" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1458 1007 1839 1118" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追記【他条文の審査状況の反映】              (上記の【破線囲部分】は、基準地震動の確定後に              第9条「溢水による損傷の防止等」で              実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div> <div data-bbox="1361 1145 1937 1169" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1973 199 2159 422">【女川】記載内容の相違              ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違              【島根】記載内容の相違              ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

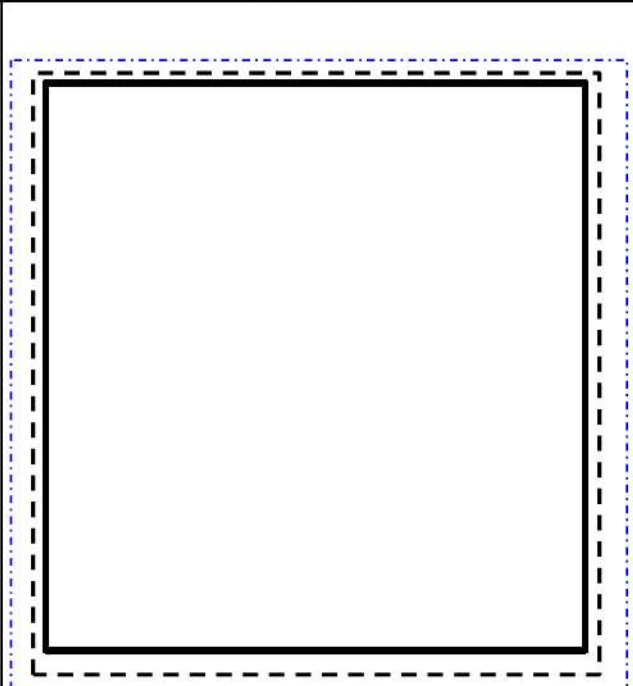
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 288 685 912" style="border: 1px solid black; height: 391px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="181 922 591 948">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 1002 685 1034" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="703 165 1335 1471" style="border: 1px solid black; height: 818px;"></div>	<div data-bbox="1346 209 1955 975" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1361 248 1939 874" style="border: 1px solid black; height: 392px; width: 258px;"></div> <p data-bbox="1451 922 1854 948">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 1034 1944 1070" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                         : 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                     </div> <div data-bbox="1458 1094 1839 1206" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         追記【他条文の審査状況の反映】                          （上記の【破線囲部分】は、基準地震動の確定後に                          第9条「溢水による損傷の防止等」で                          実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）                     </div> <div data-bbox="1361 1230 1933 1262" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                         枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                     </div> </div>	<p data-bbox="1977 201 2159 424">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="181 863 591 890">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="286 930 674 967" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="309 938 651 959">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1451 863 1861 890">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 962 1944 999" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1391 970 1921 991">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1469 1031 1850 1142" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p data-bbox="1491 1038 1827 1126">追記【他条文の審査状況の反映】                  (上記の【破損部分】は、基準地震動の確定後に                  第9条「溢水による損傷の防止等」で                  実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div> <div data-bbox="1361 1166 1935 1190" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1384 1174 1935 1190">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 196 2159 419">【女川】記載内容の相違                  ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                  【島根】記載内容の相違                  ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

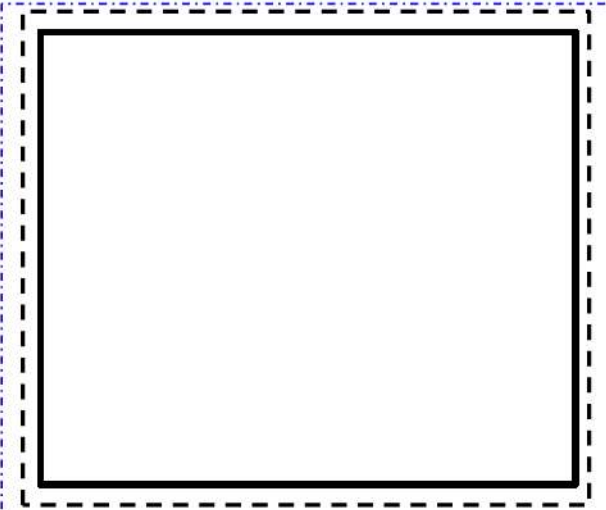
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3-9図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                  (上記の【破線囲部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違                  ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

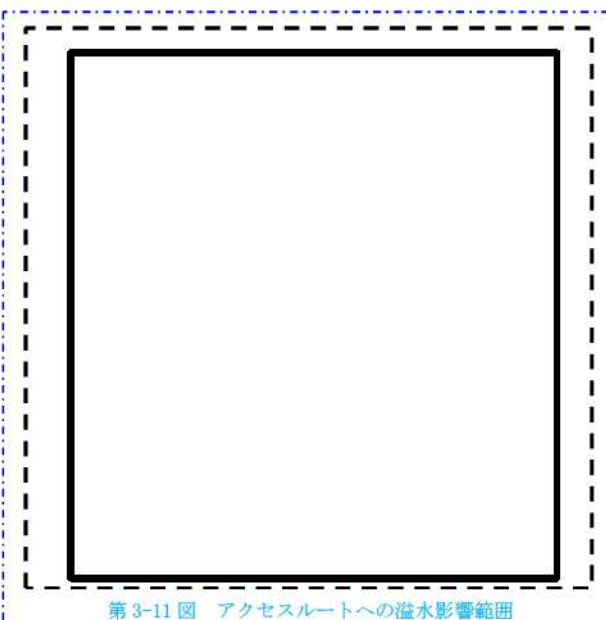
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1433 750 1859 774">第3-10図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <p data-bbox="1366 853 1937 885">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p data-bbox="1444 917 1825 1013">                     追而【他条文の審査状況の反映】                      （上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に                      第9条「溢水による損傷の防止等」で                      実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）                 </p> <p data-bbox="1344 1053 1915 1077">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1971 199 2161 311">【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p data-bbox="1971 319 2161 422">【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3-11図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <p>⋯⋯⋯：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>追而【他委文の審査状況の反映】          (上記の【破線四部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)</p> <p>▭ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違              ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水」があるが、通常時の温度は40℃程度であり、それらはアクセスルートエリアには貯留するものの、溢水水位が低く、ゴム長靴等の防護具を着用するため、通行に与える影響はない。</p> <p>また、高温の流体を内包する系統として「加熱蒸気及び復水戻り系」、「給水加熱器ドレン系」及び「復水系、給水系」があるが、重大事故等が発生した場合には、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ移動するアクセスルートを使用することから作業場所までの通行が可能である。</p> <p>したがって、有効性評価における原子炉建屋内での作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、原子炉減圧操作及び原子炉建屋ブローアウトパネルからの排気により、4時間程度で約44℃となると評価されており、防護具（耐熱服）を着用することで、温度による影響は緩和されるため通行に与える影響はないと考えられる。</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「主蒸気系」、「原子炉浄化系」及び「復水・給水系」が考えられる。いずれも漏えい検知による自動隔離等のインターロックが設置されている。</p> <p>漏えいにより一時的に原子炉建物二次格納容器内は高温になるが、隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</p> <p>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」がA又はB-残留熱除去系で発生した場合を評価した結果、原子炉棟内環境が静定する事象発生の9時間後から現場操作の完了時間として設定している10時間後までの温度は最大で約44℃であり、原子炉棟内の滞在時間はA-残留熱除去系の場合で約38分、B-残留熱除去系の場合で約37分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。</p> <p>C-残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系で発生した場合を評価した結果、漏えいにより原子炉建物二次格納容器内の温度は僅かに上昇するが、現場操作の完了時間として設定している事象発生の10時間後までの温度は最大で約31℃であり、想定している作業環境（最大約44℃）未満で推移する。原子炉棟内の滞在時間はC-残留熱除去系の場合で約37分、低圧炉心スプレイ系の場合で約41分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。なお、この時ブローアウトパネルの開放圧力には到達しない。</p> <p>※想定している作業環境（最大約44℃）においては、主に低温やけなどが懸念されるが、一般的に、接触温度と低温やけになるまでのおおよその時間の関係は、44℃で3時間～4時間として知られている。（出典：消費者庁 NewsRelease（平成25年2月27日））</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する機器は「廃液蒸発装置」、「洗浄排水蒸発装置」及び「ほう酸回収装置」が考えられる。いずれの装置も隔壁によって囲まれた部屋の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、これら装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</p> <p>したがって、有効性評価の作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、現場操作時に高温となるエリアは通行しないため、操作場所へのアクセス性及び操作に与える影響はないものと考えられる。</p> <div data-bbox="1473 879 1861 995" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追記【他条文の審査状況の反映】                  (上記の「破線囲部分」は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・高温の流体を内包する溢水源の相違及び高温の流体に対する評価結果の相違。                  ・泊は、アクセスルート上への高温水の飛散及び蒸気漏えいが無いことを記載している。</p> <p>【女川及び島根】                  記載表現の相違                  ・泊は、高温状態による影響がないことを記載した。</p> <p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・泊は、格納容器バイパス事象時に高温エリア内をアクセスしない。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量が最も厳しくなる系統は「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水」である。アクセスルートエリアには貯留するが使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水の溢水に伴う被ばく線量率は約<math>2.6 \times 10^{-4}</math> mSv/h となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水源は「補機冷却水系に含まれる防食剤※」がある。</p> <p>ただし、防食剤は配管内に注入されているものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない。</p> <p>また、薬品自体の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。                      ※主な成分：亜硝酸ナトリウム</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「原子炉浄化系」である。                      内部溢水で評価しているとおり、原子炉浄化系の漏えいによる被ばく線量は数 mSv 程度となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」がある。</p> <p>「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」は、濃度が十分低く防護具により安全性を確保していることから作業は可能であると考えられる。</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」、「廃液蒸発装置」、「セメント固化装置」、「冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ」、「ほう酸回収装置」、「ガス圧縮装置」、「廃ガス除湿装置」である。                      溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最終貯留区画となる原子炉補助建屋 T.P. -1.7m であり、線量率は約 ● mSv/h となる。当該エリアにて有効性評価で想定している作業は「原子炉補機冷却水系への海水通水のための系統構成」であり、当該エリアでの被ばく線量は約 ● mSv となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv 以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品は「洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置に含まれるリン酸水素二ナトリウム」及び「亜鉛注入装置に含まれる酢酸亜鉛」がある。</p> <p>ただし、これらの薬品は配管内に注入されるものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない。</p> <p>また、これらの薬品の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が人体に付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追記【他条文の審査状況の反映】                      (上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)</p> </div>	<p>【女川及び島根】                      ・設備の相違                      ・放射性物質を内包する溢水源の相違</p> <p>【女川及び島根】                      ・評価方針の相違                      ・泊は、環境線量率が厳しくなる機器が複数あるため、放射性物質を含む溢水が最終貯留区画にすべて滞留した場合を想定して評価した。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】                      ・設備の相違                      ・設備及びアクセスルートに影響を与える可能性のある化学薬品の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、機器等への影響についても記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・泊は、人体への影響及び具体的な薬品防護具を記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>なお、廃棄物処理建物（管理区域）には液体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、固体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸等が存在するが、通行するルートは廃棄物処理建物（非管理区域）であり、薬品設置箇所とは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</p>	<p>なお、「セメント固化装置消泡剤タンク及び消泡剤計量管に含まれる非晶質シリカ」は、アクセスルート上に漏えいした場合であっても、人体への影響はないためアクセス性への影響はない。また、系統への薬品添加作業により溢水源の中に一時的に内包する薬品として、「水酸化ナトリウム」、「水加ヒドラジン」、「過酸化水素」、「水酸化リチウム」があるが、これらの薬品は添加時のみ内包し常時保管するものではないことから、溢水時の薬品によるアクセス性への影響を考慮する必要はないと考えられる。万一、薬品の添加作業中に地震が発生し、薬品の漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、防毒マスク、ガス吸収缶）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品を第4表に、アクセスルートへの影響を考慮する必要がないとした薬品を第5表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第4表 アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品 （溢水源内に保管する薬品）</p> <table border="1" data-bbox="1344 758 1960 1189"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>溢水源</th> <th>保管薬品</th> <th>容量 (濃度)</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉 補助建屋 1F,2F,3F</td> <td>洗浄排水薬 架装液リン 酸ソーダ 注入装置</td> <td>リン酸 水素二 ナトリウ ム</td> <td>500 L (3.3%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に触れた場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉 補助建屋 1F,2F,3F</td> <td>亜鉛注入 装置</td> <td>酢酸亜鉛</td> <td>150 L (0.15%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に触れた場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、失明を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>セメント 固化装置 消泡剤 タンク</td> <td>非晶質 シリカ</td> <td>135 L (10%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>セメント 固化装置 消泡剤 計量管</td> <td>非晶質 シリカ</td> <td>6.5 L (10%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1467 1252 1848 1364" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追記【他条文の審査状況の反映】                  （上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に                  第9条「溢水による損傷の防止等」で                  実施する没水影響評価の結果を反映するため。）</p> </div>	フロア	溢水源	保管薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容	原子炉 補助建屋 1F,2F,3F	洗浄排水薬 架装液リン 酸ソーダ 注入装置	リン酸 水素二 ナトリウ ム	500 L (3.3%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に触れた場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	原子炉 補助建屋 1F,2F,3F	亜鉛注入 装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に触れた場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、失明を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	セメント 固化装置 消泡剤 タンク	非晶質 シリカ	135 L (10%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	セメント 固化装置 消泡剤 計量管	非晶質 シリカ	6.5 L (10%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時に防護具着用の必要がない薬品について記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>・泊は、添加作業により一時的に薬品を内包する溢水源に対する評価結果を記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載方針の相違</p> <p>・泊は、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品が複数あるため被害想定等を表形式で記載した。</p>
フロア	溢水源	保管薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容																										
原子炉 補助建屋 1F,2F,3F	洗浄排水薬 架装液リン 酸ソーダ 注入装置	リン酸 水素二 ナトリウ ム	500 L (3.3%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に触れた場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
原子炉 補助建屋 1F,2F,3F	亜鉛注入 装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に触れた場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、失明を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
	セメント 固化装置 消泡剤 タンク	非晶質 シリカ	135 L (10%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										
	セメント 固化装置 消泡剤 計量管	非晶質 シリカ	6.5 L (10%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5表 アクセスルートへの影響を考慮しないとした薬品  
 （薬品添加作業時のみ溢水源の中に内包する薬品）

フロア	隔水扉	添加薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容
原子炉 補助建屋 【付注2】	燃焼貯蔵 ピットか 性ゾウ ホ室 タンク	水酸化 ナトリウ ム	300 L <sup>1)</sup> (25w1%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は燃焼貯蔵ピットの薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮 する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化 学防護手袋、全面マスク）を持参し着用すること により、アクセス性は確保可能である。
原子炉 補助建屋 【付注2】	1次系 薬品 タンク	水酸化 リチウム	19 L <sup>1)</sup> (10w1%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は1次冷却材系統への薬品の添加を目的と していることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮 する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、「水酸化リチウム」又は「過酸化水素」 が漏えいした場合には、適切な薬品防護具 （化学防護長靴、化学防護手袋、全面マスク）を 持参し着用することにより、アクセス性は確保可 能である。「水酸化リチウム」が漏えいした場合 については、適切な薬品防護具（化学防護長靴、 化学防護手袋、防塵マスク、ガス吸収缶）を持参し 着用することにより、アクセス性は確保可能であ る。
		水加 ヒドラン ジ	19 L <sup>1)</sup> (20w1%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性がある。 【ガスの発生】 ・重篤な皮膚の薬傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は1次冷却材系統への薬品の添加を目的と していることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮 する必要はない。 ・万一、本設備に内包する「水酸化リチウム」、「水 加ヒドランジ」、「過酸化水素」は、それぞれプラ ント起動停止時に1次冷却材系統の水質調整に用 いられることから同時に保管することはなく、薬品 が混合することはない。
	過酸化 水素	19 L <sup>1)</sup> (32w1%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備はセメント固化装置への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化 学防護手袋、防塵マスク、ガス吸収缶）を持参し 着用することにより、アクセス性は確保可能であ る。	
原子炉 補助建屋 【付注2】	セメント 固化装置 中核部 貯蔵室	水酸化 ナトリウ ム	10 L <sup>1)</sup> (25w1%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備はセメント固化装置への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化 学防護手袋、全面マスク）を持参し着用すること により、アクセス性は確保可能である。
原子炉 補助建屋 【付注2】	燃焼ドレ ンタンク 中性ゾ ウホ室 タンク	水酸化 ナトリウ ム	20 L <sup>1)</sup> (25w1%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は燃焼ドレンタンクへの薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化 学防護手袋、全面マスク）を持参し着用すること により、アクセス性は確保可能である。
原子炉 建屋 【付注2】	薬液混合 タンク	水加ヒド ランジ	18 L <sup>1)</sup> (30w1%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬 傷・目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性が ある。	・本設備は常調用常水設備への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮 する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地盤が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合に あっては、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化 学防護手袋、防塵マスク、ガス吸収缶）を持参し 着用することにより、アクセス性は確保可能であ る。

※1：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内の常水（空調用常水）にて満たされている。  
 ※2：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内の常水（空調用常水）にて満たされている。

追記【他条文の審査状況の反映】  
 （上記の【破線四部分】は、基準地震動の確定後に  
 第9条「溢水による損傷の防止等」で  
 実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）

【女川及び島根】  
 記載方針の相違  
 ・泊は、アクセスルート  
 への影響を考慮する必  
 要がないとした薬品が  
 複数あるため、被害想  
 定等を表形式で記載し  
 た。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 照明への影響                      照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>(4) 照明への影響                      照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、建物全体に設置されている。溢水の影響により照明機能が喪失しても、可搬型照明により対応可能である。（別紙(16)参照）</p> <p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。                      なお、第3図に示す絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物となることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>(4) 照明への影響                      照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>【島根】記載表現の相違                      【女川】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>
<p>5. 防護具の配備状況                      地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となるように必要となる防護具の配備状況についても確認した。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>【内部溢水に対する対応】                      地震による内部溢水の発生により、建物内の床面が水没した場合を考慮しても対応作業が可能となるように必要となる防護具を配備する。</p> <p>なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p> <p>アクセスに係る防護具等を第3図に示す。</p>	<p>追而【他条文の審査状況の反映】                      （上記の「破線四部分」は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。）</p> <p>5. 防護具の配備状況                      地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となるように必要となる防護具の配備状況についても確認した。</p> <p>なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p> <p>アクセスに係る防護具等を第4図に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・泊は、現場移動時に防護具を携帯することを追記した。（島根と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違                      【女川】記載内容の相違                      ・泊は、緊急時対策所の要員が屋内にアクセスする場合も考慮し、緊急時対策所で必要な防護具を着用することを記載した。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項




女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配備場所：中央制御室</p> <p>防護具：綿手袋，ゴム長靴（靴丈 28cm），ゴム手袋，必要に応じて電子式線量計，タイベック，EVA スーツ，全面マスク</p> <p>さらに，高温，高線量での操作及び評価を超える溢水に対応するために，耐熱服，自給式呼吸器，胴長靴を配備する。</p>	<p>配備箇所：中央制御室，緊急時対策所</p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付き全面マスク）</li> <li>・酸素呼吸器</li> <li>・セルフエアセット</li> </ul> <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム手袋</li> <li>・汚染防護服</li> <li>・被水防護服</li> <li>・耐熱服*</li> <li>・作業用長靴</li> </ul> <p>※第2チェックポイント（原子炉建物1階）に配備薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙(35)参照</p>	<p>配備場所：中央制御室近傍，緊急時対策所，災害対策要員執務室</p> <p>防護具：綿手袋，ゴム長靴（靴丈 28cm），胴長靴（靴丈約 130cm）*，ゴム手袋，ポケット線量計，タイベック，アノラック，全面マスク</p> <p>※：中央制御室近傍にのみ配備</p> <p>さらに，評価を超える溢水に対応するため，薬品防護具（化学防護服，化学防護手袋，化学防護長靴，防毒マスク，ガス吸収缶，防護メガネ），セルフエアセットを配備する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違              ・泊の配備場所及び防護具を記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・泊は，薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具（ゴム長靴，ゴム手袋，全面マスク）を着用して対応する。</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>個人線量計 （腕下式線量計）</p> <p>汚染防護服 （タイベック）</p> <p>EVAスーツ</p> <p>長靴</p> <p>全面マスク</p>	 <p>全面マスク</p> <p>セルフエアセット</p> <p>酸素呼吸器</p> <p>汚染防護服</p> <p>被水防護服</p> <p>作業用長靴</p> <p>耐熱服</p> <p>第3図 溢水時に着用する防護具（例）</p>	 <p>ポケット線量計</p> <p>タイベック</p> <p>アノラック</p> <p>全面マスク</p> <p>ゴム長靴</p> <p>胴長靴</p> <p>第4図 溢水時に着用する防護具（例）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別紙(26)	泊発電所3号炉 別紙(39)	相違理由
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要                      玄海原子力発電所3, 4号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計                      屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して機能が損なわれないように、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上を保管するとともに、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備については、第3, 5保管エリアに相互に分散して保管する。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要                      泊発電所3号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計                      屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアには、冬季における信頼性を向上させるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを保管する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違                      ・泊は、倉庫・車庫（保管庫）に可搬型重大事故等対処設備を保管している。このため、本項については、同様に保管庫に可搬型重大事故等対処設備を保管する玄海3,4号炉との比較を行った。</p> <p>【玄海】設備名称の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違                      ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。泊は、冬季における信頼性向上を目的とする。                      ・倉庫・車庫（保管庫）に保管する設備の相違。泊は、水を供給する設備の1セットを保管している。                      ・玄海は保管庫が2箇所に対し、泊は1箇所である。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管庫の特徴</p> <p>玄海原子力発電所は敷地が非常に狭隘であるため、先行プラントで実績のある風（台風）及び竜巻の風荷重を考慮した固縛装置を採用した場合、固縛装置の設置スペースが十分に確保できないことから、保管庫を採用することで限られたスペースを有効活用し、必要となる可搬型重大事故等対処設備を保管することを可能とした。</p> <p>また、保管庫とすることで、風（台風）及び竜巻のみならず積雪及び火山の影響についても、可搬型重大事故等対処設備が直接的に影響を受けることがない。</p> <p>保管庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して耐震Sクラス相当で設計していること、出入口扉付近の障害物はホイールローダにより除去可能であることから、出入口扉が使用できなくなることはない。</p> <p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>なお、地震の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮し、シャッターを常時開放し、消防車両及び消防車隊要員の出動が可能な運用とする。</p> <p>【川内1号及び2号炉まとめ資料より転載】</p> <p>専属消防本部建屋は倒壊しないが、地震時の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性がある。</p> <p>そのため、シャッターを常時開放し、消防車両及び専属消防隊員の出動が可能な運用とする。</p>	<p>3. 51m倉庫・車庫の特徴</p> <p>51m倉庫・車庫は、可搬型重大事故等対処設備等を保管する車庫エリアと予備品及び資機材を保管する倉庫エリアから構成される。</p> <p>泊発電所は寒冷地であるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを51m倉庫・車庫に保管することで、積雪及び凍結による影響を軽減し、冬季における可搬型重大事故等対処設備の信頼性を向上させることとしている。</p> <p>また、51m倉庫・車庫内に保管することで、積雪のみならず火山の影響についても、影響を軽減することができる。</p> <p>51m倉庫・車庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して基準地震動に対して倒壊しない設計とすること、出入口付近の障害物はホイールローダにより除去可能であること及び地震の変形によりシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮して、シャッターを常時開放することから、出入口が使用できなくなることはない。</p> <p>なお、出入口には、積雪及び凍結の影響を軽減するために防雪シートを設置する予定である。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、51m倉庫・車庫の構成について記載。</li> </ul> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。</li> <li>・玄海は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮した頑健な保管庫を設置し、可搬型重大事故等対処設備を保管庫内に配置している。</li> <li>・泊は、風（台風）及び竜巻に対しては、保管場所を複数箇所に分散配置することにより、可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計としている。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震評価方針の相違。</li> <li>・玄海は堅固な扉を設置しているのに対し、泊は地震時の変形を考慮し、出入口のシャッターを常時開放する。また、常時開放に伴い防雪シートを設置予定である。（シャッター常時開放については、柏崎6,7号の自衛消防隊建屋及び川内1,2号の専属消防本部建屋と同様）</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>出入口扉については、自然現象等を考慮した堅固な仕様で設置することから、扉の機能が喪失することは考えにくい。</p> <p>出入口扉の仕様を別表26-3-1、外観を別図26-3-1に示す。</p> <p>仮に、出入口扉が固着し開放できない場合は、ホイールロード等の車両により出入口扉を開放することで、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、ニュートラルとしホイールロード等の車両により引出すことで、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与えることはない。</p> <p>しかしながら、保管庫の特徴として移動、運搬経路が出入口扉からに制限されるため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬をより確実なものとする観点から、可能な範囲で複数の出入口扉から移動、運搬が可能となるように、保管庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備及び運搬用車両等の資機材の逼迫感を改善し余裕のあるスペースを確保するとともに配置をより最適化する。</p> <p>なお、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め等により固定して保管する。</p>	<p>出入口の外観を第1図に示す。</p> <p>仮に、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与える可能性がある。</p> <p>そのため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を確実なものとする観点から、51m 倉庫・車庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材も含めて配置を最適化する。</p> <p>なお、車庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め、竜巻による飛散防止を考慮した固縛等により固定して保管する。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備が故障により移動できない場合に他の可搬型重大事故等対処設備の移動に支障をきたさないよう、車庫内の配置を見直すこととした。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、固縛により竜巻による飛散防止を行う。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

別表26-3-1 重大事故等対策設備保管庫の扉仕様について

玄海原子力発電所3, 4号炉				泊発電所3号炉		相違理由
開閉方式	タンクローリ保管エリア	その他のエリア	備考			
扉本体の厚さ	手動 約 100 cm	手動 約 100 cm	扉の芯材等を含んだ全体の厚さ			
扉の板厚（外部表面）	約 10 mm	約 10 mm	約 10 mm；設計飛来物に対し貫通しない設計			
重量（両扉）	約 10 t	約 10 t				
地震	○	○	建屋：S s機能維持			
竜巻（風圧力による荷重）	○	○	設計竜巻の最大風速：100m/s（耐風圧扉）			
竜巻（気圧差による荷重）	○	○	最大気圧低下量：8,900N/m <sup>2</sup>			
竜巻（設計飛来物による衝撃荷重）	○	○	設計飛来物 鋼製材：4.2m×0.3m×0.2m、135kg（耐衝撃扉）			
自然現象等						

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は隠蔽に係る事項であるため、公開できません。

【玄海】記載内容の相違  
 ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">別図26-3-1 タンクローリ車庫（第5保管エリア）の出入口扉の外観</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。                 </div>	 <p style="text-align: center;">※：積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定</p> <p style="text-align: center;">第1図 51m 倉庫・車庫の出入口</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管庫内の配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して保管エリアまで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、保管庫についても、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための通路を確実に確保するために、別表26-4-1に示すとおり他の保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>また、配置の最適化に伴い、保管庫外で保管することとした設備の一覧を別表26-4-2に示す。</p>	<p>4. 51m倉庫・車庫エリアの配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、51m倉庫・車庫エリアを含めた保管場所について、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬するための経路を確実に確保するため、第1表に示すとおり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備は2セット以上、それ以外の設備は1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違                  ・泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外へ保管することとなった可搬型重大事故等対処設備は無い。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

別紙(26)(6/30)

別表26-4-1 保管庫内の可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	施設経路確保台数	必要数 ≤ 確保経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	第3保管庫内	保管庫内	○	○	
47, 54, 55	可搬型ディーゼル注入ポンプ <sup>※1</sup> (稼働用中継ユニット、入口ユニット、可搬型ホース含む)	4台	2台 2台 2台	第3保管庫内 第4保管庫内 第5保管庫内	屋外 屋外 屋外	○	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	移動式大容量ポンプ車 <sup>※1</sup> (可搬型ホース含む)	2台 【1台】	2台 1台 1台	第3保管庫内 第4保管庫内 第5保管庫内	保管庫内 保管庫内 保管庫内	○	○	
54, 56	水中ポンプ用発電機 <sup>※1</sup> (可搬型ホース含む)	8台	4台 4台	第3保管庫内 第4保管庫内	保管庫内 屋外	○	○	
54, 55, 56	放水砲 <sup>※2</sup>	2台	1台 1台	第3保管庫内 第5保管庫内	保管庫内 保管庫内	○	○	
54	使用済燃料ピット監視装置用 空気供給システム (コンプレッサ、エアコン、発電機)	2個	2個	第3保管庫内	保管庫内	○	○	
57	タンクローリー	1台	1台	第3保管庫内	保管庫内	×	○	第4保管エリアに1台追加配備
57	発電機車 <sup>※1</sup> (高圧発電機車)	4台	2台 2台	第3保管庫内 第5保管庫内	保管庫内 保管庫内	○	○	
57	直流電源用発電機 <sup>※1</sup>	4台	2台 2台	第3保管庫内 第5保管庫内	保管庫内 保管庫内	○	○	

※1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備(1号機より2号機以上要求のある可搬型重大事故等対処設備)  
 ※2 予備数が設定される重大事故等の収束に必要な1セットに満たない可搬型重大事故等対処設備

泊発電所3号炉

第1表 各保管エリアの可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	施設経路確保台数	必要数 ≤ 確保経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	1号西側31mエリア	屋外	○	○	
	バックホウ	1台	1台	2号東側31mエリア(b)	屋外	○	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	可搬型大型送水ポンプ車, ホース延長・回収車(送水車用)	4台	1台 1台 1台 1台	1号西側31mエリア 2号東側31mエリア(b) 51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a) 2号東側31mエリア(b)	屋外 屋外 車庫内 屋外	○ ○ ○ ○	○	
54, 56	可搬型大容量海水送水ポンプ車, 放水砲	1台	1台	展望台行政管理道路踏切側60mエリア	屋外	○	○	
55	溜液台設備	1台	1台	51m倉庫・車庫エリア	車庫内	○	○	
55	集水網シフトフェンス	2組	1組	1, 2号北側31mエリア	屋外	○	○	
60	小型船舶	1台	1台	51m倉庫・車庫エリア	車庫内	○	○	
57	可搬型タンクローリー	2台	2台	2号東側31mエリア 1号西側31mエリア	屋外 屋外	○	○	
57	可搬型代替発電機	2台	2台	2号東側31mエリア(a) 1号西側31mエリア	屋外 屋外	○	○	
57	可搬型直流電源用発電機	2台	1台 1台	1号西側31mエリア 2号東側31mエリア(a)	屋外 屋外	○	○	
61	緊急時対策用発電機	4台	4台 2台	展望台行政管理道路踏切側60mエリア 緊急時対策用エリア	屋外 屋外	○	○	

※: 他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

相違理由

【玄海】設計方針の相違  
 ・泊は、他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 250px;">別表26-4-2 保管庫外に保管する可搬型重大事故等対処設備一覧</p> <div style="border: 2px dashed black; width: 300px; height: 600px; margin: 100px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外に保管することとした可搬型重大事故等対処設備がないため、左表に記載する事項がない。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1 第3保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>但し、タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため電巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に配置するため除外する。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4.1-1に、最適化後の配置図を別図26-4.1-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4.1-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つの区画に配置し、確実な出入口扉からの移動を可能とする。</p> <p>②自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に配置するが、進行方向に対して左右へ運搬が可能であることから、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動により空いたスペースを有効活用して、複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p> <p>具体的な移動、運搬方法については、別図26-4.1-3に示す。また、自走式の可搬型重大事故等対処設備が2つの出入口扉から確実に移動可能とするために、電気室及びコンテナの設置位置を変更するとともに、移動後の停車位置を設定した。具体的には、別図26-4.1-4に示す。</p>	<p>51m 倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を第2図に、最適化後の配置図を第3図に示す。また、51m 倉庫・車庫へ収納する設備の一覧を第2表に示す。</p> <p>①エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないように、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置しない。</p> <p>②設備の重要度の観点から、重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置しない。</p>	<p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、シャッターの常時開放及び異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置としている。(複数の出入口を想定しない点については、玄海の第5保管エリアと同様。専用の出入口を設ける点については、玄海のタンクローリー専用区画と同様。)</li> </ul> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように可搬型重大事故等対処設備を配置する。また、SA設備の前方に自主設備を配置しない。</li> </ul> <p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。</li> </ul> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、2つの出入口設置のために改造等は実施していない。</li> <li>泊は、倉庫・車庫から出発した可搬型重大事故等対処設備が使用場所に直接向かうため、停車位置は設定しない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

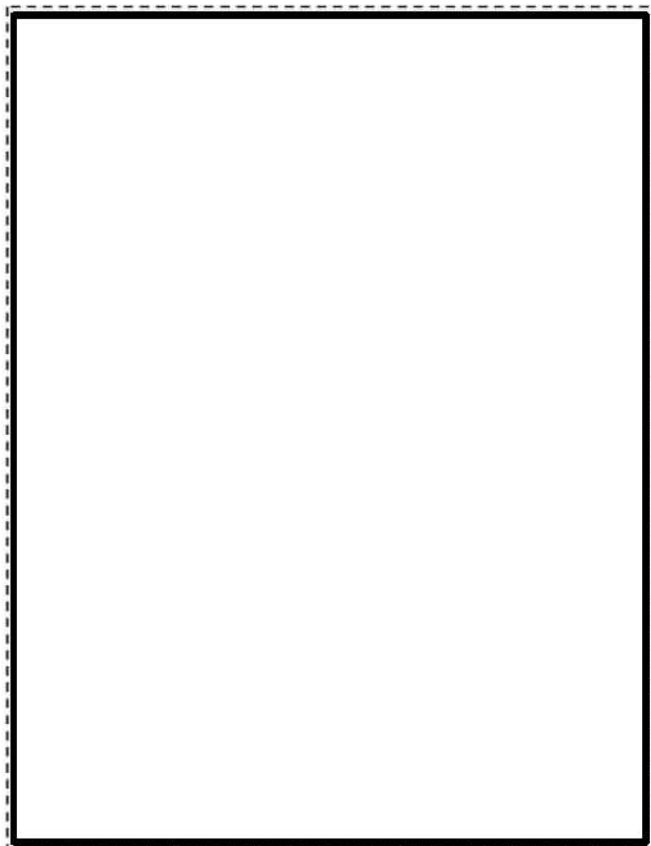
1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

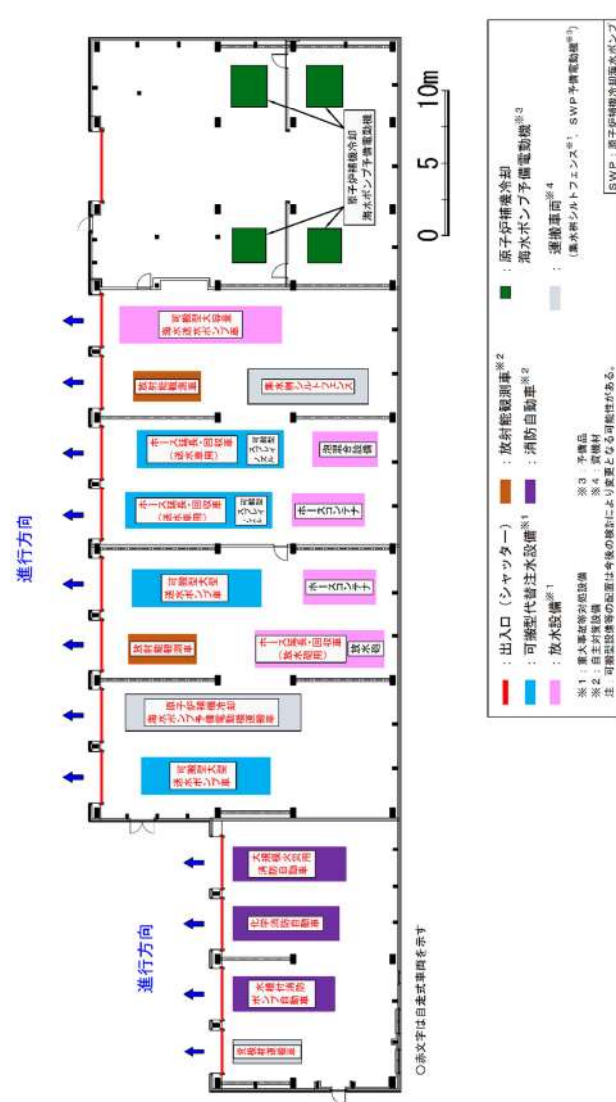
相違理由

【玄海】記載内容の相違  
 ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。



別図26-4, 1-1 第3保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化前）

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。



第2図 51m 倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備等の配置（最適化前）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 90%; height: 90%; margin: 5px;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">進行方向</p> <p style="text-align: center;">進行方向</p> <p style="text-align: center;">0 5 10m</p> <p style="text-align: center;">○赤文字は自注式車両を示す</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。</li> </ul> <p style="text-align: center;">第3図 51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対策設備等の配置（最適化後）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

別表26-4, 1-1 第3保管エリア保管庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考
水中ポンプ用発電機	4台				
ホース展開回収車用コンテナ	11個				
移動式大容量ポンプ車	2台				自走式
放水砲	1台				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式
収納容器 (小)	2個				
入口ユニット	2台				
直流電源用発電機	2台				
高圧発電機車	2台				自走式
コンプレッサ (排気ファン含む)	2台				
エアコン	2台				
発電機	2台				
タンクローリ	1台				自走式
ホース展開回収車	2台				自走式
ホイールローダ	1台				自走式
接続用中継ユニット	2台				
フォークリフト	1台				自走式

○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ移動する場合に通すスペースの開口は□である。

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

第2表 51m倉庫・車庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考
可搬型大型送水ポンプ車	2台	約 8.9	約 2.9	約 13.2	自走式
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	約 12.0	約 2.9	約 24.9	自走式
ホース延長・回収車 (送水車用)	2台	約 9.9	約 2.9	約 15.8	自走式
ホース延長・回収車 (放水砲用)	1台	約 8.7	約 2.9	約 21.9	自走式
放水砲	1台	約 4.7	約 1.9	約 3.0	ホース延長・回収車 (放水砲用) に積載
泡混合設備	1台	約 4.7	約 2.4	約 5.7	
可搬型スプレイノズル	2台	約 1.0	約 0.2	約 0.02	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 150A (1組: 約 1800m)	2組 ホース長ごと 1本	—	—	約 4.0	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 300A (1組: 約 800m)	1組	約 4.9	約 2.3	約 3.8	ホースコンテナに保管
集水樹シルトフェンス	1組	追而			
シルトフェンス運搬車	1台	約 8.2	約 2.5	約 5.1	自走式
水槽付消防ポンプ自動車	1台	約 7.3	約 2.3	約 9.0	自走式
化学消防自動車	1台	約 7.6	約 2.3	約 9.2	自走式
大規模火災用消防自動車	1台	約 7.9	約 2.6	約 10.3	自走式
放射能観測車	1台	約 4.8	約 1.7	約 3.4	自走式
資機材運搬車	1台	約 4.7	約 1.7	約 5.7	自走式
原子炉補機冷却海水ポンプ 予備電動機	2台 (2台)	約 2.4	約 2.8	約 7.8	括弧内は 1, 2号炉用
放射性物質吸着剤	3式	追而			

※：寸法、重量は保管状態について記載

追而【他条文の審査状況の反映】

(集水樹シルトフェンス及び放射性物質吸着剤の仕様について、第55条「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の審査状況を踏まえて反映するため。)

【玄海】記載内容の相違  
 ・設備及び保管場所の相違による  
 記載内容の相違。



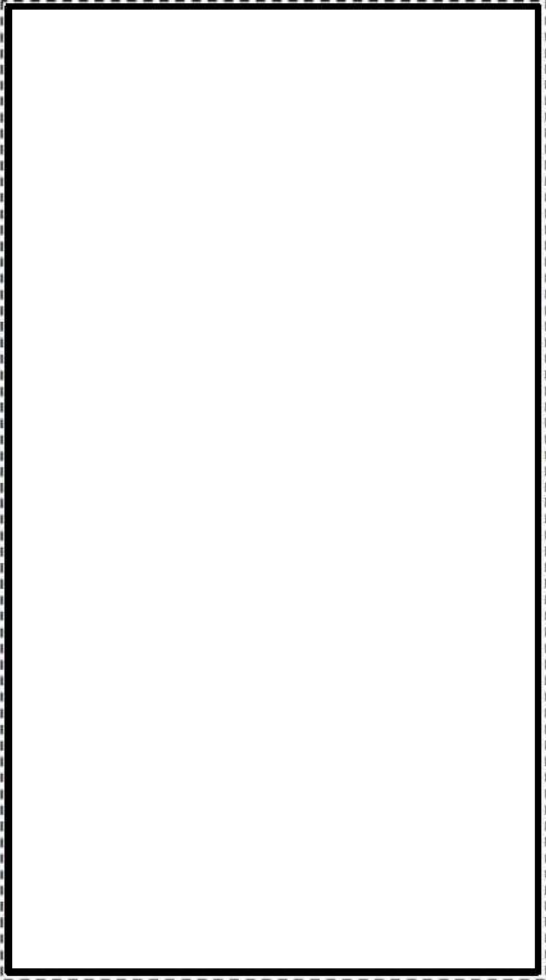
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 715 228 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">STEP.1 2つの扉を持つ区画に保管する自走式車両は、使用可能な扉から保管庫内へ移動する。</div> <div data-bbox="232 319 797 1305" style="border: 2px dashed black; height: 618px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="828 430 860 1168" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運転について (1/2)</div> <div data-bbox="465 1343 878 1439" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</div>		<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>STEP2 1つの扉を持つ区画に設置する可搬型重大事故等対応設備等が何らかの理由により想定通りの移動、運搬経路を使用できない場合、自主或他動の移動により確保できたスペースに移動、運搬した後、いずれかの扉より保管庫外へ移動、運搬する。</p> <p>可搬型重大事故等対応設備等の左右への移動、運搬は、移動、運搬が可能な経路（傾斜、傾斜角）により行う。</p>  <p>別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について（2/2）</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="165 293 882 1206" style="border: 2px dashed black; width: 320px; height: 572px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="293 1238 757 1262" style="text-align: center;">別図26-4. 1-4 第3保管エリア 保管庫周辺図</p> <div data-bbox="293 1294 703 1386" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1910 169 2085 193">【玄海】記載内容の相違</p> <ul data-bbox="1910 201 2157 277" style="list-style-type: none"> <li>・玄海は、複数の出入口設置のために保管庫の改造等を実施している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 2 第5保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、4. 1の配置とすることで第4保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能である。</p> <p>但し、第5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備についても、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とするとともに、以下のとおり可能な範囲で異なる2面の出入口扉から移動、運搬又は同一面の複数の出入口扉から運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を別図2-6-4. 2-1に、最適化後の配置図を別図2-6-4. 2-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表2-6-4. 2-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備のうち高圧発電機車は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つある区画に配置し、確実な移動を可能とする。</p> <p>②高圧発電機車を除く自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に、縦列とならないように配置するとともに、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とする。</p> <p>③自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して左右へ運搬可能な区画に配置し、異なる2面の出入口扉又は同一面の複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p>		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="246 183 784 1276" style="border: 2px solid black; height: 685px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="784 327 817 1141" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 205px;">                     別図26-4、2-1 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化前）                 </div> <div data-bbox="309 1316 721 1412" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。                 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 172 779 1252" style="border: 2px dashed black; height: 677px; width: 243px;"></div> <div data-bbox="792 320 819 1123" style="position: absolute; left: 354px; top: 201px; font-size: 8px;">                     別図266-4. 2-1-2 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化後）                 </div> <div data-bbox="271 1289 685 1378" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。                 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p style="text-align: center;">別表26-4. 2-1 第5保管エリア保管庫へ収納する設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="197 248 848 863"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>保管数</th> <th>全長 (m)</th> <th>幅 (m)</th> <th>重量 (t)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水中ポンプ用発電機</td><td>4台</td><td rowspan="14" style="border: 2px dashed black;"></td><td rowspan="14" style="border: 2px dashed black;"></td><td rowspan="14" style="border: 2px dashed black;"></td><td></td></tr> <tr><td>ホース巻戻回収車用コンテナ</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr><td>移動式大容量ポンプ車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>放水砲</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型ディーゼル注入ポンプ</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>収納容器 (小)</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr><td>接続用中継ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>入口ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>直流電源用発電機</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>高圧発電機車</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>ホース巻戻回収車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>フォークリフト</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> </tbody> </table> <p>○可搬型重大事故等対策設備を運搬方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの開口は約 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> mである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>	設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考	水中ポンプ用発電機	4台					ホース巻戻回収車用コンテナ	7個		移動式大容量ポンプ車	1台	自走式	放水砲	1台		可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台	自走式	収納容器 (小)	2個		接続用中継ユニット	2台		入口ユニット	2台		直流電源用発電機	2台		高圧発電機車	2台	自走式	タンクローリ	1台	自走式	ホース巻戻回収車	1台	自走式	フォークリフト	1台	自走式		<p>【玄海】記載方針の相違                  ・玄海は複数の保管庫を有する。</p>
設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考																																													
水中ポンプ用発電機	4台																																																	
ホース巻戻回収車用コンテナ	7個																																																	
移動式大容量ポンプ車	1台				自走式																																													
放水砲	1台																																																	
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式																																													
収納容器 (小)	2個																																																	
接続用中継ユニット	2台																																																	
入口ユニット	2台																																																	
直流電源用発電機	2台																																																	
高圧発電機車	2台				自走式																																													
タンクローリ	1台				自走式																																													
ホース巻戻回収車	1台				自走式																																													
フォークリフト	1台				自走式																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 3 その他考慮事項</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち補機駆動用の燃料を内包しているものは、保管庫内に収納して保管する場合、消防法第9条の4に基づき少量危険物に応じた防火区画を設ける必要がある。防火区画を設定するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬の融通が利くように、原則として防火壁ではなく防火シャッターを設ける。</p> <p>また、フォークリフト等のその他資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>なお、保管庫内に重要安全施設の予備品を収納する計画はないものの、将来的に収納する場合においては、可搬型重大事故等対処設備と同じ考え方に基づき配置する。</p> <p>5. 手順の操作時間の成立性確認</p> <p>保管庫内に収納している可搬型重大事故等対処設備について、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、技術的能力において想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>確認に当たっては、異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な第3保管エリアの保管庫内に収納するタンクローリを除く可搬型重大事故等対処設備を対象とする。</p> <p>5. 1 確認方法及び想定時間</p> <p>技術的能力において確認している実績時間については、進行方向前面の出入口扉からの移動、運搬を前提として確認している。</p> <p>そのため、今回の確認については、上記の実績時間に以下の想定時間AとBを加算し、想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>A. 自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動時間</p> <p>区画にある全ての自走式可搬型重大事故等対処設備を4名又は5名で運転し、高圧発電機車側の出入口扉から所定の駐車場所まで約5分で移動できる見込みとし、更に余裕をみて1列当たり約10分と想定する。</p> <p>B. 自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右への運搬時間</p> <p>技術的能力における要員の人数で、保管庫内の柱間の距離を模擬して、確実に運搬可能とする道具を用いて検証した結果に基づき、以下のとおり想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホース展張回収車用コンテナ 約30分/個</li> <li>・コンプレッサ、エアコン、発電機（SF6監視設備） 約5分/個</li> <li>・放水砲 約4分/個</li> <li>・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他 約2分/個</li> </ul>	<p>4.1 その他考慮事項</p> <p>放射能観測車等の自主対策設備及び資機材運搬車等の資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>また、51m 倉庫・車庫の倉庫エリアには重要安全施設の予備品を収納することとしており、可搬型重大事故等対処設備を保管する車庫エリアとは別区画としている。倉庫エリアの出入口の構造はシャッターとしており、地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合は、重機によりシャッターを撤去する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、補機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要ない。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要安全施設の予備品の保管計画の相違による記載内容の相違。</li> </ul> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 2 確認結果</p> <p>確認した結果、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、別表26-5. 2-1のとおり想定した所要時間内に操作が成立することを確認した。</p> <p>確実に運搬可能とする道具については、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがない場所に保管する。</p> <p>最適化に伴い保管庫外で保管することとした可搬型重大事故等対処設備については、同じ保管エリア内の固定したコンテナ内に保管するため、技術的能力において確認している実績時間内に操作が成立する。また、同じく保管庫外で保管することとした運搬用車両については、移動手段としても活用できるよう、参集場所である代替緊急時対策所若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）までの移動ルート上にある第2、4、6保管エリア、又は保管庫までの移動ルート上にある第3、5保管エリアに必要な措置を講じて保管するため、保管庫までの移動時間は徒歩と同程度となる。保管エリアの全体配置図を別図26-5. 2-1に示す。</p> <p>なお、今後更なる移動、運搬時間短縮に向けて検討を行うとともに、訓練等を継続して行い、確実な移動、運搬に関する技術を維持していく。</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果 (1/6)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(2/6)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>○使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>                     相違理由                      【玄海】設計方針の相違                      ・泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。                 </p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(3/6)	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>○可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p> <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 作業時間（実績）  <span style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間                 </p> <p>※1 作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-73参照。                  ※2 大規模損壊にて考慮している想定時間</p> <p>＜通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）＞</p> <table border="1" data-bbox="112 622 526 758"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目式式の可搬型設備の移動時間</td> <td>目式でない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】</td> </tr> <tr> <td>20分 (10分×2)</td> <td>                     設備の運搬時間                      基本ポンプ用集電機 2分                      ホース展開の取手用コンテナ 39分                      A/Cボックス 2分                      燃料用中間ボックス 2分                      取手装置（小） 2分                 </td> <td>68分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重大事故等時の使用済燃料ピットの監視</p> <p> <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 作業時間（実績）  <span style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間                 </p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-76参照。</p> <p>＜通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）＞</p> <table border="1" data-bbox="112 1133 526 1252"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目式式の可搬型設備の移動時間</td> <td>目式でない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>                     設備の運搬時間                      コンプレックス 5分                      エアマン 5分                      監視機 5分                 </td> <td>25分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	目式式の可搬型設備の移動時間	目式でない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】	20分 (10分×2)	設備の運搬時間 基本ポンプ用集電機 2分 ホース展開の取手用コンテナ 39分 A/Cボックス 2分 燃料用中間ボックス 2分 取手装置（小） 2分	68分	A	B	C	目式式の可搬型設備の移動時間	目式でない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】	10分	設備の運搬時間 コンプレックス 5分 エアマン 5分 監視機 5分	25分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>
A	B	C																		
目式式の可搬型設備の移動時間	目式でない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】																		
20分 (10分×2)	設備の運搬時間 基本ポンプ用集電機 2分 ホース展開の取手用コンテナ 39分 A/Cボックス 2分 燃料用中間ボックス 2分 取手装置（小） 2分	68分																		
A	B	C																		
目式式の可搬型設備の移動時間	目式でない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間【(A+B)】																		
10分	設備の運搬時間 コンプレックス 5分 エアマン 5分 監視機 5分	25分																		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(4/6)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作</p> <p>○八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(5/6)</p> <p>○中間受槽を使用した復水タンクへの供給</p> <p>■ : 作業時間(実績)              ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.13-103参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間 水ポンプ用発電機 2分</td> <td>合計 2分</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計 12分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○発電機車(高压発電機車又は中容量発電機車)による代替電源(交流)からの給電</p> <p>■ : 作業時間(実績)              ■ : 通常時と異なる経路を用いた運搬時間</p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.14-73参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>—</td> <td>合計 10分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備毎の運搬時間 水ポンプ用発電機 2分	合計 2分			合計 12分	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	—	合計 10分	<p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>	
A	B	C																					
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																					
10分	設備毎の運搬時間 水ポンプ用発電機 2分	合計 2分																					
		合計 12分																					
A	B	C																					
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																					
10分	—	合計 10分																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(6/6)</p> <p>○直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</p> <p>○ : 作業時間(実績)              ○ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間              ※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.14-87参照。</p> <table border="1" data-bbox="134 542 548 630"> <caption>○通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)</caption> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型直流電源の移動時間</td> <td>自走できない可搬型直流電源の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間 直流電源用発電機 2分</td> <td>合計 12分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自走式の可搬型直流電源の移動時間	自走できない可搬型直流電源の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備毎の運搬時間 直流電源用発電機 2分	合計 12分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>
A	B	C									
自走式の可搬型直流電源の移動時間	自走できない可搬型直流電源の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)									
10分	設備毎の運搬時間 直流電源用発電機 2分	合計 12分									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 188 833 1212" style="border: 2px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="846 450 878 912" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">                     図2.6-5.2-1 保管エリアの全体配置図                 </div> <div data-bbox="264 1257 680 1347" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。                 </div>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口のシャッターを常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. タンクローリーの追加配備</p> <p>重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の燃料を補給するタンクローリーについては、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、以下のとおり考える。</p> <p>タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため竜巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に1台ずつ配置している。しかし、進行方向に1つある出入口扉からの移動に制限されているため、複数の移動経路が確実に確保される屋外の第4保管エリアに、可搬型重大事故等対処設備としてタンクローリーを1台（＝必要数）追加配備する。</p> <p>なお、第3、5保管エリアのタンクローリーは、複数の移動経路が確保されていないものの、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮しても機能が損なわれないため、出入口扉が健全な場合において重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できることから、運用としては第3、5保管エリアから使用することとし、必要により第4保管エリアを使用する。</p> <p>7. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、別表26-7-1に示す。</p> <p>今後は保管庫完成後に実施する訓練等を通じて、可能な範囲で保管庫内の配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>5. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、第3表に示す。</p> <p>今後は訓練等を通じて、可能な範囲で51m倉庫・車庫エリアの配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。</li> </ul> <p>【玄海】記載表現の相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

改善項目		最適化前の状況	最適化後の改善内容
全般		1方向からの移動、運搬経路を確保	必要数について、複数方向からの移動、運搬経路を確保 ・自走式の可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画に配置し2ルート確保 ・自走できない可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画へ運搬することで2ルート確保
保管庫（火災対応）		前後方向：防火シャッター 左右方向：防火壁	前後方向：防火シャッター 左右方向：防火シャッター ・自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右方向への運搬が可能
タンクローリ		電巻防護対象の専用区画に配置	電巻防護対象の専用区画に配置 ・複数方向からの移動経路を確保するため、1台追加配置
自走式の可搬型重大事故等対処設備		1つの出入口扉からの移動のみを考慮	2つの出入口扉からの移動を考慮 ・複数の出入口扉から移動可能とするため、出入口近傍の屋外に設置予定だった重運送及びコンテナの位置を変更するとともに、棟内による検証を実施済
自走できない可搬型重大事故等対処設備		進行方向のみの運搬を考慮	進行方向に加え、後方と左右への運搬も考慮 ・確認に運搬可能とする道具を用いて棟内による検証を実施済
運搬用車両等の資機材		可搬型重大事故等対処設備よりも出入口扉に近い位置に保管	位置に保管 ・保管庫外で必要な措置を講じて保管

※必要数は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1基あたり1セット以上

改善項目		最適化前の状況	最適化後の改善内容
車庫エリアの出入口		・通常時はシャッターを閉止し、可搬型重大事故等対処設備使用時にシャッターを開放	・地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合を考慮し、出入口シャッターを常時開放 ・積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定
可搬型重大事故等対処設備の配置		・異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置	・エントスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数機の異なる機能喪失しないよう、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列としない配置
自主対策設備の配置		・重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置	・設備の重要度の観点から、自主対策設備の前方に重大事故等対処設備を配置 ・自主対策設備の一部を51m倉庫・車庫エリア外へ移設

第3表 最適化に伴う主な改善点について

相違理由
<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、出入口の常時開放によって、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を軸実なものとしており、複数の出入口からの移動、運搬について想定しないことによる記載の相違。</li> <li>泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエントスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように配置設計を行ったことによる記載の相違。</li> <li>泊は、補機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要としないことによる記載の相違。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 補足資料(3) 溢水評価について 1. 滞留水の排水所要時間の評価 (1) 溢水量 アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。 第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク	島根原子力発電所2号炉 別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について	泊発電所3号炉 補足資料(3) 溢水評価について 1. 滞留水の排水所要時間の評価 (1) 溢水量 アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。 (評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明) 第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク	相違理由 【島根】記載内容の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、評価対象物及び評価結果の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は屋外タンクの溢水の評価概要について第九条で説明することを明確化した。 【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>No.1 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>No.2 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1. 2号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>再生純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>0<sup>*2</sup></td></tr> <tr><td>5</td><td>No.1 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2,000</td><td>0<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>6</td><td>No.2 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>1,000</td><td>0<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>7</td><td>3号純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>9,10</td><td>原水タンク</td><td>2</td><td>O.P. +70.04</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>11-1</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.1</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>11-2</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.2</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>1号差圧調査槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.0</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>13-1</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>32</td><td>0<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>13-2</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.6</td><td>7.5</td><td>0<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>13-3</td><td>2号硫酸計量槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.8</td><td>0.3</td><td>0<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>14</td><td>2号バック入り差圧調査装置</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.4	1,000	1,000	2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	3	1. 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*2</sup>	5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*3</sup>	6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*3</sup>	7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	12	1号差圧調査槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*3</sup>	13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*3</sup>	13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*3</sup>	14	2号バック入り差圧調査装置	1	O.P. +15.4	1	1		<table border="1"> <thead> <tr> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>A-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.30m</td><td>600</td><td>450<sup>*</sup></td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.83m</td><td>735</td><td>410<sup>*</sup></td></tr> <tr><td>1号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.30m</td><td>70</td><td>70</td></tr> <tr><td>3号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.30m</td><td>110</td><td>0</td></tr> <tr><td colspan="4">合計容量(m<sup>3</sup>)</td><td>約10,530</td></tr> </tbody> </table> <p>※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。</p>	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600	1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.30m	600	450 <sup>*</sup>	3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.83m	735	410 <sup>*</sup>	1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.30m	70	70	3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.30m	110	0	合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530	
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.4	1,000	1,000																																																																																																																																																																
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000																																																																																																																																																																
3	1. 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																
5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																
6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000																																																																																																																																																																
11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4																																																																																																																																																																
11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20																																																																																																																																																																
12	1号差圧調査槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2																																																																																																																																																																
13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																
13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																
14	2号バック入り差圧調査装置	1	O.P. +15.4	1	1																																																																																																																																																																
タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																	
A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
1, 2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.30m	600	450 <sup>*</sup>																																																																																																																																																																	
3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.83m	735	410 <sup>*</sup>																																																																																																																																																																	
1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.30m	70	70																																																																																																																																																																	
3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.30m	110	0																																																																																																																																																																	
合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530																																																																																																																																																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )													
15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	0.P. +16.0	2.2	0 <sup>※1</sup>													
16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	0.P. +16.0	10.5	0 <sup>※1</sup>													
17	3号差圧調合槽	1	0.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC貯槽	1	0.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	0.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	0.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	0.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	0.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	0.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	0.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	0.P. +33.3	8	8													
22-1	No.1高架水槽	1	0.P. +34.7	8	8													
22-2	No.2高架水槽	1	0.P. +34.7	8	8													
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2													
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7													
24-1	高架水槽（飲料用）	1	0.P. +34.8	1.2	1.2													
24-2	高架水槽（雑用）	1	0.P. +34.8	2.0	2.0													
24-3	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +19.68	1.01	1.01													
24-4	水蓄熱槽（PAI-3）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49													
24-5	水蓄熱槽（PAI-4）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49													
24-6	高架水槽（飲料水）	1	0.P. +36.55	1.5	1.5													
24-7	高架水槽（雑用水）	1	0.P. +36.55	2.2	2.2													
24-8	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49													
24-9	水蓄熱槽（PAI-2）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49													
24-10	水蓄熱槽（PAI-3）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49													
25	主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽	2	0.P. +15.613	3.4	6.8													
26	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +14.95	1.49	1.49													
27	受水槽	1	0.P. +15.3	6	6													
28-1	上水受水槽	1	0.P. +62.9	37	37													
28-2	雑用水受水槽	1	0.P. +62.9	55	55													
28-3	受水槽	1	0.P. +62.9	0.5	0.5													

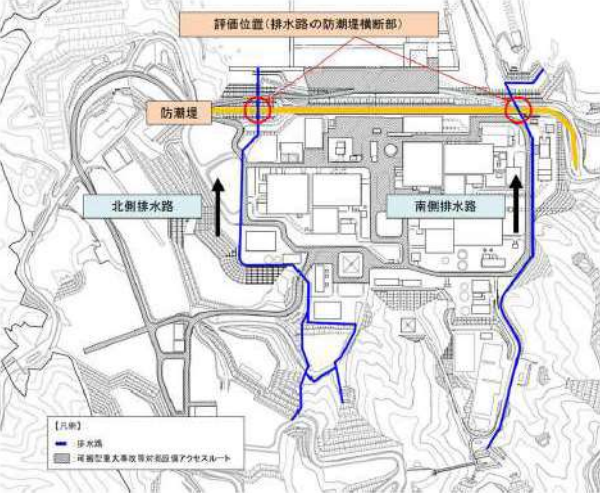
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )
29	燃料小出槽	1	0.P. +58.592	0.95	0.95
30	給水タンク	1	-	2	2
31	配水池	1	0.P. +69.7	300	300
32-1	ろ過タンク（浄水）	1	0.P. +69.7	6	6
32-2	ろ過タンク（浄水）	1	0.P. +69.7	4	4
33	消火水タンク	1	0.P. +14.8	230	230
				合計容量(m <sup>3</sup> )	17,540

※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。  
 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>(2) 排水可能量 敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。 各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく平成30年2月の宮城県への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 排水路の仕様</p> <table border="1" data-bbox="129 422 645 619"> <thead> <tr> <th>排水路</th> <th>仕様</th> <th>排水可能流量<sup>※</sup> [m<sup>3</sup>/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側排水路</td> <td>ボツブツ管 R3500、R2500</td> <td>51.16</td> </tr> <tr> <td>南側排水路</td> <td>ダブダブ管 Φ1000×3</td> <td>16.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※林地開発許可申請書記載値（平成30年2月）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 排水路の配置概要図</p>	排水路	仕様	排水可能流量 <sup>※</sup> [m <sup>3</sup> /s]	北側排水路	ボツブツ管 R3500、R2500	51.16	南側排水路	ダブダブ管 Φ1000×3	16.23		<p>(2) 排水可能量 敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。 各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく令和3年4月の北海道への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 排水路の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1344 414 1948 462"> <thead> <tr> <th>排水路</th> <th>仕様</th> <th>排水可能流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】 (構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】 (構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 排水路の配置概要図</p>	排水路	仕様	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	追而【他条文の審査状況の反映】 (構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため)			<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による排水路の仕様の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違</p>
排水路	仕様	排水可能流量 <sup>※</sup> [m <sup>3</sup> /s]																
北側排水路	ボツブツ管 R3500、R2500	51.16																
南側排水路	ダブダブ管 Φ1000×3	16.23																
排水路	仕様	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)																
追而【他条文の審査状況の反映】 (構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため)																		

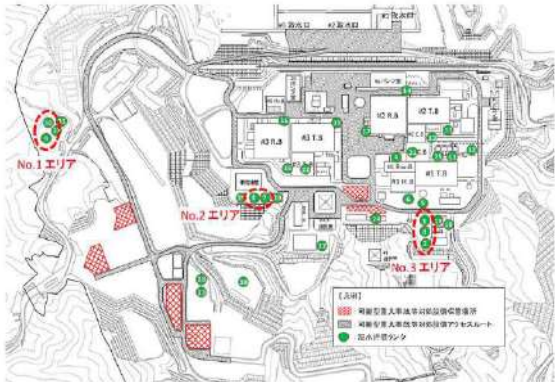
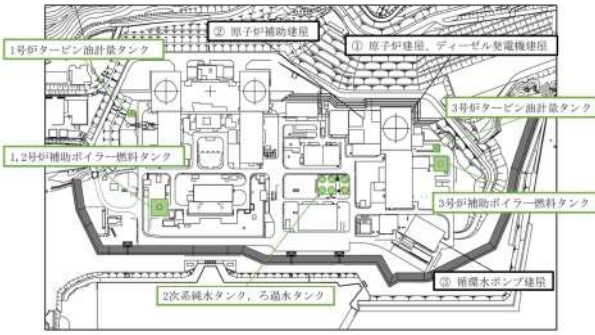
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(3) 排水所要時間</p> <p>排水所要時間は溢水量と排水可能流量から求められる。排水所要時間の計算においては、保守的に排水可能流量が小さい南側排水路のみから排水されると仮定した。排水所要時間の計算結果は、第3表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="125 384 622 480"> <thead> <tr> <th>溢水量 [ m<sup>3</sup> ]</th> <th>排水可能流量 [ m<sup>3</sup>/s ]</th> <th>排水所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,540</td> <td>16.23</td> <td>約19分 (1081秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響</p> <p>屋外タンク破損による溢水の排水所要時間が約19分であるのに対し、重機によるアクセスルートの仮復旧作業開始は事象発生から70分後であることから、溢水滞留による仮復旧作業への影響はない。</p> <p>また、段差発生箇所でも局所的に溢水が滞留する可能性のある箇所としては、地下構造物が並行する3号炉タービン建屋東側があるが、当該箇所に滞留水があった場合でも、ブルドーザで碎石を投入することにより段差を解消し、通行可能となるよう仮復旧することを想定していることから、対象車両の通行には影響がないと考えられる。</p>	溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間	17,540	16.23	約19分 (1081秒)		<p>(3) 排水所要時間</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (構内排水設備の設計については、第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1346 384 1955 443"> <thead> <tr> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>排水可能流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>排水可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (構内排水設備の設計については、第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div>	溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間				<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による排水所要時間の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊は、仮復旧作業がない。</p>
溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間													
17,540	16.23	約19分 (1081秒)													
溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルであるO.P.+14.8mに流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は0.16mであり、アクセスルートの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コードfluent Ver16.0.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>女川原子力発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。評価に影響を及ぼす大型の水源（1,000m<sup>3</sup>以上の大型タンク）は敷地内3箇所に分散配置されている（第2図中の赤丸）ことから、これらの大型タンクから溢した場合の影響について確認するため、第4表に示すとおり水源を配置した。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>1. 溢水伝播挙動評価</p> <p>地震によりタンクに大開口が生じ、短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、溢水防護対象設備への影響を評価するため、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、溢水伝播挙動評価を実施している。</p> <p>（評価概要は、第9条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p>	<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、敷地レベルであるT.P.9.97mに流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は●mであり、アクセスルートの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コードfluent Ver.18.2.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】                  （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>泊発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全てT.P.10mに設置されており、第2図に示している。</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

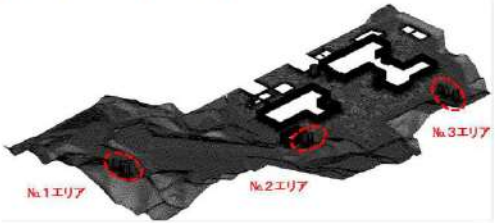
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p style="text-align: center;">第4表 水源の配置</p> <table border="1" data-bbox="120 204 654 432"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>タンク容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる 容量<sup>※1</sup>(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1 エリア</td> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2 エリア</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,280</td> </tr> <tr> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">No.3 エリア</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>No.2 純水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総量</td> <td></td> <td>17,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価に用いる容量は、評価対象タンク周りの屋外タンク容量も加算した値。</p>	No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )	No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160	原水タンク	1	4,000	4,160	No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280	No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230	総量				17,570			<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は第2図に水源の配置を記載。</p>
No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )																																								
No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280																																								
	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280																																								
No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230																																								
	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230																																								
	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230																																								
総量				17,570																																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 評価条件</p> <p>タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。</p> <p>(a) 評価対象タンクは基礎ボルトのない平面タンクであり、地震時にはすべりが発生するためタンクと接続されているすべての配管について全周破断を想定した。</p> <p>(b) 破断位置については、保守的にタンク付け根部とした。</p> <p>(c) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。</p> <p>(d) 排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル</p> <p>解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p>  <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>No.1エリアにて発生した溢水の大部分は、海域に流出することが確認された。No.2エリア及びNo.3エリアにて発生した溢水は原子炉建屋等が設置されている0.P.+14.8mに広がっていくことが確認された。</p> <p>解析の結果、各ポイントにおける最大水位は0.15mであることから、人員への影響は小さいと考えられる。また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はないと考える。</p>	<p>1.1 評価の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水源となるタンクを表現し、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬する。</li> <li>・構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。</li> <li>・輪谷貯水槽(東1/東2)は基準地震動S<sub>s</sub>によって生じるスロッシングによる溢水量(時刻歴)を模擬する。</li> <li>・3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンクから第4保管エリアまでの伝播経路上の2m程度の壁は評価モデルに考慮しない</li> </ul> <p>1.2 評価結果</p> <p>溢水伝播挙動評価による評価の結果として得られた溢水伝播挙動を第1図に示す。また、浸水深の時系列データの抽出地点を第2図に、抽出地点毎の浸水深の時系列データを第3～12図に示す。</p> <p>(1) 2号炉への影響について</p> <p>評価の結果、2号炉原子炉建物南側の可搬型設備接続口付近(第3図地点①)では、タンクからの溢水後、最大で約18cmの浸水深となること、また、同建物西側の可搬型設備接続口付近(第4図地点②)はほとんど浸水深がないことが確認されている。</p>	<p>b. 評価条件</p> <p>タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。</p> <p>(a) 耐震Sクラスである2次系純水タンク及びろ過水タンクは、タンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定し、破断位置はタンク付け根部とした。</p> <p>(b) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。</p> <p>(c) 補助ボイラー燃料タンク及びタービン油計量タンクについては、タンク全周が瞬時に消失する液柱崩壊を想定した。</p> <p>(d) 屋外排水設備からの流出や地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル</p> <p>解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div>	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価条件の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による敷地モデルの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

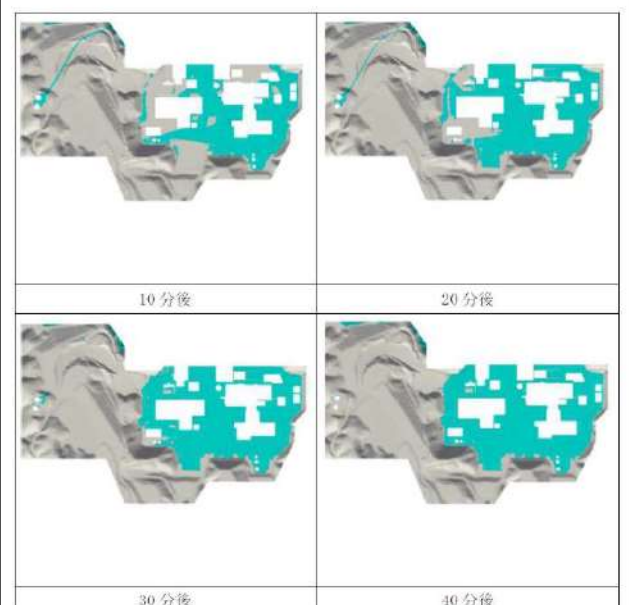
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 保管場所への影響について</p> <p>第1～3保管エリアについては、最大浸水深が約0cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。</p> <p>第4保管エリアについては、可搬設備の機関吸排気口高さの最低値22cmに対し、最大浸水深が約21cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。機関吸排気口高さは、最大浸水深に対し裕度が小さいが、最大浸水深となる溢水は、第4保管エリア近傍にある大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）からの溢水の影響が配的であるため、「1.1評価の条件」に示す条件を踏まえると以下のとおり溢水影響軽減効果を考慮していないことから実現象における溢水水位は、溢水伝播挙動評価の最大浸水深よりも低くなると考えられる。第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動を第13図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない2m程度の壁がある。実現象においてこの壁は、溢水の伝播を阻害する。なお、当該壁が損壊することを想定した場合においても、がれきにより溢水の伝播を阻害する。</li> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない敷地内に設けられた排水路がある。実現象においてタンクからの溢水は、この排水路を通じて北側の排水設備へ向けて流下する。</li> </ul> <p>屋外タンクからの溢水による保管場所に対する影響評価結果を第1表に示す。</p> <p>2. 作業の成立性</p> <p>屋外タンクから溢水が発生した場合には、タンク周辺の空地が平坦かつ広大であり周辺道路等を自然流下し拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第9図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L8.5mエリアへ向けて流下するため、10分後には可搬型設備がアクセス可能な浸水深となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。</p> <p>また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はない。</p> <p>なお、溢水流路に人員がいる場合も想定されるが、安全を最優先し、溢水流路から待避することにより、人身への影響はない。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

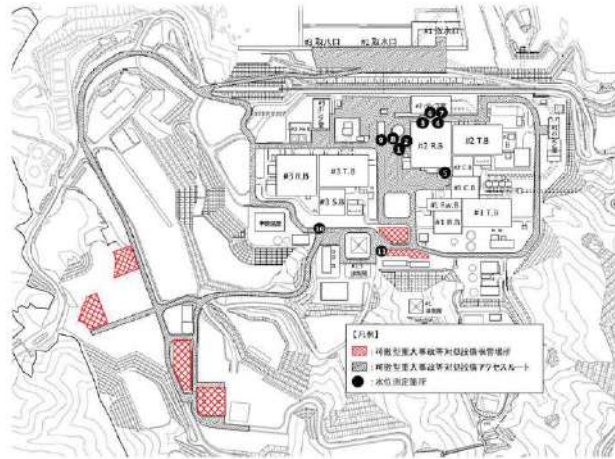
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>10分後                      20分後</p> <p>30分後                      40分後</p> <p><small>〔漏水箇所を赤色で示す。〕</small></p> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	 <p>5.0 [s]                      10.0 [s]</p> <p>20.0 [s]                      60.0 [s]</p> <p>120.0 [s]                      300.0 [s]</p> <p>600.0 [s]                      1200.0 [s]</p> <p>第1図 屋外タンクの溢水伝播挙動</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」                      の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による溢水伝播挙動の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

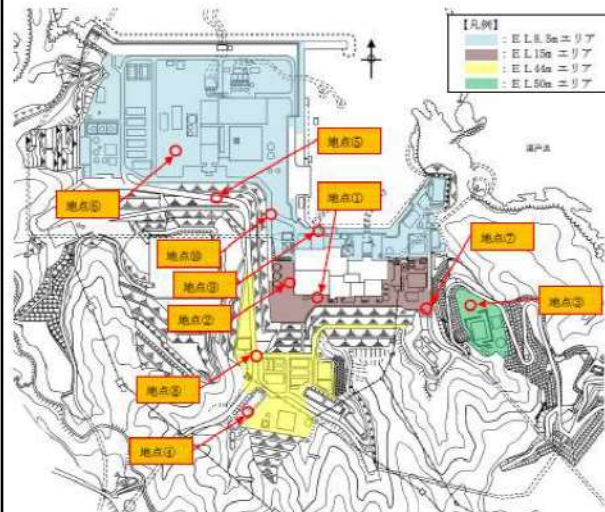


第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

- ① 原子炉建屋（大物搬出入口前）
- ② 原子炉建屋（DG(A)室前）
- ③ 原子炉建屋（DG(HPCS)室前）
- ④ 原子炉建屋（DG(B)室前）
- ⑤ 制御建屋
- ⑥ 海水ポンプ室1
- ⑦ 海水ポンプ室2
- ⑧ CST エリア
- ⑨ LOT エリア
- ⑩ 敷地1
- ⑪ 敷地2

島根原子力発電所2号炉



（抽出地点の標高）

地点	標高
地点①	E L 15m
地点②	E L 15m
地点③	E L 50m
地点④	E L 53.3m
地点⑤	E L 31m
地点⑥	E L 8.5m
地点⑦	E L 15m
地点⑧	E L 44m
地点⑨	E L 8.5m
地点⑩	E L 8.5m

第2図 浸水深の時系列データの抽出地点

泊発電所3号炉

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」  
 の審査状況を踏まえて反映するため）

第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」  
 の審査状況を踏まえて反映するため）

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6図 水位測定箇所における浸水深（1/2）</p>	<p>第3図 浸水深の時系列データ(地点①)</p> <p>第4図 浸水深の時系列データ(地点②)</p>	<p>第6図 水位測定箇所における浸水深</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」              の審査状況を踏まえて反映するため)</p>	<p>【島根】記載表現の相違              ・プラントの相違による水位測定箇所における浸水深の相違。</p>

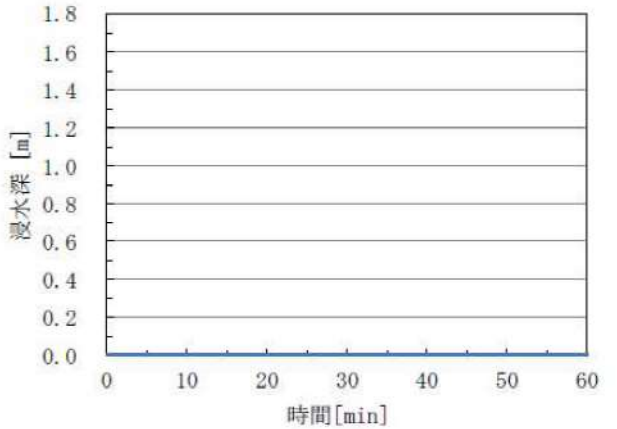
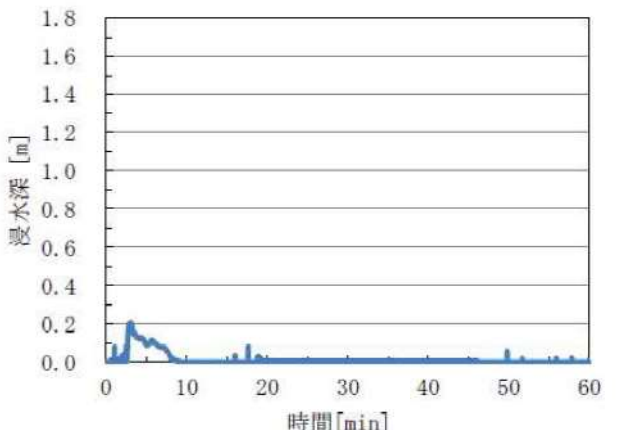
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 172 586 406"> <p>最大浸水深 0.09(m)</p> </div> <div data-bbox="331 427 452 450"> <p>⑨ LOT エリア</p> </div> <div data-bbox="197 459 586 662"> <p>最大浸水深 0.06(m)</p> </div> <div data-bbox="347 683 436 705"> <p>⑩ 敷地 1</p> </div> <div data-bbox="197 715 586 917"> <p>最大浸水深 0.07(m)</p> </div> <div data-bbox="347 960 436 983"> <p>⑪ 敷地 2</p> </div> <div data-bbox="168 1008 593 1034"> <p>第6図 水位測定箇所における浸水深（2／2）</p> </div>	<div data-bbox="712 162 1317 593"> <p>第5図 浸水深の時系列データ(地点③)</p> </div> <div data-bbox="712 705 1317 1136"> <p>第6図 浸水深の時系列データ(地点④)</p> </div>		

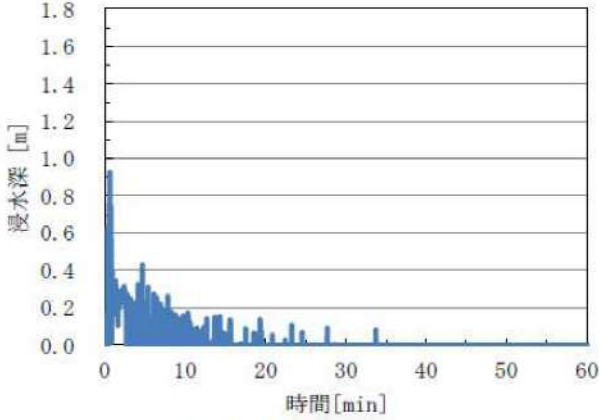
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7図 浸水深の時系列データ(地点⑤)</p>		
	 <p>第8図 浸水深の時系列データ(地点⑥)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

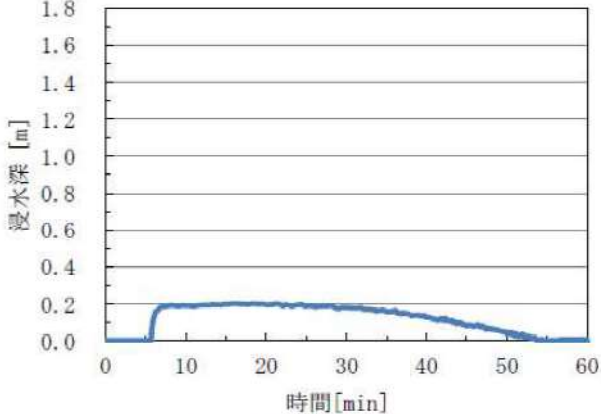
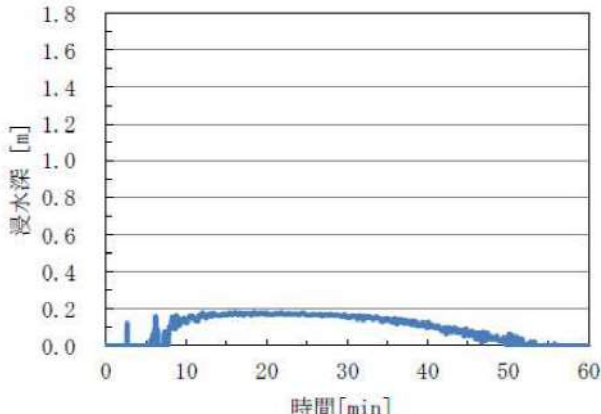
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 577 1191 603">第9図 浸水深の時系列データ(地点⑦)</p>		
	<p data-bbox="846 1136 1191 1161">第10図 浸水深の時系列データ(地点⑧)</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項



女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第11図 浸水深の時系列データ（地点⑨）</p>  <p>第12図 浸水深の時系列データ（地点⑩）</p>		

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	 <p>第13図 第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動</p> <p>第1表 保管場所に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="716 726 1310 1085"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>影響評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	影響評価結果	第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)	第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)	第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)	第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)		
保管場所	影響評価結果												
第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)												
第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)												
第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)												
第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 崩壊土砂とタンク溢水による影響評価</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>溢水源と崩壊斜面の配置から斜面崩壊後に No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合、アクセスルートの復旧時間評価に影響を及ぼす可能性があることから、影響評価を実施する。</p>  <p>第7図 溢水源と斜面崩壊の位置関係図</p> <p>(2) 影響評価</p> <p>No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合の流動解析の結果は第8図のとおり。原水タンクの溢水により崩壊想定斜面の崩壊土砂の一部がルート1に流入することも考えられるが、有効性評価上のアクセスルート復旧時間4時間にに対し、ルート1の仮復旧時間評価は2時間28分で仮復旧することが可能で、時間的な余裕があることから、重機による土砂撤去することにより対応可能である。なお、ルート2には影響がないことを確認している。</p>  <p>第8図 原水タンク溢水による流動解析の結果</p> <p>※ 浸水範囲を白色で示す。</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊はアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍には、溢水源となる可能性のあるタンクが存在しないため、溢水による土砂撤去作業への影響は無い。</li> </ul>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足(2)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(19)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(4)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、屋外のアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(25)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。                      なお、検証は2022年7月24日に実施しており、検証ルートはその時点での構内ルートを使用した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】検証条件の相違                      ・泊は検証時と再稼働時で道路状況(構内ルート)が異なる。</p>

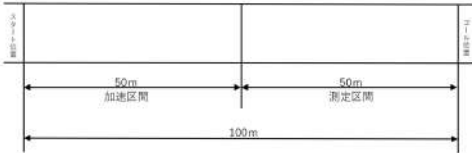



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 緊急時対策所から第4保管エリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク +化学防護服</td> <td>29分41秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +被水防護服 +化学防護手袋</td> <td>30分04秒</td> <td>26才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +化学防護 長靴+ヘッド ライト</td> <td>31分42秒</td> <td>41才</td> </tr> <tr> <td>被験者D</td> <td>32分07秒</td> <td>39才</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所から第4保管エリア（約2,710m）まで、徒歩での移動時間は約30分～32分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると41分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才	被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒	26才	被験者C +化学防護 長靴+ヘッド ライト	31分42秒	41才	被験者D	32分07秒	39才	<p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 総合管理事務所から1号炉西側31mエリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク</td> <td>17分48秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%</td> <td>28才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +タイベック</td> <td>20分55秒</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +ヘルメット +ヘッドライト</td> <td>23分29秒</td> <td>43才</td> </tr> <tr> <td>被験者D +長靴</td> <td>23分33秒</td> <td>36才</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合管理事務所から1号炉西側31mエリア（約1,850m）まで、徒歩での移動時間は約18分～24分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると28分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才	被験者B +タイベック	20分55秒	56才	被験者C +ヘルメット +ヘッドライト	23分29秒	43才	被験者D +長靴	23分33秒	36才	<p>【島根】記載内容の相違・試験条件の相違とそれに伴う試験結果の相違</p>
ケース	所要時間			参考																																					
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才																																						
被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒		26才																																						
被験者C +化学防護 長靴+ヘッド ライト	31分42秒		41才																																						
被験者D	32分07秒		39才																																						
ケース	所要時間	参考																																							
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才																																						
被験者B +タイベック	20分55秒		56才																																						
被験者C +ヘルメット +ヘッドライト	23分29秒		43才																																						
被験者D +長靴	23分33秒		36才																																						

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
該当箇所無し	該当箇所無し	<p style="text-align: right;">補足資料(5)</p> <p style="text-align: center;">ホイールローダの走行速度の検証について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>内容 ホイールローダの走行速度の検証</li> <li>実施日 令和4年11月7日</li> <li>場所 港湾施設荷揚げ場</li> <li>検証概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、測定区間50mの直線コースを1速、2速及び3速でそれぞれ3回走行し、走行速度を測定した。 なお、各ギアの最大速度を測定する目的から、試験コースを100m（加速区間50m、測定区間50m）に設定し、試験を実施した。</li> </ol> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>検証実施状況</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 走行速度検証の概要</p> <p>《ホイールローダの仕様》                  全長：713cm 全幅：337cm                  高さ：337cm 車両総重量：約10.2t                  バケツ容量：1.6m<sup>3</sup></p>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違 ・泊は、ホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p>5. 検証結果</p> <p>(1) 1速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 225 1917 347"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>14.92秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>14.93秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>14.88秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>1速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から12.0km/hであることを確認した。</p> <p>(2) 2速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 464 1917 587"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>9.52秒</td> <td>18.9km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>9.46秒</td> <td>19.0km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>9.47秒</td> <td>19.0km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>2速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から18.9km/hであることを確認した。</p> <p>(3) 3速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 703 1917 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>5.59秒</td> <td>32.2km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>5.48秒</td> <td>32.8km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>5.58秒</td> <td>32.2km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>3速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から32.2km/hであることを確認した。</p> <p>6. ホイールローダの走行速度の設定</p> <p>屋外のアクセスルートは、通行に支障のある段差（15cm以上）が発生しないよう、あらかじめ段差緩和対策を行う設計としているため、3速又は2速での移動が可能である。しかしながら、地震時の被害の不確定性を考慮して移動時間を保守的に算出するため、最も速度の遅い1速での移動を想定する。</p> <p>1速の走行速度は、上記検証結果の12.0km/hに余裕をみて10km/hとする。</p>		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	14.92秒	12.0km/h	2回目	14.93秒	12.0km/h	3回目	14.88秒	12.0km/h		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	9.52秒	18.9km/h	2回目	9.46秒	19.0km/h	3回目	9.47秒	19.0km/h		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	5.59秒	32.2km/h	2回目	5.48秒	32.8km/h	3回目	5.58秒	32.2km/h	
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	14.92秒	12.0km/h																																										
2回目		14.93秒	12.0km/h																																										
3回目		14.88秒	12.0km/h																																										
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	9.52秒	18.9km/h																																										
2回目		9.46秒	19.0km/h																																										
3回目		9.47秒	19.0km/h																																										
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	5.59秒	32.2km/h																																										
2回目		5.48秒	32.8km/h																																										
3回目		5.58秒	32.2km/h																																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(8)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>女川原子力発電所1号、2号及び3号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>使用済燃料プール</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>※</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、使用済燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号及び3号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び3号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p>2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所機能及び重大事故等対策に関する作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号及び3号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい使用済燃料プールの全保有水喪失を想定する。                      ※ 技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足(6)</p> <p>1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>島根原子力発電所1、2号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>燃料プール</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、1号炉の燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>※</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号炉において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては1号炉における消火活動による水の消費を考慮する。                      なお、島根原子力発電所3号炉については、初装荷燃料装荷前のため、燃料からの崩壊熱除去が不要であり、アクセスルート等への影響評価のみを実施する。</p> <p>2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい1号炉の燃料プールの全保有水喪失を想定する。                      ※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、<b>泊発電所1号、2号及び3号炉</b>について、全交流動力電源喪失及び<b>使用済燃料ピット</b>でのスロッシングの発生を想定する。                      なお、3号炉の重大事故等への影響について包絡的に評価するため、仮想的に1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて、全保有水喪失を想定し、必要な要員及び資源について評価した。1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて全保有水が喪失した場合、燃料被覆管が到達する最高温度より、被覆管がクリープラプチャするまでの最短期間を簡易的に評価した結果、貯蔵されている燃料集合体の健全性は約1ヶ月間維持されることを確認した<sup>※</sup>。                      また、不測の事態を想定し、1号及び2号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び2号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p>3号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等の発生時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違                      ・女川及び島根は燃料プールの全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能であり、注水は不要であるものの、必要な要員及び資源を検討する本事象では注水が必要となるスロッシングの発生を想定している。また、線量率を評価する上では放射線遮蔽の厳しい燃料プールの全保有水喪失を想定する。                      ・泊の1号及び2号炉の燃料ピットの全保有水喪失時は約1ヵ月後に燃料被覆管がクリープラプチャするため、燃料ピットへの注水が必須である。また、線量率等がスロッシングより厳しい全保有水喪失を評価対象とした。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 必要となる対応操作、必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、各号炉の必要な水量を第3表、1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動、重大事故等対策に関する作業及びアクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図、第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、各号炉の必要な水量を第3表、1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作、必要な要員及び資源の整理                  「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第3表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                  3号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動及び重大事故等対策に関する作業のアクセスルートの移動の概略を第2図、第3図に示す。</p>	<p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・女川及び島根は淡水を水源としているため、必要な水量を表に整理している。                  ・泊は海水を水源としているため、表に必要な水量は整理していない。</p> <p>【女川及び島根】                  記載内容の相違                  ・女川及び島根は線量率の概略分布を図で示しているのに対し、泊はアクセスルートの移動経路に被ばくの評価点を示しているため、記載内容が異なる。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 1号, 2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については, 1号及び3号炉の使用済燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図, 第3図に, 線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については, 事務建屋又は事務本館からのアクセスルートにおける周辺斜面の崩壊, 敷地下斜面のすべりを考慮した徒歩の総移動時間は約20分であり, 各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率(1号炉からの線量率: 0.33mSv/h, 3号炉からの線量率: 4.5mSv/h)の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また, 緊急時対策所から第1～第4保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として, 緊急時対策所から第3保管エリア(保守性を考慮し最も1号及び3号炉寄りの場所)への移動を考える。周辺斜面の崩壊, 敷地下斜面のすべりを考慮した場合, 徒歩での総移動時間は約20分であり, 各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率(1号炉からの線量率: 1.2mSv/h, 3号炉からの線量率: 3.2mSv/h)の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.5mSvとなる。</p> <p>なお, 線量率の高いエリアは限られることから, これらを極力避けることにより, 被ばく線量を抑えることができる。また, 徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量は小さくなる。</p>	<p>2. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については, 1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図に, 線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については, 管理事務所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける徒歩の総移動時間は約10分であり, 各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また, 緊急時対策所から各保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として, 緊急時対策所から第4保管エリア(保守性を考慮し最も移動時間がかかるエリア)への移動を考える。徒歩での総移動時間は約40分であり, 各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約0.45mSvとなる。</p> <p>なお, 線量率の高いエリアは限られることから, これらを極力避けることにより, 被ばく線量を抑えることができる。また, 徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p>	<p>2. 1号, 2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については, 1号及び2号炉の使用済燃料ビットで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図, 第3図に評価点を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については, 総合管理事務所からのアクセスルートにおける徒歩の移動時間は, 第2図に示す複数の緊急時対策所への参集ルートのうちAルートの場合約10分であり, 緊急時対策所への参集ルート上で, 1号及び2号炉の使用済燃料ビット内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点(2号炉使用済燃料ビット最近接点)における線量率(1号炉からの線量率: 約0.32mSv/h, 2号炉からの線量率: 約6.0mSv/h)より移動にかかる被ばく線量は約1.1mSvとなる。</p> <p>なお, 線量率の高いエリアは限られることから, これらを極力避けることにより, 被ばく線量を抑えることができる。また, 徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p> <p>また, 緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業については, 第2図の給油作業地点における線量率(1号炉からの線量率: 約0.27mSv/h, 2号炉からの線量率: 約0.038mSv/h)より給油作業にかかる被ばく線量は7日間の作業を考慮しても約0.12mSvとなる。</p> <p>緊急時対策所の居住性については, 第2図の緊急時対策所中心点における線量率(1号炉からの線量率: 約<math>3.4 \times 10^{-4}</math>mSv/h, 2号炉からの線量率: 約<math>4.7 \times 10^{-5}</math>mSv/h)より被ばく線量は7日間の滞在を考慮しても約0.064mSvとなる。</p>	<p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は線量率の概略を図で示している。泊は評価点を図で示している。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内常駐場所から緊急時対策所への参集時の被ばく線量を算出しており, 移動時間, 線量及び被ばく線量評価の相違。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は, 被ばく線量の一例として, 緊急時対策所から保管場所への被ばく線量評価を記載している。泊は, 緊急時対策所近傍での屋外作業の被ばく線量評価を記載している。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び3号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）が想定されるが、当該操作場所及びアクセスルートに対する線量率は、第3図に示すとおり3号炉近傍が最も高い箇所（約4.9mSv/h（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）となる。</p> <p>当該操作の想定時間は9時間であるが、線量率の高いエリアは限られ、この想定時間には当該操作場所への移動時間も含まれている。また、起動後には監視が必要となるが、当該監視における被ばく線量率は約2.3mSv/hであることから、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）を想定しているが、1号炉の燃料プールに近い2号炉での当該操作場所での線量率は、第2図に示す線量率を内挿すると約5mSv/hとなる。</p> <p>当該操作の想定操作時間は約7時間20分であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間も含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 3号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>3号炉の重大事故等への対応作業のうち、作業員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の燃料取替用水ビットへの補給（海水）、使用済燃料ビットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）への影響について確認した。</p> <p>各評価点は第3図、当該作業の作業時間は、第4表のとおりであり、燃料取替用水ビットへの補給（海水）、使用済燃料ビットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の作業それぞれについて、作業員の被ばく線量は、それぞれ約32mSv、約68mSv、約16mSvであるが、1号及び2号炉の使用済燃料ビットにおいて高線量場が発生した場合であっても、被ばく線量の増加分はそれぞれ約3mSv、約2mSv、約2mSvであるため作業性に影響はない。</p> <p>また、当該作業は、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追画】3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】              T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく線量を考慮した操作にて評価していることに相違はない。</li> <li>・泊は作業時間を示した表を整理している。</li> </ul> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追画</p> </div>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>女川原子力発電所の保管場所は、第1～第4保管エリアの2箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、タンクローリーやホース延長回収車等は、保管エリア等を往復とすることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1～第4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①建物の損壊等の影響により仮復旧する範囲                  ②段差の発生の影響により仮復旧する範囲</p> <p>となる箇所を第5図に示す。</p> <p>第1～第4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う道路部分が片側通行となるが、大型可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリーやホース延長回収車等についても、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び3号炉への対処として、使用済燃料プールへの代替注水車による注水（第1図）及びタンクローリーによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリーを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>3. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第3図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>島根原子力発電所の保管場所は、第1、2、3及び4保管エリアの4箇所に可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリーを除き、保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である。（第3図）</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1、2、3及び4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員7m未満）となる箇所を第4図に示す。</p> <p>第1、4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルート及び第2、3保管エリアから作業場所へ向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、1号炉への対処として、燃料プールへの大量送水車による注水（第1図）及びタンクローリーによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリーを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p> <p>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所（第4図）を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p>	<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>泊発電所の保管場所は、51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)の5箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）は、保管エリア等を往復とすることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)から3号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員6m未満）となる箇所を第5図に示す。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアから3号炉に向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）についても、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイ（第1図）及び可搬型タンクローリーによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動は可搬型タンクローリーを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、1. (1)で示すとおり、使用済燃料ピットの冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管がクリーブラブチャするまで約1ヶ月であり、十分な時間的余裕があることから、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】 記載内容の相違 ・泊は往復する可搬型設備があるため記載。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による片側通行となる範囲又は車両が交互通行となるアクセスルートの幅員の相違</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違 ・1.0.2-補足7-1の設計方針の相違と同じ相違理由</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に発災しても、                      2号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に被災しても、                      3号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は評価結果を記載。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第1表 想定する各号炉の状態

項目	3号炉	1号及び3号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失※2</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生※3</li> <li>内部火災※4</li> </ul>
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失※2</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧溶解物放出/格納容器雰囲気直接加熱」</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替補償冷却系を使用する場合）」</li> </ul>	

※1 サイフォン現象による溢水量は、スロロッシング外による溢れ量に包絡されるため、使用済燃料プールからの溢れ量はスロロッシングによる溢れ量を想定する。  
 ※2 燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧心スプレイスチーム系ディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※3 使用済燃料プールへの注水が必要となるから、1号及び3号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び3号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールにおけるスロロッシング発生と同時に発生する内部火災として1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は、1号及び3号炉分の消費を想定する。

第1表 想定する各号炉の状態

項目	2号炉	1号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「3.1.3 蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除蒸系を使用しない場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊解除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> <li>外部電源喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失※2</li> <li>燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>内部火災※3</li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊解除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 L O C A時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失（共用T B）」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	

※1：サイフォン現象による溢れ量は、サイフォンブレイク配管により停止される。  
 ※2：燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧心スプレイスチーム系ディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※3：2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号炉での内部火災を想定する。

第1表 想定する各号炉の状態

項目	3号炉	1号及び2号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>内部火災※2</li> </ul>
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補償冷却機能の喪失及びRCPシールドLOCAが発生する事故）」</li> <li>外部電源喪失※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロロッシング発生</li> <li>内部火災※2</li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失※1</li> <li>「想定事故1」</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補償冷却機能の喪失及びRCPシールドLOCAが発生する事故）」</li> </ul>	

※1：燃料については、消費量の観点からディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※2：3号炉は火災防護措置が強化されることから、1号及び2号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び2号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プール全共有水喪失と同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は1号及び2号炉分の消費を想定する。

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる想定するプラント状態の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第2表 同時被災時の1号及び3号炉の対応操作、2号炉の使用済燃料プールの対応操作、必要要員及び資源

女川原子力発電所2号炉

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
非常用ディーゼル発電機等の現場確認、直営電源の負荷調整	非常用ディーゼル発電機及び高圧ポンプの稼働確認及び直営電源の長時間稼働のための負荷制限を実施する	1号、2号炉及び3号炉：運転員 1号及び3号炉：運転員及び初期消火要員 2号炉：運転員及び初期消火要員	必要資源 —
内部火災に対する消火活動	車庫内での火災を想定し、当該火災に對する現場確認、消火活動を実施する	1号及び3号炉：運転員及び初期消火要員 2号炉：運転員及び初期消火要員	必要資源 —
注水系統（原水補給水系、燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	注水系統による燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —
燃料補給作業	燃料補給作業	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —

島根原子力発電所2号炉

第2表 同時被災時の1、2号炉の燃料プールの対応操作、必要要員及び資源

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
内部火災に対する消火活動	建物内の火災を想定し、当該火災に對する現場確認、消火活動を実施する。	自衛消防隊	必要資源 —
注水系統（原水補給水系、燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	注水系統による燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —
燃料補給作業	燃料補給作業	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —

泊発電所3号炉

第2表 同時被災時の1号及び2号炉の対応操作、3号炉の使用済燃料プールの対応操作、必要要員及び資源

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
ディーゼル発電機等の現場確認	ディーゼル発電機の稼働確認	1号、2号炉：運転員 3号炉：運転員及び初期消火要員	必要資源 —
内部火災に対する消火活動	建物内の火災を想定し、当該火災に對する現場確認、消火活動を実施する	1号及び2号炉：運転員及び初期消火要員 3号炉：運転員及び初期消火要員	必要資源 —
注水系統（原水補給水系、燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	注水系統による燃料プールへの注水（原水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大流量送水車による燃料プールへの注水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定）	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —
燃料補給作業	燃料補給作業	運転員、緊急時対応要員、運転員及び初期消火要員 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	必要資源 —

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる相違するプラント状態の相違







1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第4表 1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( ) 内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	3号炉	共通	備考
注水設備	燃料プール補給水系	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	復水補給水系	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	ろ過水系	2 (1) ※1	—	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	代替注水車	1 (1)	1	
給電設備	1 (1)	2 (2)	1	

※1 ろ過水ポンプは2号炉と共用で3台設置されているが、1号炉用電源から給電される台数が2台、2号炉用電源から給電される台数が1台である。

※2 1号炉ろ過水系により、3号炉使用済燃料プールへ注水が可能である。

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4表 1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( ) 内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	共通	2号炉	共通	備考
注水設備	復水輸送系	3 (1)	—	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施することで使用可能
	補給水系	3 (1)	—	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施することで使用可能
	消火系	2 (1)	—	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施することで使用可能
	大量送水車	1 (1)	—	—	十分な時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を実施していくことが可能
給電設備	1 (1)	—	—	—	必要な台数に対して十分余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次給電を実施していくことが可能

第3表 1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( ) 内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	2号炉	共通	備考
注水設備	燃料取替用水ポンプ (水源：燃料取替用水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による給電を実施することで使用可能
	1次系補給水ポンプ (水源：1次系純水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による給電を実施することで使用可能
	補給水ポンプ (水源：2次系純水タンク)	—	—	全交流動力電源喪失時は2号炉の移動発電機車による給電を実施することで使用可能
	可搬型大型送水ポンプ車 (水源：貯)	1 (1)	1 (1)	—
給電設備	2 (1)	2 (1)	—	—

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる注水及び給電に用いる設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">第4表 作業員の対応手順と所要時間（屋外作業）</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は3号炉の作業時間を示すため、表に整理している。</li> </ul>

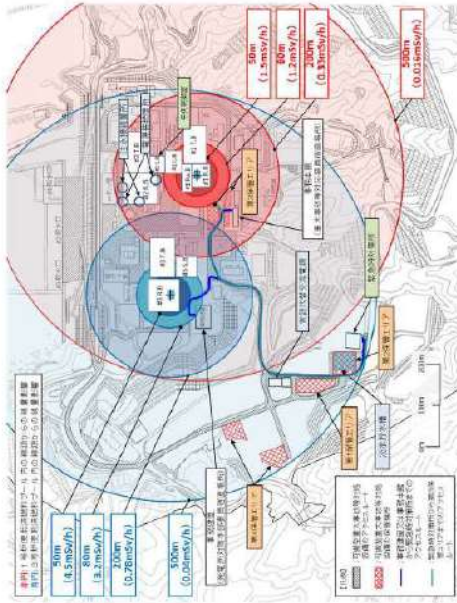




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

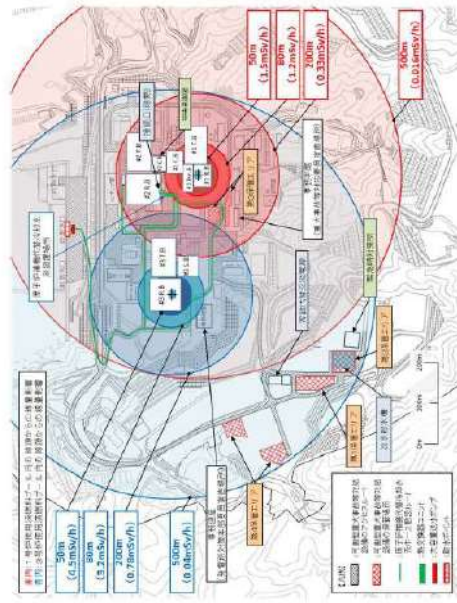
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



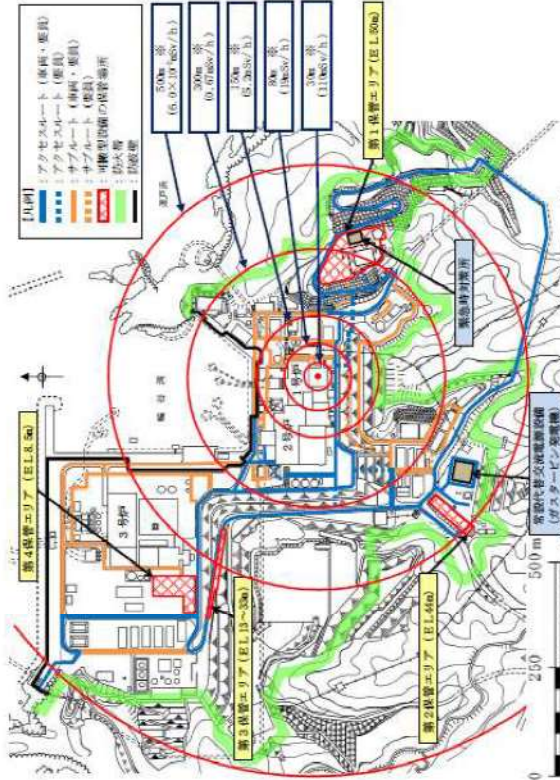
第2図 線量率の概略分布と要員のアクセスルート

女川原子力発電所2号炉



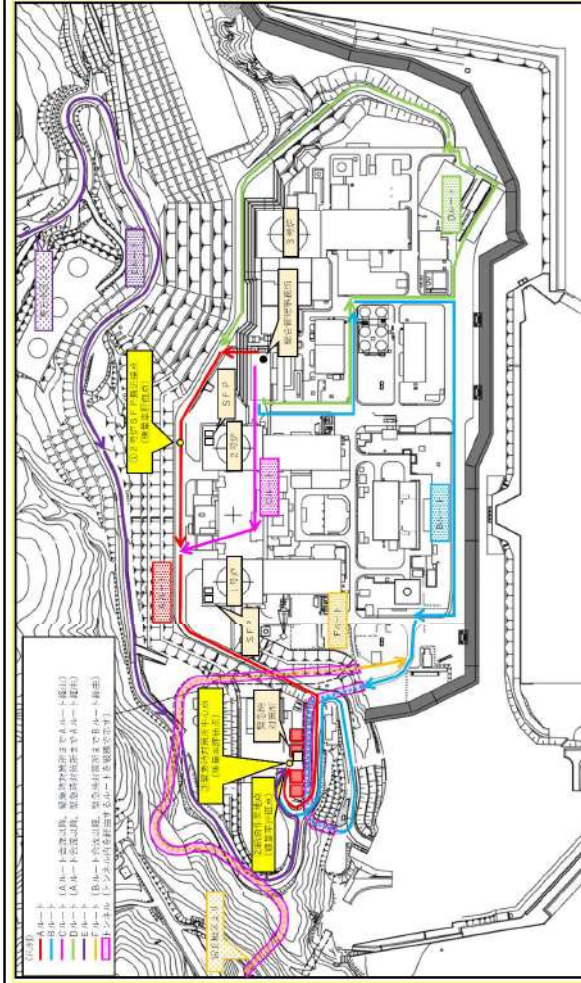
第3図 線量率の概略分布と原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート

島根原子力発電所2号炉



第2図 線量率の概略分布（1号炉での高線量場発生）

泊発電所3号炉



第2図 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。  
 ・上記理由として、泊発電所敷地内は標高差があるため、エリアを円で区分した場合、同一円内でも標高の高い地点と低い地点での評価値の差が大きくなり、標高の低い地点に対し過度に保守的な評価値を示すこととなってしまふことから、ルート上の評価点で線量を算出している。



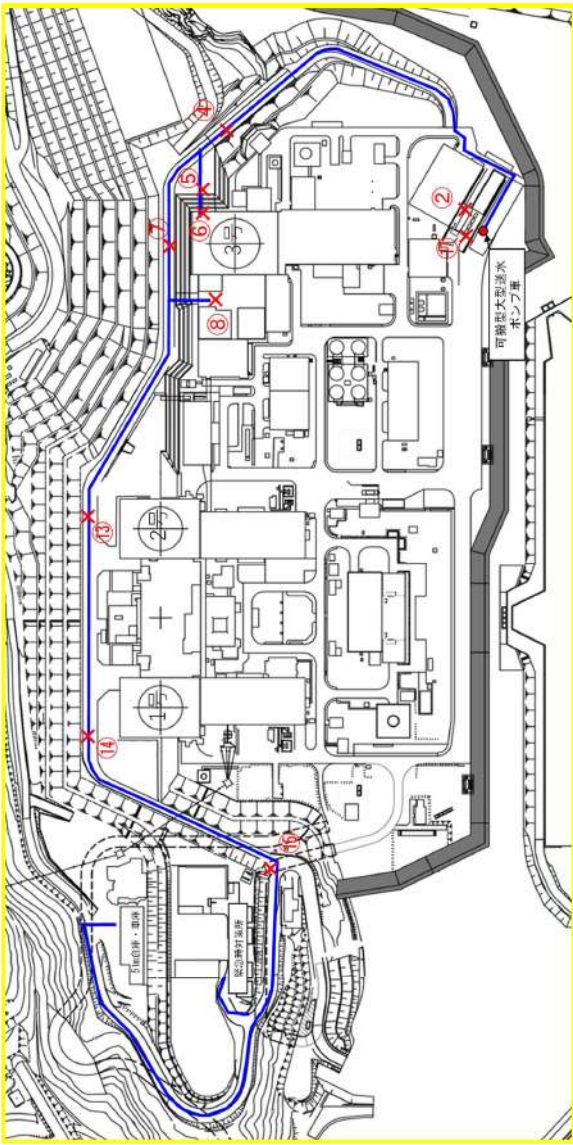
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】                  記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。</li> <li>・上記理由として、泊発電所敷地内は標高差があるため、エリアを円で区分した場合、同一円内でも標高の高い地点と低い地点での評価値の差が大きくなり、標高の低い地点に対し過度に保守的な評価値を示すこととなってしまふことから、ルート上の評価点で線量を算出している。</li> </ul>

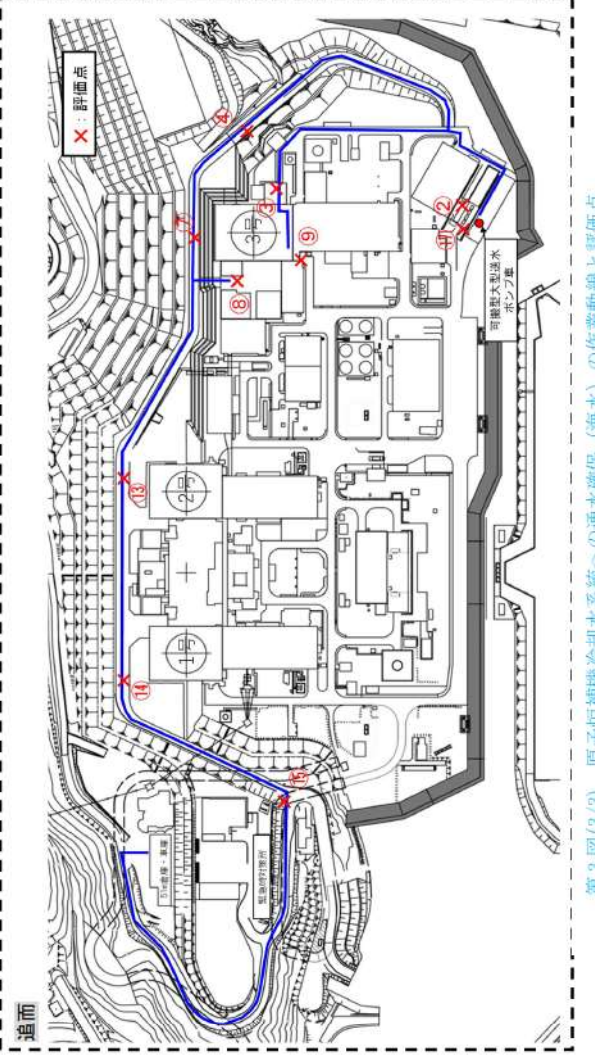
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

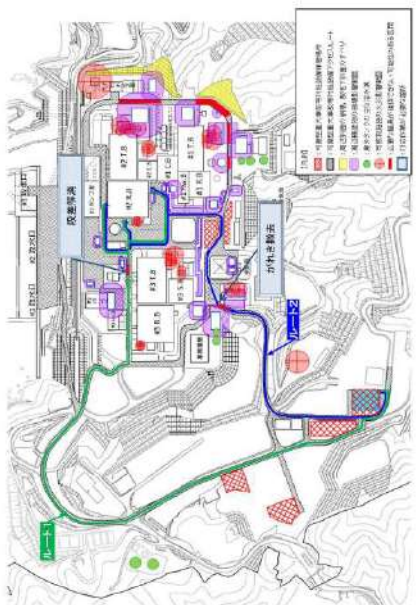
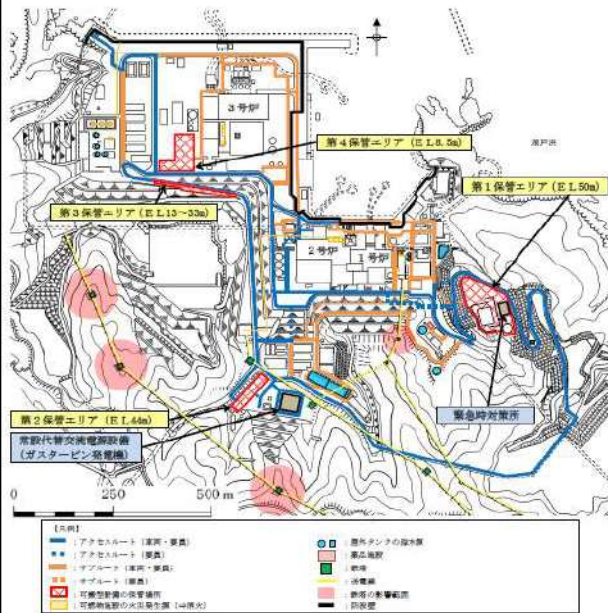
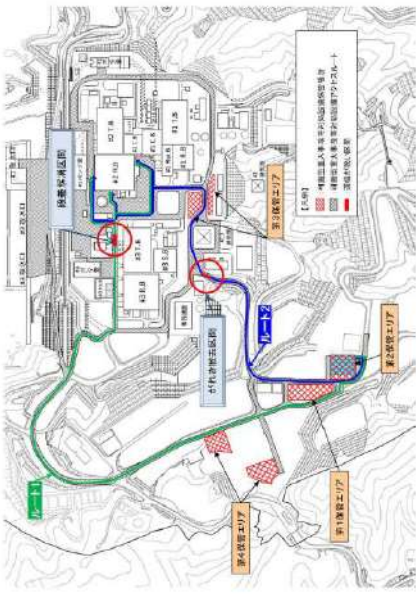
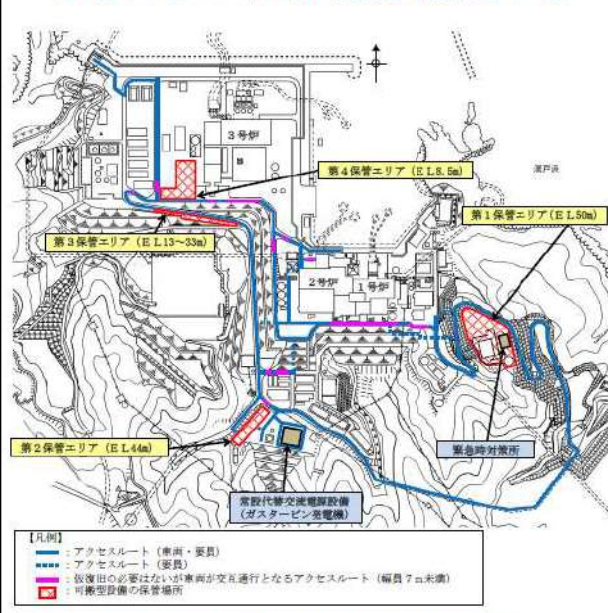
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図(3/3) 原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の作業動線と評価点</p> <p>追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】              T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第4図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	 <p>第3図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>第4図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p>【女川及び島根】                  記載内容の相違                  ・各プラントによる地震時の被害想定                  の相違</p>
 <p>第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所</p>	 <p>第4図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所</p>	<div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所</p>	<p>【女川及び島根】                  記載内容の相違                  ・各プラントによるアクセスルートにおける道幅が狭い箇所の相違</p>



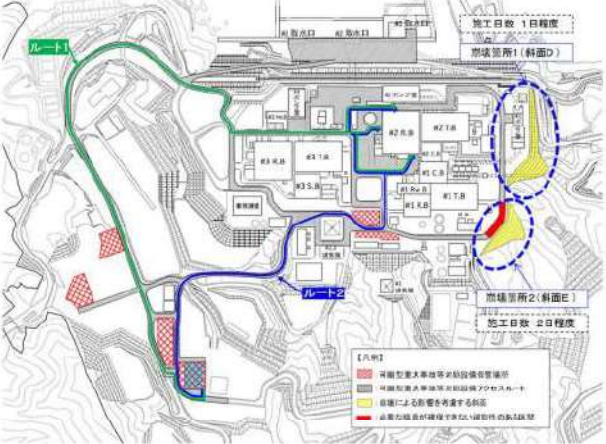
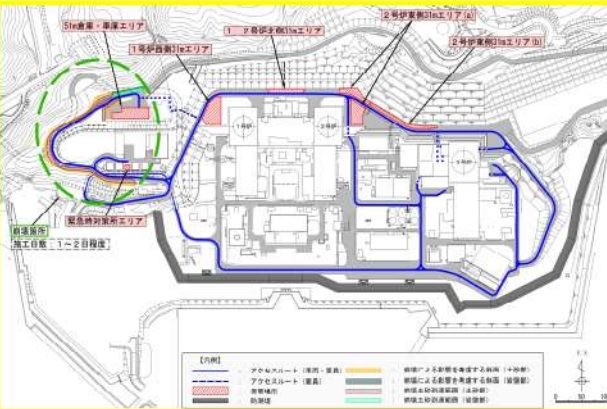
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(10)</p> <p style="text-align: center;">仮復旧後の対応について</p> <p>1. 仮復旧後の対応について                  仮復旧後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、仮復旧後速やかに、法面整形（緩勾配化、土羽うち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬、法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;仮復旧&gt;                  熱交換器ユニットが通行可能となる通行幅3.7mを確保                  →道路脇に押土ブルドーザによる作業</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                  余震や降雨による二次的被害の防止                  →法面の整形（緩勾配化、土羽打ち）                  →通行幅の拡幅（6.0m程度）                  バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                  従前道路幅の確保、法面の安定化                  →土砂の本格掘削及び運搬                  →法面の整形、補強                  バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p style="text-align: right;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(9)</p> <p style="text-align: center;">土砂撤去後の対応について</p> <p>1. 土砂撤去後の対応について                  土砂撤去後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、土砂撤去後速やかに、法面整形（緩勾配化、土羽打ち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬、法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;土砂撤去（※）&gt;                  必要な道路幅3.5mを確保                  →道路脇に押土ホイールローダによる作業                  ※：屋外のアクセスルートでは想定されない作業であるが、万一、必要な道路幅が確保されない場合は、当該作業を実施する。</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                  余震や降雨による二次的被害の防止                  →法面の整形（緩勾配化、土羽打ち）                  →通行幅の拡幅（6.0m程度）                  バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                  従前道路幅の確保、法面の安定化                  →土砂の本格掘削及び運搬                  →法面の整形、補強                  バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は仮復旧作業が想定されが、ことによる相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・必要な道路幅の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・泊は仮復旧作業が想定されが、ことによる相違。</p>

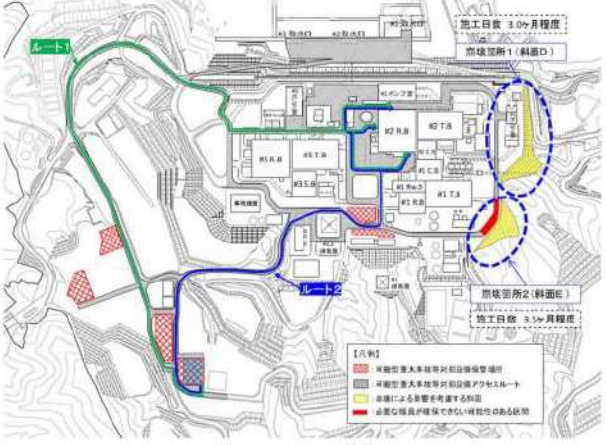
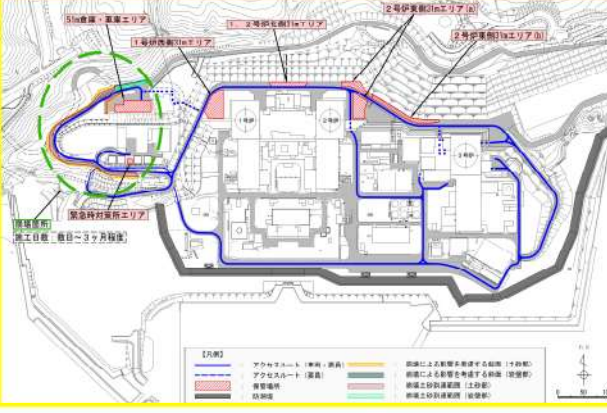
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.7mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。1箇所当たりの復旧に要する期間は1日～2日程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能な箇所や主要なルートを優先的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p>		<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.5mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。復旧に要する期間は1日～2日程度である。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な道路幅の相違</li> <li>泊は復旧箇所が1箇所のため、優先的に復旧するルートはない</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧箇所の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）するなど、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。1箇所当たりの復旧に要する時間は数日～3.5ヶ月程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能なルートを優先的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）する等、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。復旧に要する時間は数日～3ヶ月程度である。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違                  【女川】記載内容の相違                  ・復旧日数の相違                  ・泊は復旧箇所が1箇所のための、優先的に復旧するルートはない</p> <p>【女川】記載内容の相違                  ・復旧箇所の相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(14)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>女川原子力発電所の可搬型設備保管場所は第1図のとおりであり、保管場所における可搬型設備（車両型）の配置については第2図、第3図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">補足 (16)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>I. 可搬型設備の配置の考え方</p> <p>各保管エリア内の可搬型設備の配置は、以下事項を満足した必要な離隔距離を確保する設計とすることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の地震による転倒防止及び加振試験による変位量を考慮した離隔距離の確保<sup>※1</sup></li> <li>・竜巻による飛散防止を考慮した固縛<sup>※2</sup></li> <li>・車両火災による他の車両への影響を想定した離隔距離(3.0m以上)の確保<sup>※3</sup></li> <li>・保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地の確保<sup>※4</sup></li> </ul> <p>また、可搬型設備は、作業性及び車両の動線を考慮し、手順毎に設備をまとめて配置する設計とすることから、搬出に支障となることはない。また、車両移動を考慮した通行幅は、アクセスルートに必要な通行幅(3.0m以上<sup>※5</sup>)を確保し、他の可搬型設備と干渉しない設計とすることから、搬出に支障はない。</p> <p>保管エリア毎の可搬型設備の配置を第1～5図に示す。</p> <p>※1： 車両同士の離隔距離は、隣り合う設備の変位量（加振試験にて確認した変位量であり、第1、3、4保管エリアの最大値は約1.5m、第2保管エリアの最大値は約1.8m）の合算値以上とする。</p> <p>なお、車両と構造物（遮蔽壁、コンテナ等）間は、構造物は移動しない（コンテナはボルト固定、免震重要棟は最大変位量を考慮）ことから、車両の変位量以上の離隔距離を確保する。</p> <p>※2： 飛来物発生防止対策エリア内のみを対象とする。</p> <p>※3： 「設置許可基準規則」第六条（外部火災）における評価。保管場所において、車両（可搬型設備）の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価。具体的には、燃料積載量の大きい大型送水ポンプ車（エンジン用燃料タンク）の火災により熱容量の最も小さいタンクローリ（走行用燃料タンク）が受熱する際に、軽油の温度が許容限界温度となる危険距離を求める。</p> <p>その結果、危険距離は2.2mとなり、可搬型設備間の離隔距離を3.0m以上取ることにより、影響を及ぼすことはないと評価できる。</p> <p>※4： 可搬型設備には危険物である燃料油や可燃物を含むものがあることから、その保管場所については、「危険物の規則に関する政令」で要求される空地のない対象設備は、同令「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第一項第二号で要求さ</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(12)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>泊発電所の可搬型設備保管場所は第1図のとおりであり、保管場所における可搬型設備（車両型）の配置については第2図に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違                  ・泊は女川の資料構成をベースとして作成。</p>


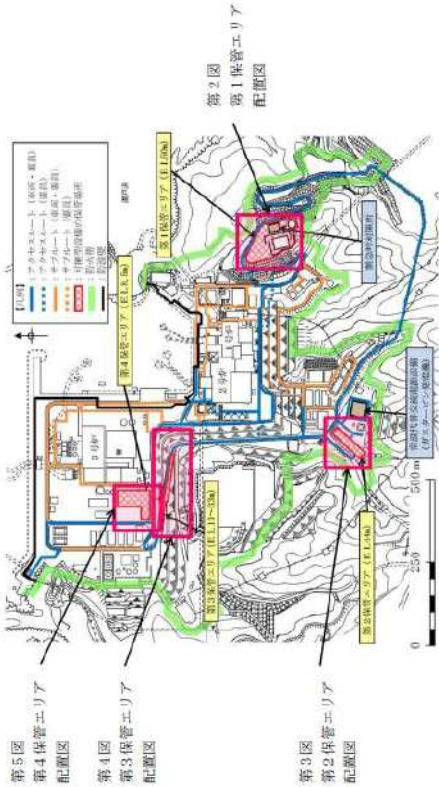



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>れる空地の幅を参考にして、保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地を確保する。</p> <p>※5：可搬型設備のうち最大車両幅を有する大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用するホースのうち最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し、設定する。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p> <p>2. 第1保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、作業性を考慮して手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。</li> <li>緊急時対策関連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット）は、配置場所にて使用するため移動することはない。</li> <li>第1保管エリア内の通路のうち最も狭い免震重要棟遮蔽壁と緊急時対策所間等においても通路幅は約4mあり、可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）を考慮しても、通行に支障はない。</li> <li>第1保管エリア内の最小離隔距離は、免震重要棟遮蔽壁と化学消防自動車等間の1.5mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。</li> <li>一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端で浅となる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</li> </ul> <p>3. 第2保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）の上部に、淡水送水手順に使用する大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレートナを、必要な離隔距離を確保した上で、縦列配置する設計とする。</li> <li>中型ホース展張車（150A）は、出入口近傍に配置し、搬出する際に、大量送水車と干渉しない設計とする。</li> <li>第2保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレートナ間の5.6mであり、互いに干渉しない設計とする。</li> </ul> <p>4. 第3保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型設備毎に、コンクリート基礎を設置し、それぞれ出入口を確保したうえで、他可搬型設備と干渉しない設計とする。なお、コンクリート基礎は、地震時における各可搬型設備の変位量を考慮した十分な広さを確保し、コンクリート基礎から落下しない設計とする。また、可搬型設備同士は必要な離隔距離を確保する。</li> <li>第3保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレートナ間の2.5m</li> </ul>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 可搬型設備保管場所</p> 	<p>であり、互いに干渉しない設計とする。</p> <p>5. 第4保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。</li> <li>重大事故等時に、優先的に使用する可搬型設備は、出入口付近に配置する設計とする。</li> <li>埋戻土上には、可搬型重大事故等対処設備（α及び予備を除く。）は配置しない。</li> <li>第4保管エリア内の最小離隔距離は、大型送水ポンプ車と大型ホース展開車（300A）間等の3.0mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。</li> <li>可搬型設備（α及び予備を除く。）は、切土地盤（岩盤）上に保管し、通行範囲の埋戻土はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。</li> </ul> <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p> 	<p>第1図 可搬型設備保管場所</p> 	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】              記載表現の相違              ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>



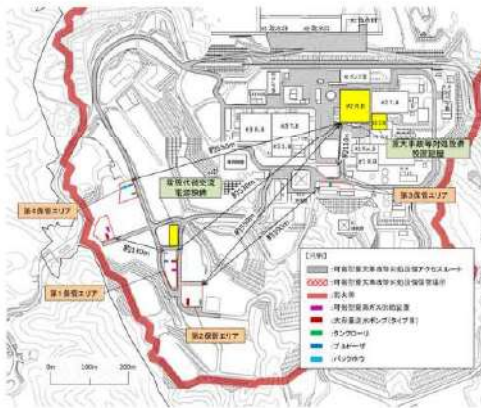
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第2図 「2n+a」の可搬型設備配置



第3図 「n」の可搬型設備配置

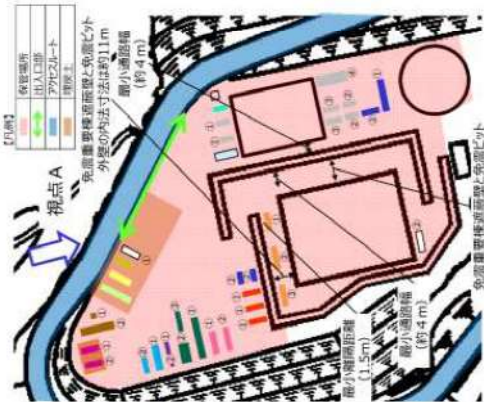
島根原子力発電所2号炉



視点A  
 出入口部長さ  
 約46m

【計画】	① 可搬型大型送水ポンプ車 ※1	② ホース延長・回収車 ※1	③ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ※4	④ 可搬型ホース(300A) ※4	⑤ 可搬型設備 ※4	⑥ 放水機 ※4	⑦ 可搬型代替電源車 ※1	⑧ 可搬型直流電源用発電機 ※1	⑨ 可搬型直流電源用発電機 ※4	⑩ 可搬型タンクローリー ※1	⑪ 小型船舶 ※1	⑫ ホールローダ ※1	⑬ バックホウ ※1	⑭ ホールローダ(白土対策機) ※2	⑮ 2号炉北側3台エリア	⑯ 1号炉南側3台エリア	⑰ 2号炉北側3台エリア	⑱ 1号炉南側3台エリア
① 可搬型大型送水ポンプ車	1	1	4	4	4	4	1	1	4	1	1	1	1	2				
② ホース延長・回収車		1																
③ 可搬型大容量海水送水ポンプ車			4															
④ 可搬型ホース(300A)				4														
⑤ 可搬型設備					4													
⑥ 放水機						4												
⑦ 可搬型代替電源車							1											
⑧ 可搬型直流電源用発電機								1										
⑨ 可搬型直流電源用発電機									4									
⑩ 可搬型タンクローリー										1								
⑪ 小型船舶											1							
⑫ ホールローダ												1						
⑬ バックホウ													1					
⑭ ホールローダ(白土対策機)														2				
⑮ 2号炉北側3台エリア																		
⑯ 1号炉南側3台エリア																		
⑰ 2号炉北側3台エリア																		
⑱ 1号炉南側3台エリア																		

※1：重大事故等対策設備 ※2：自主対策設備 ※3：予備品  
 ※4：資機材 ※5：a又は予備

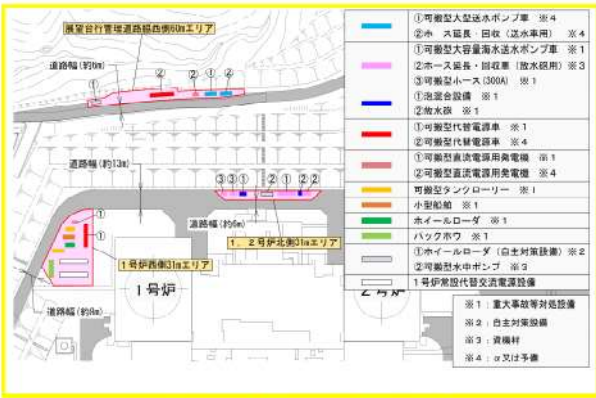


第2図 第1保管エリア配置図

泊発電所3号炉




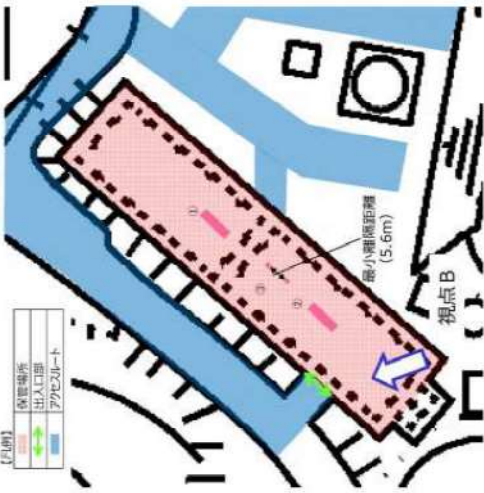

第2図 保管場所の可搬型設備配置(1/3)



第2図 保管場所の可搬型設備配置(2/3)

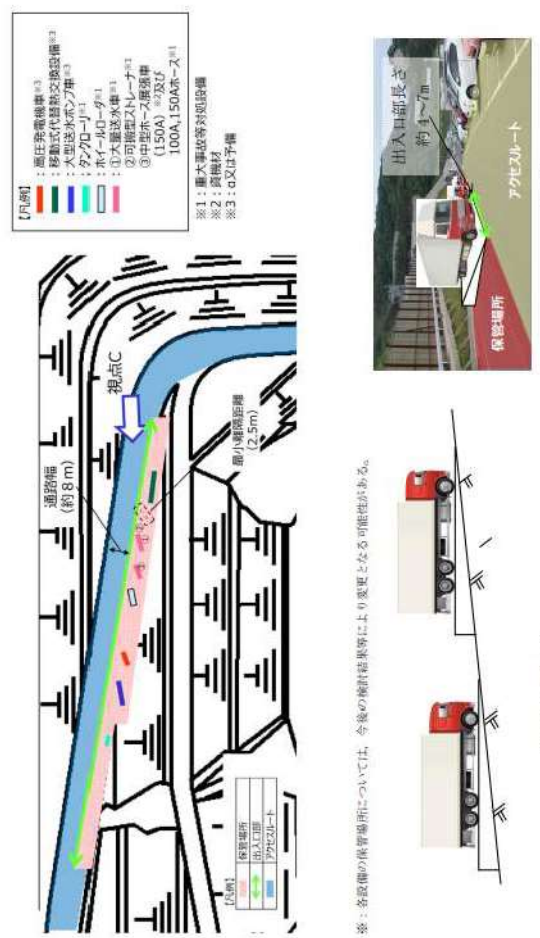
相違理由  
 【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・プラントの相違に伴う可搬型設備配置の相違。



女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>島根原子力発電所2号炉</p>  <p>【凡例】：①大型送水車 ②中型ホ-2駆動車 (150A) 及び 100A, 150A-2 ③可搬型エレナ ※1：重大事故等対策設備 ※2：資機材</p>  <p>※ 各設備の配置場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。          第3図 第2保管エリア 配置図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第2図 保管場所の可搬型設備配置 (3/3)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】          記載内容の相違          ・プラントの相違に伴う          可搬型設備配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転発電機室</li> <li>② 燃料取扱室</li> <li>③ 緊急時待避場所</li> <li>④ 緊急時待避場所</li> <li>⑤ 緊急時待避場所</li> <li>⑥ 緊急時待避場所</li> <li>⑦ 緊急時待避場所</li> <li>⑧ 緊急時待避場所</li> <li>⑨ 緊急時待避場所</li> <li>⑩ 緊急時待避場所</li> <li>⑪ 緊急時待避場所</li> <li>⑫ 緊急時待避場所</li> <li>⑬ 緊急時待避場所</li> <li>⑭ 緊急時待避場所</li> <li>⑮ 緊急時待避場所</li> <li>⑯ 緊急時待避場所</li> <li>⑰ 緊急時待避場所</li> <li>⑱ 緊急時待避場所</li> <li>⑲ 緊急時待避場所</li> <li>⑳ 緊急時待避場所</li> <li>㉑ 緊急時待避場所</li> <li>㉒ 緊急時待避場所</li> <li>㉓ 緊急時待避場所</li> <li>㉔ 緊急時待避場所</li> <li>㉕ 緊急時待避場所</li> <li>㉖ 緊急時待避場所</li> <li>㉗ 緊急時待避場所</li> <li>㉘ 緊急時待避場所</li> <li>㉙ 緊急時待避場所</li> <li>㉚ 緊急時待避場所</li> <li>㉛ 緊急時待避場所</li> <li>㉜ 緊急時待避場所</li> <li>㉝ 緊急時待避場所</li> <li>㉞ 緊急時待避場所</li> <li>㉟ 緊急時待避場所</li> <li>㊱ 緊急時待避場所</li> <li>㊲ 緊急時待避場所</li> <li>㊳ 緊急時待避場所</li> <li>㊴ 緊急時待避場所</li> <li>㊵ 緊急時待避場所</li> <li>㊶ 緊急時待避場所</li> <li>㊷ 緊急時待避場所</li> <li>㊸ 緊急時待避場所</li> <li>㊹ 緊急時待避場所</li> <li>㊺ 緊急時待避場所</li> </ul> <p>※1：重大事故等対応設備          ※2：同機材          ※3：d又は予備</p> <p>※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>断面図イメージ          第4図 第3保管エリア 配置図</p>		<p>【島根】記載内容の相違          ・プラントの相違に伴う          可搬型設備配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

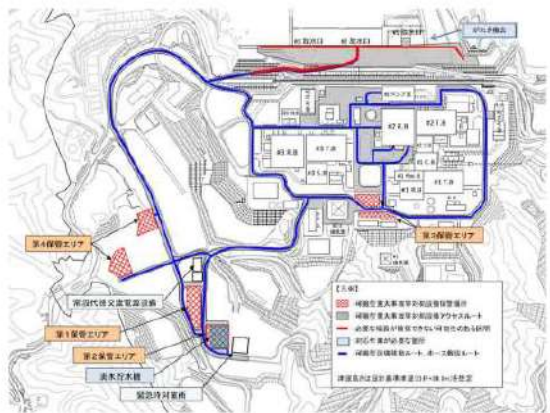
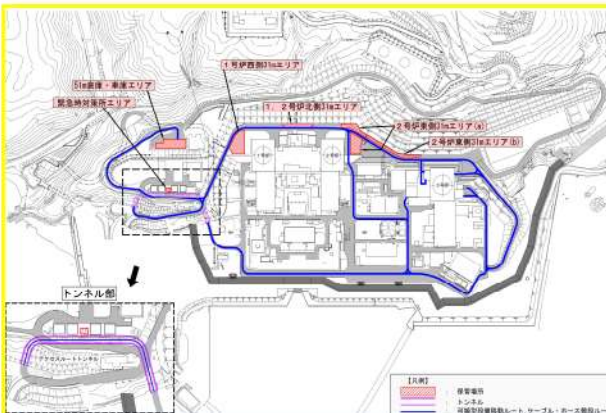
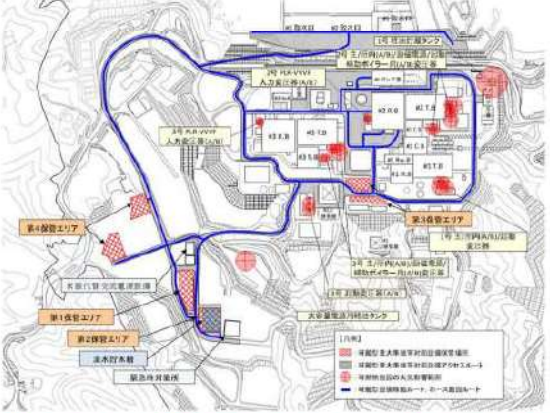

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
	<p>目的</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 島根原子力発電所</td> <td>1. 島根原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>2. 2500kW-2号機</td> <td>2. 2500kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>3. 1000kW-2号機</td> <td>3. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>4. 1000kW-2号機</td> <td>4. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>5. 1000kW-2号機</td> <td>5. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>6. 1000kW-2号機</td> <td>6. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>7. 1000kW-2号機</td> <td>7. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>8. 1000kW-2号機</td> <td>8. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>9. 1000kW-2号機</td> <td>9. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>10. 1000kW-2号機</td> <td>10. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>11. 1000kW-2号機</td> <td>11. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>12. 1000kW-2号機</td> <td>12. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>13. 1000kW-2号機</td> <td>13. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>14. 1000kW-2号機</td> <td>14. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>15. 1000kW-2号機</td> <td>15. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>16. 1000kW-2号機</td> <td>16. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>17. 1000kW-2号機</td> <td>17. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>18. 1000kW-2号機</td> <td>18. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>19. 1000kW-2号機</td> <td>19. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>20. 1000kW-2号機</td> <td>20. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>21. 1000kW-2号機</td> <td>21. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>22. 1000kW-2号機</td> <td>22. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>23. 1000kW-2号機</td> <td>23. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>24. 1000kW-2号機</td> <td>24. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>25. 1000kW-2号機</td> <td>25. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>26. 1000kW-2号機</td> <td>26. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>27. 1000kW-2号機</td> <td>27. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>28. 1000kW-2号機</td> <td>28. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>29. 1000kW-2号機</td> <td>29. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>30. 1000kW-2号機</td> <td>30. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>31. 1000kW-2号機</td> <td>31. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>32. 1000kW-2号機</td> <td>32. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>33. 1000kW-2号機</td> <td>33. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>34. 1000kW-2号機</td> <td>34. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>35. 1000kW-2号機</td> <td>35. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>36. 1000kW-2号機</td> <td>36. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>37. 1000kW-2号機</td> <td>37. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>38. 1000kW-2号機</td> <td>38. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>39. 1000kW-2号機</td> <td>39. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>40. 1000kW-2号機</td> <td>40. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>41. 1000kW-2号機</td> <td>41. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>42. 1000kW-2号機</td> <td>42. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>43. 1000kW-2号機</td> <td>43. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>44. 1000kW-2号機</td> <td>44. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>45. 1000kW-2号機</td> <td>45. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>46. 1000kW-2号機</td> <td>46. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>47. 1000kW-2号機</td> <td>47. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>48. 1000kW-2号機</td> <td>48. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>49. 1000kW-2号機</td> <td>49. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>50. 1000kW-2号機</td> <td>50. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>51. 1000kW-2号機</td> <td>51. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>52. 1000kW-2号機</td> <td>52. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>53. 1000kW-2号機</td> <td>53. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>54. 1000kW-2号機</td> <td>54. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>55. 1000kW-2号機</td> <td>55. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>56. 1000kW-2号機</td> <td>56. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>57. 1000kW-2号機</td> <td>57. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>58. 1000kW-2号機</td> <td>58. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>59. 1000kW-2号機</td> <td>59. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>60. 1000kW-2号機</td> <td>60. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>61. 1000kW-2号機</td> <td>61. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>62. 1000kW-2号機</td> <td>62. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>63. 1000kW-2号機</td> <td>63. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>64. 1000kW-2号機</td> <td>64. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>65. 1000kW-2号機</td> <td>65. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>66. 1000kW-2号機</td> <td>66. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>67. 1000kW-2号機</td> <td>67. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>68. 1000kW-2号機</td> <td>68. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>69. 1000kW-2号機</td> <td>69. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>70. 1000kW-2号機</td> <td>70. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>71. 1000kW-2号機</td> <td>71. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>72. 1000kW-2号機</td> <td>72. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>73. 1000kW-2号機</td> <td>73. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>74. 1000kW-2号機</td> <td>74. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>75. 1000kW-2号機</td> <td>75. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>76. 1000kW-2号機</td> <td>76. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>77. 1000kW-2号機</td> <td>77. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>78. 1000kW-2号機</td> <td>78. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>79. 1000kW-2号機</td> <td>79. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>80. 1000kW-2号機</td> <td>80. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>81. 1000kW-2号機</td> <td>81. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>82. 1000kW-2号機</td> <td>82. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>83. 1000kW-2号機</td> <td>83. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>84. 1000kW-2号機</td> <td>84. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>85. 1000kW-2号機</td> <td>85. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>86. 1000kW-2号機</td> <td>86. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>87. 1000kW-2号機</td> <td>87. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>88. 1000kW-2号機</td> <td>88. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>89. 1000kW-2号機</td> <td>89. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>90. 1000kW-2号機</td> <td>90. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>91. 1000kW-2号機</td> <td>91. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>92. 1000kW-2号機</td> <td>92. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>93. 1000kW-2号機</td> <td>93. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>94. 1000kW-2号機</td> <td>94. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>95. 1000kW-2号機</td> <td>95. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>96. 1000kW-2号機</td> <td>96. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>97. 1000kW-2号機</td> <td>97. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>98. 1000kW-2号機</td> <td>98. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>99. 1000kW-2号機</td> <td>99. 1000kW-2号機</td> </tr> <tr> <td>100. 1000kW-2号機</td> <td>100. 1000kW-2号機</td> </tr> </table> <p>※1：赤文字は設備の相違          ※2：青文字は記載内容の相違          ※3：青文字は設備名称の相違          ※4：○又は△は相違なし</p> <p>※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>第5図 第4保管エリア 配置図</p>	1. 島根原子力発電所	1. 島根原子力発電所	2. 2500kW-2号機	2. 2500kW-2号機	3. 1000kW-2号機	3. 1000kW-2号機	4. 1000kW-2号機	4. 1000kW-2号機	5. 1000kW-2号機	5. 1000kW-2号機	6. 1000kW-2号機	6. 1000kW-2号機	7. 1000kW-2号機	7. 1000kW-2号機	8. 1000kW-2号機	8. 1000kW-2号機	9. 1000kW-2号機	9. 1000kW-2号機	10. 1000kW-2号機	10. 1000kW-2号機	11. 1000kW-2号機	11. 1000kW-2号機	12. 1000kW-2号機	12. 1000kW-2号機	13. 1000kW-2号機	13. 1000kW-2号機	14. 1000kW-2号機	14. 1000kW-2号機	15. 1000kW-2号機	15. 1000kW-2号機	16. 1000kW-2号機	16. 1000kW-2号機	17. 1000kW-2号機	17. 1000kW-2号機	18. 1000kW-2号機	18. 1000kW-2号機	19. 1000kW-2号機	19. 1000kW-2号機	20. 1000kW-2号機	20. 1000kW-2号機	21. 1000kW-2号機	21. 1000kW-2号機	22. 1000kW-2号機	22. 1000kW-2号機	23. 1000kW-2号機	23. 1000kW-2号機	24. 1000kW-2号機	24. 1000kW-2号機	25. 1000kW-2号機	25. 1000kW-2号機	26. 1000kW-2号機	26. 1000kW-2号機	27. 1000kW-2号機	27. 1000kW-2号機	28. 1000kW-2号機	28. 1000kW-2号機	29. 1000kW-2号機	29. 1000kW-2号機	30. 1000kW-2号機	30. 1000kW-2号機	31. 1000kW-2号機	31. 1000kW-2号機	32. 1000kW-2号機	32. 1000kW-2号機	33. 1000kW-2号機	33. 1000kW-2号機	34. 1000kW-2号機	34. 1000kW-2号機	35. 1000kW-2号機	35. 1000kW-2号機	36. 1000kW-2号機	36. 1000kW-2号機	37. 1000kW-2号機	37. 1000kW-2号機	38. 1000kW-2号機	38. 1000kW-2号機	39. 1000kW-2号機	39. 1000kW-2号機	40. 1000kW-2号機	40. 1000kW-2号機	41. 1000kW-2号機	41. 1000kW-2号機	42. 1000kW-2号機	42. 1000kW-2号機	43. 1000kW-2号機	43. 1000kW-2号機	44. 1000kW-2号機	44. 1000kW-2号機	45. 1000kW-2号機	45. 1000kW-2号機	46. 1000kW-2号機	46. 1000kW-2号機	47. 1000kW-2号機	47. 1000kW-2号機	48. 1000kW-2号機	48. 1000kW-2号機	49. 1000kW-2号機	49. 1000kW-2号機	50. 1000kW-2号機	50. 1000kW-2号機	51. 1000kW-2号機	51. 1000kW-2号機	52. 1000kW-2号機	52. 1000kW-2号機	53. 1000kW-2号機	53. 1000kW-2号機	54. 1000kW-2号機	54. 1000kW-2号機	55. 1000kW-2号機	55. 1000kW-2号機	56. 1000kW-2号機	56. 1000kW-2号機	57. 1000kW-2号機	57. 1000kW-2号機	58. 1000kW-2号機	58. 1000kW-2号機	59. 1000kW-2号機	59. 1000kW-2号機	60. 1000kW-2号機	60. 1000kW-2号機	61. 1000kW-2号機	61. 1000kW-2号機	62. 1000kW-2号機	62. 1000kW-2号機	63. 1000kW-2号機	63. 1000kW-2号機	64. 1000kW-2号機	64. 1000kW-2号機	65. 1000kW-2号機	65. 1000kW-2号機	66. 1000kW-2号機	66. 1000kW-2号機	67. 1000kW-2号機	67. 1000kW-2号機	68. 1000kW-2号機	68. 1000kW-2号機	69. 1000kW-2号機	69. 1000kW-2号機	70. 1000kW-2号機	70. 1000kW-2号機	71. 1000kW-2号機	71. 1000kW-2号機	72. 1000kW-2号機	72. 1000kW-2号機	73. 1000kW-2号機	73. 1000kW-2号機	74. 1000kW-2号機	74. 1000kW-2号機	75. 1000kW-2号機	75. 1000kW-2号機	76. 1000kW-2号機	76. 1000kW-2号機	77. 1000kW-2号機	77. 1000kW-2号機	78. 1000kW-2号機	78. 1000kW-2号機	79. 1000kW-2号機	79. 1000kW-2号機	80. 1000kW-2号機	80. 1000kW-2号機	81. 1000kW-2号機	81. 1000kW-2号機	82. 1000kW-2号機	82. 1000kW-2号機	83. 1000kW-2号機	83. 1000kW-2号機	84. 1000kW-2号機	84. 1000kW-2号機	85. 1000kW-2号機	85. 1000kW-2号機	86. 1000kW-2号機	86. 1000kW-2号機	87. 1000kW-2号機	87. 1000kW-2号機	88. 1000kW-2号機	88. 1000kW-2号機	89. 1000kW-2号機	89. 1000kW-2号機	90. 1000kW-2号機	90. 1000kW-2号機	91. 1000kW-2号機	91. 1000kW-2号機	92. 1000kW-2号機	92. 1000kW-2号機	93. 1000kW-2号機	93. 1000kW-2号機	94. 1000kW-2号機	94. 1000kW-2号機	95. 1000kW-2号機	95. 1000kW-2号機	96. 1000kW-2号機	96. 1000kW-2号機	97. 1000kW-2号機	97. 1000kW-2号機	98. 1000kW-2号機	98. 1000kW-2号機	99. 1000kW-2号機	99. 1000kW-2号機	100. 1000kW-2号機	100. 1000kW-2号機		<p>【島根】記載内容の相違          ・プラントの相違に伴う可搬型設備配置の相違。</p>
1. 島根原子力発電所	1. 島根原子力発電所																																																																																																																																																																																																										
2. 2500kW-2号機	2. 2500kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
3. 1000kW-2号機	3. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
4. 1000kW-2号機	4. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
5. 1000kW-2号機	5. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
6. 1000kW-2号機	6. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
7. 1000kW-2号機	7. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
8. 1000kW-2号機	8. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
9. 1000kW-2号機	9. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
10. 1000kW-2号機	10. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
11. 1000kW-2号機	11. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
12. 1000kW-2号機	12. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
13. 1000kW-2号機	13. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
14. 1000kW-2号機	14. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
15. 1000kW-2号機	15. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
16. 1000kW-2号機	16. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
17. 1000kW-2号機	17. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
18. 1000kW-2号機	18. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
19. 1000kW-2号機	19. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
20. 1000kW-2号機	20. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
21. 1000kW-2号機	21. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
22. 1000kW-2号機	22. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
23. 1000kW-2号機	23. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
24. 1000kW-2号機	24. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
25. 1000kW-2号機	25. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
26. 1000kW-2号機	26. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
27. 1000kW-2号機	27. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
28. 1000kW-2号機	28. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
29. 1000kW-2号機	29. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
30. 1000kW-2号機	30. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
31. 1000kW-2号機	31. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
32. 1000kW-2号機	32. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
33. 1000kW-2号機	33. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
34. 1000kW-2号機	34. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
35. 1000kW-2号機	35. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
36. 1000kW-2号機	36. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
37. 1000kW-2号機	37. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
38. 1000kW-2号機	38. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
39. 1000kW-2号機	39. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
40. 1000kW-2号機	40. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
41. 1000kW-2号機	41. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
42. 1000kW-2号機	42. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
43. 1000kW-2号機	43. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
44. 1000kW-2号機	44. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
45. 1000kW-2号機	45. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
46. 1000kW-2号機	46. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
47. 1000kW-2号機	47. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
48. 1000kW-2号機	48. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
49. 1000kW-2号機	49. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
50. 1000kW-2号機	50. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
51. 1000kW-2号機	51. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
52. 1000kW-2号機	52. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
53. 1000kW-2号機	53. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
54. 1000kW-2号機	54. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
55. 1000kW-2号機	55. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
56. 1000kW-2号機	56. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
57. 1000kW-2号機	57. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
58. 1000kW-2号機	58. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
59. 1000kW-2号機	59. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
60. 1000kW-2号機	60. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
61. 1000kW-2号機	61. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
62. 1000kW-2号機	62. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
63. 1000kW-2号機	63. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
64. 1000kW-2号機	64. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
65. 1000kW-2号機	65. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
66. 1000kW-2号機	66. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
67. 1000kW-2号機	67. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
68. 1000kW-2号機	68. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
69. 1000kW-2号機	69. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
70. 1000kW-2号機	70. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
71. 1000kW-2号機	71. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
72. 1000kW-2号機	72. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
73. 1000kW-2号機	73. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
74. 1000kW-2号機	74. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
75. 1000kW-2号機	75. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
76. 1000kW-2号機	76. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
77. 1000kW-2号機	77. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
78. 1000kW-2号機	78. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
79. 1000kW-2号機	79. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
80. 1000kW-2号機	80. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
81. 1000kW-2号機	81. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
82. 1000kW-2号機	82. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
83. 1000kW-2号機	83. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
84. 1000kW-2号機	84. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
85. 1000kW-2号機	85. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
86. 1000kW-2号機	86. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
87. 1000kW-2号機	87. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
88. 1000kW-2号機	88. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
89. 1000kW-2号機	89. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
90. 1000kW-2号機	90. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
91. 1000kW-2号機	91. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
92. 1000kW-2号機	92. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
93. 1000kW-2号機	93. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
94. 1000kW-2号機	94. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
95. 1000kW-2号機	95. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
96. 1000kW-2号機	96. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
97. 1000kW-2号機	97. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
98. 1000kW-2号機	98. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
99. 1000kW-2号機	99. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										
100. 1000kW-2号機	100. 1000kW-2号機																																																																																																																																																																																																										





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

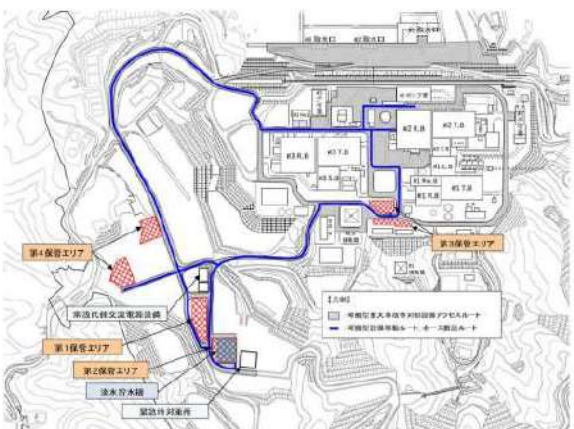
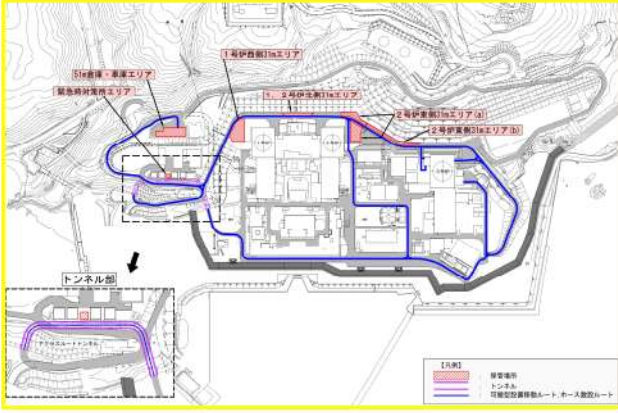
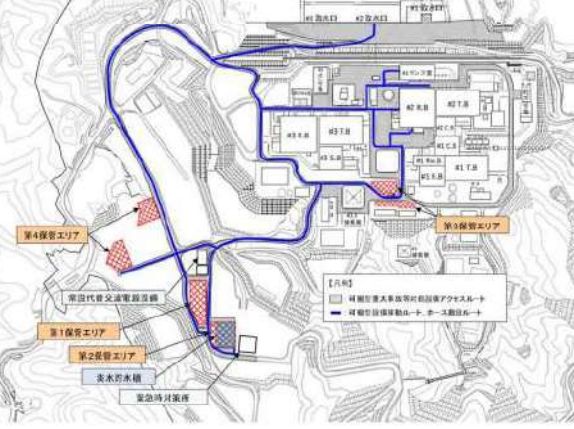
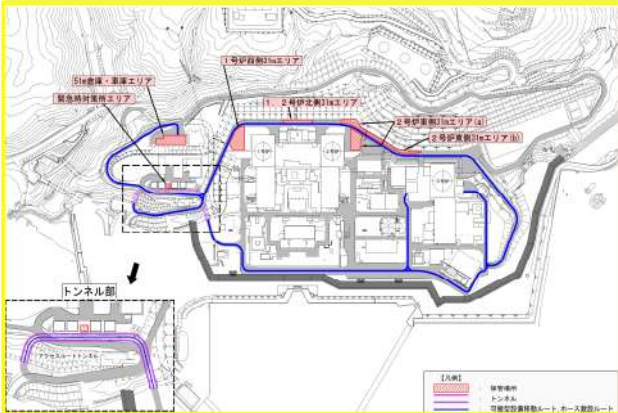
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 津波時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		 <p>第3図 津波時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>
 <p>第4図 火災時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p>		 <p>第4図 火災時における可搬型設備移動及びホース敷設ルート（全体）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

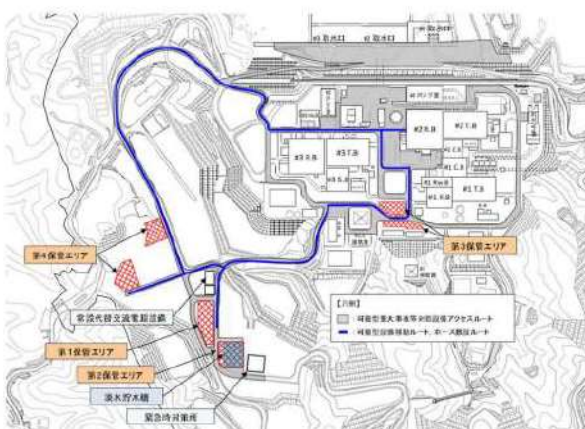
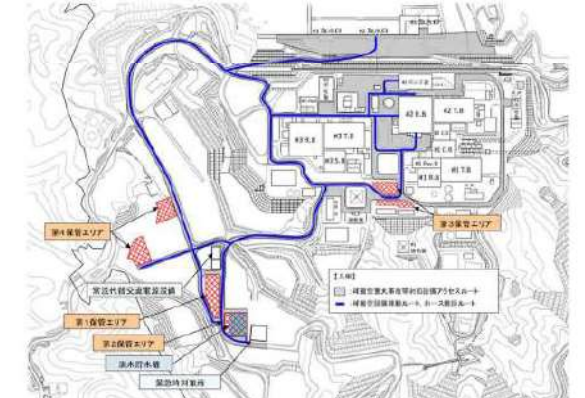
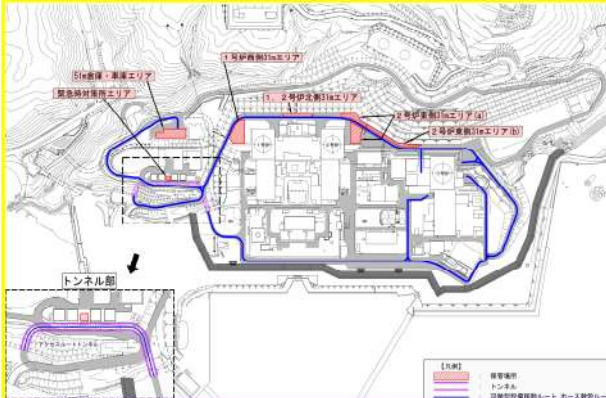
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="156 606 616 662">第5図 大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水 （淡水貯水槽から原子炉建屋及び復水貯蔵タンクへ）</p>		 <p data-bbox="1355 606 1948 694">第5図 可搬型大型送水ポンプ車による注水 （代替炉心注水、補助給水ビットへの補給、燃料取替用水ビットへの補給及び使用済燃料ビットへの注水）</p>	<p data-bbox="1982 606 2161 694">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>
 <p data-bbox="78 1212 694 1268">第6図 熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプ1）による除熱</p>		 <p data-bbox="1355 1212 1948 1268">第6図 可搬型大型送水ポンプ車による通水（原子炉補機冷却水系統への海水通水）</p>	<p data-bbox="1982 1212 2161 1300">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>



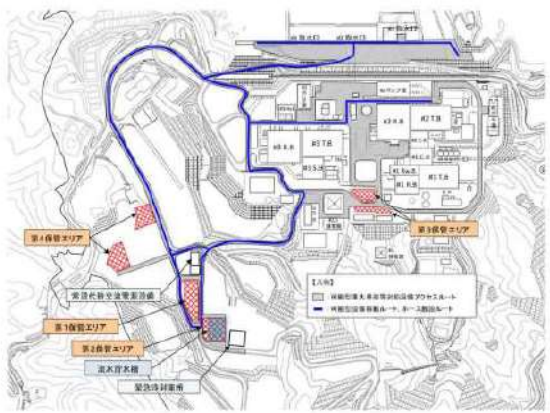
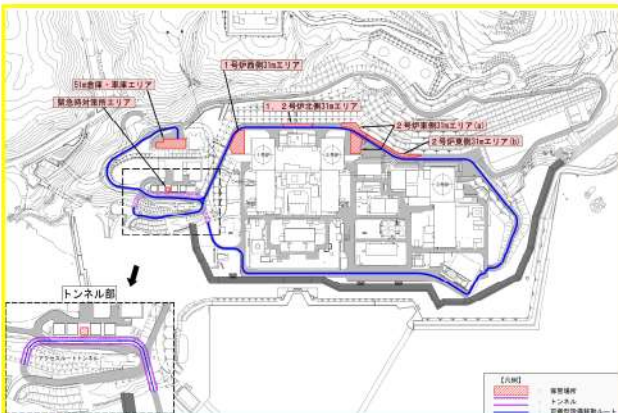
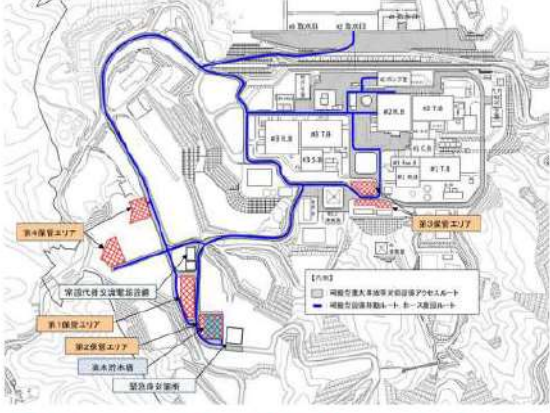
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第7図 可搬型窒素ガス供給装置による窒素供給</p>  <p>第8図 大容量送水ポンプ（タイプII）による放射性物質拡散抑制</p>		 <p>第7図 可搬型大容量海水送水ポンプ車による拡散抑制</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による対応手段の相違</p>

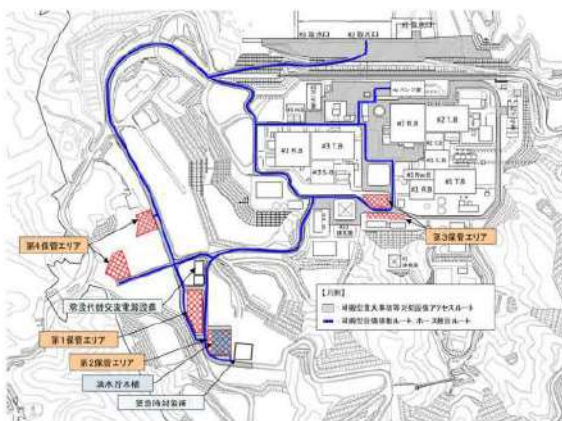
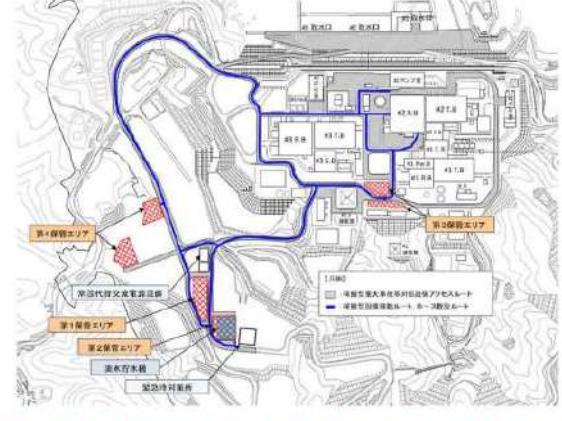
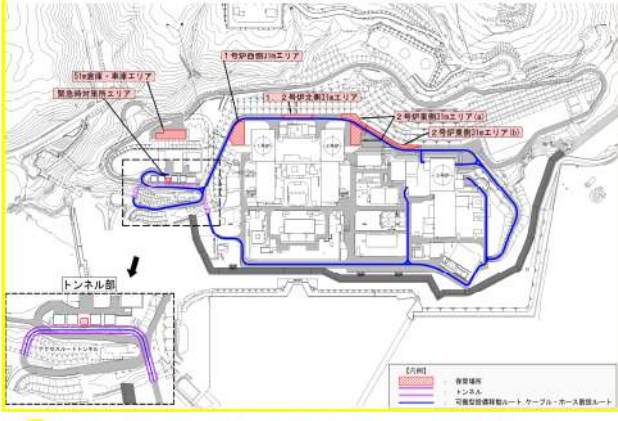
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9図 シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制</p>		 <p>第8図 集水樹シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による対応手段の相違</p>
 <p>第10図 大容量送水ポンプ（タイプ1）による海水直接注水</p>			<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による対応手段の相違</p>

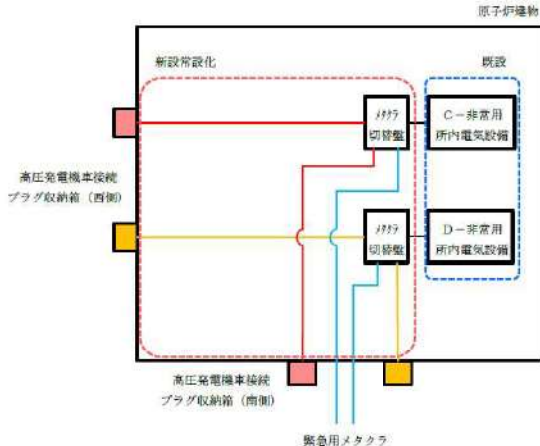
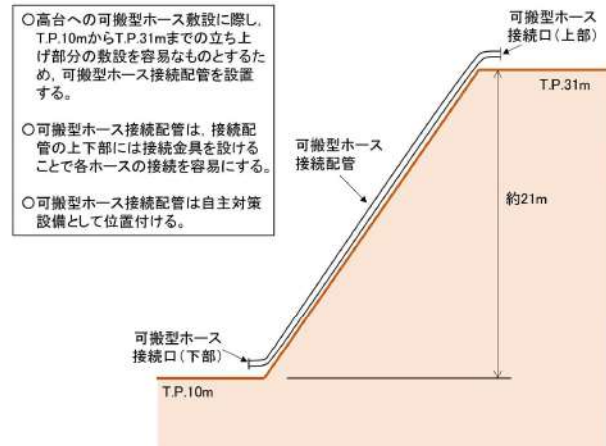
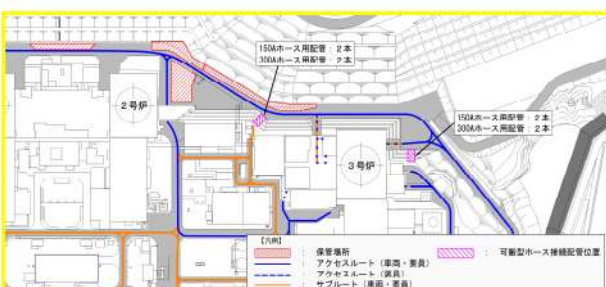
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="71 598 703 662">第11図 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への海水補給</p>			<p data-bbox="1966 598 2179 694">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による対応手段の相違</p>
 <p data-bbox="71 1189 703 1220">第12図 電源車による電源確保及びタンクローリによる燃料補給</p>		 <p data-bbox="1335 1189 1966 1252">第9図 可搬型代替電源車による電源確保及び可搬型タンクローリによる燃料補給</p>	<p data-bbox="1966 1189 2179 1284">【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足(4)</p> <p>作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における可搬型代替交流電源設備からの電源供給を行う際、電源ケーブルを敷設する作業時間を短縮する観点で、第1図に示すあらかじめ建物内にケーブル等を敷設配置することを実施している。</p>  <p>第1図 電源設備の常設化概略図</p>	<p>補足資料(16)</p> <p>作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における可搬型大型送水ポンプ車による注水や可搬型大容量海水送水ポンプ車による建屋への放水等の作業を行う際、可搬型ホースを敷設する作業時間を短縮する観点で、第1図及び第2図に示すとおり、あらかじめT.P.10mからT.P.31mの立ち上げ部分に可搬型ホース接続用の配管を設置している。</p>  <p>第1図 可搬型ホース接続配管の概略図</p>  <p>第2図 可搬型ホース接続配管の設置箇所</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う取り組み内容の相違。あらかじめ法面に可搬型ホース接続配管を敷設することは伊方と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

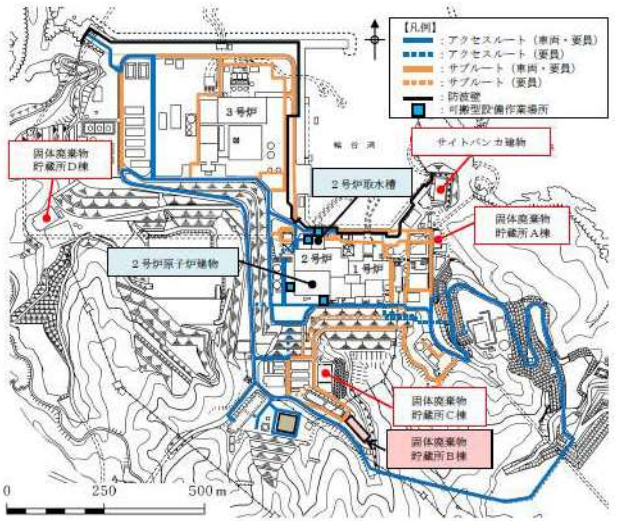
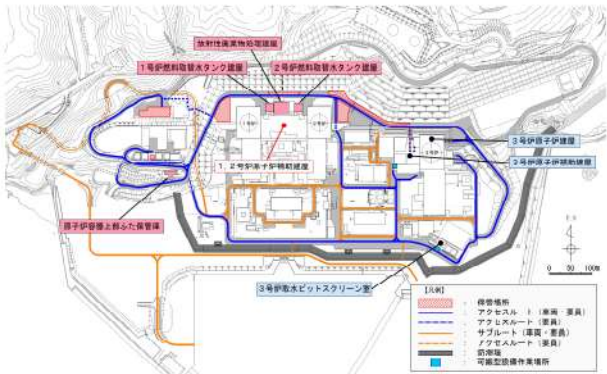
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (11)</p> <p>地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>発電所内の構造物が地震により損壊することを想定した場合のアクセスルートへの放射線影響について検討した。</p> <p>1. 損壊を想定する構造物                      防波壁内側に設置される構造物のうち、耐震Sクラス（S s機能維持含む。）の構造物*を除く全ての構造物が地震により損壊することを想定する。                      ※：別紙(28)第5表及び第6表の評価結果により耐震評価に基づき影響がないことを確認した構造物</p> <p>2. 構造物損壊時の放射線影響                      1.において損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する設備等を含む構造物（以下「構造物」という。）を以下に示す。構造物の配置を第1図に、構造物が地震により損壊した場合の放射線影響を第1表に示す。                      ・<b>固体廃棄物貯蔵所B棟</b></p> <p>なお、上記に示す構造物の他に、<b>サイトバンカ建物、固体廃棄物貯蔵所A棟、固体廃棄物貯蔵所C棟、固体廃棄物貯蔵所D棟</b>に線源となる設備があるが、各建物内にある線源からアクセスルートまでは十分に離れていることから、重大事故等対応に影響を及ぼすものではないと考えている。</p> <p>3. アクセスルートへの放射線影響                      2.に示した構造物が地震により損壊した場合のアクセスルートに対する放射線影響について検討した結果、重大事故等対応に影響を及ぼすものはないと考える。                      (1) 重大事故等対応において、ポンプ設置作業を実施することにより、作業時間が比較的長くなる場所となる可搬型設備の作業場所（<b>2号炉原子炉建物周辺、2号炉取水槽周辺</b>）付近に構造物が設置されていない。                      (2) 比較的線量率の高い構造物（<b>固体廃棄物貯蔵所B棟</b>）の周辺にアクセスルートが設定されているが、可搬型設備の通行時に一時的に通過する場所であり、長期間滞在することはないため、放射線影響は小さい。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(18)</p> <p>地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>発電所内の構造物が地震により損壊することを想定した場合のアクセスルートへの放射線影響について検討した。</p> <p>1. 損壊を想定する構造物                      防潮堤内側に設置される構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）の構造物*を除くすべての構造物が地震により損壊することを想定する。                      ※：別紙(9)第2表の評価結果により耐震評価に基づき影響がないことを確認した構造物</p> <p>2. 構造物損壊時の放射線影響                      1.において損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する設備等を含む構造物（以下「構造物」という。）を以下に示す。構造物の配置を第1図に、構造物が地震により損壊した場合の放射線影響を第1表に示す。                      ・<b>原子炉容器上部ふた保管庫</b>                      ・<b>1号炉燃料取替用水タンク建屋</b>                      ・<b>2号炉燃料取替用水タンク建屋</b>                      ・<b>放射性廃棄物処理建屋</b></p> <p>なお、上記に示す構造物の他に、<b>1、2号炉原子炉補助建屋</b>に線源となる設備があるが、建屋内にある線源からアクセスルートまでは十分に離れていることから、重大事故等対応に影響を及ぼすものではないと考えている。</p> <p>3. アクセスルートへの放射線影響                      2.に示した構造物が地震により損壊した場合のアクセスルートに対する放射線影響について検討した結果、重大事故等対応に影響を及ぼすものはないと考える。                      (1) 重大事故等対応において、ポンプ設置作業を実施することにより、作業時間が比較的長くなる場所となる可搬型設備の作業場所（<b>3号炉原子炉建屋及び3号炉原子炉補助建屋周辺、3号炉取水ビットスクリーン室周辺</b>）付近に構造物が設置されていない。                      (2) 比較的線量率の高い構造物（<b>原子炉容器上部ふた保管庫</b>）の周辺にアクセスルートが設定されているが、可搬型設備の通行時に一時的に通過する場所であり、長期間滞在することはないため、放射線影響は小さい。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する構造物の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・作業時間が比較的長くなる場所の相違。                      【島根】記載内容の相違                      ・損壊を想定する構造物の相違。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																					
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ アクセスルート（東西・要員）</li> <li>■ アクセスルート（要員）</li> <li>■ サブルート（要員・要員）</li> <li>■ サブルート（要員）</li> <li>■ 防壁壁</li> <li>■ 可搬型設備作業場所</li> </ul> <p>第1図 地震による損壊を想定する放射性物質を内包する構造物</p> <p>第1表 構造物損壊時の放射線影響</p> <table border="1" data-bbox="728 1013 1310 1101"> <thead> <tr> <th>構造物名称</th> <th>放射性物質を内包する設備等</th> <th>放射線影響（構造物損壊時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵所B棟</td> <td>ドラム缶<sup>※1</sup></td> <td>約 2mSv/h<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：雑固体廃棄物（管理区域内の作業によって生じた金属や養生シート等の可燃雑物）、セメントや溶融体等の固化された物、焼却炉で可燃物を燃やした後の灰等を保管                  ※2：ドラム缶表面</p>	構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響（構造物損壊時）	固体廃棄物貯蔵所B棟	ドラム缶 <sup>※1</sup>	約 2mSv/h <sup>※2</sup>	 <p>第1図 地震による損壊を想定する放射性物質を内包する構造物</p> <p>第1表 構造物損壊時の放射線影響</p> <table border="1" data-bbox="1355 1013 1953 1197"> <thead> <tr> <th>構造物名称</th> <th>放射性物質を内包する設備等</th> <th>放射線影響（構造物損壊時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉容器上部ふた保管庫</td> <td>原子炉容器上部ふた等<sup>※1</sup></td> <td>約 1.3mSv/h<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>1号炉燃料取替用水タンク建屋</td> <td>1号炉燃料取替用水タンク</td> <td>0.1mSv/h 以下<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>2号炉燃料取替用水タンク建屋</td> <td>2号炉燃料取替用水タンク</td> <td>0.1mSv/h 以下<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理建屋</td> <td>放射性廃棄物処理建屋内タンク</td> <td>0.1mSv/h 以下<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉容器上部ふたの他、再生熱交換器、制御棒クラスタ案内管、1次冷却材ポンプ電動機固定子を保管している                  ※2：※1のうち最も表面線量当量率の高い制御棒クラスタ案内管の値を記載                  ※3：タンク表面</p>	構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響（構造物損壊時）	原子炉容器上部ふた保管庫	原子炉容器上部ふた等 <sup>※1</sup>	約 1.3mSv/h <sup>※2</sup>	1号炉燃料取替用水タンク建屋	1号炉燃料取替用水タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>	2号炉燃料取替用水タンク建屋	2号炉燃料取替用水タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>	放射性廃棄物処理建屋	放射性廃棄物処理建屋内タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>	<p>【島根】記載表現の相違・プラントの相違による地震による損壊を想定する放射性物質を内包する構造物の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違・構造物の相違による内容の相違。</p>
構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響（構造物損壊時）																						
固体廃棄物貯蔵所B棟	ドラム缶 <sup>※1</sup>	約 2mSv/h <sup>※2</sup>																						
構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響（構造物損壊時）																						
原子炉容器上部ふた保管庫	原子炉容器上部ふた等 <sup>※1</sup>	約 1.3mSv/h <sup>※2</sup>																						
1号炉燃料取替用水タンク建屋	1号炉燃料取替用水タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>																						
2号炉燃料取替用水タンク建屋	2号炉燃料取替用水タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>																						
放射性廃棄物処理建屋	放射性廃棄物処理建屋内タンク	0.1mSv/h 以下 <sup>※3</sup>																						



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (10)</p> <p>大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p> <p>島根原子力発電所における大量送水車及び大型送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース展張車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ                  ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。                  ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主設備の使用を含む。）をもとに、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定                  ②ホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース展張車台数を設定                  ③ホースコンテナ数及びホース展張車台数とホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>ホース展張車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。                  用途ごとのホース配備長さ、ホース展張車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第7図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第8表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ                  ホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて、第9表に示す。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(21)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p>泊発電所における可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース延長・回収車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ                  ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。                  ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主対策設備の使用を含む。）をもとに、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定                  ②ホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース延長・回収車台数を設定                  ③ホースコンテナ数及びホース延長・回収車台数とホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>ホース延長・回収車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。                  用途ごとのホース配備長さ、ホース延長・回収車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第6図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第7表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ                  ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて、第8表に示す。</p>	<p>【島根】設備名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1図 用途ごとのホース配備長さ及びホース展開車配備数(1/2)

用途	必要長さ	配備するホース展開車数*	補足
輪谷貯水槽(西1/西2)を水源とした低圧代替注水作業及び補給作業			
低圧代替注水(淡水・海水)	756m (第1図 ルート②、④)	中型ホース展開車(150A) 950m 【ホース(150A) 750m、ホース(100A) 200m 積載可】 1台 大型ホース展開車(150A) 1,050m 【ホース(150A) 1,050m 積載可】 2台	・低圧代替注水と水源補給は、同時敷設となるため、合算する。 ・左記の4ヶ所は同時に行われる作業ではなく、それぞれ状況に応じて対応が選ばれるものであるため、配備するホースは2,776mと設定する。
水源補給(淡水・海水)	2,010m (第3図 ルート⑤)		
低圧原子炉代替注水槽への水源補給作業	1,728m (第4図 ルート③)		
復水貯蔵タンクへの水源補給作業	1,760m (第5図 ルート⑧)		
海を水源とした低圧代替注水作業	1,781m (第2図 ルート⑥)		

※：1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(1/2)

ホース径	用途	必要長さ	配備するホース延長・回収車数*	補足
150A	代替炉心注水、補助給水ピペット補給、使用済燃料ピペット注水(SA手順)	950m (第1図(1/3) ルート①)	・代替炉心注水/補助給水ピペット補給 /燃料取付用ホース(送水車用) 1,800m 【ホース(150A) 1,800m 積載可】 1台 ・代替炉心注水/補助給水ピペット補給 /燃料取付用ホース(送水車用) 1,800m 【ホース(150A) 1,800m 積載可】 1台	・代替炉心注水/補助給水ピペット補給は今の切替えによる送水先の変更にて対応 ・代替炉心注水/補助給水ピペット補給と使用済燃料ピペット注水は、同時敷設となるため、合算する。
	3号炉原子炉建屋基脚を越したルート	1,700m (第1図(1/3) ルート②)		
	原子炉建屋冷却水系配管水(SA手順)	800m (第2図(1/2) ルート①)		
150A	3号炉原子炉建屋基脚を越したルート	700m (第2図(1/2) ルート②)	ホース延長・回収車(送水車用) 1,800m 【ホース(150A) 1,800m 積載可】 1台	-
	3号炉原子炉建屋基脚を越したルート	900m		
150A	代替炉心注水/燃料取付用ホース(送水車用)	950m (第3図(1/3) ルート②)	-	・代替炉心注水/燃料取付用ホース(送水車用)は、代替炉心注水/補助給水ピペット補給/燃料取付用ホース(送水車用)の切替えによる送水先の変更、又は急動設備にて対応
150A	蒸気発生器注水(自主手順)	750m (第4図 ルート②、④)	-	・蒸気発生器注水(自主手順)は合算設備にて対応

※：1セット分の配備数

【島根】記載内容の相違  
 ・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1図 用途ごとのホース配備長さ及びホース異張車配備数(2/2)

用途	必要長さ	配備するコンテナ数*	配備するホース異張車数*	補足
放射線物質拡散抑制	755m (第6図 ルート①)	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース異張車(300A) 1台	・航空機燃料火災消火も同様の ルートを使用
最終ヒーティング(海) への代替軟輸送	1,575m (第7図 ルート⑤)	コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース異張車(300A) 1台	—
初期対応における 延焼防止措置	1,084m	1,100m	1台	・使用するホースは初期消火に 使用する化学消防自動車、小 型動力ポンプ付水槽車及び 泡消火薬箱運搬車に車載し 運搬する

※：1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(2/2)

ホース径	用途	必要長さ	配備する コンテナ数*	配備するホース 延長・回収車数*	補足
300A	放射線物質拡散抑制(SA手順) ・3号炉原子炉建屋東側を經由 したルート ・3号炉原子炉建屋西側を經由 したルート	800m (第5図(1/2) ルート①)	コンテナ2基 【ホース(300A) 400m/1基】	ホース延長・回収車 (放水砲用) 1台	
		700m (第5図(1/2) ルート③)			
300A	原子炉補機冷却海水系統通水 (自主手順)	1,200m (第6図 ルート②)	—	—	・原子炉補機冷却海水系統 通水(自主手順)は余剰 設備にて対応 ・使用するホースは初期消 火に使用する化学消防 自動車、水槽付消防ポン プ自動車及び大規模火 災用消防自動車に車載 し運搬する。
65A	初期対応における延焼防止措 置(自主手順)	—	1,180m	—	

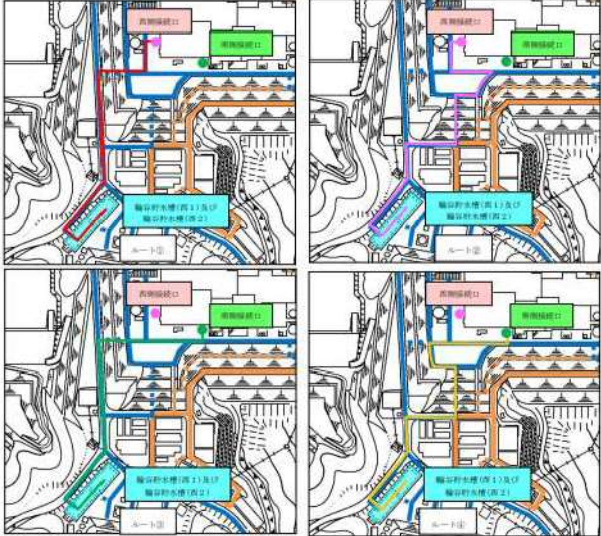
※：1セット分の配備数

【島根】記載内容の相違  
 ・使用する水源、可搬型  
 設備、手順の相違。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																											
	 <p data-bbox="907 722 1128 746">第1図 ホース敷設ルート                      （輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした                      低圧代替注水）</p> <p data-bbox="916 868 1120 892">第2表 ホース敷設距離                      （輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした                      低圧代替注水）</p> <table border="1" data-bbox="719 991 1294 1174"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="4">輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）</td> <td>西側接続口</td> <td>602m</td> <td>626m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>西側接続口</td> <td>702m</td> <td>766m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>南側接続口</td> <td>649m</td> <td>676m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>南側接続口</td> <td>726m</td> <td>766m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	西側接続口	602m	626m	—	ルート②	西側接続口	702m	766m	—	ルート③	南側接続口	649m	676m	—	ルート④	南側接続口	726m	766m		<p data-bbox="1989 145 2163 169">【島根】記載内容の相違</p> <ul data-bbox="1989 172 2163 225" style="list-style-type: none"> <li>・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。</li> </ul>
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																									
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	西側接続口	602m	626m																									
—	ルート②		西側接続口	702m	766m																									
—	ルート③		南側接続口	649m	676m																									
—	ルート④		南側接続口	726m	766m																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

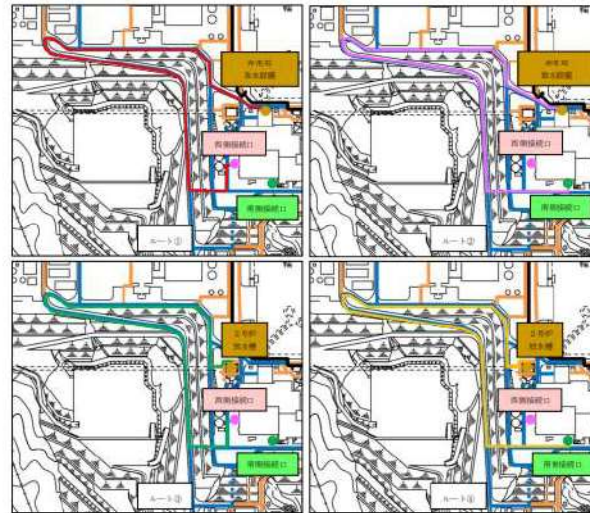
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

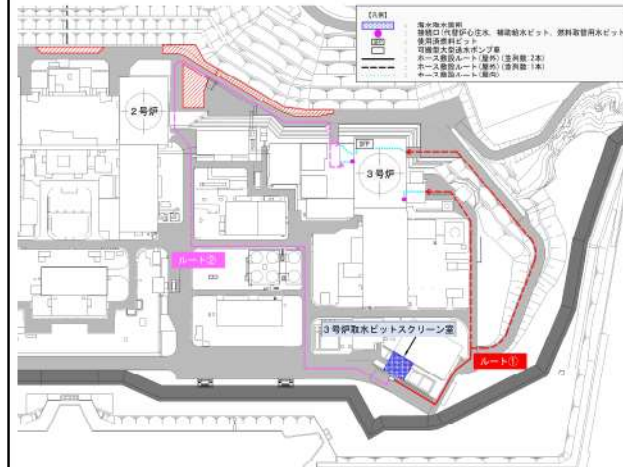
差異理由



第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（1/3）

第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（1/3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,531m
—	ルート②		南側接続口	1,370m	1,581m
—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m
—	ルート④		南側接続口	1,354m	1,381m



第1図 ホース敷設ルート（代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）

第2表 ホース敷設距離（代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート① <sup>SA</sup>	3号炉取水ビット	東側接続口、使用済燃料ビット	555m	650m	1	950m
—			西側接続口、使用済燃料ビット	135m	150m	2	
—	ルート② <sup>SA</sup>	スクリーン室	西側接続口、使用済燃料ビット	235m	300m	1	
—			東側接続口、使用済燃料ビット	610m	700m	2	

※1：SA手順，※2：自主手順

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

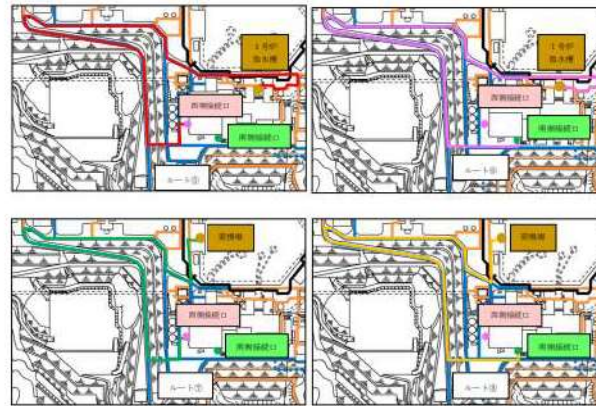
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

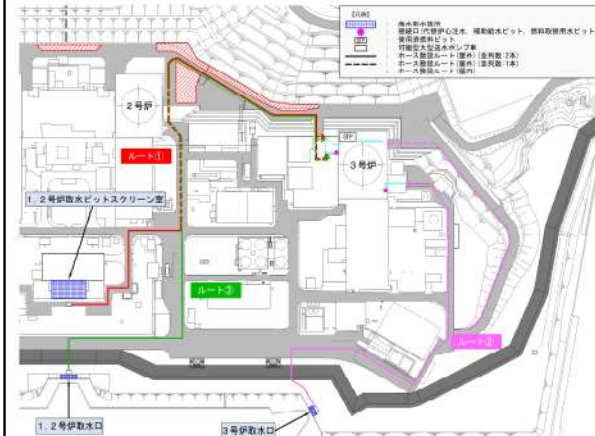
差異理由



第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（2/3）

第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（2/3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687n	1,731m
—	ルート⑥		南側接続口	1,735n	1,781m
—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405n	1,431m
—	ルート⑧		南側接続口	1,452n	1,481m



第1図 ホース敷設ルート（代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水）（2/3）

第2表 ホース敷設距離（代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給、使用済燃料ピット注水）（2/3）

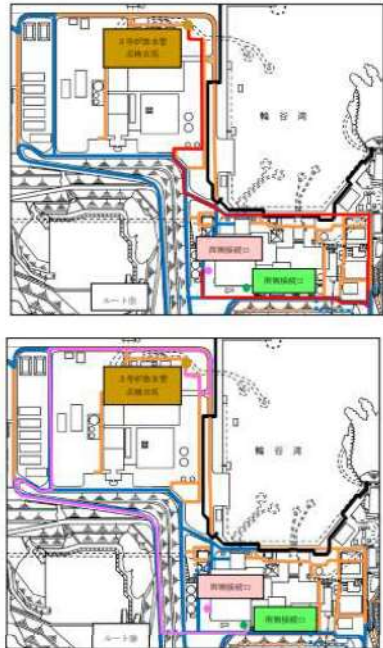
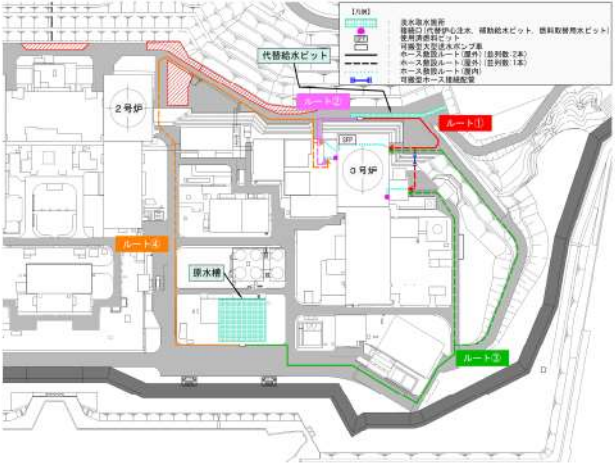
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート① <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水ピットスクリーン室	西側接続口、使用済燃料ピット	235m	300m	1	1,300m
				450m	500m	2	
—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口	東側接続口、使用済燃料ピット	555m	650m	1	1,450m
				320m	400m	2	
—	ルート③ <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水口	西側接続口、使用済燃料ピット	235m	300m	1	1,500m
				545m	600m	2	

※1：SA手順、※2：自主手順



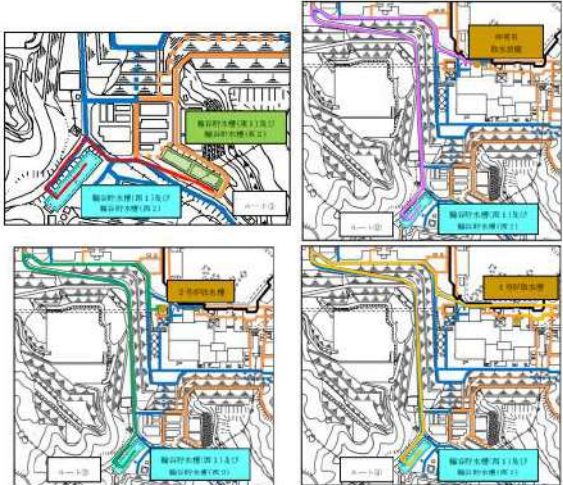
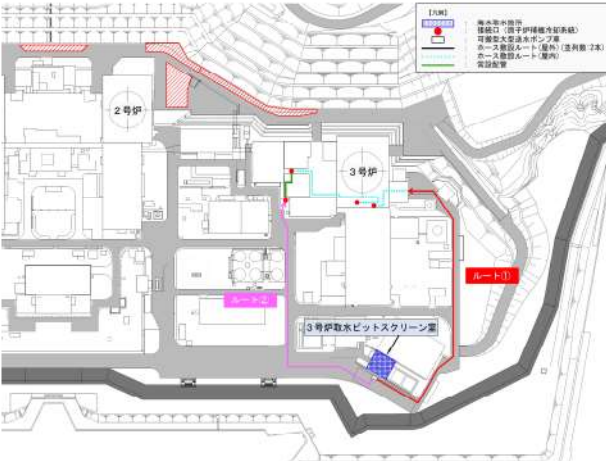
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																									
	 <p data-bbox="719 837 1314 863">第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（3/3）</p> <p data-bbox="719 954 1305 979">第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="719 1054 1314 1169"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">3号伊取水管 点検立坑</td> <td>西側接続口</td> <td>1,556m</td> <td>1,567m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>南側接続口</td> <td>1,694m</td> <td>1,728m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	3号伊取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m	—	ルート②	南側接続口	1,694m	1,728m	 <p data-bbox="1350 837 1928 892">第1図 ホース敷設ルート（代替炉心注水，補助給水ピット補給，燃料取替用水ピット補給，使用済燃料ピット注水）（3/3）</p> <p data-bbox="1350 954 1921 1008">第2表 ホース敷設距離（代替炉心注水，補助給水ピット補給，燃料取替用水ピット補給，使用済燃料ピット注水）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1350 1054 1951 1307"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート①②</td> <td rowspan="2">代替給水ピット</td> <td>東側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>70m</td> <td>100m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">400m</td> </tr> <tr> <td>西側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>130m</td> <td>150m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート③④</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>50m</td> <td>100m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">300m</td> </tr> <tr> <td>西側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>70m</td> <td>100m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート③④</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>550m</td> <td>650m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,350m</td> </tr> <tr> <td>西側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>310m</td> <td>350m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート④⑤</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>235m</td> <td>300m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,300m</td> </tr> <tr> <td>西側接続口， 使用済燃料ピット</td> <td>435m</td> <td>500m</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1350 1310 1563 1329">※1：SA手順，※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①②	代替給水ピット	東側接続口， 使用済燃料ピット	70m	100m	1	400m	西側接続口， 使用済燃料ピット	130m	150m	2	—	ルート③④	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	50m	100m	1	300m	西側接続口， 使用済燃料ピット	70m	100m	2	—	ルート③④	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	550m	650m	1	1,350m	西側接続口， 使用済燃料ピット	310m	350m	2	—	ルート④⑤	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	235m	300m	1	1,300m	西側接続口， 使用済燃料ピット	435m	500m	2	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																							
—	ルート①	3号伊取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m																																																																							
—	ルート②		南側接続口	1,694m	1,728m																																																																							
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																					
—	ルート①②	代替給水ピット	東側接続口， 使用済燃料ピット	70m	100m	1	400m																																																																					
			西側接続口， 使用済燃料ピット	130m	150m	2																																																																						
—	ルート③④	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	50m	100m	1	300m																																																																					
			西側接続口， 使用済燃料ピット	70m	100m	2																																																																						
—	ルート③④	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	550m	650m	1	1,350m																																																																					
			西側接続口， 使用済燃料ピット	310m	350m	2																																																																						
—	ルート④⑤	原水槽	東側接続口， 使用済燃料ピット	235m	300m	1	1,300m																																																																					
			西側接続口， 使用済燃料ピット	435m	500m	2																																																																						

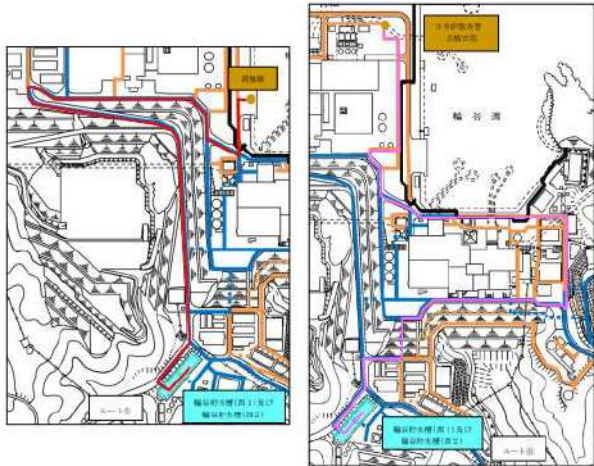
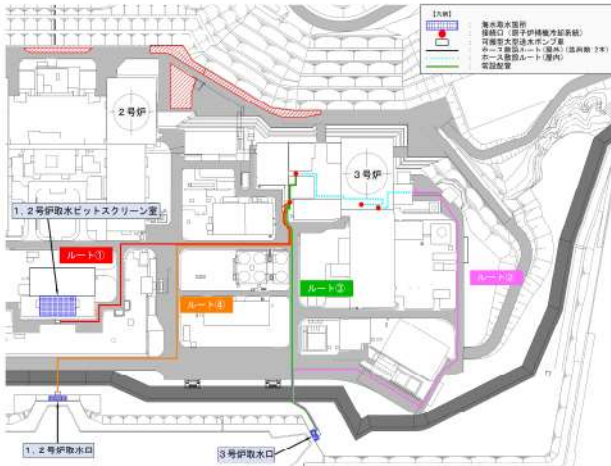
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

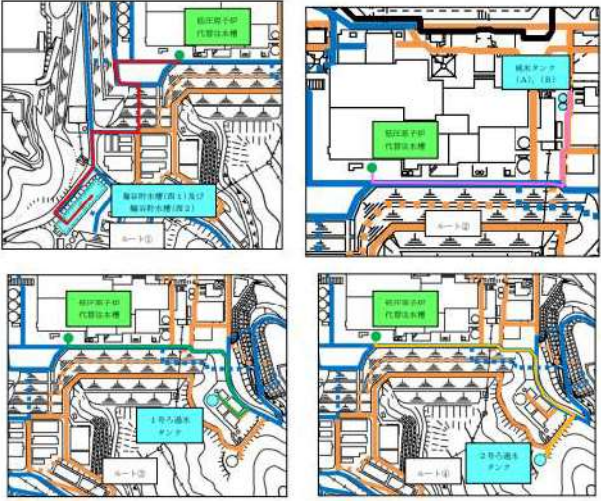
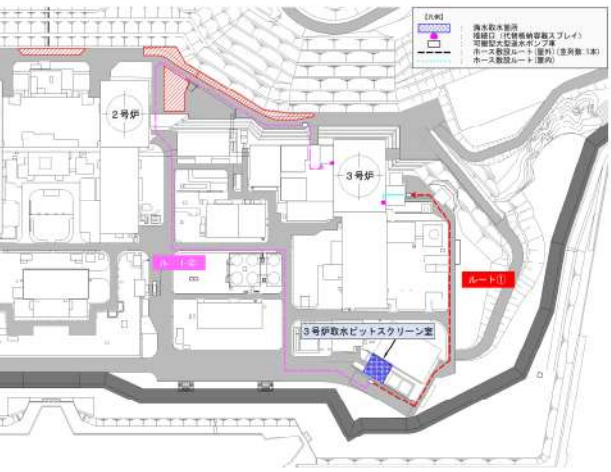
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																		
	 <p data-bbox="728 662 1310 718">第3図 ホース敷設ルート （輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）への補給）（1/2）</p> <p data-bbox="728 774 1310 829">第4表 ホース敷設距離 （輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）への補給）（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="716 845 1321 1045"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>輪谷貯水槽（東1）及び 輪谷貯水槽（東2）</td> <td rowspan="2">輪谷貯水槽 （西1）及び 輪谷貯水槽 （西2）</td> <td>434m</td> <td>455m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>非常用 取水設備</td> <td>1,589m</td> <td>1,610m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>1,574m</td> <td>1,610m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>1号炉取水槽</td> <td>1,954m</td> <td>1,960m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽（東1）及び 輪谷貯水槽（東2）	輪谷貯水槽 （西1）及び 輪谷貯水槽 （西2）	434m	455m	—	ルート②	非常用 取水設備	1,589m	1,610m	—	ルート③	2号炉放水槽	1,574m	1,610m	—	ルート④	1号炉取水槽	1,954m	1,960m	 <p data-bbox="1366 662 1926 694">第2図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却水系統通水）（1/2）</p> <p data-bbox="1366 774 1926 805">第3表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却水系統通水）（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="1344 853 1948 997"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①※1</td> <td rowspan="2">3号炉 取水ビット</td> <td>西側接続口</td> <td>340m</td> <td>400m</td> <td>2</td> <td>800m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②※1</td> <td>東側接続口</td> <td>295m</td> <td>350m</td> <td>2</td> <td>700m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1344 1005 1568 1029">※1：S A手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①※1	3号炉 取水ビット	西側接続口	340m	400m	2	800m	—	ルート②※1	東側接続口	295m	350m	2	700m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																
—	ルート①	輪谷貯水槽（東1）及び 輪谷貯水槽（東2）	輪谷貯水槽 （西1）及び 輪谷貯水槽 （西2）	434m	455m																																																
—	ルート②	非常用 取水設備		1,589m	1,610m																																																
—	ルート③	2号炉放水槽	1,574m	1,610m																																																	
—	ルート④	1号炉取水槽	1,954m	1,960m																																																	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																														
—	ルート①※1	3号炉 取水ビット	西側接続口	340m	400m	2	800m																																														
—	ルート②※1		東側接続口	295m	350m	2	700m																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

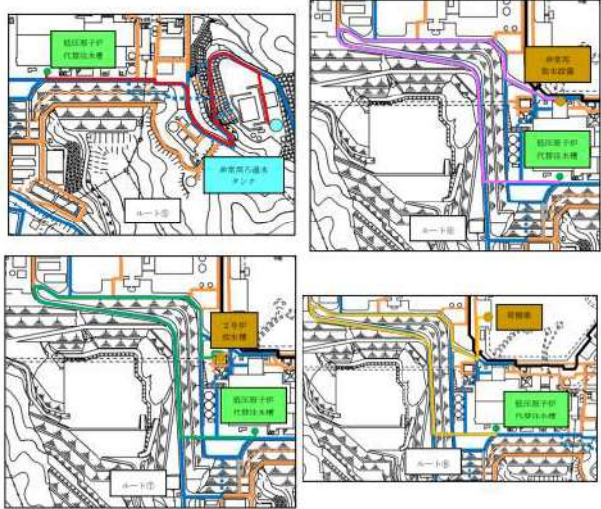
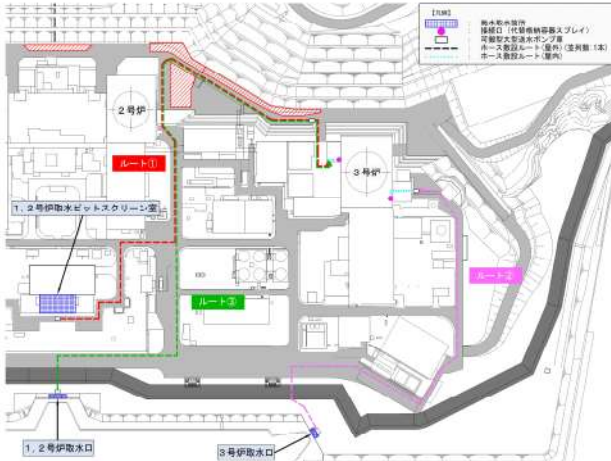
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																									
	 <p>第3図 ホース敷設ルート                      (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)への補給)(2/2)</p> <p>第4表 ホース敷設距離                      (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)への補給)(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="712 813 1321 941"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>荷揚場</td> <td>輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)</td> <td>1,672m</td> <td>1,710m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑥</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td>輪谷貯水槽(西2)</td> <td>1,966m</td> <td>2,010m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)	1,672m	1,710m	—	ルート⑥	3号炉取水管 点検立坑	輪谷貯水槽(西2)	1,966m	2,010m	 <p>第2図 ホース敷設ルート(原子炉補機冷却水系統通水)(2/2)</p> <p>第3表 ホース敷設距離(原子炉補機冷却水系統通水)(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1346 790 1955 1053"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①②</td> <td>1,2号炉 取水ピット スクリーン室</td> <td>西側接続口</td> <td>395m</td> <td>450m</td> <td>2</td> <td>900m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②③</td> <td rowspan="2">3号炉 取水口</td> <td>東側接続口</td> <td>525m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③④</td> <td>西側接続口</td> <td>270m</td> <td>300m</td> <td>2</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④②</td> <td>1,2号炉 取水口</td> <td>西側接続口</td> <td>475m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①②	1,2号炉 取水ピット スクリーン室	西側接続口	395m	450m	2	900m	—	ルート②③	3号炉 取水口	東側接続口	525m	600m	2	1,200m	—	ルート③④	西側接続口	270m	300m	2	600m	—	ルート④②	1,2号炉 取水口	西側接続口	475m	550m	2	1,100m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																							
—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)	1,672m	1,710m																																																							
—	ルート⑥	3号炉取水管 点検立坑	輪谷貯水槽(西2)	1,966m	2,010m																																																							
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																					
—	ルート①②	1,2号炉 取水ピット スクリーン室	西側接続口	395m	450m	2	900m																																																					
—	ルート②③	3号炉 取水口	東側接続口	525m	600m	2	1,200m																																																					
—	ルート③④		西側接続口	270m	300m	2	600m																																																					
—	ルート④②	1,2号炉 取水口	西側接続口	475m	550m	2	1,100m																																																					



女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																		
	 <p data-bbox="712 694 1323 721">第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（1/3）</p> <p data-bbox="712 778 1323 805">第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="712 817 1317 1029"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td rowspan="4">低圧原子炉代替注水槽</td> <td>726m</td> <td>766m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>318m</td> <td>355m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>483m</td> <td>505m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>530m</td> <td>555m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	低圧原子炉代替注水槽	726m	766m	—	ルート②	純水タンク（A）、（B）	318m	355m	—	ルート③	1号ろ過水タンク	483m	505m	—	ルート④	2号ろ過水タンク	530m	555m	 <p data-bbox="1391 694 1912 721">第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレィ）（1/3）</p> <p data-bbox="1391 778 1912 805">第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレィ）（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="1346 817 1955 973"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>東側接続口</td> <td>340m</td> <td>400m</td> <td>1</td> <td>400m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②<sup>※2</sup></td> <td>西側接続口</td> <td>835m</td> <td>950m</td> <td>1</td> <td>950m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1346 976 1568 997">※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート① <sup>※1</sup>	3号炉取水ビットスクリーン室	東側接続口	340m	400m	1	400m	—	ルート② <sup>※2</sup>	西側接続口	835m	950m	1	950m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	低圧原子炉代替注水槽	726m	766m																																																
—	ルート②	純水タンク（A）、（B）		318m	355m																																																
—	ルート③	1号ろ過水タンク		483m	505m																																																
—	ルート④	2号ろ過水タンク		530m	555m																																																
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																														
—	ルート① <sup>※1</sup>	3号炉取水ビットスクリーン室	東側接続口	340m	400m	1	400m																																														
—	ルート② <sup>※2</sup>		西側接続口	835m	950m	1	950m																																														

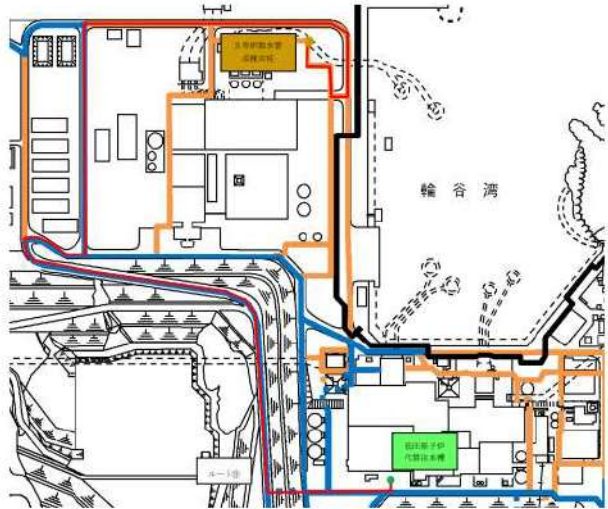
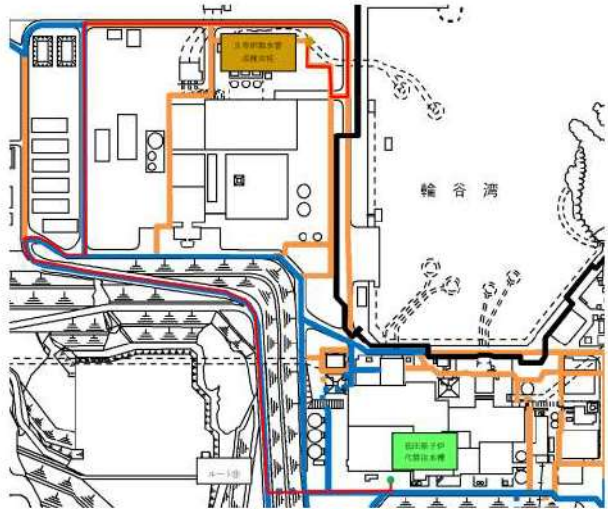
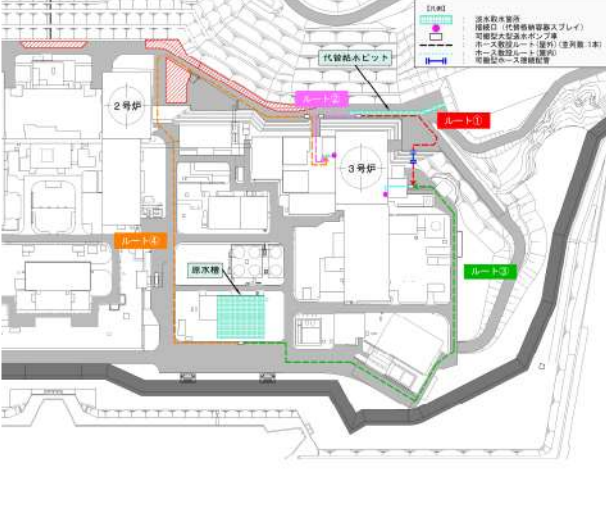
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																											
	 <p data-bbox="703 694 1323 721">第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（2/3）</p> <p data-bbox="703 778 1317 805">第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（2/3）</p> <table border="1" data-bbox="714 805 1317 1008"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td rowspan="4">低圧原子炉代替注水槽</td> <td>907m</td> <td>913m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑥</td> <td>非常用取水設備</td> <td>1,370m</td> <td>1,381m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑦</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>1,354m</td> <td>1,381m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑧</td> <td>荷揚場</td> <td>1,452m</td> <td>1,481m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	低圧原子炉代替注水槽	907m	913m	—	ルート⑥	非常用取水設備	1,370m	1,381m	—	ルート⑦	2号炉放水槽	1,354m	1,381m	—	ルート⑧	荷揚場	1,452m	1,481m	 <p data-bbox="1384 694 1906 721">第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（2/3）</p> <p data-bbox="1384 778 1899 805">第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（2/3）</p> <table border="1" data-bbox="1346 817 1955 1037"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①<sup>※2</sup></td> <td>1, 2号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>西側接続口</td> <td>680m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②<sup>※2</sup></td> <td>3号炉取水口</td> <td>東側接続口</td> <td>525m</td> <td>600m</td> <td>1</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③<sup>※2</sup></td> <td>1, 2号炉取水口</td> <td>西側接続口</td> <td>765m</td> <td>850m</td> <td>1</td> <td>850m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1346 1040 1563 1061">※1：SA手順，※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート① <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水ピットスクリーン室	西側接続口	680m	750m	1	750m	—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口	東側接続口	525m	600m	1	600m	—	ルート③ <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水口	西側接続口	765m	850m	1	850m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																									
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	低圧原子炉代替注水槽	907m	913m																																																									
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,370m	1,381m																																																									
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,354m	1,381m																																																									
—	ルート⑧	荷揚場		1,452m	1,481m																																																									
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																							
—	ルート① <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水ピットスクリーン室	西側接続口	680m	750m	1	750m																																																							
—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口	東側接続口	525m	600m	1	600m																																																							
—	ルート③ <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水口	西側接続口	765m	850m	1	850m																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

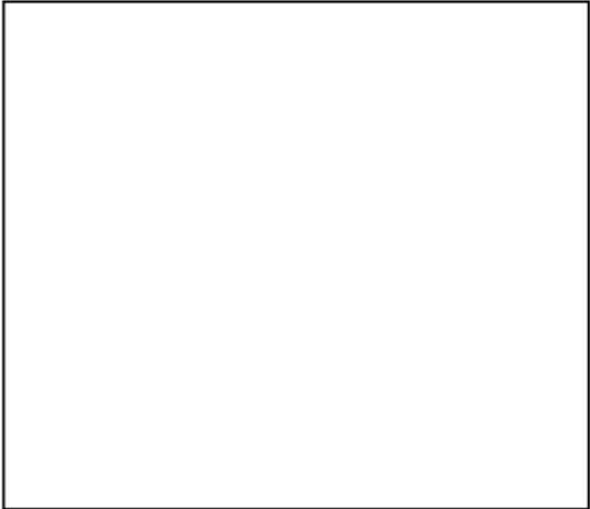
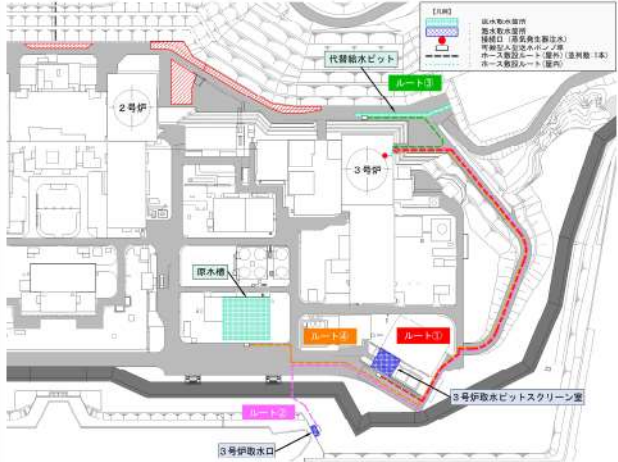
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																								
<p data-bbox="273 108 499 132">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="712 694 1321 718">第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（3/3）</p> <p data-bbox="712 774 1321 798">第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="716 821 1317 901"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td>低圧原子炉代替 注水槽</td> <td>1,694m</td> <td>1,728m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	3号炉取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m	<p data-bbox="907 108 1133 132">島根原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="1388 694 1904 718">第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <p data-bbox="1388 774 1904 798">第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1344 821 1948 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①②</td> <td rowspan="2">代替給水ビット</td> <td>東側接続口</td> <td>170m</td> <td>200m</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②③</td> <td>西側接続口</td> <td>110m</td> <td>150m</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③④</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口</td> <td>515m</td> <td>600m</td> <td>1</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④⑤</td> <td>西側接続口</td> <td>665m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1355 1069 1568 1085">※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①②	代替給水ビット	東側接続口	170m	200m	1	200m	—	ルート②③	西側接続口	110m	150m	1	150m	—	ルート③④	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m	—	ルート④⑤	西側接続口	665m	750m	1	750m	<p data-bbox="1579 108 1720 132">泊発電所3号炉</p>  <p data-bbox="1388 694 1904 718">第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <p data-bbox="1388 774 1904 798">第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1344 821 1948 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①②</td> <td rowspan="2">代替給水ビット</td> <td>東側接続口</td> <td>170m</td> <td>200m</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②③</td> <td>西側接続口</td> <td>110m</td> <td>150m</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③④</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口</td> <td>515m</td> <td>600m</td> <td>1</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④⑤</td> <td>西側接続口</td> <td>665m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1355 1069 1568 1085">※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①②	代替給水ビット	東側接続口	170m	200m	1	200m	—	ルート②③	西側接続口	110m	150m	1	150m	—	ルート③④	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m	—	ルート④⑤	西側接続口	665m	750m	1	750m	<p data-bbox="2027 108 2116 132">差異理由</p>
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																																						
—	ルート⑤	3号炉取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m																																																																																						
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																																				
—	ルート①②	代替給水ビット	東側接続口	170m	200m	1	200m																																																																																				
—	ルート②③		西側接続口	110m	150m	1	150m																																																																																				
—	ルート③④	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m																																																																																				
—	ルート④⑤		西側接続口	665m	750m	1	750m																																																																																				
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																																				
—	ルート①②	代替給水ビット	東側接続口	170m	200m	1	200m																																																																																				
—	ルート②③		西側接続口	110m	150m	1	150m																																																																																				
—	ルート③④	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m																																																																																				
—	ルート④⑤		西側接続口	665m	750m	1	750m																																																																																				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																
	 <p data-bbox="741 695 1296 719">第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（1/3）</p> <p data-bbox="748 783 1290 807">第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="719 818 1317 1029"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td rowspan="4">復水貯蔵タンク</td> <td>712m</td> <td>786m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>491m</td> <td>535m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>655m</td> <td>685m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>703m</td> <td>735m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="882 1070 1312 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>本資料のうち、括弧内の内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	復水貯蔵タンク	712m	786m	—	ルート②	純水タンク（A）、（B）	491m	535m	—	ルート③	1号ろ過水タンク	655m	685m	—	ルート④	2号ろ過水タンク	703m	735m	 <p data-bbox="1447 695 1845 719">第4図 ホース敷設ルート（蒸気発生器注水）</p> <p data-bbox="1453 783 1839 807">第5表 ホース敷設距離（蒸気発生器注水）</p> <table border="1" data-bbox="1346 818 1955 1090"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①<sup>※2</sup></td> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td rowspan="4">可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口</td> <td>480m</td> <td>550m</td> <td>1</td> <td>550m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②<sup>※2</sup></td> <td>3号炉取水口</td> <td>675m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③<sup>※2</sup></td> <td>代替給水ビット</td> <td>160m</td> <td>200m</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④<sup>※2</sup></td> <td>原水槽</td> <td>655m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1352 1094 1570 1114">※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート① <sup>※2</sup>	3号炉取水ビットスクリーン室	可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	480m	550m	1	550m	—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口	675m	750m	1	750m	—	ルート③ <sup>※2</sup>	代替給水ビット	160m	200m	1	200m	—	ルート④ <sup>※2</sup>	原水槽	655m	750m	1	750m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																														
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	復水貯蔵タンク	712m	786m																																																														
—	ルート②	純水タンク（A）、（B）		491m	535m																																																														
—	ルート③	1号ろ過水タンク		655m	685m																																																														
—	ルート④	2号ろ過水タンク		703m	735m																																																														
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																												
—	ルート① <sup>※2</sup>	3号炉取水ビットスクリーン室	可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	480m	550m	1	550m																																																												
—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口		675m	750m	1	750m																																																												
—	ルート③ <sup>※2</sup>	代替給水ビット		160m	200m	1	200m																																																												
—	ルート④ <sup>※2</sup>	原水槽		655m	750m	1	750m																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																											
	<div data-bbox="725 181 1312 679" style="border: 1px solid black; height: 312px; width: 262px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="734 691 1294 716" style="color: blue;">第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（2/3）</div> <div data-bbox="743 777 1285 802" style="color: blue;">第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（2/3）</div> <table border="1" data-bbox="714 804 1317 1007"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑤</td> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">復水貯蔵タンク</td> <td style="text-align: center;">1,086m</td> <td style="text-align: center;">1,085m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑥</td> <td>非常用取水設備</td> <td style="text-align: center;">1,332m</td> <td style="text-align: center;">1,360m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑦</td> <td>2号炉放水槽</td> <td style="text-align: center;">1,316m</td> <td style="text-align: center;">1,360m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑧</td> <td>1号炉取水槽</td> <td style="text-align: center;">1,697m</td> <td style="text-align: center;">1,760m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="882 1038 1312 1066" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	復水貯蔵タンク	1,086m	1,085m	—	ルート⑥	非常用取水設備	1,332m	1,360m	—	ルート⑦	2号炉放水槽	1,316m	1,360m	—	ルート⑧	1号炉取水槽	1,697m	1,760m		
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																									
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	復水貯蔵タンク	1,086m	1,085m																									
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,332m	1,360m																									
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,316m	1,360m																									
—	ルート⑧	1号炉取水槽		1,697m	1,760m																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																	
	<div data-bbox="728 167 1310 726" style="border: 1px solid black; height: 350px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="739 750 1299 774">第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（3/3）</p> <p data-bbox="750 837 1288 861">第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="721 877 1317 997"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>逆水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート㉑</td> <td>荷揚場</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">復水貯蔵 タンク</td> <td style="text-align: center;">1,415m</td> <td style="text-align: center;">1,460m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート㉒</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td style="text-align: center;">1,560m</td> <td style="text-align: center;">1,590m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="891 1029 1321 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	凡例	ルート	水源	逆水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート㉑	荷揚場	復水貯蔵 タンク	1,415m	1,460m	—	ルート㉒	3号炉取水管 点検立坑	1,560m	1,590m		
凡例	ルート	水源	逆水先	敷設距離	必要長さ															
—	ルート㉑	荷揚場	復水貯蔵 タンク	1,415m	1,460m															
—	ルート㉒	3号炉取水管 点検立坑		1,560m	1,590m															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

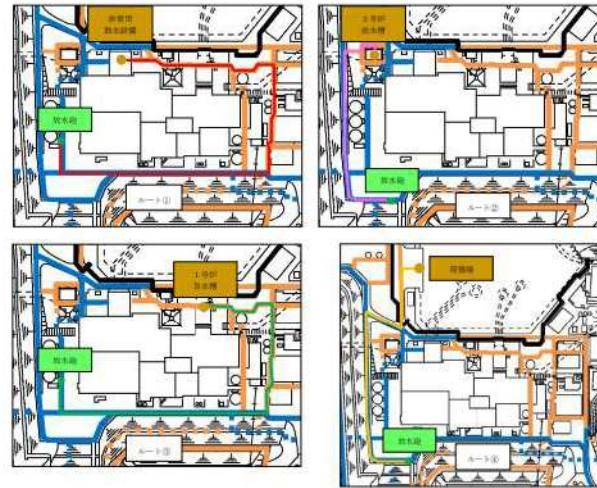
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



第6図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）

第7表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	放水砲	747m	755m
—	ルート②	2号炉放水槽		330m	365m
—	ルート③	1号炉取水槽		643m	650m
—	ルート④	荷揚場		545m	550m



第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(1/2)

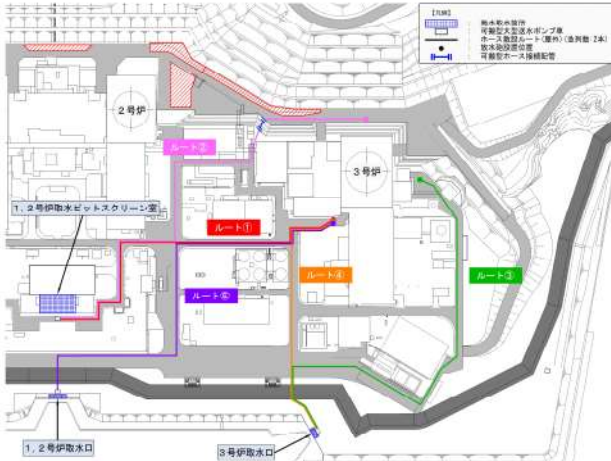
第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(1/2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート① <sup>※1</sup>	3号炉取水ビットスクリーン室	放水砲	335m	400m	2	800m
—	ルート② <sup>※2</sup>			470m	550m	2	1,100m
—	ルート③ <sup>※1</sup>			305m	350m	2	700m
—	ルート④ <sup>※2</sup>			530m	600m	2	1,200m

※1：SA手順。 ※2：自主手順


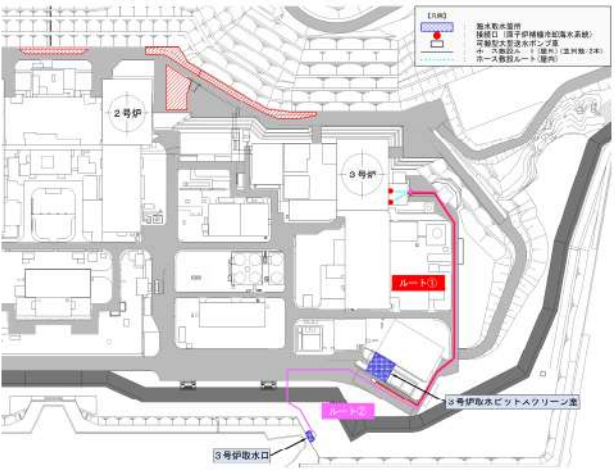
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																										
		 <p>第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(2/2)</p> <p>第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1346 783 1955 1075"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①<sup>※2</sup></td> <td rowspan="2">1, 2号炉取水ピット スクリーン室</td> <td rowspan="6">放水砲</td> <td>410m</td> <td>500m</td> <td>2</td> <td>1,000m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②<sup>※2</sup></td> <td>540m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③<sup>※2</sup></td> <td rowspan="2">3号炉取水口</td> <td>520m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④<sup>※2</sup></td> <td>285m</td> <td>350m</td> <td>2</td> <td>700m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤<sup>※2</sup></td> <td>1, 2号炉取水口</td> <td>490m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：SA手順、※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート① <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水ピット スクリーン室	放水砲	410m	500m	2	1,000m	—	ルート② <sup>※2</sup>	540m	600m	2	1,200m	—	ルート③ <sup>※2</sup>	3号炉取水口	520m	600m	2	1,200m	—	ルート④ <sup>※2</sup>	285m	350m	2	700m	—	ルート⑤ <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水口	490m	550m	2	1,100m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																						
—	ルート① <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水ピット スクリーン室	放水砲	410m	500m	2	1,000m																																						
—	ルート② <sup>※2</sup>			540m	600m	2	1,200m																																						
—	ルート③ <sup>※2</sup>	3号炉取水口		520m	600m	2	1,200m																																						
—	ルート④ <sup>※2</sup>			285m	350m	2	700m																																						
—	ルート⑤ <sup>※2</sup>	1, 2号炉取水口		490m	550m	2	1,100m																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																		
	 <p data-bbox="712 721 1317 774">第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送）（1/2）</p> <p data-bbox="712 810 1317 863">第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送）（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="721 874 1317 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>非常用取水設備</td> <td rowspan="4">移動式代替熱交換設備</td> <td>908m</td> <td>925m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>388m</td> <td>425m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号炉取水槽</td> <td>816m</td> <td>825m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>荷揚場</td> <td>603m</td> <td>625m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m	—	ルート②	2号炉放水槽	388m	425m	—	ルート③	1号炉取水槽	816m	825m	—	ルート④	荷揚場	603m	625m	 <p data-bbox="1384 721 1899 746">第6図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却海水系統通水）</p> <p data-bbox="1384 810 1899 836">第7表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却海水系統通水）</p> <table border="1" data-bbox="1352 880 1957 1053"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①<sup>※1</sup></td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td rowspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口 又はB母管接続口</td> <td>345m</td> <td>400m</td> <td>2</td> <td>800m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②<sup>※2</sup></td> <td>3号炉取水口</td> <td>535m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1352 1056 1568 1077">※1：SA手順。 ※2：自主手順</p>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート① <sup>※1</sup>	3号炉取水ピットスクリーン室	可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口 又はB母管接続口	345m	400m	2	800m	—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口	535m	600m	2	1,200m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																
—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m																																																
—	ルート②	2号炉放水槽		388m	425m																																																
—	ルート③	1号炉取水槽		816m	825m																																																
—	ルート④	荷揚場		603m	625m																																																
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																														
—	ルート① <sup>※1</sup>	3号炉取水ピットスクリーン室	可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口 又はB母管接続口	345m	400m	2	800m																																														
—	ルート② <sup>※2</sup>	3号炉取水口		535m	600m	2	1,200m																																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
	<p>第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （2/2）</p> <p>第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （2/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑧</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td>移動式代替 熱交換設備</td> <td>1,529m</td> <td>1,576m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑧	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,576m		
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ										
—	ルート⑧	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,576m										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第9図 ホースコンテナ及び伸展車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	伸展車数	配備イメージ
低圧代替注水 及び水頭補給	2,776m	—	中型ホース伸展車 (150A) 【ホース950m】 1台	第2・第3保管エリアに同数配備  ホース伸展車
			大型ホース伸展車 (150A) 【ホース1,050m】 2台	第1・第4保管エリアに同数配備  ホース伸展車
放射性物質拡散 抑制	755m	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース伸展車 (300A) 1台	第4保管エリアに同数配備  ホース伸展車
			大型ホース伸展車 (300A) 1台	第1・第4保管エリアに同数配備  ホース伸展車
最終ヒートシンク への 代替熱輸送	1,575m	コンテナ2基 (820m/1基)	—	コンテナ 

第8表 ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	ホース延長・回収車	配備イメージ
代替炉心注水、補助給水ピット 補給、使用済燃料ピット注水	1,700m	—	ホース延長・回収車 (送水車用) 【ホース(150A) 1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a), 51m 倉庫・車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車 (送水車用)
			ホース延長・回収車 (送水車用) 【ホース(150A) 1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a), 51m 倉庫・車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車 (送水車用)
原子炉補機冷却水系統通水	800m	—	ホース延長・回収車 (放水車用) 1台	1, 2号炉北側31mエリア, 51m倉庫・ 車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車 (放水車用)
			コンテナ2基 【ホース(300A) 400m/1基】	コンテナ 

【島根】記載内容の相違・用途に応じた使用するホース長さ、コンテナ基数、車両台数の相違。

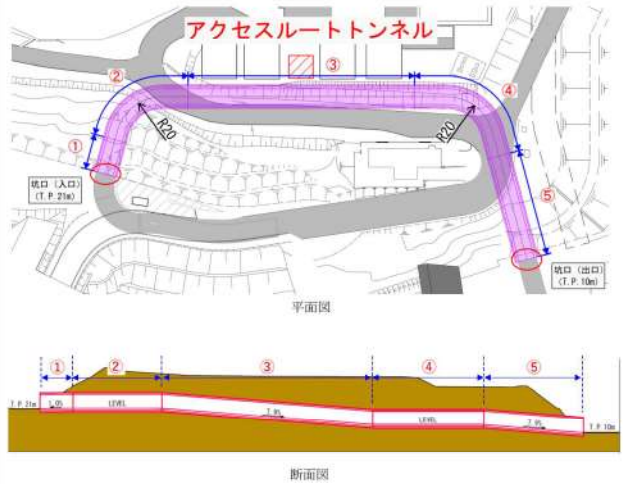
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由										
該当箇所無し	該当箇所無し	<p style="text-align: right;">補足資料(23)</p> <p>アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について</p> <p>アクセスルートトンネルの仕様は第1表のとおりであり、勾配、幅員、曲線部における設計の考慮事項を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートトンネルの仕様</p> <table border="1" data-bbox="1346 376 1951 715"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造及び形状</td> <td>鉄筋コンクリート造、馬蹄形トンネル</td> </tr> <tr> <td>断面形状（内空）</td> <td>幅：約8.7m 高さ：約6.3m 曲線半径：R20m（第1図の②、④部）</td> </tr> <tr> <td>縦断勾配</td> <td>1.0%、7.9%</td> </tr> <tr> <td>通行する車両 （最大となる可搬型設備・重機）</td> <td>・可搬型代替電源車 幅：約3.0m、高さ：約5.0m、全長：約16.6m ・ホイールローダ 幅：約3.4m、高さ：約3.4m、全長：約7.2m ・バックホウ 幅：約3.2m、高さ：約3.2m、全長：約9.6m</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	構造及び形状	鉄筋コンクリート造、馬蹄形トンネル	断面形状（内空）	幅：約8.7m 高さ：約6.3m 曲線半径：R20m（第1図の②、④部）	縦断勾配	1.0%、7.9%	通行する車両 （最大となる可搬型設備・重機）	・可搬型代替電源車 幅：約3.0m、高さ：約5.0m、全長：約16.6m ・ホイールローダ 幅：約3.4m、高さ：約3.4m、全長：約7.2m ・バックホウ 幅：約3.2m、高さ：約3.2m、全長：約9.6m	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊固有の補足資料。</p>
項目	仕様												
構造及び形状	鉄筋コンクリート造、馬蹄形トンネル												
断面形状（内空）	幅：約8.7m 高さ：約6.3m 曲線半径：R20m（第1図の②、④部）												
縦断勾配	1.0%、7.9%												
通行する車両 （最大となる可搬型設備・重機）	・可搬型代替電源車 幅：約3.0m、高さ：約5.0m、全長：約16.6m ・ホイールローダ 幅：約3.4m、高さ：約3.4m、全長：約7.2m ・バックホウ 幅：約3.2m、高さ：約3.2m、全長：約9.6m												



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>1. トンネルの勾配                      アクセスルートトンネルの勾配は、最大7.9%であるため、車両が登坂可能な勾配である12%*を下回る（第1図参照）。                      ※：車両重量が最も大きい可搬型代替電源車の登坂可能な勾配は12%である。</p>  <p>第1図 アクセスルートトンネルの平面図及び断面図</p>	

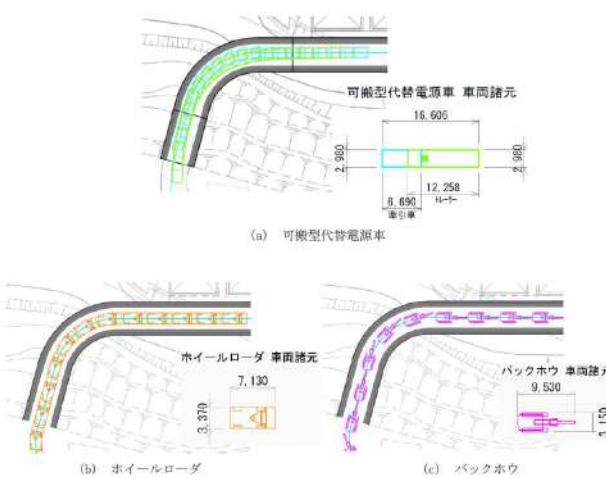
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>2. トンネルの内空                      アクセスルートトンネルの内空は、重機を含めた通行車両に対し余裕のある幅員、高さを確保している（第2図参照）。                      なお、トンネルの入城及び退城の際は、緊急時対策所又は中央制御室へ連絡する運用とすることから、トンネル内での車両のすれ違いは発生しない。                      重大事故等時における車両の通行量について別紙(26)に、屋外での通信機器通話状況の確認結果について補足資料(6)に示す。</p> <p>(a) 可搬型代替電源車                      (b) ホイールローダ                      (c) バックホウ</p> <p>第2図 アクセスルートトンネルの断面図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>3. トンネルの曲線部                      アクセスルートトンネルの曲線部は、可搬型設備のうち車幅・延長が最大となる可搬型代替電源車及び重機（ホイールローダ及びバックホウ）の通行性を考慮している（第3図参照）。</p>  <p>(a) 可搬型代替電源車                      (b) ホイールローダ                      (c) バックホウ</p> <p>第3図 トンネル曲線部における車両の軌跡図（第1図の②部）</p>	

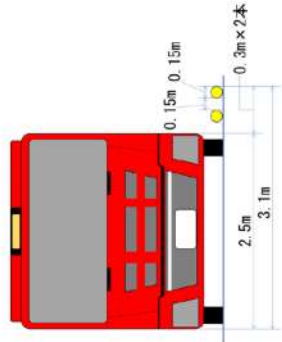
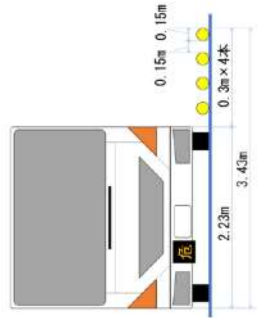
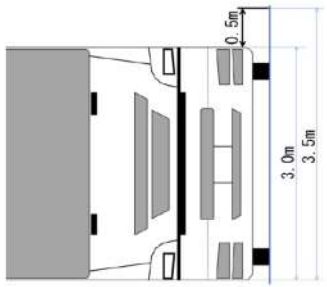


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当箇所無し</p>	<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;"><b>補足資料(24)</b></p> <p style="text-align: center;">可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について</p> <p>可搬型設備の通行に必要な道路幅3.5mは、最大車幅の可搬型代替電源車約3.0mに余裕を考慮して設定している。可搬型設備の通行に必要な道路幅の設定の考え方について整理した結果を以下に示す。</p> <p>1. 道路幅の設定の考え方</p> <p>有効性評価のうちホース敷設幅が最も広がるシナリオ*を想定した場合においても、通行する可搬型設備の車両幅2.23m及びホース敷設幅1.2m（150Aホース計4本敷設した場合の占有幅0.6mに余裕を考慮）の合計は3.43mとなる。</p> <p>※：全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失、券囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</p> <p>そのため、可搬型設備のうち最大車幅である可搬型代替電源車3.0mに余裕を見て設定した道路幅3.5mを確保しておけば、有効性評価において期待している可搬型設備の移動及びホース敷設は可能である（第1図参照）。</p> <p>有効性評価において使用する可搬型設備とホース敷設状況を第2図及び第3図に示す。</p> <p>なお、可搬型代替電源車については、有効性評価で使用する設備ではないが、仮に使用することになった場合においても、当該車両はホース敷設前に通行すると想定されることから影響はない。</p>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違</p> <p>・泊は可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方を明確化している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; width: 100%; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>有効性評価において使用する可搬型設備の車両幅とホース敷設幅を考慮した場合の道路幅</p> <p>(a) 可搬型大型送水ポンプ車 又は ホース延長・回収車（送水車用） 通行時</p>  </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>(b) 可搬型タンクローリー 通行時</p>  </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>最大車両幅の可搬型代替電源車に余裕を考慮した場合の道路幅</p> <p>(c) 可搬型代替電源車 通行時</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方</p> </div>	





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導路</li> <li>可搬型タンクローリー移動ルート</li> <li>可搬型タンクローリー移動ルート</li> <li>可搬型タンクローリー移動ルート</li> <li>ホースフリッグ</li> <li>建屋外又は建屋敷内用北シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続</li> <li>建屋外又は建屋敷内用北シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続</li> <li>建屋外又は建屋敷内用北シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続</li> <li>建屋外又は建屋敷内用北シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続、建屋外敷内シフトへの接続</li> </ul> <p>東側+ホースの上層部 が大きくなる範囲</p> <p>3号炉原子炉建屋東側を経由したルートを選定した場合</p> <p>3号炉原子炉建屋西側を経由したルートを選定した場合</p> <p>第3図 可搬型タンクローリー通行時のホース敷設状況</p>	<p>差異理由</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																							
該当箇所無し	該当箇所無し	<p style="text-align: right;">補足資料(25)</p> <p>第1098回審査会合（令和4年12月6日）からの                      主要な変更点について</p> <p>第1098回審査会合（令和4年12月6日）からの主な変更点を以下に示す。</p> <p>1. 可搬型設備の位置付け、台数及び保管場所の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価において期待しているホース延長・回収車（送水車）の位置付けを自主対策設備から重大事故等対処設備に変更することに伴い、配置数を4台から6台に変更する。</li> <li>可搬型水中ポンプ（地下水低下設備が機能喪失した場合に復旧作業を行うために必要な資機材）の配置箇所の設定に伴い、可搬型直流電源用発電機の保守点検時の予備の保管場所を1、2号炉北側31mエリアから展望台行管理道路脇西側60mエリアに変更する。</li> <li>重大事故等対処設備に位置付けた集水樹シルトフェンスを新たに配備する。</li> <li>放射性物質吸着剤の位置付けを重大事故等対処設備から自主対策設備に変更し、保管場所をT.P.10m集水樹から51m倉庫・車庫エリアに変更する。</li> </ul> <p>第1表 可搬型設備の位置付け、台数及び保管場所の変更 一覧</p> <table border="1" data-bbox="1346 831 1955 1075"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置数</th> <th colspan="6">保管場所</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>展望台行管理道路脇西側60mエリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等 対処設備 (2号炉設備)</td> <td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td> <td>6台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重大事故等 対処設備 (2号炉設備)</td> <td>可搬型直流 電源用発電機</td> <td>4台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重大事故等 対処設備 (4号炉設備)</td> <td>集水樹シルト フェンス</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自主対策設備</td> <td>放射性物質 吸着剤</td> <td>3式</td> <td colspan="6">51m倉庫・車庫エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">下線部：変更箇所</p>	分類	設備名	配置数	保管場所						51m倉庫・車庫エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	展望台行管理道路脇西側60mエリア	緊急時対策所エリア	重大事故等 対処設備 (2号炉設備)	ホース延長・回収車 (送水車用)	6台	2台	—	—	2台	1台	1台	—	重大事故等 対処設備 (2号炉設備)	可搬型直流 電源用発電機	4台	—	1台	—	1台	1台	1台	—	重大事故等 対処設備 (4号炉設備)	集水樹シルト フェンス	3組	1組	—	—	2組	—	—	—	自主対策設備	放射性物質 吸着剤	3式	51m倉庫・車庫エリア						
分類	設備名	配置数				保管場所																																																				
			51m倉庫・車庫エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	展望台行管理道路脇西側60mエリア	緊急時対策所エリア																																																	
重大事故等 対処設備 (2号炉設備)	ホース延長・回収車 (送水車用)	6台	2台	—	—	2台	1台	1台	—																																																	
重大事故等 対処設備 (2号炉設備)	可搬型直流 電源用発電機	4台	—	1台	—	1台	1台	1台	—																																																	
重大事故等 対処設備 (4号炉設備)	集水樹シルト フェンス	3組	1組	—	—	2組	—	—	—																																																	
自主対策設備	放射性物質 吸着剤	3式	51m倉庫・車庫エリア																																																							

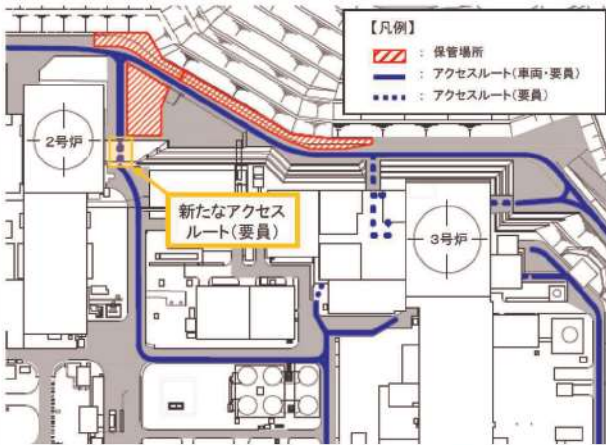

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>2. アクセスルート仮復旧作業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外作業の有効性評価の制限時間に対する余裕時間を確保するため、51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートが周辺斜面の崩壊影響を受けないよう道路の拡幅を行うこととした。（第1図参照）</li> <li>・これにより、アクセスルート復旧作業なしで可搬型設備の通行が可能となる。</li> </ul> <div data-bbox="1344 375 1960 678" data-label="Figure"> </div> <p>第1図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの道路拡幅イメージ</p>	



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>3. アクセスルート（要員）の追加及びホース敷設ルートの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2号炉脇の法面箇所については、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検を行うための固定梯子を設置し、アクセスルート（要員）を確保する。（第2図参照）</li> <li>使用済燃料ピット注水のホース敷設ルートのうち3号原子炉建屋東側を経由したルートについては、3号炉脇の法面箇所を通行しないルートに変更する。（第3図参照）</li> </ul>  <p>第2図 アクセスルート（要員）の追加（2号炉脇の法面箇所）</p>  <p>第3図 ホース敷設ルート変更（使用済燃料ピット注水）</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>4. 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3号炉原子炉建屋西側を経由したルートは3号炉タービン建屋を一部通行するルートを設定していたが、女川2号炉における審査実績を踏まえ、地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を考慮して、3号炉タービン建屋を通行しないルートに設定変更している。（第4図参照）</li> <li>・設定変更したルートを使用する以下①、②手順について、要員、想定時間、ホース圧損等の成立性の確認を行った。</li> </ul> <p>①：原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）                  ②：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>3号炉タービン建屋を一部通行する</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●：ホース接続箇所</li> <li>—：屋外のアクセスルート（車両・要員）</li> <li>- - -：屋外のアクセスルート（要員）</li> <li>—：屋内のアクセスルート</li> </ul> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●：ホース接続箇所</li> <li>—：屋外のアクセスルート（車両・要員）</li> <li>- - -：屋外のアクセスルート（要員）</li> <li>—：屋内のアクセスルート</li> </ul>	<p>第4図 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

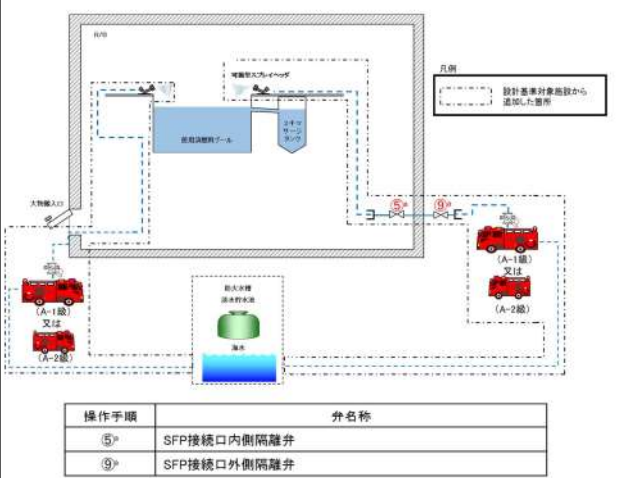
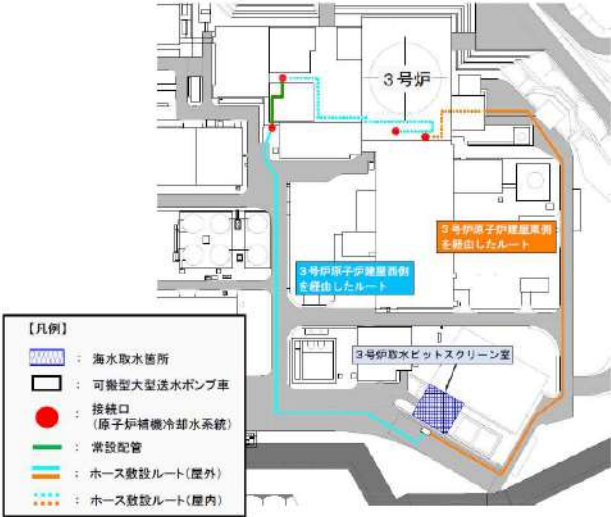
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>(1) 原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の手順の成立性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該手順のルート設定変更の結果を第5図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第2表に示す。</li> <li>・ホース敷設等の作業量の増加により要員数を従来の3人から6人に増員させる必要があるが、想定時間である4時間10分に変更はなく、この想定時間内（所要時間目安：2時間55分）に対応可能であることを確認した。要員数の変更による有効性評価の成立性への影響については第6図に示す。</li> <li>・原子炉補機冷却水系統への通水に必要な流量は、ホース・配管圧損を考慮しても必要な流量が確保可能であることを確認した。</li> <li>・災害対策要員を3人から6人に増員したが、災害対策要員の総数7人に変更がなく有効性評価の成立性に影響がないことを第6図のとおり確認した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶有効性評価のうち本手順の制限時間が最も短い「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」を代表として記載した。</li> </ul> </li> <li>・以上のことから、有効性評価の成立性に影響がないことを確認した。</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

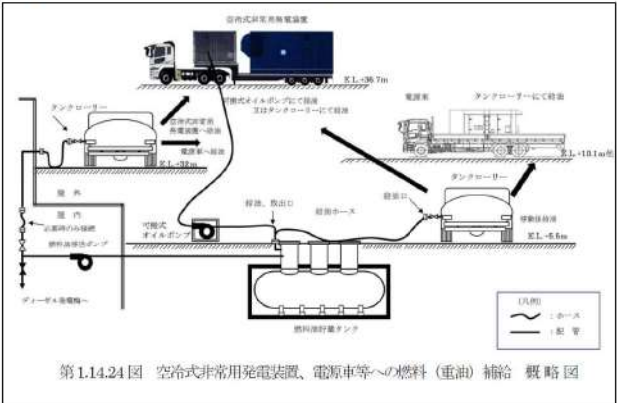

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																		
	<p>【柏崎刈羽6, 7号炉のまとめ資料（技術的能力1.11）より転載】</p>  <p>第1.11.8図 燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへの注水（淡水/海水） 概要図</p>	 <p>第5図 原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の概略図</p> <p>第2表 原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）作業の設定変更の結果</p> <table border="1" data-bbox="1346 810 1955 1058"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員数</td> <td>災害対策要員3人</td> <td>災害対策要員6人</td> </tr> <tr> <td>所要時間目安</td> <td>3時間</td> <td>2時間55分</td> </tr> <tr> <td>想定時間</td> <td>4時間10分</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統成立性</td> <td>187.5m<sup>3</sup>/h以上 確保可能</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>タイムチャート</td> <td colspan="2">変更あり（詳細を第6図に記載）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">下線部：変更箇所</p>		変更前	変更後	要員数	災害対策要員3人	災害対策要員6人	所要時間目安	3時間	2時間55分	想定時間	4時間10分	変更なし	系統成立性	187.5m <sup>3</sup> /h以上 確保可能	変更なし	タイムチャート	変更あり（詳細を第6図に記載）		<p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋西側を經由したホースルートについては、一部、常設配管を經由して屋内の接続口に接続する設計としている。（原子炉建屋の外から水を供給するためのホースルートのうち屋外から屋内に接続する経路について一部、常設配管を經由してホースを敷設する設計については柏崎と同様）</li> </ul>
	変更前	変更後																			
要員数	災害対策要員3人	災害対策要員6人																			
所要時間目安	3時間	2時間55分																			
想定時間	4時間10分	変更なし																			
系統成立性	187.5m <sup>3</sup> /h以上 確保可能	変更なし																			
タイムチャート	変更あり（詳細を第6図に記載）																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>差異理由</p> <p>第6図「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の作業と所要時間（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）（抜粋）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																				
	<p>【美浜3号炉のまとめ資料（技術的能力1.14）より転載】</p>  <p>第1.14.24図 空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給 概略図</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給の手順の成立性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該手順のルート設定変更の結果を第7図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第3表に示す。</li> <li>・ホース敷設等の作業量の増加により所要時間が増加するが、要員数3人及び想定時間である3時間内（所要時間目安：2時間18分）に対応可能であることを確認した。</li> <li>・要員数及び想定時間に変更がないことからタイムチャートに変更がないことを確認した。</li> <li>・燃料補給に必要な流量は、ホース・配管等の圧損を考慮しても確保可能であることを確認した。</li> <li>・以上のことから、本変更に伴う作業の成立性に影響がないことを確認した。</li> </ul>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□：可搬型タンクローリー</li> <li>●：接続口（燃料汲み上げ用）</li> <li>—：常設配管</li> <li>—：ホース敷設ルート（屋外）</li> <li>—：ホース敷設ルート（屋内）</li> <li>—：アクセスルート</li> </ul> <p>燃料油移送ポンプを用いた燃料油貯蔵タンクからの汲み上げに係るルート（本手順）</p> <p>燃料油貯蔵タンクからの直接汲み上げに係るルート（別手順）</p> <p>第7図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給のルート概略図</p> <p>第3表 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給手順の設定変更の結果</p> <table border="1" data-bbox="1344 1114 1957 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要員数</td> <td>運転員 1人</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>事務局員 2人</td> </tr> <tr> <td>合計 3人</td> </tr> <tr> <td>所要時間目安</td> <td>2時間3分</td> <td>2時間18分</td> </tr> <tr> <td>想定時間</td> <td>3時間</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>系統成立性</td> <td>6m<sup>3</sup>/h以上確保可能</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>タイムチャート</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>下線部：変更箇所</p>		変更前	変更後	要員数	運転員 1人	変更なし	事務局員 2人	合計 3人	所要時間目安	2時間3分	2時間18分	想定時間	3時間	変更なし	系統成立性	6m <sup>3</sup> /h以上確保可能	変更なし	タイムチャート	変更なし		<p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、燃料油移送ポンプを用いた燃料油貯蔵タンクからの燃料汲み上げのためのホースルートについて一部、常設配管を経由したルートを設定しており、燃料の直接汲み上げ手順のみを整備している女川、島根と異なっている。（美浜3号炉と同様）</li> </ul>
	変更前	変更後																					
要員数	運転員 1人	変更なし																					
	事務局員 2人																						
	合計 3人																						
所要時間目安	2時間3分	2時間18分																					
想定時間	3時間	変更なし																					
系統成立性	6m <sup>3</sup> /h以上確保可能	変更なし																					
タイムチャート	変更なし																						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>5. 屋内のアクセスルートのうち地震による内部溢水の水位評価概要図の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）の評価方針及び先行審査実績を確認し、屋内のアクセスルートにおける溢水水位の評価方法を記載した水位評価概要図を以下のとおり変更した（第8図（変更後））。</li> <li>➤第9条の溢水水位の評価方針では、目皿の排水及びサンプタンクへの流入に期待せず水位を評価している（第9図及び第4表）。アクセスルートの溢水評価もこれと同様の評価方針であるにもかかわらず、説明資料で示した水位評価概要図（第8図（変更前））では目皿の排水及びサンプタンクに期待する図となっていたことから、評価方針と整合するよう適正化した。</li> <li>➤一方、両者の評価方針については、第9条における溢水評価では、評価対象の階層においては床開口部の流下に期待せず、さらにその上の層階における溢水量（全量）を含めて溢水水位として設定することに対して、アクセスルートでの溢水評価では、より現実的な想定で、評価対象の階層においては床開口部からの流下に期待するとともに、当該箇所の最大堰高さを溢水水位として設定する点で相違している。このため、この相違点が明確となるよう溢水水位評価概要図を適正化した。</li> </ul> <div data-bbox="1341 778 1957 1040"> </div> <p>第8図 アクセスルートの溢水水位評価概要図の変更内容</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
		<div data-bbox="1346 150 1955 703"> <p>第9条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>上部の階層で発生した溢水量の全量が入流する。</p> <p>評価する階層においては、床開口部からの流下には期待せず、全量滞留する。</p> <p>溢水防護区画</p> <p>目皿の排水には期待しない。</p> <p>上層階を評価する場合</p> <p>止水に期待できる設備により溢水は流入しない。</p> <p>上部の階層で発生した溢水量の全量が入流する。</p> <p>溢水防護区画</p> <p>サンプタンクには期待しない。</p> <p>最地下階を評価する場合</p> </div> <p>第9図 第9条における溢水水位評価概要図</p> <p>第4表 第9条とアクセスルートと比較</p> <table border="1" data-bbox="1346 820 1955 1114"> <thead> <tr> <th></th> <th>第9条 （溢水による損傷の防止等）</th> <th>第4表、技能1.0 （アクセスルート）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価対象範囲</td> <td>溢水防護区画</td> <td>アクセスルートエリア<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水源</td> <td>地震により故障する機器 使用済燃料ピット（スロッシング）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水量</td> <td>設備の破損が複数箇所同時発生すること</td> <td>第9条を踏まえる（第9条と整合）</td> </tr> <tr> <td>溢水伝播経路</td> <td>床開口部（階層等）及び溢水影響評価において期待することのできる設備（堰等）の抽出を行い設定（溢水伝播経路図）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">溢水水位</td> <td>上層階の水位設定</td> <td>複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出</td> </tr> <tr> <td>目皿の排水</td> <td>期待しない</td> </tr> <tr> <td>床開口部からの流下</td> <td>期待しない</td> </tr> <tr> <td>最地下階の水位設定</td> <td>複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出</td> <td>伝播経路上にある溢水源の全溢水量とアクセスルートエリアの滞留面積から算出した水位を設定<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>評価基準</td> <td>溢水水位&lt;機器喪失高さ</td> <td>溢水水位&lt;通行困難な水位<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第9条と評価の観点が見異なるため相違している。                  ※2：重大事故等時の要員の通行性を評価するアクセスルートでは現実的な想定で床開口部からの流下に期待している。</p>		第9条 （溢水による損傷の防止等）	第4表、技能1.0 （アクセスルート）	評価対象範囲	溢水防護区画	アクセスルートエリア <sup>※1</sup>	溢水源	地震により故障する機器 使用済燃料ピット（スロッシング）		溢水量	設備の破損が複数箇所同時発生すること	第9条を踏まえる（第9条と整合）	溢水伝播経路	床開口部（階層等）及び溢水影響評価において期待することのできる設備（堰等）の抽出を行い設定（溢水伝播経路図）		溢水水位	上層階の水位設定	複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出	目皿の排水	期待しない	床開口部からの流下	期待しない	最地下階の水位設定	複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出	伝播経路上にある溢水源の全溢水量とアクセスルートエリアの滞留面積から算出した水位を設定 <sup>※2</sup>	評価基準	溢水水位<機器喪失高さ	溢水水位<通行困難な水位 <sup>※1</sup>	
	第9条 （溢水による損傷の防止等）	第4表、技能1.0 （アクセスルート）																													
評価対象範囲	溢水防護区画	アクセスルートエリア <sup>※1</sup>																													
溢水源	地震により故障する機器 使用済燃料ピット（スロッシング）																														
溢水量	設備の破損が複数箇所同時発生すること	第9条を踏まえる（第9条と整合）																													
溢水伝播経路	床開口部（階層等）及び溢水影響評価において期待することのできる設備（堰等）の抽出を行い設定（溢水伝播経路図）																														
溢水水位	上層階の水位設定	複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出																													
	目皿の排水	期待しない																													
	床開口部からの流下	期待しない																													
最地下階の水位設定	複数ある伝播経路のうち溢水防護区画の水位が最も高くなるよう溢水経路を設定し、この場合の溢水量と滞留面積から水位算出	伝播経路上にある溢水源の全溢水量とアクセスルートエリアの滞留面積から算出した水位を設定 <sup>※2</sup>																													
評価基準	溢水水位<機器喪失高さ	溢水水位<通行困難な水位 <sup>※1</sup>																													